

欧州委員会が SUP、1616、PPWR 各下位法等に示した域内・域外への対策

(一財) 化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター 石動正和

欧州委員会は、2025 年末～2026 年初にかけ、シングルユースプラスチック (SUP) 指令、リサイクル規則 2022/1616、包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) の下位法等に域内・域外への様々な対策を示した。欧州プラスチック業界が厳しい経済環境にある中、域内品への保護、域外品への規制強化が意図されている。

政策資料	主に域内への対策 (域外にも係る)	主に域外への対策
欧州委員会「EU 登録簿の管理、適合文書、及び執行に係るその他の事項に関し、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品規則 (EU) 2022/1616 を改正する XXX 付欧州委員会規則 (EU) …/…」 (2025.11) (非公開だが検索ツールにより確認) (→ p.3)	●電子登録システム導入	●PET のメカニカルリサイクル (MR) を対象に税関商品コードを導入 ●適合宣言 (DoC) に、A (プロセス)、B (払出し品) に加え、新たに C (部品) と D (分別回収品) を導入 ●所管の官庁 (CA) の要求により 3 営業日までに説明資料 (SD) 提出を義務化
欧州委員会「包装及び包装廃棄物規則 (EU) 2025/40 のいくつかの措置を解釈する欧州委員会通知」 (2025.12.9) (非公開だが検索ツールにより確認) (→ p.31)	●PPWR 条文解釈	
欧州委員会政策パッケージ「環境法における行政負担の簡素化」 (2025.12.10) (→ p.84)	●PPWR と SUP 指令の下、EPR 制度に係る公認代理人制度の運用を 2035 年 1 月 1 日まで延期	
欧州委員会「欧州の循環型経	●メカニカルリサイクルと	●PET を対象に、中国にア

<p>済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」(2025.12.23) (→p.159)</p>	<p>溶剤ベースリサイクル品に「プラスチック廃棄物がEU 全体で廃棄物でなくなる基準」提案</p> <p>●PET ボトルにマスバランス方式に基づくケミカルリサイクル (CR) 採用を提案</p>	<p>ンチダンピング措置、インドに反補助金関税発動</p> <p>●フランス国立プラスチック・複合材料工業技術センターなどが開発したバーজন材・リサイクル材を識別する分析ツール (非公開) を各加盟国の税関管理ラボに配備</p> <p>●域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について適宜監査を実施</p>
<p>欧州委員会共同研究センター (JRC)「包装及び包装廃棄物規則の下、EU でハーモナイズされた廃棄物の分別ラベルに係る JRC 技術提案」(2026.1.13) (→p.194)</p>	<p>●PPWR 第 12 条、第 13 条下位法：ラベルに係る技術提案</p>	
<p>欧州委員会貿易保護措置委員会(2026.1.14 &amp; 2.4) (審議資料非公開) (→p.200)</p>		<p>●域外の国に対するアンチダンピング措置等官報掲載案 8 件</p>
<p>欧州委員会廃棄物委員会 (2026.1.16) (審議資料非公開) (→p.202)</p>	<p>●PPWR 第 5 条(5)下位法：懸念のある物質 (PFAS)</p> <p>●PPWR 第 44 条(14)下位法：EPR 登録と報告</p> <p>●SUP 指令第 6 条(5)下位法：PET ボトルのリサイクル含有率計算と検証方法、マスバランス方式に基づくケミカルリサイクル (CR) 導入、2 月 6 日採択予定</p>	<p>●PPWR 第 7 条(10)下位法：第 3 国で生産されるリサイクル材の同等性</p>
<p>欧州標準化機構 (CEN) (2026.3.25 予定) (→p.205)</p>	<p>●PPWR 第 6 条下位法：リサイクル性能等級関連欧州標準 (EN) 14 件発行予定</p>	

欧州委員会健康総局「EU 登録簿の管理、適合文書、及び執行に係るその他の事項に関し、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品規則 (EU) 2022/1616 を改正する XXX 付欧州委員会規則 (EU) …/…」

<https://prodstoragehoeringspo.blob.core.windows.net/fe73579c-d38e-416f-8638-c764103bd44f/COM%20Draft%20Amendment%20and%20annex%20of%20R2022-1616%20Consultation%20Final.pdf>

この草案は、欧州委員会によって採択又は承認されたものではありません。表明された見解は欧州委員会の暫定的な見解であり、いかなる状況においても欧州委員会の公式見解を表明するものと見なされるものではありません。送信される情報は、協議の対象となる加盟国又は団体のみを対象としており、機密情報及び／又は秘匿特権のある情報が含まれている場合があります。

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

食品接触材料及び成形品に関し、そして指令 80/590/EEC 及び 89/109/EEC を廃止する 2004 年 10 月 27 日欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1935/2004[1]、特にその第 5 条 (1)ポイント(h)、(i)、(j)及び(k)を考慮し、

一方：

(1) 欧州委員会規則(EU) 2022/1616[2] (以下「本規則」という。) は、廃プラスチックから食品接触用プラスチック材料及び成形品を製造すること、並びにそれらのその後の上市及び使用について規定している。本規則の発効以来得られた経験に基づき、特定の規定については更なる検討が必要であることが明らかになったこと。

(2) 除染施設の登録状況は、これらの施設の利用に大きな影響を与える。しかしながら、規則における登録状況の定義は、異なるシナリオの区別を可能にせず、施設の用途が変わった場合でも、事業者及び所管の官庁が登録状況を変更することを可能にしていない。従って、EU 登録簿の管理においては、施設の登録状況を明確にし、当該施設で製造されたプラスチックが市場に流通してはならないカテゴリを登録状況リストに追加することが重要である。更に、登録状況の移行に関して、明確かつ執行可能な規定を導入すべきであること。

(3) EU 登録簿の運用を簡素化するため、事業者が欧州委員会及び各国の所管の官庁に通知するという二重の義務を廃止すべきである。その代わりに、電子登録システムを導入する。

このシステムにより、事業者は EU 登録簿上のそれぞれの情報を適宜直接改訂することができる。この電子登録システムは、事業者が自らの登録を直接管理することを求めることで、負担を軽減し、間違いのリスクを防止するはずである。電子登録システムは、施設所在地の所管の官庁による登録状況に関する新規規定の執行を容易にすべきであること。

(4) 本規則と規則(EU) No 10/2011[3]との間に適切な文言と明確な対応関係が欠如しているため、サプライチェーンにおけるどの事業者が適合宣言を発行すべきか不明確である。従って、本規則に従って適合宣言を発行すべき販売段階を明確にすべきであること。

(5) 本規則は、再生プラスチック材料及び成形品が適切に製造されることを確保する。食品事業者や小売業者を含むサプライチェーンの最終段階でこれを検証するためには、再生プラスチックの原産地に関する情報が参照可能であることが不可欠である。更に、食品を包装する食品事業者や、食品接触材料及び成形品に再生プラスチックを組み込んでいるその他の事業者は、最終使用者にどのような指示を出すかを決定するために、再生プラスチックの使用に関する制限に関する情報を受け取るべきである。従って、小売段階を除く全ての製造段階で適合宣言が発行されるべきであること。

(6) 販売段階においては、本規則は、再生プラスチックの適合性を裏付ける適切な文書の提出を要求していない。しかしながら、食品を包装する食品事業者、及び食品接触材料及び成形品に再生プラスチックを組み込むその他の事業者は、所管の官庁の要求に応じて、裏付けとなる文書を提出できるものとする。これには、トレーサビリティを確保するために前段階の製造段階から受領した宣言、並びに当該プラスチックの本規則への適合性に関するその他の文書（該当する場合、再生プラスチック含有量の検証、分析試験、予測される使用条件の分析、並びに市場に流通するプラスチック製品の使用に関する適切な制限の根拠など）が含まれる。再生業者及び食品事業者はこれらの情報を入手する必要があるため、所管の官庁から要求された場合、3営業日以内に提出することが適切であること。

(7)加工業者が使用する規則(EU) 2022/1616 附属書 III パート B に記載されている宣言 B のテンプレートで要求されている情報には、現在、新規技術の認可番号が含まれていない。再生プラスチックのトレーサビリティと法執行の有効性を確保するため、この情報は加工業者の段階で参照可能であるべきである。これに拠り、附属書 III パート B はそれに応じて改正されるべきであること。

(8) 宣言 B のテンプレートは、再生プラスチック及び再生プラスチック材料及び成形品をその組成を変更せずに使用する事業者のニーズに適合していない。パート B では、宣言は再生プラスチックのバッチごとに発行する必要があるためである。更に、こうした事業者は、

再生プラスチック含有量に関する制限を含め、異なる制限が適用される可能性のある異なるプラスチックの部品を最終製品に組み合わせる可能性がある。これらの異なるプラスチックは、規則に従って製造されなければ消費者の健康に影響を与える可能性があるため、それぞれの制限とともに適切に識別される必要がある。従って、附属書 III に新たにパート C を導入し、各主要部品に含まれる再生プラスチックの量を記載したテンプレート（「宣言 C」）を提供すべきである。この宣言は、含まれる情報が最終製品と一致しなくなった場合にのみ更新されるべきであること。

(9) 本規則は、投入材料のバッチごとに発行される適合宣言を要求していない。このため、リサイクル業者は、投入材料が本規則に適合しているかどうかを確認し、品質や原産地に疑義がある場合、リサイクルプラスチックの投入材料を追跡することが困難になる。従って、前処理済みプラスチックのバッチの販売段階の全てにおいて、投入材料の適合宣言（「宣言 D」）を導入する必要がある。こうしたバッチには、対応関係を容易に確認できるようにバッチ番号を付記する必要がある。宣言 D は、附属書 III パート D に定められた様式に従う必要があること。

(10) 投入プラスチックの原産地と収集方法は、その汚染レベルに影響を与える可能性がある。しかし、投入プラスチックに添付されている文書に収集方法と原産地が記載されていない場合、リサイクル業者は十分な確実性をもってプラスチックの収集方法と原産地を把握することが困難になる恐れがある。リサイクル業者による検証を容易にし、所管の官庁による定期的な公的検査を回避するために、宣言 D には投入材料の原産地と収集方法を明記する必要があること。

(11) 生産の後の段階で特定の投入材料バッチの品質に関する懸念が生じた場合、又はプロセスの性能を検証するため当該材料の平均的汚染度を評価する必要がある場合、リサイクル業者は、プラスチック投入材料の各バッチのサンプルを少なくとも 2 年間保管することも義務付けられるべきであること。

(12) プラスチック投入材料、再生プラスチック、再生プラスチック材料及び成形品は、EU 域内に益々輸入されており、EU 域内市場に投入される際に本規則に適合する必要がある。不適合材料が EU 域内市場に自由流通されることを防止し、輸入材料の原産地までのトレーサビリティを維持し、本規則の効果的な施行を確保するため、EU 域内市場への自由流通への投入が要請された時点で、本規則で要求されるとおり、税関当局が関連する適合宣言を受領することを義務付けることが適切である。税関当局の業務を円滑にし、誤認や詐欺を防止するため、適合文書には、EU 関税法に従って適切な商品コードも含めるべきであること。

(13) 自由流通への放出を目的として税関当局に書類を提出しなければならないプラスチック原料、再生プラスチック、再生プラスチック材料及び成形品については、適切な商品コードを用いなければならない。プラスチックの商品コードはポリマーごとに分類されており、これらのプラスチックから作られた製品には、その種類に応じた他のコードが適用される。製造チェーンの様々な段階にある全ての再生プラスチックに商品コードを導入すると、多くのコードが必要となり、非現実的かつ煩雑であり、国境での誤認のリスクが高まる。メカニカルリサイクルされた PET の輸入が最も重要であるため、規則を改正し、製造チェーンの関連する段階においてメカニカルリサイクルされた PET に関する通関書類の提示を義務付け、また、これらの製品を区別するための用語を導入することが適切であること。

(14) ISO 12418-2:2012 附属書 A には、一般的に使用されている PET フレーク中の不純物の測定方法が規定されている。この方法は、欧州食品安全機関（EFSA）の意見書付録 A に記載されている殆どのパラメータを直接間接対象としている。全ての PET 除染プロセスの投入物となる洗浄済みフレークの品質管理にこの方法の使用を義務付けることは、一貫性がある。この方法で評価されるパラメータの最大許容値は、PET の投入物の特性が除染に影響を与える可能性が低く、かつ、作業者に不要な負担をかける程に低くならないよう設定する必要がある。これに抛り、この要件を規則附属書 I 表 1 の 1 行目 5 列目に導入することが適切であること。

(15) 事業者が本規則に規定されている変更に適応できるようにするために、本規則の発効日前に適用されていた規則(EU) 2022/1616 及びその他の関連する EU 法令に適合するプラスチック材料及び成形品は、本規則の発効後 3 ヶ月間、初めて上市されることが認められると規定することが適切である。除外として、宣言 C は以前の段階から得られた情報に依存しており、以前は存在していなかったため、本規則の発効日前に適用されていた規則(EU) 2022/1616 に準拠し、宣言 C の対象となる製品は、本規則の発効後 6 ヶ月間、市場への最初の投入が認められるべきである。これらの移行期間は、変更の一部が健康保護に関連し、かつ行政的な性質のものであることを考慮すると適切であると考えられる。本規則の発効後、相当の期間に亘りサプライチェーンにおいて矛盾した情報が蓄積されることを回避するため、こうしたリサイクルプラスチック材料、成形品、及び製品が、在庫がなくなるまで市場に残ることは認められるべきでないこと。

(16) この規則に規定する措置は、植物動物食品飼料常任委員会の意見に基づくものであること。

次の規則を採択する：

## 第1条

規則(EU) 2022/1616 は、次のように改正される：

(1) 第2条第2項にポイント 21 から 24 の項目を追加する：

「(21) 「自由流通への放出」とは、規則(EU) No 952/2013[4]第 201 条に規定される手続きをいう；

(22) 「中間製品」とは、ペレット、フレーク又は類似の一次形状以外の再生プラスチックを含み、完成品の製造を目的とする成形品をいう；

(23) 「熱成形トレイ」とは、包装材として使用するのに適した自立型トレイであり、プラスチックシートを加熱し、金型で成形する工程を経て製造されるものをいう；

(24) 「プラスチックシート」とは、常温で硬くなり、熱成形トレイの製造に適した大きさ及び厚さを有する平らな形状に押出されたプラスチック中間製品をいう。」

(2) 第4条第8項は、次の文に置き換えられる：

「8. 再生プラスチック材料又は成形品に含まれる再生プラスチックの各バッチの製造時における除染施設について、第 24 条に定める登録簿に記載される登録状況は、「新規登録(newly registered)」、「設定中(being established)」又は「有効(active)」のいずれかとする。」

(3) 第5条の見出しは、次の文に置き換えられる：

「表示及び指示に関する要件」

(4) 第5条第1項を次の文に置き換え、第2項を削除する：

「1. 市場に流通する前処理済み材料のロットには、「規則(EU) 2022/1616 に従って前処理されたプラスチック」という文言及び附属書 III パート D のフィールド 1.2.2 に規定するロット番号を記載しなければならない。前処理済み材料がプラスチック材料として適している場合は、「リサイクルに適したプラスチック材料(技術番号付き)」という文言を付記し、附属書 I 表 1 に従って少なくとも 1 つの適切な技術番号又は新規技術番号を付記しなければならない。」

(5) 新たに第 5a 条を追加する。

「第 5a 条 適合文書に関する要件

1. 小売段階以外の販売段階においては、規則(EC) No 1935/2004 第 16 条に基づく適合宣言が、部分的に前処理されたプラスチック、プラスチック投入物、再生プラスチック、再生プラスチック材料及び成形品、並びにこれらの材料又は製品を含むその他の製品につい

て参照可能としなければならない。これらの製品は、関連する適合宣言が添付されている場合にのみ受け入れられる。

2. 第 1 項に規定する適合宣言は、事業者が、部分的に前加工されたプラスチック及びプラスチック投入物については第 6 条第 4 項に従い、その他の場合には第 29 条に従って発行するものとする。

3. 事業者は、製品が本規則の要件に適合していることを証明する裏付け文書が、その発行時に参照可能であることを確保するものとする。この文書は、所管の官庁の要請に応じて、3 営業日以内に提供されなければならない。再生プラスチックの場合、これには第 7 条第 4 項に従って保管されている全ての関連記録が含まれる。

4. 附属書 I 表 1 第 11 欄において、適切な技術について「Yes」と記載されている場合、当該技術を用いて加工されることが意図されている、又は一部若しくは全部が当該技術を用いて加工された第 3 国原産製品の自由流通へのリリースは、附属書 I 表 6 の規定に基づき、指定された商品コードに基づく適切な文書を税関当局に提出することを条件とする。

5. 除外として、第 4 項は、再生材料を含むプラスチックで包装された食品、又は再生材料を含む台所用品若しくは食品加工機器には適用されない。」

(6) 第 6 条に、以下の第 4 項、第 5 項及び第 6 項を追加する：

「4. 前処理チェーンにおける販売段階において、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める条件及び要件が満たされていることを示す適合宣言を、前処理済み材料の各バッチに添付しなければならない。この目的のため、附属書 III パート D に規定されるテンプレートを使用し、全ての項目に記入するものとする。この宣言は「宣言 D」と称する。

5. 宣言 D のフィールド 2.1 及び 2.2 については、以下のとおりとする：

(i) 原産地は、以下のいずれかとする：

- 「EU」；又は、
  
- 「非 EU」。

「非 EU」は、第 3 国で収集又は前処理されたプラスチックを 10%以上含むプラスチック投入物について使用する。

(ii) 収集方法は、以下のいずれかとする：

- 「DRS」：プラスチック投入物が、適宜、第 6 条又は第 9 条の規定に従って、デポジット返還又は返金システムを用いて収集された場合；

- 「PCW」：収集方法は「DRS」ではないが、プラスチック投入物が使用済み廃棄物に由来し、第 6 条に従って収集された場合；又は、

- プラスチック投入物の収集方法が「DRS」又は「PCW」のいずれでもないものの、第 10 条第 1 項に従って開発中の新規技術に特有の方法で収集された場合は、「新規技術」と記載する。この場合、適合宣言には、第 24 条第 3 項に規定する新規技術番号（ある場合）を記載するものとする。

6. 第 5 項(i)に従って表示された原産地が「EU 域外」である場合、プラスチック材料が輸入される商品コードを宣言 D のフィールド 1.3 に記載するものとする。」

(7) 第 7 条第 1 項は、次の各号に置き換える。

「1. 適用される除染処理におけるプラスチック投入物及びその払出物は、附属書 I 表 1 のコラム 3、5 及び 6 に定める当該リサイクル技術に関する仕様、並びに該当する場合には、許可書に定める特定の基準に適合しなければならない。

1a. プラスチック投入物のバッチは、第 6 条第 4 項に従って発行された宣言 D を添付した場合に限り、除染のために受け入れられる。

リサイクル業者がプラスチック廃棄物又は部分的に前処理されたプラスチックを直接入手し、プラスチック投入物を生産するために更なる前処理作業を適用する場合、リサイクル業者は、当該投入物のバッチのリサイクル開始時に、宣言 D と同様のデータ及び記述を含む当該プラスチック投入物に関する記録が、自社の文書システムに保管されることを確保しなければならない。

リサイクル業者は、宣言 D 又は同等の記録を少なくとも 5 年間保管しなければならない。

各投入バッチに含まれるプラスチックの少なくとも 500 グラムのサンプルは少なくとも 2 年間保管されなければならない。

各国の所管の官庁は、宣言 D の内容及びサンプルへのアクセスを要請することができる。リサイクル業者は、3 営業日以内に所管の官庁に対し、サンプルを提供しなければならない。

ない。

(8) 第7条第4項は、次の文に置き換えられる：

「4. リサイクルプラスチックの個々のバッチは、その品質に関する単一の記録の対象となり、固有の番号及び当該バッチが由来する製造段階の名称によって識別されなければならない。

これらの記録の保管庫が維持されなければならない。当該保管庫に保管される記録は、少なくとも5年間保管されなければならない。

バッチは、第3項ポイント(c)に規定する遵守状況監視概要シートのセクション2.4の定義に対応するものとする。保管場所は、そのセクション4.1に定めるとおりとする。」

(9) 第8条において、第1項の後に次の第1a項が挿入される：

「1a. 他のプラスチックとの混合、添加剤の添加、その他の処理の結果として再生プラスチックの組成が変化する可能性のある全ての後処理段階において、個々のバッチは、その品質に関する単一の記録の対象となり、固有の番号及び当該バッチが由来する製造段階の名称によって識別されるものとする。」

(10) 第10条第2項は、次の文に置き換えられる：

「2. 開発者は、第4条第3項ポイント(b)の規定に基づいて運用される最初の除染施設の運用開始の少なくとも6か月前までに、第24条第5項に規定する電子登録システムにより、新規技術を登録しなければならない。

第24条に規定する登録簿への新規技術の登録のため、開発者は、電子登録において、その名称、住所、連絡担当者、新規技術の名称、300語以内の新規技術の概要、第4項及び第13条第4項に規定する報告書の位置を示す統一資源位置指定子（「URL」）、並びに当該技術の開発が行われることが見込まれるリサイクル施設の名称及び住所又は番号を記載しなければならない。」

(11) 第24条第2項中、(g)は、次の文に置き換えられる：

「(g) 除染施設の登録状況（新規登録(newly registered)、設定中(being established)、有効(active)、非有効(inactive)、停止(suspended)、監査保留中(audit pending)又は削除(decommissioned)のいずれか、並びに当該状況の最終変更日を含む。）」

(12) 第24条第3項から第8項までは、次のとおり置き替えられる：

「3. 登録簿には、次に掲げる固有の識別番号を含める：

- リサイクル認可されたリサイクルプロセスについては、認可番号（「RAN」）；
- リサイクル業者については、リサイクル事業者番号（「RON」）；
- 除染施設については、リサイクル施設番号（「RIN」）；
- リサイクルスキームについては、リサイクルスキーム番号（「RSN」）；
- リサイクル工場については、リサイクル工場番号（「RFN」）；
- 新規リサイクル技術については、新規技術番号（「NTN」）。

4. 第2項ポイント(g)の規定の適用上、施設の登録状況とは、次のものをいう：

(i) 「新規登録」：当該施設は登録されており、稼働している可能性があるが、リサイクル業者が適合監視要約シートを提出していない；

(ii) 「設定中」：当該施設は登録されており、稼働しており、リサイクル業者が所在地域の所管の官庁に適合監視要約シートを提出している；

(iii) 「有効」：当該施設は稼働しており、適合監視要約シートが提出されており、所管の官庁が監査により本規則への適合性を確認している；

(iv) 「非有効」：当該施設は、(v)、(vi)及び(vii)に掲げる理由以外の理由により使用されていない；

(v) 「停止」：当該施設は、本規則への不遵守のため、所管の官庁により使用停止されている；

(vi) 「監査保留中」：第26条第3項に規定する監査が、適用期限内に完了しなかった；

(vii) 「削除」：リサイクル業者が当該施設の使用を恒久的に停止したこと。このステータスは、当該施設に関する登録がEU登録簿から削除された場合にのみ変更される。

5. 登録簿の管理のため、非公開の電子登録システムが使用される。

電子登録システムには、第2項及び第4項に規定する情報に加え、連絡先情報、第10条第2項に規定する情報、所管の官庁のリストなど、登録簿の管理に必要なその他の情報が含まれる。

6. 電子登録システムは、登録された所管の官庁及び事業者が使用する。

登録された所管の官庁は、自国の領域内に所在する事業体に関する情報を改訂することができる。加盟国の登録当局のみが、電子登録システムに保管される全ての情報を閲覧することができる。

7. 所管の官庁は、自国の領域内に所在する事業体に関する電子登録システムに含まれる情報の完全性及び正確性を確保するものとする。

登録された所管の官庁及びリサイクル業者による電子登録システムへの変更は、必要に応じて、電子登録システムを通じてのみ通知されるものとする。

8. 登録状況が「停止」、「監査保留中」又は「削除」のいずれかとなり、その状況が1年間変更されない場合、当該施設は登録簿から削除されるものとする。削除された登録状況に関連する「事業者」、「施設」及び「新規技術」に関する登録状況は、関連する全ての登録状況が登録簿から削除されるまで、登録簿に残るものとする。削除後も、登録状況は電子登録システムに保管され、欧州委員会及び加盟国の所管の官庁が引き続きアクセスできるものとする。」

(13) 第25条の本文は、次のとおりと置き換えられる：

「1.リサイクル業者は、以下の行政要件を遵守しなければならない：

(a) リサイクル業者は、除染施設における再生プラスチックの生産開始日の少なくとも30営業日前までに、当該施設を第24条第6項に規定する電子登録システムに登録しなければならない。

(b) リサイクル業者は、(a)に従って施設を登録する際に、以下の事項を記載しなければならない：

(i) 当該施設が所在する登録リサイクル施設；

(ii) 当該施設の運営に責任を負う登録会社；

(iii) リサイクル認可番号（ある場合）；

(iv) 施設が適切な技術に基づいて運営されていない場合は、登録された新規技術；

(v) 登録されたリサイクル制度の一部である場合、その制度；

(vi) 施設の所在地の登録された所管の官庁。

(c) サブポイント(b)(i)及び(ii)の規定に基づき、かつ、まだ登録されていない場合、リサイクル業者は、施設の所在地のリサイクル施設及びその会社名を電子登録システムに登録し、担当連絡担当者の連絡先、並びに施設及び本社の住所を電子登録システムに記載しなければならない。

2. 登録後、リサイクル業者は、電子登録システムを通じて、施設の所在地の所管の官庁に通知する。登録ステータスは「新規登録」となり、第 26 条が適用される。リサイクル業者は、再生プラスチックの生産開始日を、当該生産を開始した日に電子登録システムにおいて通知しなければならない。」

(14) 第 26 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項は、次のとおり置き換えられ、第 5 項、第 6 項及び第 7 項が新たに追加される：

「2. リサイクル業者は、再生プラスチックの生産を開始した日から 30 日以内に、適合監視要約シートを電子登録システムにおいて提出しなければならない。新規技術に基づく設備を使用するリサイクル業者は、第 11 条第 6 項に規定する情報及び文書もアップロードしなければならない。

適合監視要約シートの提出後、登録のステータスは「設定中」に変更され、その旨が所管の官庁に通知される。その後、適合監視概要シートは、所管の官庁の承認を得た場合のみ変更することができる。第 11 条第 6 項に規定する情報及び文書は、変更があった場合には改訂しなければならない。

3. 所管の官庁は、適合性監視要約シートに記載された情報が本規則に適合しているかどうかを検証し、第 27 条に従ってリサイクル施設の監査を実施しなければならない。

適合が確認された場合、所管の官庁は電子登録システムにおいてその旨を確認するものとする。登録のステータスは「有効」に変更されるものとする。

第 1 項の規定に従って適合が確認されない場合、所管の官庁はリサイクル業者に対し、

追加情報の提供、又は施設の構成若しくは運用の変更を求めるものとする。必要に応じて、リサイクル業者は、適合監視要約シートを遅滞なく更新しなければならない。

所管の官庁がその後リサイクル施設の構成又は運用が依然として本規則の要件に適合していないと判断した場合、所管の官庁は電子登録簿における登録のステータスを「停止」に変更するものとする。これは、特に、事業者が、除染の効率を保証するために管理されるべき運転パラメータが第18条に基づき当局が公表する意見において定められている場合において、生産条件が当該運転パラメータを満たしていることを証明できない場合に適用される。

4. 登録ステータスが「有効」となった日から、リサイクル業者は、電子登録システムの情報に影響を与える管理上又は運転上の変更を遅滞なく所管の官庁に通知しなければならない。

リサイクル業者は、電子登録システムの情報が依然として正確であるかどうかを6ヶ月ごとに検証し、所管の官庁に確認しなければならない。

5. 除染施設における再生プラスチックの生産開始日から1年以内に、登録ステータスが「設定中」である場合、電子登録システムへの登録は自動的に「監査保留中」となる。」

(15) 新たに第26a条が導入される：

「第26a条 施設の廃止、撤去及びプロセスの変更

1. 施設の登録ステータスは、以下の場合、自動的に非有効となる：

(a) 第26条第2項に基づき、登録ステータスが「新規登録」となった後3ヶ月以内に、適合監視要約シート並びに必要な情報及び文書が電子登録システムに提出されない場合；

(b) リサイクル業者が、第26条第4項第2サブパラグラフに規定する6ヶ月間の経過後30営業日以内に登録の正確性を確認しない場合；

登録ステータスが非有効となる30営業日前、10営業日前及び3営業日前に、所管の官庁及びリサイクル業者に警告が発せられる。

(a)及び(b)に規定する状況が、登録ステータスが無効となった日から6ヶ月間継続する場合、登録ステータスは自動的に「削除」となる。第4項第2サブパラグラフに規定する手続きが適用される。登録ステータスが「削除」となる30営業日前、10営業日前及び3営業日前に、所管の官庁及びリサイクル業者に警告が発せられる。

業日前に、欧州委員会、所管の官庁及びリサイクル業者に警告が発せられる。

2. リサイクル施設が長期間使用されないことが見込まれる場合において、当該期間の少なくとも5か月前から登録状況が「有効」又は「設定中」であったときは、リサイクル業者は登録状況を「非有効」に変更しなければならない。

3. 第2項の規定により登録状況が「非有効」となった日から少なくとも6か月が経過した後、リサイクル業者は当該施設を用いてリサイクル活動を再開することができるものとす、その旨を所管の官庁に通知しなければならない。

第24条第2項(g)の規定による登録状況は、次のいずれかに変更される：

(i) 休止期間が20か月未満である場合は、非有効化以前と同じ状況に変更する；又は、

(ii) 休止期間が20か月以上である場合は、「設定中」に変更し、第26条の手続を適用する。

(i) が該当し、かつ、変更前の登録状況が「設定中」であった場合、第26条第6項に規定する1年間の期間の満了日は、登録状況が「非有効」であった期間分だけ延期される。

(ii) が該当する場合、生産開始日は登録状況が「設定中」に変更された日とする。

4. リサイクル施設を恒久的に使用しない場合、リサイクル業者は登録状況を「削除」に変更し、その旨を所管の官庁に通知しなければならない。

「削除」へのステータス変更の日から1年後、当該施設に関する記載は、第24条第7項の規定に基づき登録簿から削除されるものとする。

5. 当該施設が、所定の適合監視要約シートに記載された認可プロセスに従って恒久的に使用されなくなったものの、異なるリサイクルプロセスに基づいて使用される予定である場合、リサイクル業者は、第4項の規定に基づき、当該施設の登録ステータスを「削除」に変更しなければならない。

新たなリサイクルプロセスの必要性から、リサイクル業者は、第26条の規定に基づき、当該施設を別の名称で登録しなければならない。この場合、第25条第1項ポイント(a)に規定する生産開始前の就業日数は1日とする。

6. 施設が、複数の認可リサイクルプロセスに基づく再生プラスチックの製造に使用されている場合、当該施設は、リサイクルプロセスごとに第 26 条の規定に基づき登録しなければならない。各プロセスの名称は、施設名称の一部として含められるものとする。但し、RIN の変更を避けるために必要な場合、最初に登録された施設については、この記載は必須ではない。」

(16) 第 27 条ポイント(b)は、次の文に置き換えられる：

「(b) 「規則(EU)2017/625 第 14 条ポイント(a)及び(e)の規定に従い、第 26 条に従って作成された適合監視要約シート、並びに当該要約シートに基づき事業者が実施した管理措置並びに当該概要シートに記載された文書及び記録について検査する。登録ステータスが「非有効」又は「削除」である場合、当該施設がこの規則に従って使用されていないことを確認することを除き、リサイクル施設に対する公的管理は行われぬ。」

(17) 第 29 条の本文は、次のとおりとする：

「1. 再生プラスチックを上市する場合、再生工程から直接生じたバッチには、附属書 III パート A に定める説明及び様式に従った適合宣言を添付しなければならない。この適合宣言は「宣言 A」といい、リサイクル業者が発行するものとする。

2. 組成の変更が依然として必要な、部分的に後処理された再生プラスチックを市場に投入する場合、バッチには、附属書 III パート B に定める説明及び様式に従った適合宣言を添付しなければならない。この適合宣言は「宣言 B」といい、バッチを製造した加工業者が発行するものとする。

3. 第 2 項の規定に準じて、本規則の対象となる再生プラスチック材料及び成形品を EU 市場に投入する場合、以下の事業者は、附属書 III パート C に規定する様式を用いて、「宣言 C」と呼ばれる適合宣言を発行しなければならない：

– 宣言 B を受領し、フィールド 3.2.1 において(B)又は(C)のいずれかにチェックが付されており、当該材料の組成を自ら変更していない加工事業者、

– 宣言 C を付して上市された再生プラスチック材料又は成形品を受領し、その後これを加工した加工事業者、

– 再生プラスチック、又は再生プラスチック材料及び成形品を含む台所用品、器具、加工設備を製造する事業者。

宣言 C は、再生プラスチック材料又は成形品を製造した事業者が発行する。材料の組

成に変化を齎すような生産上の大幅な変更があった場合、又は宣言 C のいずれかのフィールドの情報が無効になった場合、宣言 C を更新しなければならない。異なるバッチの再生材料が使用される場合、宣言 C は更新してはならない。

4. 宣言 A、B 及び C には、後続の加工業者及び使用者に対する適切な指示が含まれなければならない。これにより、再生プラスチックを更に加工し、その他の方法で変更し、又は得られた再生プラスチック材料又は物品並びにその使用が規則(EC)1935/2004 第 3 条に適合するように使用することが保証される。これらの指示は、適用されるリサイクル技術、及び該当する場合は使用されるリサイクルプロセスについて定められた仕様、要件又は制限、並びに附属書 III に規定される指示に基づくものとする。

5. 販売業者、輸入業者、食品事業者、並びに再生プラスチック含有材料又は成形品を変更しないその他の事業者は、供給業者から受領した関連する適合宣言を、自ら宣言を発行することなく、サプライチェーンにおける次の事業者に引き渡さなければならない。食品の充填は、この目的において変更とは見なされない。

6. 再生プラスチック材料又は成形品を含む食品包装用製品を自社の敷地内で食品を包装する小売業者は、当該包装製品の供給者から受領した情報に基づく関連指示が、ラベル表示等の他の手段により包装食品の使用者に提供されることを条件として、本規則に基づく宣言 C の発行を省略できる。」

(18) 第 32 条第 4 項が以下のとおり追加される：

「4. 第 5a 条第 4 項に規定する適切な適合宣言を税関当局に提出する義務は、ファンクショナルバリアの背後に再生プラスチック層を有するシートであって、当該層に PET が含まれる場合にも適用される。また、当該シートの製造を目的とするプラスチック投入物及び再生 PET にも、リサイクル施設の登録日に係らず適用される。」

## 第 2 条

規則(EU) 2022/1616 附属書 I 及び III は、本規則の附属書に従って改正される。

## 第 3 条 経過措置

1. 本規則の発効前に適用されていた規則(EU) 2022/1616 の適用範囲内にある製品は、[本規則の発効日から 3 ヶ月後の日付を記入]まで引き続き上市できる。本規則の結果として宣言 C の対象となる製品は、[本規則の発効日から 6 ヶ月後の日付を記入]まで、当該宣言なしに引き続き上市できる。

2. 電子登録システムへの登録のため、事業者は、委員会のウェブサイトに掲載されている詳細な指示に従い、[本規則の発効日から 1 ヶ月後の日付を記入]までにアカウントを作成するものとする。

3. 第 26a 条第 1 項に定める手続は、本規則の発効日における当該施設の登録状況に係らず、同条第(a)項に基づいて適用される。

4. 規則(EU)2022/1616 第 4 条第 8 項に基づき、当該施設の登録状況により、当該施設で生産された再生プラスチックは、これらの経過措置の対象外となる。

#### 第 4 条

本規則は、欧州連合官報に掲載された日から 20 日目に発効する。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて作成

欧州委員会を代表し 委員長 ウルズラ・フォン・デア・ライエン

#### 附属書

5.規則(EU)2022/1616 附属書 I 表 1 の 1 行目をつぎに置き換える：

(1)	リサイクル技術 No	1	2
(2)	技術の名称	消費済 PET メカニカルリサイクル	閉鎖ループにあり及び管理されたチェーンの製品ループからのリサイクル
(3)	ポリマーの種類(表 2 に詳細規格)	PET (2.1)	規則 (EU) No 10/2011 に適合する出発材料として製造される全てのポリマー
(4)	リサイクル技術の簡潔な技術の記述(表 3 に詳細規格)	メカニカルリサイクル (3.1)	再加工の間、基本的洗浄や微生物汚染がない (3.2)
(5)	投入物の規格	(a)洗浄及び乾燥され、食品用以外の材料又は物質に使用された材料を最大 5%含む PET PCW に限	同一条件の下使用され又は使用が意図され、そして閉鎖され、管理されたチェーンにあり、消費者からの

		る。IS-12418-2:2012 附属書 A による試験の試験結果は次でなければならない： $m1/m0 \leq 500\text{ppm}$ 、 $m2/m0 \leq 200\text{ppm}$ 、そして $m3/m0 \leq 500\text{ppm}$ 。	回収を除き、ある製品ループからだけ得られた単一ポリマーから、又は互換性のあるポリマーから生産される化学的汚染のないプラスチック材料及び成形品
(6)	払出し物の規格	夾雑していない PET、電子レンジや一般的なオーブンで使用されない最終的な材料及び成形品;追加の規格が個々のプロセスからの払出物に適用できる	プラスチック投入物が得られたリサイクルスキームに回流した材料及び成形品と同じ目的に使用が意図され、及び同じ条件の下へと再加工される材料及び成形品
(7)	個々の認可を課す	Yes	No
(8)	規格と要件 (表 4 参照)	—	4.1
(9)	除外 (表 5 参照)	—	—
(10)	リサイクルスキーム適用	No	Yes
(11)	自由な流通へのリリースに係る書類の要件 (表 6 参照)	Yes(6.1)	No

附属書 I の表 5 の後に、以下の表 6 を挿入する：

表 6 第 5a 条(4)に基づく自由な流通へのリリースに関する文書提出要件

参照番号 6.1 PET に適用される CN コード		適合宣言
ex 3907 61 00	廃棄物から回収された粘度数 78ml/g 以上のポリエチレンテレフタレート (食品接触用に適するもの又は食品接触用を意図するもの)	宣言 A 又は B
ex 3907 69 00	廃棄物から回収されたその他のポリエチレンテレフタレート (食品接触用に適するもの又は食品接触用を意図するもの)	宣言 A 又は B
ex 3915 90 20	食品接触用を意図したポリエチレンテレフタレートの廃棄物 (前処理工程を経たものを含む)	宣言 D
ex 3923 30 10	ポリエチレンテレフタレート製で、食品接触用に適した再生材を含むカーボイ、ボトル、フラスコその他これら	宣言 C

	に類する製品：容量が2リットル以下のもの	
ex 3923 30 90	ポリエチレンテレフタレート製で、食品接触用に適した再生材を含むカーボイ、ボトル、フラスコその他これらに類する製品：容量が2リットルを超えるもの	宣言 C
ex 3920 62 19	厚さ 0.35mm 以下のポリエチレンテレフタレート製で、発泡性がなく、補強、積層、支持、又は他の材料との同様の組み合わせがないもの	宣言 C
ex 3920 62 90	厚さ 0.35mm を超えるポリエチレンテレフタレート製で、発泡性がなく、補強、積層、支持、又は他の材料との同様の組み合わせがないもの	宣言 C
ex 3920 62 90	厚さ 0.35mm を超えるポリエチレンテレフタレート製で、発泡性がなく、補強、積層、支持、又は他の材料との同様の組み合わせがないもの。食品接触用に適した再生材を含む幅 20cm 以下のポリエチレンテレフタレート製の粘着板、シート、フィルム、箔その他の平面形状物	宣言 C
ex 3919 90 80	再生材含有で食品接触用途に適した、ポリエチレンテレフタレート製の粘着板、シート、フィルム、箔その他の平面形状物	宣言 C
ex 3923 10 90	プラスチック製の輸送用又は包装用の成形品；ポリエチレンテレフタレート製の箱、ケース、クレートその他の類似の成形品；食品接触用に適した再生材を含むポリエチレンテレフタレート製の箱、ケース、クレートその他の類似の成形品	宣言 C
ex 3923 90	プラスチック製のその他の輸送用又は包装用の成形品；食品接触用に適したリサイクル材を含むポリエチレンテレフタレート（PET）	宣言 C

6.附属書 III は、次に置き換えられる：

「パート A：リサイクル業者が使用する適合宣言

規則（EU）2022/1616 への準拠についてのリサイクル業者の宣言

I.署名者は、セクション 1.1 で識別される[リサイクル業者の名前を追加]の名前で、セクション 1.2 で識別されるリサイクルプラスチック材料が規則（EU）2022/1616 に従って製造されたことを宣言する。この宣言が適用されるリサイクル材料は、この宣言のセクション 3

に定められた制限に従って使用される場合に限り、食品接触用に適している。この目的のため、この宣言と製品のラベルに適切な指示を提供する。

これにより、この宣言の内容が私の知る限り正しいものであり、規則 (EU) 2022 /1616 に準拠していることを宣言する。

## 第1章：ID

### 1.1 リサイクル業者

1.1.1 名前	
1.1.2FCM-RON*	
1.1.3 国	
1.1.4FCM-RFN*	

### 1.2 リサイクルされる製品

1.2.1 商標／指名	
1.2.2 バッチ No	
1.2.3FCM-RIN*	
1.2.4 その他の情報	
1.2.5 設備の登録状況	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 設定中 <input type="checkbox"/> 有効 (一つ示す)
1.2.6 ポリマータイプ****	
1.2.7 宣言が適用される製品の自由な流通に使用される商品コード	

### 1.3 規制当局

1.3.1 名称	
1.3.2 住所	
1.3.3 国／地域	
1.3.4 指定された登録 No	

## 第2章：適合

### 2.1 運用への認可或いは許可の根拠 (Box 一つだけをチェック)

2.1.1	<input type="checkbox"/>	認可決定	RAN*	
2.1.2	<input type="checkbox"/>	リサイクルスキーム	RSN*	

2.1.3	<input type="checkbox"/>	求められる認可或いはリサイクルスキームなし		
2.1.4	<input type="checkbox"/>	新規技術	NTN*	

2.2 附属書 II の表 3.1 に強制的な品質評価段階を記載した適合評価の結果。2.1.1 にチェックマークが付いている場合にのみ必須

重要：フィールド 2.2.5 にチェックマークが付いている場合、フィールド 2.2.2 から 2.2.4 は空白のままにできる。

段階**	決定基準及び結果	バッチ No
2.2.1 出荷		
2.2.2 入荷		
2.2.3 投入		
2.2.4 払出		
2.2.5 署名者は、フィールド 2.2.2 から 2.2.4 で必要な情報が、要求に応じ 3 営業日以内に所管の官庁に提出されることを確認する。		<input type="checkbox"/>

### 第 3 章：設備及び生産品ユーザーへの情報

3.1	加工業者への指示事項	
3.1.1	リサイクル材最大量 (w/w%)	%
3.1.2	現在のリサイクル材量 (w/w%)	%
3.1.3	使用の制限***	
3.1.4	他の指示事項	
3.2	ユーザー、エンドユーザーなど更に下流のサプライチェーンへの指示事項	
3.2.1	使用制限***	
3.2.2	ラベリングの要約	
3.2.3	他の指示事項	

### 第 4 章：署名

4.1	署名及び社印	
4.2	署名者の名前	
4.3	署名者の役職／立場	
4.4	日付及び場所	

\* RAN -リサイクル認可番号；RON -リサイクルオペレーター番号（リサイクル業者）；

RIN –リサイクル設備番号；RSN –リサイクルスキーム番号；NTN –新規技術番号；RFN –リサイクル工場番号。

\*\*終了段階（上市され、この宣言が添付されているバッチ）のフィールドへの入力は必須である。他のフィールドは任意だが、この情報は宣言の手段で提供されず、規制当局にはその要求に応じて3営業日以内に利用できるようにする必要がある。

\*\*\*使用制限は、適用技術についての附属書I、第7条、第8条、又は第9条に従い、リサイクルプラスチックの適用分野で適用される条件、又はリサイクル業者が必要と見なすその他制限に対応するものとする。

\*\*\*\*ポリマータイプは次の一つでなければならない：PET、HDPE、PVC、LDPE、PP、PS 又はO（その他）

パート B：加工されたプラスチック材料にリサイクル材が含まれている場合、加工業者が使用する適合宣言

規則（EU）2022/1616 への準拠に関する加工業者の宣言

1.セクション4で署名した私は、セクション1.1に特定された[加工業者の名前を追加]の名前で、セクション1.2に特定されたリサイクルプラスチック材が[規則（EU）2022/1616 この規則への引用を追加されたい]に従って製造されたことを宣言する。この宣言に適用されるリサイクル材は、この宣言のセクション3に定められた制限に従って、そしてこの宣言にある仕組みとともに、製品の表示とともに使用される場合に限り、食品接触用に適している。この目的のため、製品に適切な指示とラベルを付けた。

これにより、この宣言の内容が私の知る限り正しいものであり、[規則（EU）2022/1616 この規則への引用を追加されたい]に準拠していることを宣言する。

## 第1章：ID

### 1.1 加工業者

1.1.1 名前	
1.1.2 住所	
1.1.3 国	

### 1.2 リサイクル材を含む製品

1.2.1 商標／指名	
1.2.2 バッチ No	
1.2.3 ポリマータイプ*	
1.2.4 その他情報	
1.2.5 宣言が適用される製品の自由な流通に使用される商品コード	

### 1.3 規制当局

1.3.1 名称	
1.3.2 住所	
1.3.3 国／地域	
1.3.4 登録 No	

## 第 2 章：適合

### 2.1

2.1.1	リサイクル材の由来；FCM-RIN	
2.1.2	リサイクル材バッチ No	
2.1.3	リサイクル業者により示された最大リサイクル材量（宣言 A.3.1.1）	w/w%
2.1.4	この製品の実際のリサイクル材量	w/w%
2.1.5	リサイクル業者から受理した適合宣言に示された制限が適合している	<input type="checkbox"/>
2.1.6	添加剤或いはその他物質の添加	<input type="checkbox"/> 規則（EU）No 10/2011 第 5 条又は第 6 条に適合して添加された添加剤又は出発物質 <input type="checkbox"/> 添加なし
2.1.7	設備の登録状況	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 設定中 <input type="checkbox"/> 有効 （異なる登録状況があるいくつかの設備とき、右の欄に RIN を示す） （一つ以上の状況のとき RIN のステータス）

### 第3章：生産設備及びユーザー情報

(注：3.1が見当たらない)

#### 3.2 エンドユーザーなど更に下流のサプライチェーンへの指示事項

3.2.1	セクション 1.2 に特定された製品 (適宜チェック)	<p>(A)規則(EU)2022/1616 適合するその後の加工段階で組成が変更されたか変更が求められるリサイクルプラスチック <input type="checkbox"/></p> <p>(例えばフィールド 2,1,4 の現実のリサイクル材がフィールド 2.1.3 の最大リサイクル材を超えたとき、又は物質がリサイクルプラスチックに添加されたとき、このケースになる。)</p> <p>(B)(A)が適用されないリサイクルプラスチック <input type="checkbox"/></p> <p>(C)何らかの更なる加工なしに食品接触に適した最終プラスチック材料や成形品 <input type="checkbox"/></p> <p>((B)や(C)にチェックしたとき、この宣言を受領した事業者は、彼らがプラスチックの組成を変更しないとき彼らの製品に適合 C を発行しなければならない。)</p>
3.2.2	接触が意図される食品分類	
3.2.3	食品接触或いは処理及び貯蔵の時間及び温度	
3.2.4	適合が検証された最大食品接触比表面積	
3.2.5	移行量制限をもつポイント 2.1.6 の下にある添加物質のリスト;必要に応じ行を追加。(注:FCM No 及び移行量制限 (SML) はある種の物質にはないこともある)	<p>FCM No*</p> <p>他の指名 (CAS 番号、化学品名)</p> <p>SML* (mg/kg 食品)</p>

3.2.6	規則 (EU) No 10/2011[5]附属書IVポイント 6～11 などによるその他関連情報や指示	
3.2.7	この宣言が適用されるリサイクルプラスチックは、規則 (EU) No 10/2011 第 13 条又は第 14 条の対象となる多層材料又は成形品の層に含まれ、別の層又は複数の層の中でその規則に従って製造されたプラスチックが含まれる。その層又はそれらの層に関するその規則の第 15 条に従った別の適合宣言が利用可能であり、考慮に入れる必要がある。	<input type="checkbox"/>

\*ポリマータイプは次の一つでなければならない：PET、HDPE、PVC、LDPE、PP、PS 又は O（その他）

#### 第 4 章：署名

4.1 署名及び社印	
4.2 署名者の名前	
4.3 署名者の役職／立場	
4.4 日付及び場所	

パート C 宣言 C—第 29 条(4)により事業者が使用する宣言

規則(EU) 2022/1616 第 29 条(3)に基づく適合宣言（以下「宣言 C」）

1. 下記署名者である私は、第 1.1 項に記載されている[事業者名を追加]の名において、第 1.2 項に記載されている再生プラスチック材料が規則(EU) 2022/1616 に従って製造されたことを宣言する。本宣言が適用される再生材料は、本宣言の第 3 項に定められた制限事項、本宣言の指示、及び製品のラベル表示に従って使用される限り、食品接触用に適している。私は、本宣言の内容が私の知る限りにおいて正確であり、規則(EU) 2022/1616 に準拠していることをここに宣言する。

#### 第 1 章：ID

1.1.1 宣言を発行した事業者の ID	
1.1.2 宣言を発行した事業者の住所	
1.2.1 宣言が適用された製品の ID*	
1.2.2 宣言が適用される製品の自由な流通	

に使用される商品コード	
-------------	--

第2章：適合

2.1.1 製品に含まれるプラスチックの総量	グラム（製品に含まれるプラスチック部品の総重量（プラスチック部品を含む又は含まない））
2.1.2 識別情報、及び再生プラスチック部品の含有量（ポリマーの種類を含む）*（再生プラスチック部品を含む全ての部品を網羅するため、必要に応じて行を追加されたい）	再生プラスチック含有量（重量基準）（製品に含まれるプラスチック部品に含まれる再生プラスチックの重量が、重量基準で製品に含まれるプラスチック総重量の5%を超える場合） 原産地 （規則(EU) 2022/1616 に従って再生された含有量の5%を超える RIN のみを追加された。再生プラスチック部品が規則(EU) No 10/2011 に従って製造されている場合は、廃棄物から製造された物質の FCM 番号を追加されたい）
HDPE キャップ	RIN/FCM 番号（例：FCM No 125）
PET ボトル	RIN（例：EU1-123-0I2）
2.2 再生プラスチック含有量全体の割合製品中	$(\Sigma 2.1.2 / 2.1.1) \times 100\% \dagger$
2.3 本製品に含まれる全ての再生プラスチック材料及び成形品は、規則(EU) 2022/1616 に適合している。但し、同規則第1条(3)に従って廃棄物から製造されたプラスチックで製造された部品は除く。	Yes/No † †
2.4.1 本製品に含まれる全てのプラスチック材料及び成形品は、規則(EU) No 10/2011 に適合している。	Yes/No † † 規則(EU) 2022/1616 に従い、再生プラスチックも規則(EU) No 10/2011 に適合する必要がある。但し、再生プラスチックが規則(EU) 2022/1616 に従って完全に製造され、添加物質/プラスチック（ある場合）が規則(EU) No 10/2011 に適合している場合、適合していると思なすことができる。同規則第11条及び第12条も満たす必要が

	あるが、検証の義務はない。
2.4.2 欧州委員会規則(EU) No 10/2011[6] 附属書 IV ポイント 6~10 に従って要求される適切な情報、仕様、又は声明。当該規則に完全に準拠して製造された部品にのみ適用される。	(ここに、又は添付文書で情報を提供されたい)
2.4.3 廃棄物から製造された物質を使用して製造された部品は、規則(EU) No 10/2011 第 8 条ポイント(1)に準拠しているか？	Yes/No † †

### 第 3 章 製品のユーザーへの指示及び情報

3.1.1 製品のユーザーへの指示	
-------------------	--

### 第 4 章：署名

4.1 署名及び社印	
4.2 署名者の名前	
4.3 署名者の役職／立場	
4.4 日付及び場所	

† ここでは、リサイクル含有率の高い製品に含まれるプラスチックの 5%以上を占めるプラスチック部品に含まれる全てのリサイクルプラスチックの重量の合計を、製品に含まれる全てのプラスチック部品の総重量で割って、全体のリサイクル含有率を算出する。

† † 該当しないものは取消し線を引くか削除されたい。

\*ポリマータイプは次の一つでなければならない：PET、HDPE、PVC、LDPE、PP、PS 又は O (その他)

パート D 宣言 D-第 6 条(4)に拠り事業者により使用される宣言

規則(EU) 2022/1616 第 6 条(4)、(5)及び(6)に基づく適合宣言 (以下「宣言 D」)

下記署名者である私は、第 1.1 項に記載されている[事業者名を追加]の名において、第 1.2 項に記載されている再生プラスチック材料が規則(EU) 2022/1616 に従って製造されたことを宣言する。本宣言が適用される再生材料は、本宣言の第 3 項に定められた制限事項、本宣

言の指示、及び製品ラベルに従って使用される限り、食品接触用に適している。

私は、本宣言の内容が私の知る限りにおいて正確であり、規則(EU) 2022/1616 に準拠していることをここに宣言する。

#### 第1章：ID

1.1.1 宣言を発行した事業者の ID	
1.1.2 宣言を発行した事業者の住所	
1.2.1 宣言が適用された製品の ID	
1.2.2 バッチ iNo	
1.2.3 ポリマータイプ*	
1.3 宣言が適用される製品の自由な流通に使用される商品コード	

#### 第2章：適合

2.1 プラスチック投入物の原産地	<input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> 非 EU**
2.2 回収モード（一つだけチェック）	<input type="checkbox"/> PCW** <input type="checkbox"/> DRS*** <input type="checkbox"/> 新規技術、NTN No <input type="checkbox"/> その他（具体的にされたい）
2.3.1 この宣言の対象となるプラスチック廃棄物は規則 2022/1616 第 6 条の要件に適合している	Yes/No †
2.3.2 規則(EU)2022/1616 第 6 条(3)に拠る品質保証システムの認証	（認証機関を特定し、あなたの品質保証システムの認証の証明書を示されたい）

#### 第3章：署名

3.1 署名及び社印	
3.2 署名者の名前	
3.3 署名者の役職／立場	
3.4 日付及び場所	

\*ポリマータイプは次の一つでなければならない：PET、HDPE、PVC、LDPE、PP、PS 又は O（その他）

\*\* 非 EU：第 6 条(5)(i)に従って第 3 国で回収又は前処理されたプラスチックを 10%以上含むプラスチック投入物に使用するものとする。

\*\*\* PCW：本規則附属書 I の前文に定義される「ポストコンシューマー廃棄物」。DRS：包装及び包装廃棄物規則(EU)2025/40 第 3 条(1)(62)f に定義される「デポジット返還システム」。[7]

† 該当しないものは取り消し線で消されたい。」

欧州委員会「包装及び包装廃棄物に関する規則（EU）2025/40 の一部規定の解釈に関する欧州委員会通知」

[https://www.sagisepr.com/documents/3rdparty/Draft\\_EC\\_interpretive\\_notice\\_PPWR\\_20251218082335.pdf](https://www.sagisepr.com/documents/3rdparty/Draft_EC_interpretive_notice_PPWR_20251218082335.pdf)

通知の対象及び適用範囲

包装及び包装廃棄物に関する規則（EU）2025/40[1]（以下、「PPWR」）は、2025年2月11日に発効し、2026年8月12日から適用される。

[1]Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) (OJ L, 2025/40, 22.1.2025)

採択後、欧州委員会は、加盟国当局を含む関係者から、PPWR の一部規定の解釈に関し質問を受けている。事業者及び加盟国が新たな要件に適応するには時間がかかるため、欧州委員会は、EU 全体における明確性と統一的な適用を目的として、これらの規定を解釈する本ガイダンス文書を発行する。

このガイダンス文書は、EU 法の条項の解釈に関し確立された判例に基づいており、その判例[2]では、用語だけでなく、法制上の法が設定される意味合いや、その法を構成する法の目的も考慮する必要があると規定されている。

[2]KRONE-Verlag, C-65/20, :471, paragraph 25

このガイダンス文書は、法的義務を定める PPWR の規定に代替する、追加する、又は改正するものではない。このガイダンス文書は単独で検討されるべきではなく、法令と併せて使用し、単独の参考資料として使用しないようにされたい。

EU 法令の拘束力ある解釈は、欧州連合司法裁判所の専権事項である。

## 1. 包装の定義

法的規定

第1条(1)ポイント(1)：

「包装」とは、その材質に係らず、経済事業者が他の経済事業者又は最終消費者に対し、製

品を収納、保護、取扱い、配送又は提示するために使用することを意図した物品であって、その機能、材質及びデザインに基づき包装形態によって区別できるものをいい、以下を含む：

(a) 製品の寿命全体に亘り製品を収納、支持又は保存するために必要な物品であって、製品の不可欠な部分となることなく、製品と共に使用、消費又は廃棄されることを意図したものの；

(b) ポイント(a)に規定する物品の構成要素又は補助的な要素であって、当該物品に一体化されているもの；

(c) ポイント(a)に規定する物品の付属要素であって、製品に直接掛けられ、又は取り付けられ、包装機能を果たすものであって、製品の一体部分とはならず、製品と共に使用、消費又は廃棄されることが意図されているもの；

(d) 製品を分配するために販売時点において充填されることを意図して設計され、かつ意図されている物品（「サービス包装」とも呼ばれる。）；

(e) 販売時点において充填されるか、又は販売時点において充填されることを意図して設計され、かつ意図されている使い捨ての物品であって、包装機能を果たすもの；

(f) 茶、コーヒー、その他の飲料を入れた透過性のあるバッグ、又は茶、コーヒー、その他の飲料用のソフトな使い捨てシステムのシングルサブユニットであって、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されているもの；

(g) 機械で使用することを意図され、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されている非通過性の茶、コーヒー、その他の飲料用シングルサブユニット。

附属書 I には、第 3 条(1)(1)の包装の定義の対象となる物品を示すリストが掲載されている。

#### 欧州委員会の解釈

物品が包装に該当するか否かの解釈は、第 3 条(1)ポイント(1)の包装の定義に基づくべきである。本規則附属書 I には、包装と見なされる物品と包装と見なされない物品を示すリストが示されている。PPWD に基づいて設立された EU 司法裁判所の判例によれば、附属書 I の包装を示すリストに記載されている物品があるだけでは、その物品が包装と見なされる

には不十分である[3]。包装の定義も確認し、遵守する必要がある。

[3] case C-772/24, Interfel, paras. 23-26

例えば、スーパーマーケットで消費者の自家用として空の飲料カップが販売された場合、それは包装の定義によれば包装とは見なされない。一方、スーパーマーケットが補充ステーションでそうしたカップに商品（例えばコーヒー）を充填した場合、そのようなカップは包装となる。

ティーライトや墓石灯の容器は包装とは見なされない。これらの容器は、規則第3条第1項ポイント(1)の包装の定義に該当しないためである。また、墓石灯（ろうそくの容器）は、規則附属書Iにおいて非包装の例として挙げられている。

物品の製造工程で使用される接着フィルムは、その機能によって包装と見なされる場合とそうでない場合がある。接着工程用フィルムは、製造工程において、原材料又は中間材料を半製品又は最終製品に変換することを可能に又は容易にするよう設計される場合がある。これらのフィルムが、中間製品がその後の中間製品又は最終製品に変換及び／又は組み立てられるまで中間製品に付着したままであり、製造サイクルの実現手段として機能し、当該工程の明確な技術的ニーズを満たす場合、PPWR 第3条(1)ポイント(1)にいう包装とは見なされない。

靴や衣類用のダストバッグは、製品の収納、保護、取り扱い、配送、又は最終使用者への提示を目的とする場合、PPWRの適用上、包装と見なされる。繊維包装は、第3条(1)ポイント(1)に規定される一般的な包装の定義から除外されないが、繊維販売用包装はリサイクル性の要件から除外される（PPWR 第6条(11)(g)）。靴や衣類の包装用のダストバッグは、製品を運ぶことを主な目的とせず、むしろ製品のライフサイクルの様々な段階において製品を保護するために供給されるため、必ずしも「キャリーバッグ」とは見なされない。

## 2. 植木鉢及び播種トレイ

### 法的規定

包装の定義：

第3条(1)(1)：「包装」とは、その材質に関わらず、経済事業者が製品を他の経済事業者又は最終消費者に收容、保護、取扱い、配送又は陳列するために使用することを意図した物品であって、その機能、材質及びデザインに基づき包装形態によって区別できるものをいい、以下のものを含む：

(a) 製品の寿命全体に亘り製品を収容、支持又は保存するために必要な物品であって、製品の不可欠な部分ではないものであって、製品と共に使用、消費又は廃棄されることを意図したもの。」

附属書 I 第 3 条(1)(1)(a)における包装の定義の対象となる物品を示すリスト

包装物品：植木鉢及び植木鉢（播種トレイを含む。）であって、販売及び輸送のみを意図したもの。

(…)

包装以外の物品：植木鉢及び植木鉢（播種トレイを含む）。製品の様々な段階を通じて企業間取引で使用されるか、又は植物と共に販売されることが意図されている。

欧州委員会の解釈

包装の定義に沿って、附属書 I の文言は以下のように理解される必要がある：

- 包装：販売及び輸送に使用されることを意図した植物又は植木鉢（播種トレイを含む）。これには、最終消費者に販売される前の最終段階で植物が栽培された植木鉢又は植木鉢、播種トレイが含まれる。
- 非包装：事業者（苗床や栽培業者）が生産サイクルにおいて使用する栽培用鉢及びトレイ。但し、最終消費者に植物と共に販売されることを意図した最後の鉢又はトレイを除く。

附属書 I における「包装」及び「非包装」の文言には販売という要素が含まれているものの、実際には、花や植物は販売を目的として「輸送用鉢」又は「販売用鉢」に移植されることはない。むしろ、植物が栽培された同じ鉢が輸送及び販売にも使用される。

包装と理解されるべき物品の解釈は包装の定義に従うべきであり、附属書 I はあくまでも参考資料である。従って、包装は企業対消費者取引に限定されず、企業間取引において製品の収容、保護、取扱い、配送、又は陳列のために使用される物品も対象となる。しかし、花や植物を収容、保護、取扱い、搬送、又は陳列する役割を担わず、製造サイクルの単なる補助手段に過ぎない植木鉢は、PPWR 第 3 条(1)ポイント 1 にいう包装とは見なされない。

この解釈は、汚染者負担原則及びこれらの物品のリサイクルを確保するという PPWR の環境目標に合致する。

### 3. 包装製造業者の定義

## 法的規定

第3条第1項ポイント(13)によれば、「製造業者」とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人を意味する。一方、

(a) (b)の規定を条件として、自然人又は法人が、包装又は包装された製品を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している場合（包装又は包装された製品に他の商標が表示されているかどうかに係らず）、当該自然人又は法人を意味する；

(b) 包装又は包装された製品を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している自然人又は法人が、2025年2月1日に適用される勸告2003/361/ECに定める零細企業の定義に該当し、かつ、当該包装を自らの名称又は商標を用いて設計又は製造している自然人又は法人に当該包装を供給する自然人又は法人が同一の加盟国に所在する場合、「製造業者」は、包装を供給する自然人又は法人を意味する。

## 欧州委員会の解釈

製造業者とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人である。「製造業者」の定義における「又は」という文言は、PPWRの意味におけるサプライチェーンにおいて、製造業者は常に1社に限ることを明確に示している。製造業者を正しく特定するには、定義の全ての要素を用いる必要がある。

まず、誰が自らの名称又は商標を用いて包装を設計又は製造しているかを特定する必要がある（第3条(1)ポイント(13)(a)）。販売用包装（サービス用包装を除く）又は集合包装については、製造業者とは、加工業者（供給業者）から供給された包装に最終加工（例えば、切断、充填、封緘）を施し、自社の製品を充填して、当該包装又は包装された製品をEU市場に供給する経済事業者をいう（第3条(1)ポイント(5)～(6)）。言い換えれば、販売用包装及び集合包装については、製造業者は通常、充填業者、即ち製品ブランド所有者となる。

輸送用包装又はサービス用包装（最終形態）が空の場合、製造業者は通常、輸送用包装又はサービス用包装を実際に製造する会社をいう。但し、当該包装が当該包装の使用者によってその名称又は商標の表示によって明確にブランド化されている場合は除く（第3条(1)ポイント(1)(d)及び(7)）。この場合は、使用者が製造業者となる。

しかし、自社の名称又は商標で設計又は製造された包装又は包装された製品を有する企業が小規模企業[4]、即ちブランド所有者であり、包装（包装材料ではない）を供給する企業が同一の加盟国に所在する場合、この包装供給者が製造業者となる（第3条(1)ポイント

(13)(b))。勧告 2003/361/EC によれば、従業員数が 10 人未満で、年間売上高が貸借対照表上の年間合計額が 200 万ユーロを超えない企業は小規模企業とされる。フランチャイズ店が直接間接フランチャイズ本店の資本又は議決権の 25%以上を保有しておらず、企業をパートナー又は関連会社にするような支配力又は決定的な影響力を行使していない場合、これらの条件下ではフランチャイズ店は小規模企業と見なされる可能性がある。そうでない場合は、第 3 条(2)及び第 3 条(3)に従ってフランチャイズ本店のデータの対応する割合又は合計を集計することにより、関連する閾値が評価される。

(注：[4]の脚注は見当たらない。)

包装に表示がない場合、「製造者」は供給者、又は包装製品を市場に投入する者のいずれかとなる。決定的な基準は、誰がその包装の設計仕様を発注し決定するかである。

また、再利用可能な包装の場合、決定的な基準は、自らの名称又は商標で包装を設計又は製造させた自然人又は法人が誰であるかである。

包装が包装製品の製造者の特定の要件に従って設計され、その商標が付いている場合、後者（即ち、使用者）が再利用可能な包装の「製造者」となる。これは、特にオープンループ再利用システムにおいて当てはまる。

但し、再利用可能な包装を自社の名称と商標で設計・製造させた企業が小規模企業であり、包装を製造する企業が同一の加盟国に所在する場合、後者が製造者となる。

再利用可能な包装が（リユース）システム運営者の特定の要件に従って設計され、その商標が付いている場合、当該包装の（リユース）システム運営者が「製造者」となる。これは、特に閉ループリユースシステムにおいて当てはまる。再利用可能な包装に特定の商標が付いていない場合は、当該包装とその特定の設計を発注したのがユーザー（即ち、リユースシステム運営者）であると特定できる場合を除き、当該包装の製造者が「製造者」となる。

#### 4. 包装生産者の定義

##### 法的規定

##### 第 3 条(1)ポイント(15)：

「生産者」とは、販売方法（遠隔販売契約を含む）の如何を問わず、次のいずれかに該当する製造者、輸入者又は販売者をいう：

- (a) 製造者、輸入者又は販売者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内及び当該領域に

において、輸送用包装、サービス用包装又は一次生産用包装（シングルユース包装又は再利用可能な包装のいずれかとして）を初めて提供する；又は、

(b) 製造者、輸入者又は販売者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内及び当該領域において、ポイント(a)に規定する包装以外の包装で包装された製品を初めて提供する；又は、

(c) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に設立されており、輸送用包装、サービス用包装又は一次生産用包装（シングルユース包装又は再利用可能な包装のいずれか）を、他の加盟国の領域において初めて最終使用者に直接提供する；又は、

(d) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に設立されており、ポイント(c)に規定する包装以外の包装で包装された製品を他の加盟国の領域において初めて最終使用者に直接提供する；又は、

(e) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国に設立されており、最終使用者となることなく包装された製品を開梱する。但し、他の者がポイント(a)、(b)、(c)又は(d)に定義される製造業者である場合を除く。」

#### 欧州委員会の解釈

製造業者と製造業者は、PPWRに基づく義務に関して異なる。製造業者は、それぞれのEU加盟国における包装廃棄物の収集及び回収にかかる費用を負担する責任を負っている（第45条(1)）。このため、登録及び認可の申請は、第44条に規定されている関係各国当局に提出する必要があるが、製造者は、包装が廃棄物となるEU加盟国においてのみ、EPR料金を納付する必要がある（規則第45条(2)）。一方、製造者は、包装がEU市場に初めて提供される前に、第5条から第12条に規定されている持続可能性及び表示要件を満たしていることを確認しなければならない。EU全体で製造者は1社に限る。

#### PPWRにおける製造者と生産者の様々な役割の概要

	製造者	生産者
定義	包装又は包装された製品の製造業者。 ブランド所有者が小規模企業である場合は免除される。	包装又は包装された製品を、当該製造業者が所在する加盟国において初めて、又は他の加盟国の最終消費者に直接提供する製造業者、輸入業者、又は販売業者。
数量	EU全体で1つの経済事業者	加盟国の領域において初めて包装を提

		供する経済事業者
機能	包装が持続可能性及びラベル表示要件に適合していることを確保する。	包装が廃棄物となる加盟国における廃棄物管理に資金を提供する。生産者とは、当該加盟国において初めて包装を提供する経済事業者である。

「包装生産者」とは、流通及びサプライチェーンにおける適格企業であり、加盟国における環境・生産・再生利用に関する義務を履行する責任を負う企業である（第 45 条）。

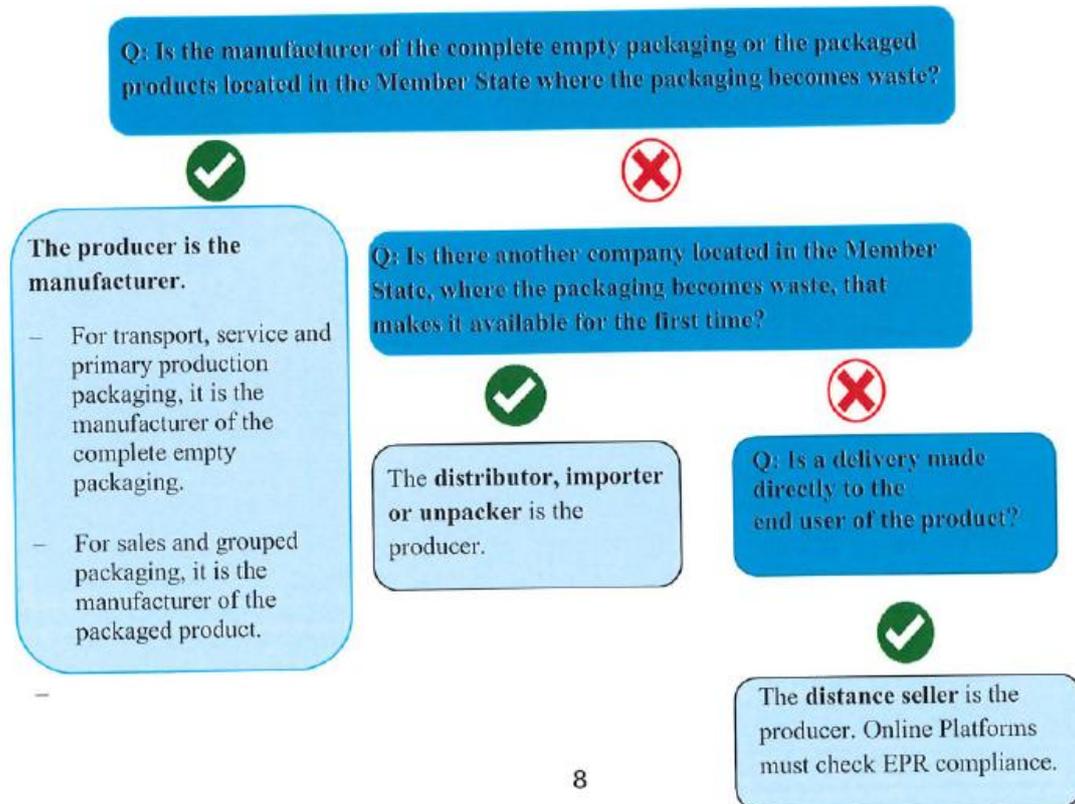
本規則は、輸送用包装やサービス用包装などの空の包装の場合であれ、販売用包装や集合包装のように製品が入った状態で市場に提供される場合であれ、包装ごとに 1 人の生産者を明確に定義することを目指している。

EPR 義務の観点から見ると、空の包装が充填された時点で「初めて利用可能になった」と見なされる。包装は、包装として使用された場合にのみ、市場で利用可能になったと見なされる。

生産者の定義は、包装が廃棄物となる加盟国において、製造業者、輸入業者、販売業者のいずれであっても、EPR 義務を負う経済事業者を特定することを目指している。従って、製造者と生産者は必ずしも同一の経済事業者とは限らず、包装の生産者は販売方法や市場に提供される包装の種類によって異なる。包装又は包装された製品がいずれの加盟国でも廃棄物とならない場合、EU 域内に生産者は存在しない。

包装は、多くの場合、複数回利用可能となる長い供給・流通チェーンの一部である。生産者とは、当該包装が加盟国においてその後も利用可能になるかどうかに関わらず、当該加盟国において初めて包装を提供する経済事業者を指す。市場への提供には、包装又は包装された製品の実際の供給につながる可能性のある、流通、消費又は使用のためのあらゆる提供が含まれる。オンライン販売の場合、最終消費者への製品の直接提供は、最終消費者の加盟国における市場への提供と見なされる。

以下に、生産者を特定する方法を示した図を示す。



輸送用包装の生産者に関しては、生産者の定義から、輸送用包装の使用者、ひいては生産者が誰であるかを決定するいくつかの要因が明らかになっている。以下の要因を考慮することが重要である：

(a) 当該物品は包装機能を果たすか？ 包装は、それ自体では包装機能を果たさない複数の部品又は補助要素で構成されることがしばしばある。従って、包装が他の要素と組み立てられて初めて包装機能を果たす場合、組立て業者が製造業者となり、このため、最初の潜在的な生産者となる。製品又は包装材料は、特定の状況において包装機能を果たし、包装として使用されている場合に、包装と見なされる。

(b) 輸送用包装の製造業者は誰か？ 販売用包装及び集合包装とは異なり、空の包装については輸送用包装の製造業者を特定する必要がある。従って、最初の提供は、義務を負う製造業者が加盟国内における商業活動の一環として、最終形態の輸送用包装を更に供給した時点で発生する。

(c) どの加盟国で、誰に包装が提供されるか？ 製造業者が所在する加盟国以外の加盟国で輸送用包装が初めて提供される場合、受領者が包装製品の最終使用者である場合にのみ、製造業者が生産者となる。そうでない場合は、受領者が生産者となる。例えば、企業 A は

加盟国 1 で名称も商標も付していない大きな段ボール箱とラップを製造している。企業 A は、空の未組み立ての段ボール箱とラップのロールを同じ加盟国の企業 B に販売する。この取引では、箱とラップは最終形状の包装ではなく、輸送用包装として使用する前に更に組み立てる必要がある包装材料又は製品である。従って、EPR の観点からは包装は提供されていない。企業 B は他の要素を使用して箱を組み立て、それによって箱が最終形状を構成する。この場合、企業 B は加盟国 I における生産者となる。但し、企業 B が段ボール箱（中身が入っているか空かを問わず）を他の加盟国の企業 C に販売する場合、当該他の加盟国における生産者は企業 C となる。更に例を挙げると、企業 A が企業 B に販売した際に大型段ボール箱が最終形態となる場合、企業 A は加盟国 I における生産者となる。最後に、段ボール箱が第 3 国に輸出された場合、EU 域内では廃棄物とならないため、いずれの加盟国にも生産者は存在しない。

販売用包装の生産者に関しては、生産者とは、包装を充填し、加盟国の領域内で初めて利用可能にする経済事業者を指す。例えば、企業 A が果物を容器に充填し、包装された果物を同じ加盟国のスーパーマーケットに販売する場合を考えてみよう。この場合、企業 A は包装を初めて利用可能にし、当該加盟国で廃棄物となるため、企業 A は当該加盟国における生産者と見なされる。しかし、企業 A が包装果物を他の加盟国のスーパーマーケットに販売する場合、当該スーパーマーケットが当該加盟国において包装果物を初めて市場に提供するため、生産者となる。

第 3 条(1)ポイント(15)(d)に規定する状況において、生産者とは、包装製品を他の加盟国の領域において初めて最終消費者に直接提供する製造業者、輸入業者又は販売業者を指す。第 3 条(23)によれば、「最終消費者」とは、EU 域内に居住し、消費者又は専門的最終消費者として製品が提供された自然人又は法人であり、かつ、当該製品を自己に提供された形態で更に市場に提供しない者を指す。上記の例を用いて更に例証すると、企業 A がウェブショップを運営し、包装された果物を他の加盟国の最終消費者に販売する場合、企業 A が生産者となる。この場合、企業 A は当該他の加盟国に拠点を置いていないため、当該他の加盟国に公認代表人を任命する必要がある。

これに拠り、決定要因となるのは、専門的な最終使用者が製品を製造に使用し、その結果、製品を供給された形態で再び利用可能にしないかどうかである。第 3 国から輸入された包装品を受け取り、包装された製品を発送する前に開梱又は小分けに再梱包するなどの取り扱い作業を行う物流会社は、最終使用者とは見なされない。むしろ、包装された製品の所有権を有していなくても、製品が再梱包されている場合、彼らは輸送用包装の製造者とは見なされる。

## 5. 輸入者の定義と「支店」の地位

### 法的規定

第3条(1)項17は、「輸入者」を「EU域内に設立された自然人又は法人で、第3国からの包装を市場に投入するもの」と定義している。

### 欧州委員会の解釈

輸入者の定義は、規則(EU)2019/1020に基づいており、ブルーガイドに規定されている一般的な解釈指針に沿って解釈されるべきである。定義から、次の2つの条件が満たされる必要があることが分かる：(a) EU域内に設立されていること、及び(c)（注：(b)のまがいがか）EU域外を原産地とする包装又は包装された製品を市場に投入していること。

「設立」とは、執行及び市場監視のための管轄権を確保するためEU加盟国に登録住所を有すること、並びにEU域内にコンプライアンス、トレーサビリティ、及び是正措置に関する責任者が存在することを保証することを意味する。

殆どの場合、支店は独立した法人ではなく、親会社のアイデンティティに基づいてのみ事業を営むため、独立して権利又は義務を負うことはない。従って、支店が締結した契約は親会社に対し法的拘束力を持つ。

EU法及び各国の税法において、支店は通常、税務上の恒久的施設[5]として扱われる。しかし、納税義務と税務登録を有することは、支店に別個の法人格を付与するものではなく、規制遵守における支店の地位を変更するものでもない。CJEUの判決（例：Berlin Chemie事件 C-333/20、Adient事件 C-533/22）は、恒久的施設は法人化と同等ではないことを確認している。

[5] According to Article 5 of the OECD Model Tax Convention, 'permanent establishment' means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partially carried on. It includes especially: (a) a place of management, (b) a branch, c) and office .)

支店は別個の法人格を有さないため、PPWRに基づく輸入業者としての資格を得ることはできない。「設立」の要件は、単に支店事務所であるということではなく、EU域内に設立された自然人又は法人を指す。支店は、加盟国の法律に基づいて設立され、独自の法人格、権利義務を有し、資産を保有し、独立して訴訟を起こしたり、訴えられたりできる場合、別個

の法人（即ち子会社）となることができる。

従って、EU 域内に支店のみを有する非 EU 域内製造業者は、EU 域内に子会社を設立するか、第 3 条(1)ポイント(19)に定義される公認代理人を選任する必要がある。

非 EU 域内自然人又は法人の支店が、PPWR 第 3 条(1)ポイント(18)に定義される「販売業者」となり得るかどうかについても、同様の論理が当てはまる。

PPWR における EPR は、加盟国の領域内で初めて包装又は包装された製品を販売する「生産者」（製造業者、輸入業者、又は販売業者）に適用される（本注記のポイント 4 参照）。本規則は、VAT 登録のみを受けている事業体、又は法人格を持たない恒久的施設を有する事業体には、EPR 義務を明示的に適用しない。VAT 登録のみを EPR の目的における「施設」と同等であると主張することは、PPWR 第 3 条(1)ポイント(17)における輸入業者の統一された定義と矛盾することになる。加盟国は、生産者の概念のハーモナイゼーションを損なうような追加要件を課すことはできない。

## 6. 食品接触包装における PFAS 規制

### 法的規定

包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40 第 3 条(1)ポイント(13)は、「製造者」を「包装又は包装された製品を自らの名称又は商標の下に設計又は製造した自然人又は法人（包装又は包装された製品に他の商標が表示されているか否かを問わない。）」と定義している。

第 3 条(1)ポイント(10)は、「市場への投入」を、空の包装又は製品が入った包装を EU 市場に初めて提供するものと規定している。第 3 条(1)ポイント(11)は、「加盟国の領域内での提供」を「流通、消費又は使用のための包装の供給（有償又は無償を問わない）」と規定している。

第 5 条(5)は、「2026 年 8 月 12 日以降、食品接触包装は、パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）を以下の限度値以上の濃度で含有する場合、当該限度値を超える PFAS 含有包装の市場への投入が他の EU 法令によって禁止されていない限り、市場に投入してはならない」と規定している：

(a) 対象 PFAS 分析で測定された PFAS の総量（ポリマーPFAS は定量から除外）については 25ppb；

(b) 対象 PFAS 分析で測定された PFAS の総量 (該当する場合、前駆物質の分解を前提とした場合) については 250ppb。(ポリマーPFAS は定量から除外) ; 及び、

(c) PFAS (ポリマーPFAS を含む) については 50ppm。総フッ素量が 50mg/kg を超える場合、規則(EC) 1907/2006 第 3 条ポイント(9)、(11)及び(13)にそれぞれ定義される製造業者、輸入業者又は川下使用者は、要請があった場合、本規則第 3 条(1)ポイント(13)及び(17)にそれぞれ定義される製造業者又は輸入業者に対し、本規則附属書 VII に規定する技術文書を作成するために、PFAS 又は非 PFAS の含有量として測定されたフッ素量の証明を提供しなければならない。

第 58 条(2)は、「第 1 項の規定に反し、人の健康の保護を目的とした特定の法律の対象となる接触に敏感な包装に関連して人の健康へのリスクがあり、そのリスクが包装材料の包装内容物に移転される場合、監視当局は、包装材料に起因する人又は動物の健康へのリスクに関する評価を実施してはならない。そうしたリスクを管理する所管の官庁、具体的には規則 (EU) 2017/625、(EU) 2017/745、(EU) 2017/746、(EU) 2019/6 又は指令 2001/83/EC に記載されている所管の官庁に警告するものとする。」と規定している。

公的管理規則 (規則(EU) 2017/625[6]) は、次のように規定している :

「第 34 条

1. 公的管理及びその他の公的活動におけるサンプリング並びに実験室での分析、試験及び診断に使用される方法は、当該方法を定める EU 規則又は当該方法の性能基準に適合しなければならない。

2. 第 1 項に規定する EU 規則がない場合、及び公的管理及びその他の公的活動においては、公的検査機関は、当該機関の特定の分析、試験及び診断の必要性への適合性に応じて、以下のいずれかの方法を使用する :

(a) 欧州標準化機構 (CEN) が承認したものを含む、関連する国際的に認められた規則又はプロトコルに適合する利用可能な方法 ; 又は、

欧州連合の基準検査機関によって開発又は推奨され、国際的に認められた科学的プロトコルに従って検証された関連する方法。

(b) (a)に規定する適切な規則又はプロトコルがない場合には、国内で制定された関連規則に適合する方法、又は、そのような規則が存在しない場合には、国内の基準となる研究機関によって開発又は推奨され、国際的に認められた科学的プロトコルに従って妥当性が検証された関連方法 ; 又は、

国際的に認められた科学的プロトコルに従って、研究機関間又は研究機関内の方法

の妥当性確認研究によって開発され、妥当性が検証された関連方法。

3. 研究機関による分析、検査又は診断が緊急に必要であり、かつ、本条第1項及び第2項に規定する方法のいずれも存在しない場合には、関連する国内の基準となる研究機関、又は、そのような国内の基準となる研究機関が存在しない場合には、第37条(1)に従って指定されるその他の研究機関は、国際的に認められた科学的プロトコルに従って適切な方法が妥当性確認されるまで、本条第1項及び第2項に規定する方法以外の方法を使用することができる。」

[6] Regulation (EU) 2017/625 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on official controls and other official activities performed to ensure the application of food and feed law, rules on animal health and welfare, plant health and plant protection products, amending Regulations (EC) No 999/2001, (EC) No 396/2005, (EC) No 1069/2009, (EC) No 1107/2009, (EU) No 1151/2012, (EU) No 652/2014, (EU) 2016/429 and (EU) 2016/2031 of the European Parliament and of the Council, Council Regulations (EC) No 1/2005 and (EC) No 1099/2009 and Council Directives 98/58/EC, 1999/74/EC, 2007/43/EC, 2008/119/EC and 2008/120/EC, and repealing Regulations (EC) No 854/2004 and (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council, Council Directives 89/608/EEC, 89/662/EEC, 90/425/EEC, 91/496/EEC, 96/23/EC, 96/93/EC and 97/78/EC and Council Decision 92/438/EEC (Official Controls Regulation) (O.JL 95, 7.4.2017, pp. 1-142)

欧州委員会の解釈

a) 不適合包装の市場投入期限：

食品接触包装とは、関連する EU 食品法令の定義に従い、食品を収容する、又は食品と接触することを意図した包装をいう。この義務は、意図せず存在する PFAS と意図的に添加された PFAS を区別しない。義務を負う事業者は、製造業者、即ち、包装又は包装材料に最終加工工程を施し、自社の名称又は商標を使用して、流通、消費、又は使用のために包装を提供する事業者である。

PPWR は移行期間を設けていない。従って、2026年8月12日以降に市場投入される食品接触包装は、この日付以前に製造されたものであっても、PFASの規制値を遵守する必要がある。製造業者は、包装を空の状態でも製品と一緒にでも市場投入できる。通常、販売用及び集合食品接触包装は充填された状態で市場投入され、輸送用及びサービス用包装は空の状態でも市場投入される。

市場への投入とは、所有権、占有権、又はその他の財産権が有償又は無償で移転された時点をいう。従って、製造業者が、取引記録を保持しつつ、単なる占有権の移転のみで、空包装又は集合包装を市場に投入し、2026年8月12日までに在庫を使い切ることを妨げない。

リサイクル材を含む包装にも同様の条件が適用される。2026年8月12日以降、リサイクル材がPFASの基準値を超える場合でも、食品に接触しない包装に使用できる。

#### b) PFAS 基準値の施行：

食品包装に含まれるPFASは、必然的にヒトのPFASへのばく露に繋がり、ヒトの健康に対する許容できないリスクを齎す。従って、PPWRに規定される監視当局ではなく、健康リスクの管理を管轄する当局、特に規則(EU) 2017/625に規定される所管の官庁が、PFAS基準値の遵守状況を検証するものとする。

規則(EU) 2017/625 第34条(1)又は(2a)に規定されている包装中のPFAS又は総フッ素の試験室分析方法が利用可能になるまで、適用日時点のPFAS制限値を適用するために、最先端の分析能力と関連マトリックスのPFAS試験のメタ分析に基づく以下の段階的なアプローチが推奨される：

1. 総フッ素(TF)定量(ステップ1): TFが50 ppm未満の場合、サンプルは適合していると思なすことができ、他の2つの制限値を試験する必要はない。
2. TFが50ppmを超える場合、ステップ2で熱分解GC/MSなどの方法を用いて、フッ素が有機フッ素(PFAS)か無機フッ素かを確認できる。有機フッ素が50ppm未満の場合、サンプルは適合していると思なされ、他の2つの限度値を試験する必要はない。
3. ステップ3の25ppb及び250ppbの濃度限度値への適合性を確認するには、直接TOP(総酸化性前駆物質)分析が推奨される。

この推奨は、規則(EU) 2017/625に規定されている当局のPFAS限度値への適合性検証権限に影響を与えるものではない。

#### 7. 包装のリサイクル性確保に関する要件の適用日

法的規定

第6条(1)：「市場に流通する全ての包装は、リサイクル可能でなければならない。」

第6条(2)：「包装は、以下の条件を満たす場合、リサイクル可能と見なされる：

(a) マテリアルリサイクルが可能なように設計されており、これにより、第4項の規定に従って、元の材料と比較して十分な品質を有する二次原材料を一次原材料の代替として使用できるようになっていること；及び、

(b) 廃棄物となった場合、第48条(1)及び(5)の規定に従って分別収集され、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えることなく特定の廃棄物ストリームに分別され、本条第5項の規定に従って定められた方法論に基づいて大規模にリサイクルできること。

第4項に基づいて採択された委任法に準拠する包装は、この項の最初のサブパラグラフポイント(a)に規定する条件に準拠していると見なされる。

第4項に基づいて採択された委任法及び第5項に基づいて採択された施行法に準拠する包装は、この項の最初の項に定める条件に準拠していると見なされる。」

#### 欧州委員会の解釈

第6条(1)は、市場に投入される全ての包装がリサイクル可能であることを要求している。この規定は、包装及び包装廃棄物指令（PPWD）附属書IIポイント3(a)における、マテリアルリサイクルの形で回収可能な包装に関する必須要件と似てているが、同一ではない。従って製造業者は、リサイクル設計要件に関する委任法の適用日までは、PPWD 及び関連する整合規格 EN 13430:2004 - マテリアルリサイクルによって回収可能な包装に関する要件 [7]に従ってリサイクル可能性要件のみを遵守すべきである。この委任法は、第6条(4)に基づき、2028年1月1日までに欧州委員会によって採択され、完全にリサイクル設計要件及び関連する評価方法をハーモナイズさせる。当該日から2年間、製造業者は、本規則の意味でリサイクル可能な包装のみが市場に供給されるように、これを遵守しなければならない。[7] Harmonised standards published in Commission communication in the framework of the implementation of the European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste(OJ C 44 of 19 February 2005)

製造業者は、PPWR 第6条(4)に基づく委任法が発効するまで、PPWR 第38条及び附属書VIIに基づくリサイクル性に関する適合性評価手続きを実施する必要はない。

#### 8. リサイクル含有率目標の免除

## 法的規定

リサイクル(50):「再生プラスチックを含む食品接触材料は、欧州委員会規則(EU)2022/1616に定められた要件(リサイクル技術に関する要件を含む)を満たさなければならない。プラスチック包装については、当該包装がポリエチレンテレフタレート(PET)で作られている場合を除き、関連するリサイクル含有率要件の適用日より十分に前に、当該プラスチック包装に適したリサイクル技術の利用可能性を再評価することが適切である。当該評価は、関連する EU 規則及び当該技術の適用に関する規則及びその導入状況に基づき、認可国についても対象とすべきである。当該評価に基づき、特定の接触感受性プラスチック包装について、再生利用含有率要件の除外規定を設けたり、本規則に定める例外リストを改正したりする必要があるかもしれない。そのため、EU 条約第 290 条に基づく法律を制定する権限は、欧州委員会に委任されるべきである。」

第 7 条(5):「第 1 項及び第 2 項は、以下には適用されない:

(a) 食品接触用プラスチック包装であって、再生材の含有量が人の健康に脅威を与え、包装製品が規則 (EC) No 1935/2004 に適合しないもの;

(b) 包装単位全体の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品。」

第 7 条(12):「2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は、特定のプラスチック包装について、第 1 項ポイント (b) 及び (d) に規定する再生材含有量の最低割合の除外、又は特定のプラスチック包装に関する第 4 項の除外リストの改訂の必要性を評価するものとする。本項第 1 項に規定する評価に基づき、プラスチック包装を再生するための適切な再生技術が、関連する EU 規則の下で認可されていないか、又は実際に十分に利用可能でない場合、特に食品包装を含む接触に敏感なプラスチック包装に関する安全関連要件を考慮に入れ、欧州委員会は、第 64 条に基づき委任法を採択する権限を有し、本規則を改正し、次の事項を実施する:(a) 特定のプラスチック包装について、本条第 1 項ポイント (b) 及び (d) に定める最低含有率の範囲、時期又は水準の特例を規定すること;及び、(b) 必要に応じて、本条第 4 項の例外事項の一覧を改正すること。」

## 欧州委員会の解釈

第 7 条(5)は、再生材含有義務に関する特定の除外を規定している。第 7 条(5)(a)に規定する除外は、食品接触用プラスチック包装であって、再生材の量が人の健康に脅威を与え、包装製品が規則(EC) No 1935/2004 に適合しなくなるものについて規定する。第 7 条(5)(b)に規定する除外は、包装単位の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品に関するもので

ある。これらの除外はいずれも、欧州委員会又は各国の所管の官庁によって具体的に認められる必要はない。従って、上記の除外は直接適用可能であり、製造業者はこれらの要件への適合を示さなければならない。技術文書の要件を遵守し、市場及び技術の発展を踏まえ、免除が依然として正当であるかどうかを定期的に見直さねばならない。

欧州委員会は、2028年1月1日までに、プラスチック包装に関する再生材含有義務の更なる除外の必要性を評価するものとする。

## 9. 輸入されるプラスチック製食品接触包装に関する再生材含有要件

### 法的規定

第7条(1)：「2030年1月1日又は本条第8項に規定する施行法の発効日から3年後のいずれか遅い日までに、市場に投入される包装のプラスチック部分は、附属書II表1に規定する包装の種類及び形式ごとに、製造工場及び年当たりの平均値として算出した、ポストコンシューマープラスチック廃棄物から回収された再生材含有率が以下の最低割合以上含まれていなければならない：

(a) シングルユースプラスチック飲料ボトルを除き、主成分としてポリエチレンテレフタレート（PET）を使用した接触感受性包装については30%；

(b) プラスチック製の接触到り敏感な包装については10% PET以外の材料（シングルユースプラスチック飲料ボトルを除く）；

(c) シングルユースプラスチック飲料ボトルについては30%；

(d) 本項ポイント(a)、(b)及び(c)に規定するもの以外のプラスチック包装については35%。」

### 欧州委員会の解釈

食品接触用の輸入されるプラスチック材料及び成形品は、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品に関する規則(EU) 2022/1616に定められた再生プラスチック含有率の要件に適合しなければならない。食品接触材料（食品接触包装を含む）として使用することを意図する再生プラスチック含有プラスチック材料の輸入者は、これらの材料が以下に概説する要件に適合していることを確保すべきである。適合しない場合、これらの材料は食品接触用途（食品接触包装を含む）向けに市場に投入することはできない。但し、他の用途に使用す

ることは可能である。同規則第 6 条は、以下を義務付けている：

- ・プラスチック廃棄物の分別収集。

- ・プラスチック廃棄物の選別からリサイクルまでの全ての活動を含め、第 6 条に基づく前処理活動について、第 3 者機関による認証を取得していること。

- ・リサイクル材が、食品接触用プラスチック材料及び成形品に関する規則(EU) No 10/2011 に従って製造されたことの証明。

従って、第 3 国から輸入された、リサイクル材を含むプラスチック製の食品包装は、上記の要件に適合している必要がある。事業者は、規則(EU) 2022/1616 に基づき、検証可能な証拠によって上記の要件への適合を証明する必要がある。

規則(EU) 2022/1616 は、「新規技術」の側面も導入している。「新規技術」を用いて製造されたプラスチック材料のみが、収集及び前処理に関する規則(EU) 2022/1616 第 6 条の要件を免除できる。リサイクル材が除染ペレットとして（即ち、規則(EU) 2022/1616 第 10 条及び附属書 I に規定されている除染プロセスの産物として）輸入される場合、当該材料を生産する事業者の名称は、規則(EU) 2022/1616 第 24 条に基づき、技術、リサイクル業者、リサイクルプロセス、リサイクルスキーム、及び除染施設に関する EU 登録簿に記載されなければならない。登録簿における施設のステータスは、「新規登録」又は「発効」のいずれかと定義される。

## 10. 加盟国による堆肥化可能包装の義務化及び適合性の推定に関する柔軟性

### 法的規定

リサイタル(53)：「バイオ廃棄物の廃棄物ストリームは、従来のプラスチックで汚染されていることが多く、マテリアルリサイクルのストリームは、堆肥化可能プラスチックで汚染されていることが多い。この交差汚染は、資源の浪費と二次原材料の品質低下に繋がるため、発生源で防止する必要がある。こうした懸念に鑑み、加盟国は、自国における堆肥化可能な包装の適切な廃棄物管理について規定すべきである。堆肥化可能なプラスチック包装の適切な廃棄方法は消費者にとって益々分かりにくくなっているため、堆肥化可能なプラスチック包装の使用に関する明確かつ共通の規則を定め、その使用が環境又は人の健康に明確な利益を齎す場合にのみ義務付けることは正当かつ必要である。これは特に、ティーバッグのように内容物と包装の分離が特に複雑な製品など、堆肥化可能な包装の使用がバイオ廃棄物の収集又は処分に役立つ場合に当てはまる。」

リサイクル (54) : 「生分解性プラスチックポリマーで作られた限定的な包装用途については、管理された条件下で嫌気性消化施設を含む堆肥化施設に投入される堆肥化可能な包装を使用することで、環境上の利益が実証される。更に、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)第 2 サブパラグラフを適用し、かつ、適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが当該加盟国において利用可能な場合、当該加盟国は、金属以外の包装材料で構成されたコーヒー、紅茶、その他の飲料システムのシングルサブユニット用の堆肥化可能な包装、超軽量プラスチック製レジ袋、軽量プラスチック製レジ袋、並びに本規則の適用日以前に堆肥化が義務付けられていたその他の包装を当該加盟国において初めて利用可能にすることを許可するか否かを柔軟に決定可能とされるべきである。消費者が適切な廃棄経路について混乱することを避け、また、炭素循環の環境的利益を考慮すると、その他の全ての包装はマテリアルリサイクルの対象となり、当該包装の設計は、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えないようにすべきである。」

リサイクル (56) : 「2022 年 11 月 30 日欧州委員会通知に記載されている「バイオベース、生分解性及び堆肥化可能なプラスチックに関する EU 政策枠組み」に記載されているように、産業用堆肥化の基準を遵守することは、家庭内堆肥化における分解を意味するものではない。産業用堆肥化では、高温多湿が求められる。地域社会を含む個人によって行われる家庭内堆肥化では、実際の条件は地域の気候状況や消費者の習慣に大きく左右される。従って、家庭内堆肥化における生分解は、産業用堆肥化よりも遅くなるか、完了しないリスクがある。特に、プラスチック包装の家庭内堆肥化は、関係当局の監督の下、特定の用途及び特定の地域条件においてのみ検討されるべきである。」

第 9 条(2) : 「第 6 条(1)の規定に除外として、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)に基づきバイオ廃棄物と同様の生分解性及び堆肥化性を有する廃棄物をバイオ廃棄物と共に収集することを認めており、かつ、堆肥化可能な包装がバイオ廃棄物管理の流れに確実に組み入れられるよう適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが整備されている場合、加盟国は、次に掲げる包装が堆肥化可能である場合にのみ、当該包装が初めて自国の領域内で利用可能となることを要求することができる : (a) 第 3 条(1)ポイント(1)(g)に規定する包装であって、金属以外の材料で作られたもの、超軽量プラスチック製レジ袋及び軽量プラスチック製レジ袋 ; (b) この規則の適用日前に加盟国が既に堆肥化可能であることを要求していた、本項ポイント(a)に規定する包装以外の包装。」

#### 欧州委員会の解釈

加盟国は、2026 年 8 月 12 日まで、自国の領域において追加的な包装を堆肥化可能とすべ

きかどうかを決定できる。加盟国は、そうした追加的な堆肥化可能な包装が産業廃棄物として堆肥化可能であると決定することのみができる。加盟国が生ごみの廃棄物管理方法の一つとして家庭内堆肥化を実施している状況を反映し、家庭内堆肥化は限られた数の包装材について認められているが、リサイクル56によれば、プラスチック包装の家庭内堆肥化は、関係当局の監督の下、特定の用途及び特定の地域状況においてのみ検討されるべきである。家庭内堆肥化が国家レベルで義務付けられる場合、加盟国は混乱を避けるため、経済事業者、一般市民、そして欧州委員会にこれを明確に伝えるべきである。加盟国は、経済事業者が関連する表示及び堆肥化要件を遵守できるよう、そのような包装材の明確なリストを作成し、公表することが推奨される。

本規則は、加盟国に対し、関連する整合規格の採択前、或いはそうした規格がない場合であっても、家庭内堆肥化可能性を義務付けることを認めている。

家庭内堆肥化可能な包装の適合性の推定に関しては、工業用堆肥化可能な包装、及び更新中の工業用堆肥化に関する既存の規格への適合性に関するものと同じ規則が適用される。即ち、製造業者は、家庭内堆肥化に関する既存の国家規格及び既存の認証制度を、第9条への適合を証明するために使用することができるが、これらの文書への適合は、堆肥化可能性要件への適合性の推定を生じさせるものではない。

欧州委員会は、2026年2月12日までに、第9条(6)に基づき、欧州標準化機構に対し、家庭内堆肥化可能性に関する新たなEU全体の規格を作成するよう要請する。

工業用堆肥化に関する既存の規格EN 13432は、新しい規格が採択されるまでの間、ガイドンスとして使用できる。堆肥化可能包装に関する新たなハーモナイズされた規格への適合の推定は、第9条(6)に基づき欧州委員会が要請した、関連する整合規格を記載した新たな決定がEU官報に掲載された日から再び可能となる。

## 11. 堆肥化可能包装における「透過性」及び「ソフトな使用済み」という用語の定義

### 法的規定

第3条(1)は「本規則の適用上、以下の定義を適用する：

(f) 茶、コーヒー、その他の飲料用の透過性バッグ、又は茶、コーヒー、その他の飲料を入れた使用済みソフトシステムのシングルサブユニットであって、製品と共に使用及び廃棄されることが意図されているもの」と規定している。

## 欧州委員会の解釈

第9条(1)の規定は材質に中立的であり、紙製のシングルサブユニットを含むあらゆる材質で作られた茶、コーヒー、その他の飲料用の透過性バッグ、又はソフトな使用済みシステムのシングルサブユニットを指す可能性がある。従って、第9条に基づき、このような包装は堆肥化を考慮して設計されなければならない。

## 12. 包装の最小化

### 法的規定

リサイタル 60:「マーケティングと消費者の受容性は包装設計において依然として重要であるものの、それらは、包装の追加的な重量及び容積を正当化する性能基準の一部となるべきではない。[...]」

第10条(1):「2030年1月1日までに、製造者又は輸入者は、市場に投入する包装が、包装の形状及び材料を考慮し、その重量及び容積がその機能性を確保するため必要な最小限にまで低減されるように設計されることを確保するものとする。」

第10条(2):「製造者又は輸入者は、附属書 IV に定める性能基準に適合しない包装が、次の場合を除いて、市場に流通されないよう確保しなければならない。」

第10条(2)(a)及び(b)は、次の2つの除外を規定している。即ち、

(a) 包装意匠が保護されている場合、又はその形状が商標である場合。意匠及び商標は2025年2月11日までに保護される必要があり、かつ、最小化要件の適用により、意匠の新規性若しくは個別性が変化するか、又は商標が、マークされた製品を他の事業者の製品と区別することができなくなるような影響を与える場合。

(b) 包装された製品又は飲料が、EU法で保護されている地理的表示の恩恵を受けている場合。

第10条(3):「2027年2月12日までに、欧州委員会は、欧州標準化機構に対し、包装に関する要件への適合性の計算及び測定方法を定めるハーモナイズされた規格を、必要に応じて作成又は更新するよう要請する。この規則に基づく最小化。最も一般的な包装の種類及び形式については、当該規格において最大適正重量及び容積の制限、並びに適切な場合には壁厚及び最大空隙量を規定すべきである。」

附属書 IV パート A ポイント 4:「包装の機能性:包装デザインは、製品の用途及び販売の要因となる特殊性(贈答用、季節行事向けなど)を考慮し、その機能性を確保しなければならない。」

#### 欧州委員会の解釈

包装の最小化要件は、加盟国が包装廃棄物の一般削減目標をハーモナイズされた方法で達成する上で役立ち、PPWR 第 43 条に定められた廃棄物削減目標を遵守するために、各国がそれぞれ異なる措置を繰り返す必要性を軽減する。

包装の最小化は新たな要件ではない。PPWD(包装廃棄物削減法)においては、関連するハーモナイズされた遵守方法論基準[8]を伴う必須要件として存在していた。評価方法論の要素は、ハーモナイズされた基準から規則に移行されたが、「消費者の受容性」と「マーケティング」は、包装重量と容積の増加を正当化する理由(「性能基準」)として削除された。一方、リサイクル性、リサイクル材含有率、再利用などの他の理由が新たな基準として追加された。

[8] EN 13428:2004 - Packaging - Requirements specific to manufacturing and composition - Prevention by source reduction. The reference to this harmonised standard was published in Commission's Communication OJ C 44 on 19 February 2005

この更新を実施するため、PPWR は欧州委員会に対し、2027 年 2 月 12 日までに CEN に対し既存規格の更新を要請することを義務付けている。更新された評価方法に加え、更新された規格では、最も一般的な包装の種類と形式について、最大適正重量及び容積の制限が規定される。

ハーモナイズされた規格への適合は持続可能性要件への適合の推定となるため、標準化は業界が最小化要件への適合を証明するのに役立つ。加盟国は、その他の又は追加の国内要件を設定することなく、このような適合包装を受け入れ、自国の市場で提供できるようにする必要がある。

第 70 条(1)(b)によれば、既存の包装最小化要件とその評価基準は 2029 年末まで有効である。その後は、第 1 項と第 2 項の両方が適用される(2030 年 1 月 1 日から)。既存の整合規格 EN 13428:2004 は、新しい規格又は更新された規格が制定されるまでの間、引き続き準用してガイダンスとして使用できる。

産業界は、通常の標準化プロセスにおいて、専門家の意見を反映させ、新たな規格を積極的に策定する機会を得る。このプロセスにおいては、包装の形状や機能性といった問題が適切に考慮される。

### 13. 第 10 条の最小化要件と第 24 条の空き容量比率の関係

#### 法的規定

##### 第 10 条：

「1. 2030 年 1 月 1 日までに、製造業者又は輸入業者は、市場に投入する包装について、包装の形状及び材料を考慮し、その重量及び容積が機能性を確保するために必要な最小限に抑えられるように設計することを確保しなければならない。

2. 製造業者又は輸入業者は、本規則の附属書 IV に定める性能基準に適合しない包装、及び二重壁、中底、不要な層を含む、製品の容積感を増大させることのみを目的とする特性を有する包装が、以下の場合を除き、市場に流通されないよう確保しなければならない。(…)」

第 24 条(1)は、「2030 年 1 月 1 日又は第 2 項に基づいて採択された施行法の発効から 3 年後のいずれか遅い日までに、集合包装、輸送包装又は電子商取引包装に充填する事業者は、最大空隙率（パーセントで表示）が 50%となるように確保しなければならない。」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

第 24 条に規定される空隙率は、集合包装、輸送包装及び電子商取引包装に適用され、当該包装を使用又は充填する自然人又は法人は、これを遵守する必要がある。欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに採択される施行法において、空きスペース率の算出方法を定める予定である。

販売用包装については、空きスペースに関する最小化要件は、事前に定められた閾値とは関連付けられていないため、既存の標準 EN 13428:2004 に基づいて評価する必要がある。この規格は、2030 年 1 月 1 日まで適用され、附属書 IV パート A に基づく最新の性能基準及び第 10 条の要件に従って更新される。義務を負う当事者は製造業者であり、適合性評価を実施し、包装に関する技術文書及び適合宣言書を作成する必要がある。

### 14. 第 11 条の要件の適用前に市場に投入された再利用可能な包装

## 法的規定

### 第 11 条

「1. 2025 年 2 月 11 日以降に市場に投入される包装は、以下の全ての要件を満たす場合に再利用可能と見なされる：(a) 複数回再利用されることを目的として考案、設計され、市場に投入されていること；(b) 通常予測可能な使用条件下で可能な限り多くの回転数を達成できるように考案及び設計されていること；(c) 消費者の健康、安全及び衛生に関する適用可能な要件を満たしていること；(d) 更なる機能及び再利用を妨げるような損傷を受けることなく、空にしたり、荷降ろししたりできること；(e) 包装された製品の品質および安全性を維持し、食品安全に関する要件を含む適用される安全衛生要件への適合を確保しながら、空にしたり、荷降ろししたり、詰め替えたり、詰め替えたりすることができること；(f) 欧州食品安全条約パート B に従って再生できること。付属書 VI に規定されている機能を維持しながら、その意図された機能を果たす能力を維持すること；(g) ラベルを貼付し、製品の特性及び包装自体に関する情報（製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティ及び保存期間を確保するための関連する指示及び情報を含む）を提供することを可能にすること；(h) 責任者の健康と安全にリスクを与えることなく、空にしたり、荷降ろししたり、詰め替えたり、積み直したりできること；(i) 第 6 条に規定されているリサイクル可能な包装に関する特定の要件を満たし、廃棄物となった際にリサイクルできること。

2. 欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までに、第 64 条の規定に基づき、本条第 1 項(b)の規定の適用上、再利用において最も頻繁に使用される包装形式について、衛生面及び物流面などのその他の要件を考慮に入れ、再利用可能な包装のローテーションの最小回数を設定することにより、本規則を補足する委任法を採択する。」

第 15 条(9)：「本条第 8 項の規定を除き、第 5 条から第 12 条に規定される要件に適合していないと考えられる包装を適合させ、撤去し、又は回収する義務は、2025 年 2 月 11 日より前に市場に投入された再利用可能な包装には適用されない。」

### 欧州委員会の解釈

第 11 条は、本規則の発効日である 2025 年 2 月 11 日から適用される再利用基準を定めている。但し、本規則は 2026 年 8 月 12 日から適用される。これは、本規則の発効日（2025 年 2 月 11 日）より前に EU 市場に投入された再利用可能な包装については、遡及的に要件に適合させる必要がないことを意味する。これは、本規則第 15 条(9)に明記されている。

2025年2月11日以降に市場に投入される再利用可能な包装は、本規則に適合する必要がある。但し、所管の官庁は、当該包装が本規則第II条及びその他の規定に準拠しているかどうかを2026年8月12日以降にのみ確認できる。

第11条に定められた要件は、廃止された包装及び包装廃棄物指令、並びに包装の再利用に関する関連するハーモナイズされた規格EN 13429 2004に含まれる再利用可能な包装に関する要件と実質的に近いため、既に施行されているはずである。

15. 加盟国が、包装廃棄物の分別に関するハーモナイズされたEUラベルの隣に既存の国内ラベルを貼付することに関する制限はあるか？

#### 法的規定

第12条(1)：「2028年8月12日又は本条第6項又は第7項に基づいて採択された施行法発効日から24ヶ月後のいずれか遅い日から、市場に出される包装には、消費者による分別を容易にするため、その材料組成に関する情報を含むハーモナイズしたラベルを表示しなければならない。このラベルは、ピクトグラムに基づき、障害者を含む誰もが容易に理解できるものでなければならない。」

#### 欧州委員会の解釈

第12条の適用範囲における包装ラベルの表示は、デポジット返還制度を除き、網羅的かつ完全にハーモナイズされたものとする。分別指示を追加する国内規則は、EU条約第288条により認められていない。加盟国は、2028年8月12日またはラベル表示規則及びピクトグラムを規定する施行法の発効日から24ヶ月後以降、自国のラベルをEUハーモナイズされたラベルの隣に表示することは認められない。事業者は、新たな基準への移行なしには適応できないため、ラベル表示制度の移行期間が満了する日が到来した場合、国内措置は当該期限までに廃止されるか、又は移行期間に対応できるよう調整されるべきである。分別指示に関する国内措置が域内市場への影響に鑑みて不均衡と見なされる場合、当該措置は、第12条(6)に従って欧州委員会が採択するEUのハーモナイズされた要件の発効日に関わらず、可能な限り速やかに廃止されなければならない。

包装材料識別システムを確立する1997年1月28日欧州委員会決定[9]は、2028年8月12日まで引き続き適用される。この決定は、包装の材料構成を識別するための番号及び略語のシステムを確立するものであり、主に廃棄物管理者が包装廃棄物の分別を容易にすることを目的としている。この決定及び略語システムの使用は製造業者の任意であるが、加盟国は、

この決定で定義されたシステム以外の包装識別システムが使用されないようにする義務を負う。識別システムを使用する場合は、この決定で定義されたシステムを使用しなければならない。但し、本決定に基づき定められた略称は、2028年8月12日以降は認められなくなる。これは、収集後の廃棄物分別における技術の進歩により、リサイクル業者にとってそうした表示の必要性が低下しているためである。

[9] Commission Decision of 28 January 1997 establishing the identification system for packaging materials pursuant to European Parliament and Council Directive 94/62/EC on packaging and packaging waste OJL 50, 20.2.1997, p. 28-31

PPWR 第 12 条(1)に基づくラベル表示義務の目的は、消費者による包装廃棄物の分別を改善することである。本規則は、電子商取引用包装を除く輸送用包装、及びデポジット返還制度の対象となる包装を、このラベル表示義務から明示的に除外している。EU の包装関連法は、家庭用包装と商業用・工業用包装を区別していない。従って、PPWR 第 12 条(1)に基づくラベル表示義務は、規則に明示的に特段の定めがある場合（即ち、電子商取引用包装を含み、その他の輸送用包装を含まない）を除き、全ての包装に適用される。

第 12 条(2)に基づく再利用可能な包装のラベル表示に関しては、加盟国は、2029年2月12日又は30日以降、自国のラベルを EU のハーモナイズされたラベルの隣に表示し続けることが認められない。関連する表示規則を定める施行法の発効日から 24 ヶ月以内に、廃棄物分別ラベル及び再利用可能な包装ラベルの使用が義務付けられる。

第 12 条(4)に基づくリサイクル含有率及びバイオベース含有率のラベルについては、2028年8月12日又は関連する施行法の発効から 24 ヶ月後に完全にハーモナイズされるが、これらのラベルの使用は任意である。即ち、事業者は包装にリサイクル含有率又はバイオベース含有率を表示する義務はないが、表示を希望する場合、EU のハーモナイズされたラベルを使用する必要がある。

加盟国は EU のハーモナイズされた DRS ラベルを使用しないことは自由であるものの、他の加盟国で施行されている DRS ラベルの貼付を禁止できない。これは、義務的及び非義務的なデポジット返還制度の両方に適用される。加盟国は、ハーモナイズされたラベルを使用することで、国内 DRS ラベルを介した域内市場への障壁の創出リスクを軽減することができる。加盟国は、国内 DRS ラベルに関する規則を定めるに当たり、「欧州委員会からの通知 — 飲料包装、デポジット制度及び物品の自由移動」(2009/C 107/01) [10] を考慮することが推奨される。

[10] Communication from the Commission — Beverage packaging systems and free movement of goods

拡大生産者責任（EPR）ラベルに関しては、PPWR（拡大生産者責任規則）は物理的なラベルを禁止し、そうした情報又はラベルはデジタル形式でのみ提供することを許可している（PPWR 第 12 条(9)）。

第 12 条は EU 域内の包装ラベルを完全に統一しているため、加盟国は他の国内の強制的な包装ラベル要件を採用することはできない。これは、包装ラベルに関連する域内市場への影響が大きいことを正当化している。

## 16. 既存の再利用可能な輸送用包装の表示

### 法的規定

第 12 条(2)によれば、「2029 年 2 月 12 日又は第 6 項に基づいて採択された施行法の発効日から 30 ヶ月後のいずれか遅い方から市場に投入される再利用可能な包装には、当該包装が再利用可能であることを使用者に通知するラベルを付けなければならない。再利用可能性に関する追加情報（地方、国、又は EU 全体の再利用システムの利用可能性及び回収拠点に関する情報を含む）は、包装の追跡、トリップ及びローテーションの計算、又は計算が不可能な場合、平均推定を容易にする QR コード又はその他の標準化されたオープンなデジタルデータキャリアを通じて提供されるものとする。

第 12 条(3)によれば、これらの要件は「附属書 VI に従ってシステム運用者がいないオープンループシステム」には適用されない。

第 12 条(6)は、欧州委員会に、包装ラベル：「2026 年 8 月 12 日までに、欧州委員会は、本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する包装の表示に関する表示要件及び様式（デジタル方式で提供される場合を含む。）について、ハーモナイズされたラベル及び仕様を定める施行を採択する。（…）」よう指示している。

第 12 条(12)は、「第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する包装であって、EU 域内で製造され、又はこれらの項に規定する期限前に輸入され、かつ、これらの項に規定する基準に適合しないものは、これらの項に規定する表示要件の発効日から 3 年間、市場に提供することができる」と規定している。

第 15 条(9)は、「本条第 8 項の規定に係らず、第 5 条から第 12 条までに定める要件に適合していないと考えられる包装を適合させ、撤去し、又は回収する義務は、2025 年 2 月 1 日

より前に市場に投入された再利用可能な包装には適用されない。」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

以下の2つを区別する必要がある：

(a) PPWR の発効前に市場に投入された再利用可能な輸送用包装、及び

(b) PPWR の発効後、かつ、(c) 表示に関する施行法の発効前、しかし、

(c) 2025年2月から2029年2月までの間に市場に投入された再利用可能な輸送用包装。

(a)に該当する再利用可能な包装は、機能の陳腐化又は運用上の制限により再利用システムから除去されるまで、流通し続けることができる。

(b)の再利用可能な包装は、遅くとも2032年2月までに表示要件に適合する必要がある。新しい表示規則は、施行法の採択時、即ち2026年8月には既に業界に周知されていることを考慮すると、適合させる必要がある再利用可能な輸送用包装は限定的な量に留まる。実際には、2025年2月から2026年8月の間に市場に投入される包装のみが、新しい規則に従ったラベルを付けて再利用される必要がある。PPWR の発効後、事業者は新しい表示規則の適用を受けないことを正当に期待することはもはやできないことを忘れてはならない。

ウェブサイトや添付文書を通じて表示要件を遵守することを示唆する解決策は、PPWR 第12条(5)の条件及びPPWR 第12条(6)に基づき施行法で規定される条件を除き、受け入れられない。

#### 17. 廃棄物管理事業者の報告義務

##### 法的規定

第23条(1)によれば、「包装廃棄物管理事業者は、指令2008/98/EC第35条(1)に基づき、電子登録簿を通じて加盟国の領域内で初めて利用可能となる包装に関する情報を除き、本規則附属書XII表3に掲げる包装廃棄物に関する情報を毎年、所管の官庁に提供しなければならない。

「包装廃棄物管理事業者は、拡大生産者責任義務を個別に履行する生産者に対し、拡大生産

者責任義務を共同で履行する生産者責任団体に対し、毎年、第 44 条(10))に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報を提供しなければならない。

加盟国は、国内法に従い、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、包装廃棄物管理事業者は、毎年、当該公的機関に対し、第 44 条(10)に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報、又は指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、電子登録簿を補足するその他の手段を提供しなければならないと規定できる。

第 44 条(10)によれば、「拡大生産者責任義務を個別に履行する生産者は、拡大生産者責任義務の共同履行の場合、当該義務の履行を委託された生産者責任組織、又は再利用システムが拡大生産者責任義務を履行している場合、再利用システム運営者は、前暦年について、附属書 IX パート B ポイント 3 に定める情報を毎年、所管の官庁に提出しなければならない。国内法に基づき、公的機関が包装廃棄物の管理の組織化に責任を負っている場合、加盟国は、当該公的機関が附属書 IX パート B ポイント 3 に定める情報を提出することを規定することができる。」とされている。

#### 欧州委員会の解釈

廃棄物管理運営者とは、廃棄物枠組み指令 (WFD) 第 3 条(9)に定義されている「廃棄物の収集、輸送、回収 (選別を含む)、及び処分 (これらの業務の監督及び処分場の後処理を含み、販売業者又は仲介業者として行われる行為を含む)」を扱うあらゆる運営者と理解されるべきである。

第 23 条は、義務を負う廃棄物管理事業者が誰であるか、情報をどのように提出するか、又どのような状況下で提出しなければならないかについて規定していない。従って、欧州委員会は、廃棄物管理事業者が包装廃棄物に関する情報を提供する義務は、生産者責任機構 (PRSO)、生産者及び所管の官庁が、第 44 条(10)に基づく報告義務を履行するのを支援するための一般的な要件として解釈されるべきであると理解している。これに抛り、加盟国は、どのような状況下で廃棄物管理事業者が必要な情報を提供することが必要であるかを規定する必要がある。

第 23 条(1)第 1 項は、廃棄物管理事業者は附属書 XII 表 3 に掲げる情報を所管の官庁に提供しなければならないと規定している。但し、既に WFD 第 35 条(1)に規定されているように、所管の官庁に報告されている有害包装廃棄物に関する情報、及び加盟国の領域内で初めて又は未包装で提供される包装に関する情報は、廃棄物管理事業者がそうした情報を有しないため、提供できない。所管の官庁は、PPWR (廃棄物管理規則) 第 44 条に基づいて設

置される生産者登録簿を通じて附属書 XII 表 3 の情報を受け取るため、廃棄物管理事業者は、PROS、生産者、又は他の管轄当局によって報告されたデータが正確であることを相互確認する必要がある場合、又は加盟国が指定するその他の状況下でのみ、この情報を提供しなければならない。

18. Horeca セクターにおける現場での消費を目的とした、プラスチック含有量が 5%未満のシングルユース食品及び飲料包装に適用されるルール

#### 法的規定

リサイタル (13) : 「(…) 本規則における複合包装の定義は、閾値レベルに関わらず、部分的にプラスチック製のシングルユース包装を、欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 の要件から除外するものではない。」

リサイタル (180) : 「本規則は、附属書 V 第 3 項に掲げるプラスチック製品の市場への投入を制限する一方、指令 (EU) 2019/904 は、加盟国に対し、これらのシングルユースプラスチック製品の消費量の削減を達成するため必要な措置を講じることを認めている。指令 (EU) 2019/904 に基づく各国の施行措置は、市場への投入の禁止よりも制限が緩い場合があることから、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を削減するため、包装の定義に該当するこれらの製品に関しては、本規則が指令 (EU) 2019/904 に優先するべきである。」

第 3 条(1)ポイント 24 : 「「複合包装」とは、主包装材の重量の一部を構成する 2 つ以上の異なる材料から作られ、手で分離できず、従って単一の一体型単位を形成する包装単位を意味する。但し、材料の 1 つが包装単位の重要でない部分を構成しない限り、いかなる場合でも包装単位の総質量の 5%以下であり、ラベル、ワニス、塗料、インク、接着剤、ラッカーは除く；これは、指令(EU)2019/904 に影響を与えない。」

第 25 条(1) 「2030 年 1 月 1 日から、事業者は附属書 V に掲げる様式及び用途の包装を市場に投入してはならない。」

附属書 V ポイント 3 : 「HORECA (接客・飲食・ケータリング) 部門の施設内で充填され消費される食品及び飲料用のシングルユースプラスチック包装。これには、事業所内外のテーブル及びツールで覆われた飲食エリア、立ち席エリア、並びに複数の事業者又は第三者が共同で食品及び飲料の消費を目的としてエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる。HORECA 部門の施設で飲料水へのアクセスがない施設は除外される。」

指令(EU) 2019/904 (SUPD) [11 (第 3 条ポイント(2)) は、シングルユースプラスチック製品を「全部又は一部がプラスチックから製造され、以下の目的を達成することを目的として考案、設計又は市場に投入されていない製品」と定義している。当該包装は、その寿命の範囲内で、複数回の使用又は循環使用が可能であり、製造業者に返却され、詰め替え又は再利用されるもの。

[11] Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment (OJ L 155, p. 1—19)

#### 欧州委員会の解釈

紙製で、最大 5%のプラスチックを含むシングルユース食品・飲料用包装（従って、PPWR における「複合包装」には該当しない）は、第 25 条(1)と附属書 V ポイント 3 に規定されている Horeca セクターにおける現地消費のための包装禁止の対象外である。「複合包装」の定義は SUPD (PPWR 第 3 条(1)(24)及び PPWR リサイタル(13)参照) に影響を与えるものではないため、この包装は引き続き同指令の対象となる。

リサイタル(180)は、PPWR と SUPD の関係について具体的に規定しており、PPWR によれば複合包装もシングルユースプラスチック包装と見なされ得ることを示唆している。

紙製で、プラスチック含有量が最大 5%のシングルユース食品・飲料用包装のみが対象である。PPWR の適用対象となる 5%プラスチックは、2030 年以降、全ての加盟国において Horeca 部門における現場での消費が禁止される。

SUPD には、市場への投入の禁止は含まれていないが、加盟国にはそうした包装の消費を削減する義務が課されている。従って、加盟国は、2030 年 1 月 1 日以降も、最大 5%のプラスチックを含むシングルユース食品及び飲料用の紙製包装について、現場での消費又テイクアウトの禁止を含め、国内消費削減措置を講じることができる。

#### 19. プラスチック含有量に関する、第 25 条及び附属書 V ポイント I~4 における包装禁止の範囲

##### 法的規定

第 25 条(1)によれば、「2030 年 1 月 1 日以降、事業者は、附属書 V に掲げる様式及び用途

の包装を市場に投入してはならない。」

附属書 V ポイント I~4 は、様々な用途でのシングルユースプラスチック包装の使用を制限している。

#### 欧州委員会の解釈

附属書 V ポイント I~4 に基づく包装禁止は、100%プラスチック材料で作られた物品のみを対象とするものではない。こうした解釈は、プラスチック以外の材料をごく微量添加しただけで包装が禁止対象から除外される状況、更には技術的に望ましくない状況[12]に繋がる可能性がある。

(注：[12]の脚注は見当たらない。)

従って、「シングルユースプラスチック包装」の定義がない場合、プラスチック含有量が5%以上の紙製包装を含む複合包装は、本規則第 25 条及び附属書 V ポイント I~4 に規定する包装禁止の対象になると見なすべきである。従って、プラスチック含有量が5%未満の包装は、この禁止の対象とはならない。

## 20. 包装禁止に関するシングルユースプラスチック指令 (SUPD) と PPWR の関係

### 法的規定

リサイタル(180)：「本規則は、附属書 V ポイント 3 に掲げるプラスチック製品の市場への投入を制限する一方、指令(EU)2019/904 は、加盟国に対し、これらのシングルユースプラスチック製品の消費量の削減を達成するために必要な措置を講じることを認めている。指令(EU)2019/904 に基づく各国の施行措置は、市場への投入の禁止よりも制限が緩い場合があることから、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を削減するため、包装の定義に該当するこれらの製品に関しては、本規則が指令(EU)2019/904 に優先すべきである。」

第 67 条(1)(a)によれば、特段の定めがない限り、SUPD が PPWR に優先する。

第 70 条(4)：「加盟国は、附属書 V ポイント 2 及び 3 に掲げる様式及び用途の包装の市場への投入を制限する国内規定を、2030 年 1 月 1 日まで維持することができる。第 4 条(3)は、2030 年 1 月 1 日まで、これらの国内措置については適用しない。」

## 欧州委員会の解釈

加盟国は、附属書 V ポイント 2（果物及び野菜）及び 3（その場で消費される食品及び飲料の包装）に掲げる包装様式に関する既存の包装禁止を、2030 年 1 月 1 日まで維持することができる。この期限後は、本規則に基づく包装制限が優先し、加盟国は矛盾する規制を廃止する必要がある。但し、加盟国は、本規則の適用範囲外である附属書 V ポイント 2 及び 3 に関連する包装の禁止及び制限（本通知の「Horeca 部門における現場での消費のための、プラスチック含有量が 5%未満のシングルユース食品及び飲料の包装に適用される規則」に関するポイント 18 を参照）を、SUPD 第 4 条を実施する場合に限り、維持することができる。

PPWR 附属書 V ポイント(4)は、調味料、保存食、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料等に使用される、個装又はサービングを含む HORECA 部門におけるシングルユースプラスチック包装を制限している。この規定は Horeca 部門に言及しており、そうした包装が、追加の調理を必要とせず直ちに消費されることを意図したティクアウト用の調理済み食品と共に提供される場合は、その適用範囲から明示的に除外している。附属書 V ポイント(4)に列挙されている包装制限に関しては、SUPD は PPWR の特別法である。加盟国が包装形態に関する国内規制を定めている場合（PPWR 附属書 V ポイント 4 にも記載されている）、これらの国内規制が PPWR の規制に優先する。

SUPD 第 4 条及び附属書パート A に基づき、加盟国はシングルユースプラスチック製硬質食品容器及び飲料カップに対して国内規制を課すことができる。

従って、

- 調味料等が、食品流通部門においてその場で消費される硬質食品容器である場合：PPWR 附属書 V ポイント 3 は、プラスチック含有量が 5%を超える容器を禁止しており、加盟国は、プラスチック含有量が 5%未満の容器について、SUPD を通じて国内規制を課すことができる。
- 調味料が硬質食品容器に入っており、調理済み食品のティクアウト用に使用される場合、そうした包装形態は PPWR 附属書 V ポイント 4 では禁止されていないが、加盟国は SUPD を通じて国内規制を課すことができる。
- 調味料が袋や包装などの柔軟な形状の場合、PPWR 附属書 V ポイント 4 は、プラスチック含有量が 5%を超えるものを規制している。これらは SUPD の適用範囲外であるため、加盟国は国内規制を課すことはできない。

- 調味料等が飲料容器に入った飲料である場合、PPWR はプラスチック含有量が 5%を超えるものを規制しているが、これらは SUPD の適用範囲外であるため、加盟国は国内規制を課すことはできない。

結論として、コーヒークリームなどの調味料が、プラスチック含有量が 5%を超える包装に入っている場合、Horeca セクターの敷地内での消費は PPWR によって規制される。このような包装に含まれるプラスチック含有量が 5%未満の場合、加盟国は、包装が硬質形状で食品が入っている場合は国内規制を課することができるが、飲料が入っている場合は国内規制を課すことはできない。

発泡ポリスチレン（EPS）製の食品容器、飲料容器、飲料用カップについては、SUPD（第 5 条）に基づき既に禁止されている。PPWR 第 67 条(5)は、SUPD を改正し、押出成形ポリスチレン（XPS）製の容器も明示的に対象に含めることを規定している。これは 2030 年 1 月 1 日から適用され、加盟国による国内法への移転は不要である。

PPWR 附属書 V の I 項に記載されているシングルユースプラスチック製集合包装に関する包装制限については、「集合包装として使用される複数個対象のプラスチックリング」は、PPWR 第 67 条(5)により改正された SUPD 附属書パート B に基づき禁止されていることに留意すべきである。

## 21. 製品の輸送に使用される販売用包装の再利用目標

### 法的規定

第 29 条(1)：「2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ又は材質のもの。フレキシブルフォーマット、パレットラッピング、又は輸送中にパレットに載せられた製品の安定化及び保護のためのストラップを含む）の形態で、輸送用包装又は製品の輸送に使用される販売用包装（電子商取引を通じて流通される製品を含む）を使用する事業者は、当該包装の少なくとも 40%がリサイクル可能であることを確保するものとする。再使用システムにおける再利用可能な包装の総称である。」

第 3 条(1)(5)は、販売用包装を「販売時点において、最終消費者に対して製品と包装からなる販売単位を構成するように考案された包装」と規定している。

第3条(1)(7)は、輸送用包装を「製品の取扱い及び輸送による損傷を防止するため、一つ以上の販売単位又は販売単位の集合の取扱い及び輸送を容易にするように考案された包装（但し、道路、鉄道、船舶及び航空コンテナを除く）」と規定している。」

#### 欧州委員会の解釈

「製品の輸送に使用される販売用包装」とは、輸送用包装と販売用包装の両方と見なすことができる包装形態である。しかし、第29条(1)に列挙されている、例えばバケツ、ドラム缶、キャニスターなど、製品を輸送する一部の形態は、農薬、塗料、石膏、接着剤などの製品で満たされているため、再利用が不可能となるか、又は不相応なコストと資源消費を伴うことになる。粘性のある充填材は開封後に包装内で硬化したり、充填材が包装に移行して汚染したりする恐れがある。

従って、販売用包装の再利用が可能かどうかは、主に充填材の種類によって異なる。明確な輸送機能を備えた販売用包装のみが再利用の目標に含まれる。「製品の輸送用」という要件は、例えば、包装の特別なデザイン、形状、又はサイズによって示される。

以下にいくつかの例を示す：

- 容器の特性を変化させる塗料、化学薬品、又はソースが入ったプラスチックバケツ：残留物や臭いがあるため、このような製品の輸送に再利用可能な包装を使用することは困難である。使用済みのバケツの内部からこのような残留物や臭いを除去するには、化学薬品、水、又はエネルギーの使用に関して徹底的な洗浄が必要である。そのため、プラスチックバケツの再利用は現実的な選択肢ではない。
- ドラム缶などの硬質包装材に入った朝食用シリアルやその他の固形食品：こうした食品を、例えば再利用可能な包装で輸送することは、同一企業間、関連企業間、又は同一加盟国内におけるドラム缶の再利用は可能である。ドラム缶内の穀物の残留物や臭いはドラム缶内部に影響を与えないため、再利用は現実的な選択肢となる。
- 砂や岩石などのバルク材をフレキシブル中間バルクキャリアバッグで輸送する場合：バルク材を再利用可能なフレキシブル中間バルクキャリアバッグで輸送することは可能である。これらの製品は、包装内部の特性を変化させず、また、徹底的な洗浄も必要ない。
- プラスチック製の箱又は木箱で輸送される生鮮果物：箱又は木箱に生鮮果物が詰められている場合、その箱又は木箱は販売用包装と見なされる。但し、この箱又は木箱には通常、1食分よりも多くの量の生鮮果物が詰められており、販売場所まで輸送されることを考慮す

ると、輸送に使用される販売用包装と見なされる。このような包装形態は再利用可能である。

## 22. 国際貿易における輸送包装の再利用目標

### 法的規定

#### 第 29 条：

「(1) 2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ及び材質のもの。輸送中にパレットに載せられる製品の安定化及び保護のための軟包装、パレットラッピング材、ストラップを含む。）の形態で、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する事業者は、当該包装の総量の少なくとも 40%が再利用システム内で再利用可能な包装であることを確保するものとする。

(2) 2030 年 1 月 1 日から、本条第 1 項の規定の適用除外として、EU 域内において、事業者が活動を行う異なる拠点間において、又は事業者が活動を行う拠点と、2025 年 2 月 1 日に適用される勧告 2003/361/EC 附属書第 3 条に定義される他の関連企業又はパートナー企業の拠点との間で、本条第 1 項に掲げる形態の製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を使用する経済事業者は、当該包装が再利用システムにおいて再利用可能であることを確保する。

(3) 2030 年 1 月 1 日から、本条第 1 項の規定の適用除外として、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送用包装又は販売用包装を、同一加盟国内の他の経済事業者が製品を配送するために使用する経済事業者は、「当該包装が再利用システムにおいて再利用可能であることを確保する。」

### 欧州委員会の解釈

輸送用包装の再利用対象は、輸送用包装が「EU 域内」で使用される場合に限定される。第 3 国発着の輸送用包装（及び製品輸送に使用される販売用包装）に関しては、この要件は、輸送用包装に入った製品が到着し、最終目的地に至る流通チェーンにおける更なる作業のために発送される目的で保管される EU 域内における最初の倉庫から適用されるものと理解される。この要件は発送の時点から適用される。この最初の EU 域内倉庫が、EU への最初の入国地点として、欧州の港湾又は空港に設置されている場合もあれば、そうでない場合もある。決定的な要素は EU 域内輸送であり、これは、商品の保管と荷降ろしが行われる最

初の倉庫からの輸送と理解されなければならない。[この解釈は、EU 域内における輸送用包装の EU 及び第 3 国の利用者に平等な扱いを確保するものである。]

## 23. 輸送包装の再利用目標に関する責任ある経済事業者

### 法的規定

第 29 条(1)は、「2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチッククレート、中間容器、バケツ、ドラム缶、キャニスター（あらゆるサイズ又は材質のもの。フレキシブルな形状のもの、パレット包装、輸送中にパレットに載せられる製品の安定化及び保護のためのストラップを含む。）の形態で、電子商取引を通じて流通される製品を含む製品の輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する経済事業者は、総包装の少なくとも 40%が再利用システム内で再利用可能な包装であることを確保するものとする。2040 年 1 月 1 日から、これらの経済事業者は、第 1 項に規定する包装の少なくとも 70%を再利用システム内で再利用可能な形態で使用するよう努めるものとする。」と規定している。

欧州委員会の解釈:

輸送包装の再利用目標は、輸送に使用される輸送包装又は販売包装を使用する事業者レベルで設定される。

従って、再利用目標は輸送包装の使用者に課される。輸送包装の使用者とは、製造業者、輸入業者、又は販売業者として、関連する輸送包装を使用して製品を EU 市場に投入する事業者を指す。

## 24. 再利用目標からの特注輸送包装の免除

### 法的規定

第 29 条(4)は、以下の輸送包装又は販売包装には、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める義務は適用されないと規定している：

(a)指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用されるもの；

(b)発注した事業者の個別の要件に合わせて包装が特注設計された大型機械、装置、及び商品の輸送に使用されるもの。」

## 欧州委員会の解釈

第 29 条(4)(b)は、大型機械、設備及び物品の輸送に使用される包装について、発注者である事業者の個別の要件に合わせて特別に設計された包装について免除を規定している。大型機械、設備及び物品とは、この文脈で理解されるべきである。

この免除を利用しようとする事業者は、包装が個々の製品に合わせて特別に設計されたものであることを示す適切な文書を提出しなければならない。この文書は、包装の技術文書に記載されるべきであり、第 29 条(4b)に定められた免除の条件への適合性を判断するために必要な包装の設計、製造及び運用に関するあらゆる事項を網羅するものとする。

## 25. 飲料の再利用目標の遵守における「提供」の定義

### 法的規定

第 29 条(6)に基づき、加盟国の領域内で販売用包装に入ったアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、2030 年 1 月 1 日までに、当該製品の少なくとも 10%が再利用可能な包装で再利用可能なシステム内で提供されるようにしなければならない。

第 3 条(11)は、「加盟国の領域内で提供」とは、加盟国の領域内で商業活動の一環として流通、消費又は使用するために、有償又は無償を問わず、空の包装又は製品が入った包装の供給を意味する」と規定している。

最終販売業者は、第 3 条(1)(21)において、「再利用を含む包装製品、又は詰め替えにより購入可能な製品を供給し、又は最終消費者に供給するサプライチェーン内の自然人又は法人」と定義されている。」。

## 欧州委員会の解釈

販売用包装で飲料を消費者に提供する最終販売業者は、殆どの場合、HORECA（再利用可能な包装）部門の小売店、バー、レストランである。提供することは、販売用包装で飲料を消費者に実際に販売することを意味するものではなく、最終販売業者が再利用可能な販売用包装で飲料を販売することを申し出れば十分である。飲料の再利用目標の算出は、第 30 条(3)に基づいて採択される施行法で定められる。

## 26. Horeca 部門における飲料の再利用目標

### 法的規定

PPWR (再利用可能な包装に関する法律) 第 29 条(6)第 1 項は、次のように規定している。  
「2030 年 1 月 1 日以降、加盟国の領域内で、販売用包装でアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、当該製品の少なくとも 10%が、再利用システムにおいて再利用可能な包装で提供されるようにしなければならない。」

### 欧州委員会の解釈

ビール樽などの大型の再利用可能な飲料容器に入った飲料が、バーやレストラン (B2B) に販売され、バーやレストランの運営者 (即ち、Horeca セクター) が消費者に提供する場合には、Horeca セクターの運営者に適用される再利用目標の達成には寄与しない。こうした飲料は、販売用包装で消費者に提供されることはない。充填された大型の再利用可能な容器が消費者に提供される場合のみ、当該飲料容器は飲料販売業者の再利用目標の達成に貢献することができる。

## 27. 再利用目標の各国における免除

### 法的規定

第 29 条(14)は、加盟国が自国の領域内の事業者を 5 年間再利用目標の達成から免除するための累積的な条件を定めている。これらは以下のとおり：

(a) 免除加盟国が、2025 年までに達成すべき材料の包装廃棄物のリサイクル率の目標値を 5 パーセントポイント上回り、かつ、欧州委員会が 2030 年の目標値の 3 年前に公表した報告書によれば、2030 年の目標値を 5 パーセントポイント上回る見込みであること；

(b) 免除される加盟国が、第 43 条に定める関連する廃棄物削減目標を達成する見込みであり、2028 年までに一人当たりの包装廃棄物発生量を 2018 年の一人当たり包装廃棄物発生量と比較して少なくとも 3 パーセント削減したことを証明できること；

(c) 事業者が、それぞれ第 43 条及び第 52 条に定める廃棄物削減及びリサイクルの目標達成に資する企業廃棄物削減・リサイクル計画を策定していること。

この 5 年間の期間は、全ての条件が満たされる限り、加盟国によって更新することができる。」

加盟国が達成すべきリサイクル目標は、PPWR（廃棄物削減・リサイクル法）第 52 条に定められている。目標は、紙、板紙、プラスチック、ガラス、木材、金属、アルミニウムの各包装材料について設定されている。

#### 欧州委員会の解釈

##### a) 加盟国が全ての材質別リサイクル目標を上回る可能性

複数の「目標」の使用は、複数の材質別目標が存在するものの、この免除の適用条件を満たすためにこれらの目標全てを同時に上回る必要はないことを背景に理解されるべきである。

例えば、ある加盟国でアルミニウムのリサイクル目標が上回った場合、小売業者は、飲料の 10%を再利用可能な包装で販売するという義務の対象となる製品から、アルミ缶で販売される飲料を控除することが認められる可能性がある。小売業者は、ガラスやプラスチックなどの他の材料で作られた包装で販売される飲料についても、再利用目標を達成する必要があるが、10%の目標は、アルミ缶で販売される飲料の割合に応じて比例的に削減される。

##### b) 複合包装に適用される免除に関する条件

複合包装の場合、包装に使用される材料の関連するリサイクル目標を上回る必要がある。実際には、包装単位の重量の 5%を超える全ての材料のリサイクル目標を上回る必要がある。

##### c) 廃棄物削減目標に関する条件

各加盟国は、免除加盟国で発生する全ての包装廃棄物について、全体的な廃棄物削減目標を達成する見込みでなければならない。材料別の廃棄物削減目標は設定されていない。

##### d) 免除の更新条件：

加盟国が 5 年後も再利用目標の免除を継続して利用したい場合、2035 年及び 2040 年の廃棄物削減目標を達成する必要がある。共同立法者が免除の更新を認めた目的は、事業者が再利用に関する目標を達成し、加盟国が 2035 年及び 2040 年に設定された削減目標に従って包装廃棄物の発生削減を継続することを確実にすることであった。新たなデータが利用可能となり、新たな目標が適用される場合は、適切な時期にそれらを検討すべきである。さもなければ、PPWR の目的、特に包装廃棄物の削減が損なわれる可能性がある。

#### 28. ハーモナイズされた要件のある分野における加盟国の国内措置策定の柔軟性

## 法的規定

### 第4条：

「1. 包装は、本規則に適合する場合にのみ市場に投入されるものとする。

2. 加盟国は、第5条から第12条に規定される、又はこれらに基づいて規定される持続可能性、表示及び情報に関する要件に適合する包装の市場投入を禁止、制限、又は妨げてはならない。

3. 加盟国が国内の持続可能性要件、又は本規則に規定される要件に加えて情報要件を維持又は導入することを選択する場合、当該要件は本規則に規定される要件と抵触してはならず、加盟国は、当該国内要件への不適合を理由として、本規則に適合する包装の市場投入を禁止、制限、または妨げてはならない。」

その他の様々な規定により、加盟国が国内措置を採択する権限の範囲が定められ、又は加盟国が本規則の実施に際して追加の免除又は要件を導入することを認めている。

### 欧州委員会の解釈

PPWR は一部の事項については加盟国に裁量の余地が与えられており、完全にハーモナイズされているか、最低限の要件のみが定められている。また、完全にハーモナイズされていない規定については加盟国による実施が義務付けられている。更に、一部の規定の適用期限は延期されている。

包装に関する各国の規定の相違は、事実上全ての経済セクターと製品のバリューチェーンに影響を及ぼしている。従って、加盟国は、自国の措置を維持又は実施する際にこの点を認識し、そうした各国の措置が域内市場における貿易に対する不均衡かつ不当な障壁や競争の歪みを生じさせないように確保する必要がある。

EU のハーモナイズされたルールの予期された適用は法的に問題があり、回避すべきである。EU のハーモナイズされたルールの予期された適用は、EU 条約第4条(3)に定められた誠実な協力の原則、及び規則の直接適用の原則を定めた EU 条約第288条に違反する。このような国内法は、遅くともハーモナイズされた規定の発効までに、かつ、規則の特定の規定において定められた裁量の余地に従って廃止されなければならない。

加盟国が規則に定められた要件を超える持続可能性要件を導入する可能性に関して、PPWR 第 4 条(2)は、規則の要件を満たす包装がいかなる国内規則によっても市場への投入が制限されないことを事業者に保証している。

PPWR 第 4 条(3)は、加盟国の行動の自由を制限するものと解釈されるべきであり、PPWR 第 4 条(2)に含まれる一般規則の適用除外を認めるものではない。従って、いかなる国内の持続可能性要件又はラベリング要件も、PPWR に基づく持続可能性要件及びラベリング要件を満たす包装の市場への投入を制限するものではなく、域内市場への障壁とならないように、これらの要件と矛盾するものであってはならない。

## 29. 加盟国が追加のリサイクル目標を設定するための柔軟性

### 法的規定

第 52 条(6)：「加盟国は、TFEU に定める一般規則を遵守し、かつ、この規則に従って行動するに当たり、本条に定める最低目標を超える規定を制定することができる。」

第 4 条(3)：「加盟国が、この規則に定めるものに加えて、国内の持続可能性要件又は情報要件を維持又は導入することを選択する場合、当該要件はこの規則に定める要件と抵触してはならず、加盟国は、当該国内要件への不適合を理由として、この規則に適合する包装の市場への投入を禁止、制限、または妨害してはならない。」

### 欧州委員会の解釈

加盟国は、域内市場を損なわない限り、より高いリサイクル目標だけでなく、追加の目標を設定することができる。一部の加盟国は、例えば液体包装用板紙について、既に追加の目標を設定している。

PPWR は、加盟国に廃棄物管理の組織化に関する裁量を与えた以前の包装及び包装廃棄物指令を踏襲している。

追加のリサイクル目標は、包装廃棄物バリューチェーンの効率性を高める可能性があり、ひいては事業者にとって有益となる可能性がある。しかしながら、加盟国は、そのような目標が通常は市場障壁とならないとしても、PPWR の内部市場目標と矛盾しないことをケースバイケースで証明する必要がある。

### 30. 加盟国による追加的な再利用目標又はより高い再利用目標の設定に関する柔軟性

#### 法的規定

第 29 条(15)は、「第 51 条に定める条件に従うことを条件として、加盟国は、第 43 条に定める目標のうち 1 つ以上を達成するために加盟国が必要な範囲において、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に定める最低目標を超える目標を経済事業者に対して設定することができる。」と規定している。

第 29 条(16)は、「第 51 条に定める条件に従うことを条件として、加盟国は、第 6 項に該当しない販売用包装で提供される飲料について、当該追加的な目標が、加盟国が第 43 条に定める目標のうち 1 つ以上を達成するために必要である場合、経済事業者に対して目標を設定することができる。」と規定している。

再利用及び詰め替え状況に関する第 51 条：

(1) 「加盟国は、環境上適正な方法で、返却及び詰め替えに対する十分なインセンティブを備えた包装の再利用システムの構築を促進するための措置をとる。これらのシステムは、第 27 条、第 28 条並びに附属書 VI に定める要件を遵守するものとし、食品衛生又は消費者の安全を損なわないものとする。

(2) 第 1 項に規定する措置には、以下を含めることができる。(…)

(c) 製造業者又は最終販売業者に対し、第 29 条に定める再利用目標の対象となる製品以外の製品の一定割合を、再利用システム内又は詰め替えを通じて再利用可能な包装で提供することを求める義務。但し、域内市場の歪み又は他の加盟国からの製品に対する貿易障壁を生じさせないことを条件とする。」

第 33 条(6)は、テイクアウト部門における再利用提供義務に関連しており、加盟国が第 51 条に規定されている 10%という最低目標を超える目標を設定できる条件に言及している。第 33 条(5)テイクアウト包装に関する PPWR は、「加盟国が第 43 条に定める目標のうち 1 つ又は複数を達成するためにより高い目標が必要となる範囲において」適用される。

#### 欧州委員会の解釈

PPWR で定められた加盟国の廃棄物削減目標は、PPWR における EU 調和廃棄物削減措置のみでは達成できない。従って、加盟国は、EU の措置を、包装に関するより高い又は追加の国内再利用目標などの国内措置で補完する必要がある。但し、その際には、加盟国は一定

の厳格な条件を遵守する必要がある：

(a) 第 51 条の条件に関して、欧州委員会は、第 29 条(15)の再利用目標を引き上げるために満たすべき累積的な条件は、加盟国が第 29 条の再利用目標に含まれない製品について再利用目標を設定することを認める第 51 条(2)(c)に基づく新たな再利用目標の設定にも満たす必要があると考える。これらの条件は以下のとおりである：

- 新たな目標は、加盟国が廃棄物削減目標（2025 年までに 5%削減）を達成するために必要であること。2030 年までに 10%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15% という目標を掲げており、それを事実とデータで証明する必要がある：

- 新たな目標は、域内市場の歪みや製品の貿易障壁につながらない；

- 新たな目標は、技術規制であるため、TRIS 手続きを通じて通報される。

第 51 条は、加盟国が第 29 条の再利用目標の対象とならず、かつ同条で明示的に除外されていない製品についても再利用目標を設定することを認めている。これは、例えば、加盟国がテイクアウト部門について再利用目標を設定することを認めていることを意味する。

従って、加盟国が第 29 条に列挙されているもの以外の部門、又は包装形態若しくは製品について新たな国内再利用目標を設定しようとする場合、自国の廃棄物削減目標を達成するためにそれが必要であることを証明する必要がある。加盟国が TRIS 通報システムにおいて当該措置を通報する際には、この評価を含める必要がある。

(b)第 43 条は、加盟国が EU レベルで設定されているものよりも高い国内包装廃棄物削減目標を設定することを認めているが[13]、高い国内削減目標を、EU レベルで調和された再利用目標を引き上げる正当な理由として用いることはできない。これは、EU 法が国内法に優先するという原則に由来するものであり、そうでなければ加盟国による市場のハーモナイゼーションの目的が損なわれる恐れがある。

[13] Ref. Article 43(7) states: "For the purpose of paragraph 5, Member States may introduce packaging waste prevention measures that exceed the minimum targets set out in paragraph I, while acting in accordance with PPWR."

(c) 特段の定めがない限り、加盟国は直接適用可能かつハーモナイズされた EU 規定を変更することはできない。特に、以下の行為はできない：

- PPWR で明示的に除外されている段ボール箱などの輸送用包装について再利用目標を設定すること。

- 第 29 条(1)第 2 サブパラグラフ、第 29 条(5)、及び第 29 条(6)に規定されているように、2040 年に向け努力が求められる再利用目標を拘束力あるものとして設定すること。

- テイクアウト部門において、PPWR 第 33 条(5)に規定されている努力が求められる再利用目標よりも高い、拘束力のある、或いはより努力が求められる再利用目標を設定する際に、第 33 条(6)の条件を遵守すること。

### 31. デポジット返還制度 (DRS) の適用除外

#### 法的規定

第 3 条(1)ポイント(62)は、「デポジット返還制度」を「当該制度の対象となる包装済み又は充填済みの製品を購入する際に最終消費者にデポジットが課され、当該デポジットが付された包装が、当該目的のため各国の当局により認可された回収経路のいずれかを通じて返却された際に、当該デポジット返還制度」と規定している。

PPWR 第 50 条(1)によれば、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において当該暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量比で年間少なくとも 90% の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない：

- (a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック製飲料ボトル；及び、
- (b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器。」

第 50 条(2)は、「第 1 項に定める目標を達成するため、加盟国は、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。

第 50 条(5)は、以下の条件の下で、加盟国に対し第 2 項の義務の免除の可能性を与えている：

(a) 第 56 条(1)ポイント(c)に基づき欧州委員会に提出された様式の包装が、重量の 80% 以上である関連する包装形態に関する第 48 条で要求される分別収集率。当該包装が 2026 暦年に初めて当該加盟国の領域内で利用可能となること。

(b) 加盟国は、2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会に対し免除の要請を通知し、第 1 項に規定する包装の重量基準による分別収集率 90%の達成を確保する戦略、具体的な措置(そのタイムラインを含む)を示す実施計画を提出する。

## 欧州委員会の解釈

PPWR は、国境地域の小売業者に対してより寛大な条件を規定するものではない。むしろ、DRS の目的及び要件を損なう可能性のある迂回行為を防止するための具体的義務[14]を、国境を越えた事業者に課している。

[14] Article 50(11) provides: "By 1 January 2029, Member States shall ensure that at least the deposit and return systems established under paragraph 2 of this Article following the entry into force of this Regulation meet the minimum requirements listed in Annex X "

By 1 January 2038, the Commission, in collaboration with the Member States, shall assess the implementation of this

Article and identify how to maximise the interoperability of deposit and return systems."

Annex X provides: "Member States with regions with high transboundary business shall ensure that the deposit and return systems allows for collection of packaging from other Member States ' deposit and return systems at designated collection points and shall endeavour to enable the possibility of return of a deposit that was charged to the end user when purchasing the packaging."

Member State in which it is located has a DRS and is therefore obliged to charge a deposit onto consumers from other Member States.

PPWR 第 50 条(5)に基づく加盟国の免除の可能性は、地理的基準ではなくパフォーマンス基準に関連するものであり、他の例外と同様に、限定的に解釈されなければならない。

デポジットの徴収と DRS の設置という 2 つの条件は、DRS がなければデポジットの徴収は不可能であるため、累積的である。これは、デポジット返還制度の定義において強調されている。従って、最終販売業者は、加盟国全体が DRS 設置の免除を受けている場合にのみ、デポジット徴収を免除される。言い換えれば、最終販売業者が所在する加盟国が DRS を有し、他の加盟国の消費者に対してデポジットを徴収する義務がある場合、最終販売業者はデポジット徴収を免除されない。

## 32. 既存のデポジット返還制度 (DRS) に関する最低要件

### 法的規定

第 50 条(11)に基づき、加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、少なくとも PPWR 発効後の使い捨てプラスチック飲料ボトル及びシングルユース金属製飲料容器に関する DRS が、附属

書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するものとする。

また、第 50 条(11)は、附属書 X に掲げる最低要件は、PPWR 発効前に設置され、かつ 2029 年 1 月 1 日までに第 50 条(1)に定める 90%目標を達成する DRS には適用されないものと規定している。但し、加盟国は、既存の DRS が最初に見直される際に、附属書 X に掲げる最低要件を満たすよう努めなければならない。2029 年 1 月 1 日までに 90%の目標が達成されない場合、既存のシングルユース DRS は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X に定める最低要件を満たすものとする。

リサイタル 145 では、附属書 X に定める最低要件は、加盟国間の一貫性と回収率の向上に資すると説明されている。これらの要件は、利害関係者の意見、専門家の分析、及び既存のデポジット返還制度における適正規範に基づいて設定されている。

#### 欧州委員会の解釈

既存の DRS の見直しとは、法令に基づき DRS に実質的な変更を課すあらゆる規制措置と理解されるべきである。

最低要件は、DRS の環境パフォーマンス、特に回収率の向上に資する。加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに DRS の見直しを行うに当たり、DRS が第 50 条(2)に定められた 90%の分別回収目標を達成できるかどうかを検討するものとする。DRS が分別収集率 90%以上を達成している場合、最低要件を満たす必要はない。但し、達成できない場合、加盟国は DRS が附属書 X に定める最低要件を満たすよう確保することを検討すべきである。2029 年 1 月 1 日以降、分別収集義務を満たしていないシングルユース飲料容器の DRS は、2035 年 1 月 1 日までに最低要件を満たさなければならない。

### 33. デポジット付き飲料容器の小売業者による受入れ

#### 法的規定

附属書 X ポイント 1 によれば、「加盟国は、最終販売業者に対し、自らが販売する包装材料及び包装形態に係るデポジット付き包装の受領義務を負わせ、かつ、デポジット付き包装が返却された際に、最終使用者に返却済みのデポジットを提供する義務を負わせることを確保するものとする。但し、最終使用者が、デポジット付き包装の使用後に、食品包装について食品グレードのリサイクルを確保し、かつ、その目的のために各国当局により認可された回収経路のいずれかを通じて、デポジット付き包装を回収するための同等のアクセス手段

を有する場合は、この限りではない。この義務は、販売面積が最終使用者によるデポジット付き包装の返却を不可能にする場合は適用されない。但し、最終販売業者は、販売する製品の空包装の返却を常に受け入れなければならない。」'

第 50 条(11)は、「2029 年 1 月 1 日までに、加盟国は、少なくとも本規則の発効後に本条第 2 項に基づいて設置されるデポジット返還制度が附属書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するものとする。附属書 X に掲げる最低要件は、本規則の発効前に設置され、本条第 1 項に定める 90%の目標を 2029 年 1 月 1 日までに達成するデポジット返還制度には適用されない。加盟国は、既存のシングルユースのデポジット返還制度が最初の見直しの際に附属書 X に掲げる最低要件を満たすことを確保するよう努めるものとする。2029 年 1 月 1 日までに 90%の目標が達成されない場合、既存のシングルユースのデポジット返還制度は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X に掲げる最低要件を満たすものとする。」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

附属書 X に規定される DRS に関する最低要件に従い、加盟国は、最終販売業者に対し、自らが販売する包装と同一の材質及び形状のデポジット付き包装を受け入れる義務を負わせるものとする。また、最終ユーザーが他の回収チャンネルを通じてデポジットを受け取るための同等の手段を有する場合を除き、最終販売業者は、返却時に返還されたデポジットを支払わなければならない。

小売業者の販売面積が、最終ユーザーがデポジット付き包装を返却することを不可能にしている場合は、販売業者が販売する包装と同一の材質及び形状の包装の回収義務は適用されない。加盟国は、この販売面積が適切な水準で定義されていることを確保しなければならない。販売面積に関わらず、最終販売業者は、購入証明書がなくても、販売する製品の空包装を常に受け入れなければならない。同等の手段を有する回収チャンネルがある場合、最終販売業者はこの義務も免除される。

附属書 X に規定される要件は、2025 年 2 月 11 日以降に設置される DRS、又は 2029 年 1 月 1 日までに分別収集率 90%の目標を達成しない DRS にのみ適用される。従って、最低要件を満たさない DRS は、PPWR に定められた回収義務の対象外となる。

#### 34. リサイクル用に設計された分別収集包装の耐用年数経過後の処理

##### 法的規定

第 48 条(1)によれば、「加盟国は、エンドユーザーからの全ての包装廃棄物の返却及び分別収集を提供し、再利用及び高品質なリサイクルの準備を容易にするためのシステム及びインフラが整備されることを確保するものとする。本規則第 6 条(4)に基づいて採択された委任法において定められたリサイクルのための設計基準に適合する包装は、リサイクルのために収集されるものとする。こうした包装の焼却及び埋立ては、リサイクルが実行不可能であるか、又は最良の環境的成果をもたらさない、分別収集された包装廃棄物のその後の処理作業から生じる廃棄物を除き、禁止される。」と規定している。

第 48 条(2)は、「高品質なリサイクルを促進するため、加盟国は、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用可能であることを確保するための包括的な収集及び選別のためのシステム及びインフラが整備されていることを確保するものとする。」と規定している。

第 48 条(3)は、「加盟国は、一定の廃棄物の種類について、同条第 1 項に定める返送及び分別収集義務を免除することができる」と規定している。但し、包装廃棄物の一部をまとめて収集すること、又は包装廃棄物若しくは包装廃棄物の一部を他の廃棄物と共に収集することが、当該包装廃棄物又は包装廃棄物の一部を再利用、リサイクル又はその他の回収作業の準備に供する能力に影響を与えず、かつ、当該作業から得られる成果物が分別収集によって得られる成果物と同等の品質を有することを条件とする。」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

第 48 条(1)によれば、第 6 条に基づくリサイクル設計 (DfR) 基準に適合する包装の焼却及び埋立ては認められない。DfR 基準は、第 6 条(4)に規定する委任法において 2028 年 1 月 1 日までに設定され、2 年後から適用されるため、この禁止措置は 2030 年 1 月 1 日から発効する。

DfR 基準の適用除外となる包装形態及び材料は、焼却及び埋立ての禁止からも除外される。適用除外となるのは、軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器、またはワックス製の包装である。医療機器や危険物輸送など、特定の包装用途についても適用除外が認められている。適用除外となる包装は、残留廃棄物とともに収集し、焼却又は埋め立てることができる。その他の包装は、リサイクル設計基準に適合する必要がある、分別収集され、原則としてリサイクルされる。

リサイクル設計の包装は、分別収集、選別、処理されたものの、リサイクルが不可能である

か、又はリサイクルによって最良の環境効果が齎されない場合（第 48 条(1)に規定）を除き、焼却又は埋立ては認められない。

加盟国は、上記のように分別収集されない包装廃棄物について、エネルギー回収作業の前に、リサイクル用に設計された包装を除去するための分別を行うことを決定できる（PPWR 第 48 条(4)）。欧州委員会は、これは単なる選択肢ではなく、加盟国がリサイクル目標を達成する上での通常の慣行であると考ええる。

第 48 条(3)は、分別収集が包装廃棄物又は包装廃棄物の一部のリサイクル能力に影響を与えず、かつ、結果として得られるリサイクル材が分別収集された場合と同等の品質である場合、分別収集義務の例外を認め、混合廃棄物分別方式を実施する。このような例外が適用される場合でも、混合分別によって収集された包装廃棄物には、焼却及び埋め立ての禁止が適用される。

### 35. 2026 年におけるデポジット付き容器の分別収集率及び 2029 年までの DRS 設置義務

#### 法的規定

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において特定の暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量ベースで年間少なくとも 90%の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない：(a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル；及び (b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器」と規定している。

第 50 条(2)は、「加盟国は、第 1 項に定める目標を達成するため、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない」と規定している。

第 50 条(5)は、「加盟国は、次の場合には、第 2 項の義務を免除されることができる：

(a) 第 56 条(1)(c)に基づき委員会に提出された関連する包装形態について、第 48 条に基づき要求される分別収集率が、2026 暦年に当該加盟国の領域内で初めて提供される当該包装の重量の 80%以上であること。かつ、

(b) 加盟国は、2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会に対し免除の要請を通知し、第 50 条(5)に規定する包装の重量基準による分別収集率 90%の達成を確保する戦略及び具体的な措置（その実施計画を含む）を示す実施計画を提出する。

更に、(a)の規定の適用上、関連する包装形態の分別収集率に関する情報が欧州委員会に提出されていない場合、加盟国は、この項に定める免除の条件が他の方法でどのように満たされているかについて、理由を付した説明を提供しなければならない。理由を付した説明は、検証された国内データに基づき、実施された措置の説明を含むものとする。」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

加盟国は、第 50 条(5)に規定される DRS 設置の免除に関する累積的な要件を満たさない限り、2029 年 1 月 1 日までに DRS を設置しなければならない。

加盟国がこの免除を利用するには、2026 暦年に当該加盟国で提供される使い捨てプラスチックボトル及び金属容器の 80%を別途収集する必要がある。これは遅くとも 2028 年 7 月 1 日までに欧州委員会に報告する必要がある。このデータは推定収集率に基づくものだが、加盟国は SUPD で義務付けられているシングルユースのプラスチックボトルの収集に関する利用可能なデータを含める必要がある。加盟国が 80%の収集目標を達成できない場合、免除の対象とはならない。PPWR によれば、加盟国は遅くとも 2028 年 1 月 1 日までに実施計画を提出する必要がある。欧州委員会の解釈では、免除の選択肢は「一度限りの選択肢」と見なされる。加盟国が第 50 条に定められた規定及び期限に従って免除を申請しない場合、DRS（廃棄物管理計画）を確立する必要がある。

加盟国が免除を受け、3 年連続で使い捨て飲料容器の 90%を分別収集しない場合、第 50 条(7)に規定されているとおり、当該免除は適用されなくなる。その場合、加盟国は、委員会が当該免除の適用を終了した旨を当該加盟国に通知した年の翌年の 2 暦年の 1 月 1 日までに、DRS（廃棄物処理施設）を設置しなければならない。

#### 36. 加盟国によるシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料缶の 90%収集目標と地域デポジット返還制度の貢献

##### 法的規定

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において当該暦年に初めて市場に提供される以下の包装形態について、重量ベースで少なくとも年間 90%の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない： (a) 容量が 3 リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル；及び (b) 容量が 3 リットル以下の使い捨て金属製飲料容器」

と規定している。

第 50 条(2)は、「加盟国は、第 1 項に定める目標を達成するため、第 1 項に規定する関連する包装形態についてデポジット返還制度が設けられ、販売時点でデポジットが徴収されることを確保するため必要な措置を講じなければならない」と規定している。

#### 欧州委員会の解釈

第 50 条(1)に規定されているシングルユースプラスチック製飲料ボトル及び金属製飲料容器の分別収集率 90%の目標は、加盟国全体に適用され、加盟国の領域内で年間に提供される当該包装形態の量に基づいている。

第 50 条(4)で明示的に免除されているものを除き、全てのシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器は、DRS の対象とする必要がある。加盟国は、これらの包装形態について、自国全域が分別収集の対象となっていることを確保する必要があるが、関連する国の行政区分及び海外領土を考慮して、地方レベルで DRS 制度を実施することができる。

欧州委員会「環境法における行政負担の簡素化に関する規則案」2025年12月10日  
[https://environment.ec.europa.eu/publications/simplification-administrative-burdens-environmental-legislation\\_en](https://environment.ec.europa.eu/publications/simplification-administrative-burdens-environmental-legislation_en)

①「欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会へのコミュニケーション：持続可能な競争力のための簡素化」

[https://environment.ec.europa.eu/document/download/502b572e-4ac3-47a8-95a7-ce619ec3e0ba\\_en?filename=COM\\_2025\\_980\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v8.pdf](https://environment.ec.europa.eu/document/download/502b572e-4ac3-47a8-95a7-ce619ec3e0ba_en?filename=COM_2025_980_1_EN_ACT_part1_v8.pdf)

## 1. はじめに

ヨーロッパの環境保護は、私たちの強靱性、繁栄、そして競争力にとって不可欠である。ヨーロッパ人の健康と幸福、そして経済の強靱性と戦略的自立性は、私たちの環境と、十分かつクリーンな天然資源の利用可能性にかかっている。ヨーロッパの企業は環境に依存しており、EUの23の経済セクターのうち19のセクターは、自然に大きく依存している(1)。

過去数十年に亘り、EUは環境目標を達成するために、EUの大気、水、土壌、生物多様性の質の保護と向上、汚染の削減と自然生息地の回復、廃棄物の管理、そしてより持続可能な循環型経済の促進など、重要な目標を網羅する強力な法制度の枠組みを構築してきた。EUのクリーンな移行は、ヨーロッパの長期的な繁栄と持続可能な競争力の重要な原動力である。

環境保護は、ヨーロッパが直面する前例のない地経学的、地政学的、そして安全保障上の課題に効果的に対処できるような方法で確保されなければならない。これらの課題は、社会経済の現実に破壊的な影響を及ぼし、間接的に環境への重大なリスクとなる恐れがある。

環境悪化と資源枯渇は経済、インフラ、金融の安定に影響を及ぼすが、自然共生型の循環型経済は成長と雇用を創出する。健全な地球と強靱な経済は密接に関連している。競争力と持続可能性は表裏一体である。

競争力コンパス(2)を決定的な戦略として、欧州委員会は、イノベーションの促進、脱炭素化と競争力の促進、依存度の低減、戦略的自立の強化を緊急に目指している。特に、政策目標を損なうことなく、事業をより容易かつ迅速に行うため、EU法の簡素化に向けた前例のない取り組みを求めている。

こうした状況を踏まえ、欧州委員会は、目標達成に向け、全ての企業について少なくとも

25%、中小企業について少なくとも 35%の行政負担削減を目標とした。欧州理事会は結論において、許認可や環境分野を含む簡素化(3)も求めた。

この簡素化パッケージ（第 8 次包括法案）は、欧州連合（EU）の環境目標がより効率的、低コスト、かつスマートな方法で達成されることを目指している。このパッケージで提案されている措置は、既存法の施行と環境目標の達成を促進するとともに、農家や中小企業を含む企業にとって不要な官僚主義を削減し、単一市場を促進することを目的としている。

この包括的なパッケージは、産業排出、循環性、そして環境アセスメントに重点を置いている。提案されている措置は、EU の重要原材料への依存度を低減するという ResourceEU 行動計画の目標達成にも貢献する。包括法案の一部である環境アセスメント迅速化のための立法提案は、簡素化、一貫性、そして法的確実性を確保し、より迅速かつ質の高い環境アセスメントを実現することで、あらゆるセクターに法的枠組みを提供することから、グリッドパッケージ、そして今後制定される産業アクセラレーター法、そしてクラウド・AI 開発法を補完し、整合性も確保している。

農業と食料に関するビジョン(15)において、欧州委員会は、農家、食品・飼料産業、そして関連行政に影響を与える政策分野において、実質的な簡素化を実現することを約束している。本コミュニケーションで提示されたイニシアティブは、この目標の達成に貢献し、若者の農業参入をより容易かつ魅力的なものにし、農業における世代交代を支援する可能性を秘めている。

## 2. 環境包括協定の適用範囲

欧州委員会は、実施対話、ステークホルダー・ラウンドテーブル、そして数多くの会合(4)などを通じて、ステークホルダー、市民社会、公的機関、企業、加盟国、そして欧州議会議員と幅広い協議を行ってきた。これらの意見交換に基づき、2025 年 7 月 22 日から 9 月 10 日にかけて、特に循環型経済、産業排出、環境影響評価及び許認可に関する環境規則の簡素化の可能性に焦点を当て、的を絞ったエビデンス募集を開始した。このエビデンス募集は、市民、企業、市民社会団体、シンクタンクから約 20 万件もの回答を得るという、非常に印象的な反響を呼んだ。その殆どは、規制緩和や環境基準の緩和に反対する市民からであった。業界団体、市民社会団体、公的機関、そして学識者からも 1,200 件を超える回答が寄せられ、約 620 件のポジションペーパーが含まれていた。回答は環境法のほぼ全体を網羅しており、簡素化を適切に行うことの重要性を示している。

欧州委員会は、寄せられた全ての意見を慎重かつ体系的に検討した。この分析は、包括パッケージの内容を定義する上で役立った。更に、様々な提案は、他の新たなイニシアティブ(例

例えば、近々施行される循環経済法)の策定に反映され、一部は今後のEU法の評価において更に評価されることになる。最後に、寄せられたフィードバックの一部は、法改正に頼ることなく、ガイドラインや実施措置を通じて対処することができ、場合によっては、より効果的で迅速な解決策、法的明確性、そして予測可能性を齎す可能性がある。

綿密な分析の結果、包括パッケージには以下の主要要素が含まれている。

#### 産業施設と循環経済

－ 産業排出に関する行政負担の軽減：欧州委員会は、産業及び畜産排出指令に基づく環境管理システム(EMS)と変革計画に関して、大幅な簡素化を提案している。現在、この指令では、施設ごとにEMSの導入が義務付けられているが、欧州委員会の提案では、同一加盟国内において企業レベルでEMSを策定することが可能となる。EMSの作成期間が3年延長され、その内容は簡素化され(化学物質インベントリとリスクアセスメントは不要)、EMASやISO 14001などのシステムで既に監査が一般的に扱われるため、独立監査の義務は廃止される。また、指標となる変革計画の作成義務も廃止される。更に、有機養鶏場を産業排出指令の適用範囲から除外することが提案される。また、離乳前の子豚を除外することで、農場の生産能力の計算が簡素化される。

－ 産業及び家畜飼育排出指令(5)と中規模燃焼施設指令(6)の重点的な改正により、酸素燃焼又は水素燃焼を用いた脱炭素化プロジェクトの許可手続きが容易になる。改訂されたIEDの経過措置にいくつかの変更を加えることで、加盟国、所管の官庁、事業者は、新規または改訂された規定の一部を遵守するための時間をより多く確保できると同時に、これらの規定の適用時期を明確にすることができる。

－ 産業排出報告の簡素化：畜産・養殖事業者は、産業排出報告法(7)に基づき、水、エネルギー、材料の使用に関する報告が免除される。加盟国は、個々の農家や養殖事業者に代わってより多くの情報を報告できるようになり、これらのセクターの報告負担がより軽減される。

－ 廃棄物法に基づく行政負担の軽減：「SCIP」(8)データベースは、リサイクル業者に製品中の有害物質の存在を知らせる上で効果的ではなく、多大な行政コストを負担させてきた。そのため、SCIP関連データの報告義務を廃止することが提案されている。EU化学物質法、特に「一物質、一評価」パッケージとデジタル製品パスポートは、データベースの想定された役割を徐々に果たしていくだろう。製品向けデジタル製品パスポートを設計する際には、欧州委員会は、高懸念物質に関するデータをその対象範囲に含める予定である。

– 拡大生産者責任（EPR）制度に関する行政負担の軽減：拠点国以外の加盟国で製品を販売する生産者は、廃棄物管理要件に関する拡大生産者責任（EPR）に関して、当該加盟国に公認代理人を任命するかどうか決定できるようになる(9)。既に公認代理人を任命している企業は、現在の体制を維持できる。これらの変更は、より抜本的な簡素化への足がかりとなる。循環経済法では、生産者が提供している製品及びそれらの製品に関連する廃棄物の収集・処理に関するデータについて行う報告の範囲を更に縮小し、報告頻度を最大で年 1 回に制限することを提案している。循環経済法の下では、2026 年に拡大生産者責任の単一市場の調和とデジタル化が想定されている。今後の循環経済法における更なる簡素化には、第 3 国の生産者に関する簡素化も含まれる。

– 簡素化のための重点的な変更：一連の重点的な変更が、大規模データセンターを支えるバックアップ発電機の要件を緩和する中規模燃焼プラント指令（10）や、遠隔販売業者のあらゆる販売手法を網羅し、軽量輸送手段（LMT）用バッテリーの安全性と修理可能性の適切なバランスを確保し、懸念物質に関するラベル表示を簡素化するための「生産者」の法的定義に関する電池規則（11）など、様々な規制に提案されている。

#### INSPIRE 指令

– 空間データに関する報告の簡素化：INSPIRE 指令（12）の技術データ要件は、オープンデータ指令（13）と整合される。この提案は、オープンデータ指令の現行規定に実質的な修正を加えることなく、欧州のデータ経済のための単一の統合規制を作成することを提案するデジタルオムニバス提案[10]と完全に相乗効果を発揮する。この提案は、コスト削減と複雑さの軽減を目的としたデータユニオン戦略の目標を支持するものであり、加盟国が高品質なデータをより容易に公開できるようにする。より適切な実施により、公共部門及び民間部門による再利用のための価値の高い地理空間環境データの可用性が向上する。これらのデータは、リアルタイムの環境モニタリングや気候リスク評価から、よりスマートな都市計画、持続可能なモビリティソリューション、緊急対応の改善に至るまで、幅広い下流サービスを支えることができる。このデータのより広範な利用と再利用を可能にすることで、この提案は、EU のデータ関連法制をよりスリムで、より容易に実施し、革新的で競争力のあるデータ経済を促進するというデジタルオムニバスの目標を全面的に支持する。

#### 環境アセスメントと許可

– 環境アセスメントの迅速化：ドラギ総裁の報告書は、長期に亘る不確実な許可手続き、特に行政能力とデジタル化の不足が、新たな電力供給と送電網の展開、重要な原材料へのアクセス、そしてより広範なクリーンエネルギー及びデジタル移行プロジェクトへの大きな障害となっていると指摘した。2025 年 10 月 23 日、EU 首脳は欧州委員会に対し、加盟国における計画・許可手続きの合理化・迅速化に向けた提案の検討を含む、EU のストレステス

トへの取り組みを強化するよう要請した。各国の許可手続きの遅延は、証拠開示要請において多くの関係者から指摘されている。

これに対応するため、7月8日の化学産業行動計画で発表されたとおり、許可付与プロセスの中核を成す環境アセスメントの迅速化に関する提案が、包括パッケージの一部として提出される。この提案は、より迅速で質の高い環境アセスメントのための、簡素化され一貫性のある包括的な枠組みを提供する。この提案により、プロジェクト開発者は、複雑な手続きを単一の窓口で調整することで手続きが簡素化・迅速化されること、国境を越えた影響を与える環境アセスメントに関する当局間の協力、デジタル化、許可当局の十分な人員と能力の確保、そして行政コストを賄うための限定的な財政支援といった恩恵を受けることができる。また、関連する循環型経済プロジェクトを含む、主要なエネルギー、デジタル、産業分野の脱炭素化プロジェクトを加速するための更なる措置も提案されており、加盟国による黙認や手続き上及び司法上の優先順位付けといった措置が含まれる。

包括パッケージの実質的な効果は、年間約 10 億ユーロの行政負担軽減となる。公認代理人による円滑化と SCIP データベースに関する提案の変更が承認されれば、中小企業がまず顕著な恩恵を受けるだろう。直接的なコスト削減に加え、環境アセスメントの迅速化と簡素化といった追加的なメリットもあり、特に年間 300 億ユーロ以上の投資額を持つプロジェクトにメリットを齎すだろう。

主要措置については、「ベター・レギュレーション」ツールボックスに記載されている標準原価法を用いて、初期推計コスト削減額が算出された。全体として、これらの措置により、年間約 10 億ユーロの行政負担が軽減され、主に企業と公共機関の支援、そして効率性の向上が促進される。

包括提案には、環境分野における各指令及び規則の限定的かつ的を絞った改正、及び廃棄物 EPR スキームに関する特定条項の的を絞った一時停止が含まれる。これらは、提案の目的を達成するために厳密に必要なものである。これらの指令又は規則の新たな改正は、本包括提案の範囲及び目的から完全に外れている。新たな改正の必要性は、EU 環境法及び欧州委員会作業計画 2026 で発表された提案、特に近々施行される循環経済法（第 3 章参照）の更なるストレステストの意味合いにおいて、必要に応じて評価される可能性がある。欧州委員会は、共同立法者と建設的に協議を行い、合意形成を促進し、欧州委員会提案の主要な目的と原則が維持されるよう努める。

### 3. 今後の簡素化

簡素化は、第 8 次包括提案(14)から始まったわけではなく、またそこで終わるわけでもな

い。欧州委員会は、簡素化の可能性を最大限に活用し、EU 法のストレステストを実施し、効果的な実施に引き続き取り組むことを約束する。実施は、実行可能かつ簡素化されている必要がある。EU 法のあらゆる分野を考慮し、政策目標を費用対効果の高い方法で達成することを目指し、全体的な行政負担に注意を払う必要がある。ストレステストの取り組みは、欧州委員会の任期 2024 年から 2029 年の間に、環境関連法規全体を対象に実施される。

2025 年 12 月 4 日、共同立法者は、EU 森林破壊規則の簡素化と円滑な実施確保を目的として、2025 年 10 月 21 日に提出された欧州委員会案について暫定合意に達した。

更に、欧州委員会は、以下の新たな取り組みを準備する際に、簡素化の可能性を検討する：  
- REACH 化学物質法(15)の的を絞った改正。

- 2026 年第 3 四半期に成立する循環経済法は、より簡素化され、調和のとれた規則の導入と、国境を越えた循環活動のコスト削減を実現し、廃棄物及びリサイクル材の単一市場を創設する。包括的措置の一環として、加盟国ごとに 1 人の代表者を置くという規定の停止を含む「公認代理人」制度の的を絞った簡素化に基づき、欧州委員会は、多くの利害関係者がエビデンス要請への意見書で提唱している、第 3 国生産者を含む拡大生産者責任制度の大規模な改革の可能性を評価する。これには、EU 法の更なる調和、情報、登録、報告のためのデジタルワンストップショップを通じた拡大生産者責任制度の簡素化とデジタル化が含まれる。

廃棄物及び二次資源の単一市場の事業環境と機能の簡素化のため、欧州委員会は現在、加盟国間の輸送について、廃棄物輸送規則に基づく委任法を採択することにより、特定の種類の非有害廃棄物をグリーンリストに掲載する可能性を検討している。また、欧州委員会は、EU 域内からの回収を目的とした混合都市廃棄物の輸出を制限する同規則の規定に関して、特に特定地域の地理的状况により、より持続可能な輸送手段を用いて近隣の EFTA 加盟国の廃棄物処理施設へ輸出することが正当化される場合など、具体的な懸念が提起されていることも認識している。欧州委員会は、廃棄物輸送規則及び EU の脱炭素化アジェンダの目的に沿って、循環経済法又はその他の立法手段を通じて、この問題に適時に対処する方法について、共同立法者と協議していく。

2025 年 9 月に共同立法者によって表層水汚染物質に関する政治合意が成立し、水枠組み指令は簡素化された。これには、報告義務の簡素化・軽減、新たな例外措置（汚染物質の一時的な劣化及び移転）の導入など、利害関係者から提起されたいくつかの問題に対処するための柔軟性が含まれている。水枠組み指令の関連規定の効果的な実施については、最近合意された非劣化原則の例外措置を含め、2026 年にストレステストが実施され、具体的な改善が

齎されたかどうか判断される。欧州委員会は、利害関係者が提起した様々な問題、特に許可に関する問題を明確化するためのガイダンスを2026年第1四半期に作成する。欧州委員会はまた、欧州の戦略的自立性を高め、重要物質の輸入依存度を低減するというResourceEU行動計画(16)の目標を念頭に置き、水枠組み指令の実施において具体的な課題に直面している利害関係者及び加盟国との対話を強化する。更に、欧州委員会は、2026年第2四半期までに、利害関係者からの意見や加盟国の経験に基づき、水枠組み指令の見直しと改正を行う。その際、簡素化と潜在的なボトルネックへの対処の必要性に特に留意し、環境と人の健康を保護しつつ、EUにおける循環性と重要原材料へのアクセスを促進する。(17)

- 海洋戦略枠組み指令の今後の改正も、大幅な簡素化に繋がる。欧州委員会は、EU淡水資源アキとの整合性向上を目指し、報告要件の削減による成果の実現、及び地域海条約(18)全体に亘るデータ管理とガバナンスの改善に重点を置く。

更に、多くの利害関係者から提起され、主に二次立法やガイダンスを通じて、政策選択に関するより詳細な評価と検討が必要となる分野には、特に注意を払う。例えば、以下のとおり：

- 水レジリエンス戦略(19)の一環として、2026年には、水資源に関する一連の構造化対話が開催される。これらの対話では、報告負担や水資源におけるモニタリング・報告サイクルの統合化など、新たな課題を特定し、更なる改善に繋がる可能性がある。

- 欧州委員会は、改正廃棄物枠組み指令に基づく拡大生産者責任のための生産者登録簿への登録について、統一された様式を確立する。

- 自然再生規則については、欧州委員会は、加盟国及び地域当局が協力して国家再生計画案を策定する支援を強化し、国及び地域の課題に対処する。欧州委員会は、加盟国及び利害関係者と共に、証拠の提出要請で提起された問題を評価し、二次法における追加措置を検討し、再生措置によって影響を受ける可能性のある利害関係者への支援を提供し、官民投資を動員し、報告負担を最小限に抑える。

- 欧州委員会は、気候変動、食料安全保障、競争力、レジリエンス(回復力)、判例の変遷、法的確実性の必要性、その他の動向を考慮に入れ、2026年に鳥類・生息地指令のストレステストを実施し、捕食種に関するものも含め、実施を促進するためのガイドラインを提示する。

- 欧州委員会は、硝酸塩指令(20)の継続的な評価を完了し、同指令の目的を最も効果的かつ適切な方法で達成する方法を検討し、フォローアップ措置を講じる。また、欧州委員会は、家畜糞尿の革新的かつ代替的な利用方法を促進することで、新たな事業機会や持続可能な

投資機会を刺激し、環境・気候目標（バイオガス／バイオメタン、再尿素、消化残渣、及びそれらの様々な利用）の達成に貢献できる可能性についても評価する。

包装及び包装廃棄物規則の実施を支援するため、欧州委員会は、優先的に欧州委員会通知及びよくある質問（FAQ）を発行し、PFAS 試験、申請期限、ラベル表示要件、再利用目標など、エビデンス募集及び二国間情報交換において最も頻繁に提起された論点に関するガイダンスを提供する。エビデンス募集で得られた情報は、2026 年と 2027 年に予定されている施行措置の採択においても活用される。統一されたラベル表示仕様の策定に当たって、患者の安全と人の健康を守るため、既存の制度や一部の製品及びその規制（医薬品など）の特異性を適切に考慮する。パレット包装及びストラップを 100%リユース目標の適用除外とする委任法案を利害関係者からのフィードバックを得るために公表する。欧州委員会は、施行措置において、特に衛生及び食品安全上の問題により目標達成が困難な場合など、他の包装形態に対する追加的な柔軟性を検討する。欧州委員会は、新たに設置された包装に関する専門家グループにおいて、利害関係者及び加盟国と緊密に連携し、行政負担を軽減するための措置を実施することにより、報告手続きを可能な限り簡素化する。

シングルユースプラスチック指令について、欧州委員会は 2027 年に評価を完了し、(海洋)プラスチック汚染の削減と循環性の向上という目標が達成されたかどうかを判断する。この評価では、行政負担軽減の可能性を徹底的に評価する。今後数週間以内に、具体的な証拠の募集とパブリックコメントの募集を開始する。

持続可能な製品のためのエコデザイン規則、EMAS 規則、環境騒音指令に関する今後の報告書など、法規制が適切に機能しているかどうかを評価し、潜在的な課題を特定するための実施報告書を作成する。

欧州委員会は、特にデジタル化と人工知能（AI）の活用の可能性を最大限に活用することにより、中小企業の事業をさらに円滑に進める方法についても、より一般的に検討する。例えば、デジタル廃棄物輸送システム（DIWASS）は、加盟国間の廃棄物輸送を簡素化し、EU 域内での廃棄物の効率的なリサイクルを確保する。

#### 4. 結論

このバランスの取れたパッケージは、益々複雑化する地政学的状況において欧州企業を支援するため、煩雑な手続きを簡素化し、EU 法の複雑さを軽減するという欧州委員会の目標を更に達成するものである。その目的は、持続可能で回復力のある経済への円滑な移行を促進し、持続可能なビジネスモデルへと移行する最も革新的で競争力のある企業に報いると同時に、他の企業が期待される基準に追いつくことを可能にすることにある。

欧州委員会は、包括提案の範囲と目的の範囲内で迅速な合意に達し、中小企業や農家を含む企業、そして行政機関に具体的かつ実用的な利益を齎すよう、共同立法者間の交渉を促進することに全力で取り組んでいく。

②「一部の要件の簡素化と行政負担の軽減に関し、規則（EU）2023/1542 及び規則（EU）2024/1244 を改正する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

[https://environment.ec.europa.eu/document/download/ad737347-bf74-476e-9159-a05214844cb6\\_en?filename=COM\\_2025\\_981\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v4.pdf](https://environment.ec.europa.eu/document/download/ad737347-bf74-476e-9159-a05214844cb6_en?filename=COM_2025_981_1_EN_ACT_part1_v4.pdf)

## 説明覚書

### 1. 提案の背景

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的かつ透明性をもって達成すべきである。「欧州の競争力の未来」報告書は、低炭素、資源効率の高い循環型経済への移行が、EU の長期的な経済的繁栄、回復力、そして競争力の確保に不可欠であると強調した。[3] 欧州委員会は、「EU 競争力コンパス」において、この移行の可能性を最大限に引き出すための今後 5 年間の戦略を示した。[4] 更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25%と 35%削減するとして目標を強化した(1)。

現在、EU には確固たる環境法体系が存在する。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め、(2) 法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある問題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、環境分野における欧州委員会の継続的な「ストレステスト」(3)の初期成果であり、政治レベルでの会合、円卓会議、実施対話、証拠の募集、そして市民社会、企業・団体、シンクタンク、行政機関を含む利害関係者からの意見聴取などを通じて、利害関係者との広範な関与に基づいている。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、行政機関、そして市民に不必要なコストを課さないことが重要である。

この特定の規則案は、以下の規則に的を絞った改正を行うことを目的としている：

– 電池及び廃電池に関する規則(EU) 2023/1542 (4)

– 産業施設からの環境データの報告、産業排出ポータルを設置、並びに規則(EC) No 166/2006 の廃止に関する規則(EU) 2024/1244 (5)

この提案には、環境分野における上記規則の限定的かつ的を絞った改正が含まれている。これらの規則の更なる修正は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication]及び委員会作業計画 2026 で発表された EU 環境法の更なるストレステストの意味合いにおいて、適宜評価される可能性がある。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、歪曲しないよう、共同立法者と建設的に協議を行う。

## 電池規則

### 遠隔契約における生産者定義の改正

電池を販売する加盟国に拠点を置いていない生産者については、規則(EU) 2023/1542 は現在、遠隔契約を利用する生産者のみを対象とする。販売方法に関わらず、全ての事業者が規則(EU) 2023/1542 の生産者定義の対象となるようにする必要がある。従って、本提案は、加盟国で電池を販売し、他の加盟国又は第 3 国に拠点を置く製造業者、輸入業者、販売業者、又はその他の自然人又は法人は、遠隔契約を含む販売方法に係らず、生産者として認められることを明確にしている。

### 高懸念物質の定義の追加

規則(EU) 2023/1542 第 13 条は現在、電池に有害物質の存在を示すラベルを付すことを義務付けている。しかし、表示対象となる物質の定義は明確ではない。なぜなら、対応する前文では、電池には特定の有害物質の含有量を表示する必要があると規定されているからである。そのため、本提案では、規則(EC) No 1907/2006 及び規則(EC) 1272/2008 に従って特定された高懸念物質に言及することで、表示が必要な物質の範囲を一層明確にする。

### 電池パックの取り外し及び交換要件からの除外

規則(EU) 2023/1542 では現在、軽量輸送手段 (LMT) 用電池はセルレベルで取り外し及び交換可能であることが求められている。このため、不具合のある電池セルが適切な条件で交換されない場合、予期せぬ安全上の懸念が生じる恐れがある。従って、安全性と修理可能性の適切なバランスを実現するため、LMT 用電池パックは、独立した専門家によって取り外し及び交換可能であるべきだが、セルレベルではなくモジュールレベルで交換可能であるべきである。

### 重複報告の簡素化

欧州委員会は、電池廃棄物管理に関して加盟国が毎年報告する情報の質について、4 年ごとに審査し、報告する義務を負う。更に、欧州委員会はデータ収集体制、データの正確性及び信頼性を評価し、改善のための勧告を行うことができる。より柔軟なデータ審査プロセスを可能にするため、加盟国からのデータに関する報告書の審査及び公表を欧州委員会が義務

付ける規定は削除されるべきである。欧州委員会は、必要に応じてデータを評価し、データの機微性、機密性、及び評価・審査のスケジュールとの整合性を考慮し、報告書の公表の適切性を裁量的に判断する権限を保持すべきである。

#### 産業排出ポータル

IEPR の対象となる事業者は、水、エネルギー及び関連原材料の使用に関するデータを所管の官庁に報告する必要がある。第 6 条第 9 項は、加盟国が畜産事業者及び水産養殖事業者に代わって、大気、水、及び土壌への排出について報告することを許可している。

一部の加盟国及び利害関係者は、畜産・養殖事業者に対し、水、エネルギー、及び関連原材料の使用に関する報告義務の実現可能性とそれに伴う負担について疑問を呈している。これに対し、欧州委員会は、畜産・養殖事業者に対し、水、エネルギー、及び原材料の使用に関する報告義務を免除することを提案する。

更に、欧州委員会は、畜産・養殖施設の事業者に対し、廃棄物の敷地外移転、排水中の汚染物質の敷地外移転、生産量、及び稼働時間に関する報告義務を免除することを提案する。但し、加盟国がこれらの情報を他の手段で収集できる場合に限る。この条件が満たされれば、加盟国は個々の畜産・養殖事業者に代わって、大気、水、及び土壌への排出に関する情報だけでなく、より多くの情報を報告できるようになる。

この変更に伴う環境影響はごく僅かであり、関連情報の収集と報告プロセスの改善において加盟国による措置への依存度を高めることで、畜産・養殖事業者の負担を軽減することが目的である。

この措置に伴うコスト削減は、報告義務の軽減を受ける養殖業者及び水産養殖事業者にとってのメリットとなる。一部のデータは加盟国から提供され、加盟国は標準的な農業分析を通じてこの情報を入手できるようになる。

#### 他の EU 政策との整合性

この提案は、主に事業者の煩雑な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部である。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及び EU における競争力と経済的回復力の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関連する政策分野における目標の達成や、立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

## 2. 法的根拠、補完性、比例性

- 法的根拠

この提案の法的根拠は、TFEU 第 114 条及び第 192 条(1)である。これらは、この提案が改正を意図する規則の根底にある法的根拠を反映している。電池及び廃電池に関する規則 (EU) 2023/1542 の法的根拠は、同規則第 114 条、及び第 54 条から第 76 条については第 192 条(1)である。規則(EU) 2024/1244 (「産業排出ポータル規則」) の法的根拠は、第 192 条(1)である。

- 補完性 (非排他的管轄権について)

電池規則は、今後数年間の電池需要の予測、脱炭素化経済への世界的な移行における電池の戦略的役割、そして機能的な域内市場を確立し市場の歪みを回避する必要性を認識して採択された。従って、電池規則は、電池の持続可能性、性能、安全性、回収、リサイクル、セカンドライフ、並びにエンドユーザー及び事業者向けの電池に関する情報に関する共通規則を定めている。これらの理由により、規則の改正は、補完性の観点においても同様に正当化される。

産業排出ポータル規制：EU 及び加盟国は、環境情報への国民のアクセス向上と情報の普及が、環境問題への意識向上、自由な意見交換、環境に関する意思決定への国民のより効果的な参加、そして最終的にはより良い環境づくりに貢献することを認めるオーフス条約の締約国である。更に、EU は、UNECE (国連欧州経済委員会) の汚染物質排出移動登録簿に関する議定書の締約国でもある。産業排出の報告のためのポータルサイトを構築し、その後の改訂についても明確にするために、EU レベルでの行動が必要であったという強い議論がある。更に、全ての加盟国で一貫したアプローチを採用することで、報告プロセスの効率性が向上し、EU 域内のどこに拠点を置く事業者にとっても公平性が確保される可能性が高いと考えられる。

- 比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。

畜産・水産養殖事業者による排出量と資源利用に関する国レベルの報告を促進するという選択は、既存の法令プロセスを活用し、変更を最小限に抑えるという点で、適切な選択と言える。

- 手段の選択

提案の対象となる基礎法令も規則であるため、規則案は適切な手段である。

### 3. 事後評価、協議、影響評価の結果

- 既存法令の事後評価／適合性確認 利害関係者

電池及び産業排出ポータルに関する規則の改正は、影響評価によって裏付けられた委員会の提案に基づき、最近、立法者によって採択された。この段階では、時間が足りず、実務経験も不足しているため、評価を実施できない。

- ステークホルダー協議

欧州委員会は、実施対話、ステークホルダー・ラウンドテーブル、そして数多くの会合(3)などを通じて、ステークホルダー、市民社会、公的機関、企業、加盟国、そして欧州議会議員と幅広い協議を行った。本提案に付随する職員作業文書には、本提案の準備を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細な情報が記載される。

主要な協議活動の概要は以下のとおり。

本包括提案の準備に当たり、以下の協議活動が実施された：

– 2025年2月13日に開催された環境報告に関するオンラインウェビナー（コンサルタントが実施）、及び上記ウェビナー参加者のうち、本提案の目的のために連絡を受けることに同意した者を対象としたオンラインアンケートの実施。

– 環境法の簡素化に関するエビデンス募集(6)が、2025年7月22日から2025年9月10日まで、フィードバック募集のために公開された。

– 環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルが、2025年10月2日に開催された。

環境法の簡素化に関する一般協議は、広く国民からも大きな注目を集めた。

前述の2025年2月13日に開催されたオンライン・ワークショップには、500人が登録し、300人以上が積極的に参加した(7)。その後の具体的な協議では、500件を超える意見が寄せられ、その多くは具体的な内容であった。オムニバスで提案された簡素化案のいくつかは、寄せられた意見に反映されている。

環境法の簡素化に関するエビデンス募集は、最も注目を集めた。欧州委員会は、「Have-Your-Say」ウェブサイトにおいて、環境法の簡素化パッケージに関するエビデンス募集を掲載した。「環境法における行政負担の簡素化」。フィードバック期間は2025年7月22日から2025年9月10日まででした。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイトで

公開されている。

エビデンス募集への提出は 190,998 件で、そのうち 189,751 件 (99.3%) は市民からのもの  
でした。1,247 件 (0.7%) は市民以外の組織 (企業、業界団体、非政府組織 (環境団体など)、  
公的機関、学者など) からの提出であった。これらの提出物には、主にポジションペーパー  
など 622 件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれることが多かった。

企業の観点からは、企業が成長と持続可能な生産を両立できるよう、柔軟性を持たせる、負  
担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないとい  
う認識がある。

市民社会側からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社  
会規範の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化への支持が表明されている。しかしな  
がら、規制簡素化の取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は  
EU に対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう強  
く求めた。

欧州委員会は、化学物質の登録、評価及び認可に関する規則の大幅な簡素化を含むと見込ま  
れる改正を支援するため、協議を実施し、影響評価を作成したことを特筆すべき事項である。  
同様に、欧州委員会は現在、2026 年に制定される循環経済法の策定を支援するため、影響  
評価を準備中である。この評価では、既存の (廃棄物及び循環経済関連の) 法律の簡素化も  
含め、現在進行中の協議活動を活用する。

- 専門知識の収集と活用

前述の通り、欧州委員会は本提案に関連する専門知識を提供するため、外部サービスプロバ  
イダーと契約を締結した。特に、契約業者は、報告義務等の行政上の義務と、これらの義務  
を簡素化する可能性を特定するため、既存の環境法体系を精査している。更に、契約業者は、  
包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化にも協力  
している。契約業者から提供された情報は全て公開される。

- 影響評価

影響評価は、主に提案されている改正案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するた  
めの選択肢がほとんどないことから作成されていない。但し、この提案には職員作業文書が  
添付されている。この文書では、提案の様々な要素の正当性を示し、可能な限り、予想され  
る影響に関する定量的な情報を提示している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の  
意見と意見も示している。

この提案は、第2条第1項に定められた気候中立目標、並びにEUの2030年と2040年の気候目標との整合性が評価されている。この提案はこれらの目標と整合しており、適応の進捗も確保している。

- 規制の適合性と簡素化

規制の適合性と簡素化プログラム（REFIT）に基づき、欧州委員会は、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに的を絞り、その目標を達成しながら負担を最小限に抑えることを確保している。従って、この提案は、特定の行政手続きの簡素化と企業の不必要なコストの削減を目指すという点で、REFITプログラムの一部であり、完全に整合している。

規則の変更に伴う節約額は、標準原価法を用いて推計されており、産業排出ポータルへの7,000万ユーロが含まれる。電池規則については、法文の明確化によるメリットがある。

- 基本的権利

影響は想定されない。

#### 4. 予算への影響

該当なし。

#### 5. その他の要素

- 実施計画及び監視、評価、報告体制

想定される変更は非常に具体的かつ直接適用可能なため、実施計画による裏付けは不要である。当然のことながら、基礎となる法律は、政策サイクル全体に亘るより良い規制に関する欧州委員会の政策の一環として、通常の方法に従って評価されるため、影響は適時に評価される。

- 説明文書（指令用）

直接適用される規則には該当しない。

- 提案の具体的規定の詳細な説明

第1条は、規則（EU）2023/1542の改正を規定する。

第2条は、規則（EU）2024/1244の改正を規定する。

一部要件の簡素化及び行政負担の軽減に関し、規則（EU）2023/1542及び規則（EU）2024/1244を改正する欧州議会及び閣僚理事会規則案（EEA関連テキスト）

欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 114 条および第 192 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会 2024～2029 年度政治ガイドライン[3]は、高い基準を維持し、欧州グリーンディール[4]に定められた目標に沿って、法令の重複や矛盾を排除するために法令を簡素化することを目標としていること。

(2) 2024 年ドラギ報告書[5]は、規制上の障害と規制上の事務負担が特に中小企業にとっての主要課題の一つであると指摘しており、これを受けて「競争力コンパス[6]」は、規制環境の簡素化、負担の軽減、迅速性と柔軟性の促進など、競争力を支える一連の水平的促進要因を特定していること。

(3) 欧州委員会は、2025 年 2 月 11 日付の「よりシンプルで迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[7]において、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善をもたらす実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これは漸進的なアプローチ以上のものであり、EU はこの目標を達成するために大胆な行動をとる必要がある。欧州委員会、欧州議会、欧州閣僚理事会、加盟国のあらゆるレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各国、地域の規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。

(4) 報告負担とコンプライアンス費用の軽減、相互運用性の向上、競争力の強化という欧州委員会のコミットメントを踏まえ、欧州グリーンディールの政策目標[10]及び持続可能な金融行動計画[11]を維持しつつ、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2023/1542[8]及び規則

(EU) 2024/1244[9]に定められた特定の規定を改正する必要があること。

(5) 当初の文書との整合性を維持し、立法趣旨を尊重するため、規則(EU) 2023/1542 の改正は条約第 114 条に基づき、規則(EU) 2023/1542 第 8 章及び規則(EU) 2024/1244 の改正は条約第 192 条第 1 項に基づくこと。

(6) 販売方法を問わず全ての事業者が規則(EU) 2023/1542 における生産者定義の対象となるよう、加盟国において電池を販売し、かつ他の加盟国又は第 3 国に拠点を置く製造業者、輸入業者、販売業者、その他の自然人又は法人は、遠隔販売契約による販売の場合だけでなく、生産者として認められることを明確にする必要があること。

(7) 規則(EU) 2023/1542 第 13 条に基づき、電池には有害物質の存在を示すラベルを付する必要がある。同規則のリサイクル(44)に従い、規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EC) 1272/2008 に基づいて特定された高懸念物質に言及することにより、ラベルを付すべき物質の範囲を一層明確にする必要があること。

(8) 軽量輸送手段 (LMT) 用バッテリー及びバッテリーパックがセルレベルで着脱可能かつ交換可能であることの要件は、故障したバッテリーセルが適切な条件下で交換されない場合、予期せぬ安全上の懸念を引き起こす可能性がある。従って、安全性と修理可能性の適切なバランスを実現するためには、LMT 用バッテリー及び LMT 用バッテリーパックが独立した専門家によってモジュールレベルで容易に着脱可能かつ交換可能であることを義務付けることが適切であること。

(9) 規則(EU) 2023/1542 は、欧州委員会に対し、加盟国から提供された情報のレビュー結果に関する報告書を公表することを義務付けている。実際には、第 76 条(4)は余りに規範的であり、実施に関するデータの分析が評価サイクルと合致しない時期に要求され、情報の一部しかカバーしていないことを意味した。従って、この要件は削除され、より柔軟なデータレビューが可能になるべきである。情報に基づいた意思決定は、EU 域内のガバナンスプロセスに不可欠である。これに抛り、欧州委員会は加盟国から報告されたデータを引き続きレビューすべきであること。

(10) 事業者及び企業に対する要件を簡素化し、人の健康及び環境の保護に関する同等の基準を維持しつつ、規則 (EU) 2024/1244 第 6 条に基づく報告に伴う事務負担を軽減するため、加盟国に対し、畜産・水産養殖施設の事業者に対し、廃棄物の敷地外移転、排水中の汚染物質の敷地外移転、生産量及び稼働時間に関する報告を免除することを認めることが適切である。但し、これらの情報は、同規則第 7 条に定められた要件を満たす観点から、他の

手段によって収集可能であることを条件とする。更に、畜産・水産養殖施設の事業者に対する事務負担を最小限にするため、水、エネルギー及び関連原材料の使用に関する報告は義務付けられるべきではないこと。

(11) 規則(EU) 2023/1542 及び規則(EU) 2024/1244 は、それに応じて改正されるべきであること。

次の規則を採択する：

第 1 条 規則(EU) 2023/1542 の改正

規則(EU) 2023/1542 は、次のように改正される：

(1) 第 3 条(1)は、次のように改正される：

(a) ポイント(47)中、ポイント(d)を次の文に置き換える：

「(d) 加盟国内において、家電製品、軽輸送手段又はその他の車両に組み込まれたものを含む電池を、一般家庭であるか否かを問わず、最終消費者に直接販売し、かつ、他の加盟国又は第 3 国に拠点を置いている者。」

(b) 次のポイント(69)を追加する：

「高懸念物質」とは、第 3 条に定める基準、規則(EC) No 1907/2006 の第 57 条に規定され、同規則第 59 条(1)に従って特定される物質、又は規則(EC) No 1907/2006 の第 57 条に規定される基準を満たし、規則(EC) 1272/2008 付属書 VI に列挙される物質を満たす物質をいう。」

(2) 第 11 条第 5 項は、次の文に置き換えられる：

「5. LMT 電池を組み込んだ製品を市場に投入する自然人又は法人は、当該電池、並びに電池パックに含まれる個々の電池モジュールが、製品の耐用年数中いつでも、独立した専門家によって容易に取り外し及び交換可能であることを確保しなければならない。」

(3) 第 76 条(4)の第 2、第 3 及び第 4 センテンスを削除する。

(4) 付属書 VI パート A ポイント 8 は、次の文に置き換えられる：

「8.電池に含まれる、水銀、カドミウム及び鉛以外の、第 3 条(1)(69)に規定する極めて高い懸念のある物質であって、重量比で 0.1%以上の濃度で存在するもの。」

第 2 条 規則(EU) 2024/1244 の改正

規則(EU) 2024/1244 第 6 条第 9 項は、次のとおり置き換えられる：

「9. 第 1 項第 1 サブパラグラフポイント(d)に規定する報告要件は、付属書 I の 2 行目及び

7行目に規定する活動を行う施設の運営者（「畜産及び水産養殖施設の運営者」）には適用されない。

加盟国は、畜産及び水産養殖施設の運営者に代わって、第1項第1サブパラグラフポイント(a)に規定する意図的な放出を自ら定量化することを決定することができる。この場合においては、第1項から第8項までは、当該放出に係る事業者には適用されない。

加盟国は、畜産施設及び水産養殖施設の運営者に対し、本条第1項第1サブパラグラフポイント(b)、(c)、(e)、(f)及び(g)に規定する事項のいずれかに関する報告を免除することを決定することができる。但し、加盟国が第7条に基づく義務を履行するために他の手段により当該情報を収集できる場合に限る。この場合において、本条第1項から第8項は、当該事項に関して当該運営者には適用されない。」

### 第3条

本規則は、欧州連合官報公示日から20日目に発効する。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定

欧州議会を代表して 議長  
閣僚理事会を代表して 議長

③「電池及び廃電池、包装及び包装廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

[https://environment.ec.europa.eu/document/download/4a96a176-3ac0-4702-b919-68510201d3c7\\_en?filename=COM\\_2025\\_982\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v5.pdf](https://environment.ec.europa.eu/document/download/4a96a176-3ac0-4702-b919-68510201d3c7_en?filename=COM_2025_982_1_EN_ACT_part1_v5.pdf)

## 説明覚書

### 1. 提案の背景

#### • 提案の理由と目的

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的、かつ透明性をもって達成すべきである。これらの長年にわたる原則は、2001 年のガバナンス白書(1)に遡ることができる。この白書は、より良い規制とステークホルダーの関与を欧州の政策立案の中心に据えている。競争力コンパス(2)は、責任ある立法の推進を継続している。この白書は、欧州企業の競争力を再燃させるため、立法を簡素化するための前例のない取り組みを発表した。更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25%と 35%削減するという目標を強化した(3)。

現在、EU の環境法は成熟している。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め(4)、法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある課題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、市民社会からの広範な対話と意見に基づき、欧州委員会が環境分野(5)において継続的に実施している「ストレステスト」の初期の成果を表している。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要な部分である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、公共機関、そして市民に不必要なコストを課さないことが重要である。

この指令案は、EU 加盟国に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が、電池及び廃電池に関する規則(EU) 2023/1542（電池規則）(6) 並びに包装及び包装廃棄物に関する規則(EU) 2025/40（包装規則）(7) に基づき設立された、当該他の加盟国における拡大生産者責任制度への参加に関して、管理上の負担を軽減することを目的としている。

加盟国の市場に投入される製品の製造者は、製品の寿命終了時に製品の管理費用を負担す

る責任を負う（いわゆる「拡大生産者責任（EPR）」）。廃棄物枠組み指令は、拡大生産者責任に関する最低限の一般要件を定めているが、製品群ごとの具体的な規則は、包装及び包装廃棄物に関する規則、電池及び廃電池に関する規則、電気・電子廃棄物に関する指令、シングルユースプラスチック指令、並びに廃車指令（現在、継続中の通常立法手続きにより改正対象となっている）(8) などの他の法令に規定されている。加盟国は、廃棄物枠組み指令第 8 条及び第 8a 条に定められた最低限の要件を満たす限り、他の製品についても拡大生産者責任に関する国内規則を制定することができる。

拡大生産者責任の公認代理人は、加盟国において製品を販売する事業者（生産者）が、当該加盟国に拠点を有していない場合、又は第 3 国に拠点を有する場合、当該事業者によって活動する。その目的は、加盟国の領域内で製品を提供する生産者が拡大生産者責任に関する規則を遵守し、当該加盟国で発生する廃棄物の管理費用が賄われるようにすることである。

2025 年 5 月の単一市場戦略に関するコミュニケーション(9)において、欧州委員会は、EPR 規則の複雑さが域内市場における主要な障壁であることを強調した。特に、生産者が製品を販売する各加盟国において EPR の公認代理人を置く可能性又は義務に関して、その複雑さが顕著である。

この提案は、EU 域内に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が EPR の公認代理人を任命するかどうかを選択できるようにすることで、更なる柔軟性を提供する。第 3 国に拠点を置く生産者のための EPR の公認代理人の任命に関する規定は、現在分野別法令に含まれているとおりに維持されるべきである。

この提案は、環境及び廃棄物管理分野における 2 つの規則の特定の規定を停止するものである。これらの規則の更なる改正、又は規定の更なる停止は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication]及び欧州委員会作業計画 2026 で発表された EU 環境法の更なるストレステストの意味合いにおいて、適宜評価される可能性がある。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、歪曲することのないよう、共同立法者と建設的に協議する。

- 政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、拡大生産者責任制度の運用に関して、循環型経済／廃棄物関連法制全体において同様のアプローチを推進する。これにより、域内市場の機能を促進するとともに、事業運営を支援する。

- 他の EU 政策との整合性

本提案は、主に事業者の煩雑な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部である。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及び EU における競争力と経済の強靱性の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関係する政策分野における目標の達成や立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

## 2. 法的根拠、補完性、比例性

- 法的根拠

本提案の法的根拠は、電池に関しては欧州連合条約第 192 条(1)、包装に関しては欧州連合条約第 114 条である。これは、本提案によって停止される、拡大生産者責任に関する公認代理人に関する規定を含む規則の根底にある法的根拠を反映している。

- 補完性（非排他的管轄権について）

電池規則は、今後数年間の電池需要の見通し、脱炭素化経済への世界的な移行における電池の戦略的役割、そして機能的な域内市場を確立し、市場の歪みを回避する必要性を認識して採択された。従って、電池規則は、電池の持続可能性、性能、安全性、回収、リサイクル、セカンドライフ、そしてエンドユーザーと事業者向けの電池に関する情報に関する共通ルールを定めている。これらの理由から、規則の規定の一時停止も同様に補完性の根拠に基づき正当化される。

製品は、生産地から使用又は消費地まで保護され、輸送が容易な適切な包装を必要とする。包装の域内市場における障壁の防止は、製品域内市場の効率的な機能を促進する上で重要である。断片的な規則や曖昧な要件は、事業者にとって不確実性と追加コストを齎す。これらの理由から、規則の規定の一時停止も同様に補完性の根拠に基づき正当化される。

- 比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物、電池、又は包装が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。これらは、加盟国全体で事業を展開する生産者の懸念に応えるものである。

- 手段の選択

提案の対象となる基礎となる法律が規則であることを考慮すると、規制案は適切な手段の選択である。

## 3. 事後評価、協議、影響評価の結果

- 既存法の事後評価／適合性確認 利害関係者

電池規則及び包装規則の改正は、影響評価によって裏付けられた欧州委員会の提案に基づき、最近、立法者によって採択された。現時点では標準的な評価を行うには時間が足りず、実務経験も不足しているため、評価を実施することはできない。

- 利害関係者との協議

本提案に付随するスタッフの作業文書には、本提案の作成を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細情報が記載されている。主要な協議活動の概要は以下に記載されている。

この包括提案を準備するため、以下の協議活動が実施された：

- 環境包括提案に関するエビデンス募集[10] は、2025年7月22日から2025年9月10日まで、フィードバックを受け付けた。

- 環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルは、2025年10月2日に開催された。

環境法の簡素化に関するエビデンス募集は、多くの注目を集めた。欧州委員会は、環境法の簡素化パッケージに関するエビデンス募集を「Have-Your-Say」ウェブサイトに掲載した。「環境法における行政負担の簡素化」。フィードバック期間は2025年7月22日から2025年9月10日までであった。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイトに掲載されている。

エビデンス募集には190,998件の意見が寄せられ、そのうち189,751件(99.3%)は市民からのものであった。市民以外の組織からの意見は1,247件(0.7%)あり、企業や業界団体、非政府組織(環境団体など)、公的機関、学者などが含まれている。これらの意見には、主に立場表明書など622件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれている場合が多かった。

企業側からは、成長と持続可能な生産を両立させるための柔軟性を企業に与える、負担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないという認識がある。

市民社会側からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社会基準の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化が支持されている。しかしながら、規制の簡素化に向けた取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は、

EU に対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう求めた。

欧州委員会は現在、2026 年の循環経済法の策定を支援するため、影響評価を準備している。この評価では、既存の（廃棄物及び循環経済関連の）法、特に EPR 関連法の簡素化も含め、進行中の協議活動を活用する。

- 専門知識の収集と活用

欧州委員会は、本提案に関連する専門知識を提供するため、外部サービスプロバイダーと契約した。特に、契約業者は、既存の環境関連法体系を精査し、報告義務やその他の行政義務、並びにこれらの義務の簡素化の可能性を特定した。更に、契約業者は、包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化にも協力した。契約業者から提供された情報は全て公開される。

- 影響評価

影響評価は、主に本提案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するための選択肢が殆どないことから作成されていない。但し、本提案にはスタッフ作業文書が添付されている。この文書は、提案内容の正当性を示し、予想される影響に関する定量的な情報を示している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の意見と意見も示している。

- 規制の適合性と簡素化

規制の適合性とパフォーマンス・プログラム（REFIT）に基づき、欧州委員会は、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに的を絞り、その目的を達成しつつ負担を最小限に抑えることを確保している。従って、本提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関連する行政手続きを簡素化し、生産者の不要なコストを削減することを目指す点で、REFIT プログラムの一部であり、かつ完全に整合している。

- 基本的権利

本提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命にのみ影響を与えるため、EU 基本権憲章に定められた基本的権利に悪影響を及ぼすことはない。

#### 4. 予算への影響

該当なし。

#### 5. その他の要素

- 実施計画、監視、評価、報告体制 本提案は非常に特殊な性質を有するため、新規定の適

用を導く実施計画は必要ない。影響を受ける規制の既存の監視及び報告規定は継続される。

- 説明書（指令用）

該当なし。

- 提案の具体的規定の詳細な説明

第1条は、規則(EU) 2023/1542 第56条(3)の適用を2035年1月まで停止する。

第2条は、規則(EU) 2025/40 第45条(3)の適用を2035年1月まで停止する。

電池及び廃棄電池、包装及び包装廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則の適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会規則案（EEA 関連テキスト）

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第192条(1)及び第114条を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

送付後各国議会に立法草案を提出し、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会の2024～2029年の任期に関する政治ガイドライン[3]は、高い水準を維持し、欧州グリーンディールに定められた目標に沿って、重複や矛盾を排除するために、法令を簡素化、統合、法典化するという目標を示していること。

(2) 欧州委員会は、「よりシンプルで迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[4]と題するコミュニケーションにおいて、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善を齎す実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これには漸進的なアプローチ以上のものが求められ、EUはこの目標を達成するために大胆な行動をとる。欧州議会、

閣僚理事会、欧州委員会、加盟国のあらゆるレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各国、そして地域レベルの規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。

(3) 欧州委員会は、単一市場戦略に関するコミュニケーション[5]において、域内市場への障壁として、企業が国境を越えた物品やサービスの販売、規模拡大、移動を困難にする、一貫性のない各国規制に直面していることを挙げた。欧州委員会は、最も有害な10の障壁に優先的に取り組むことを約束した。コミュニケーションでは、EU域内で国境を越えて事業を展開する企業から最も頻繁に報告される障壁の一つとして、拡大生産者責任制度の特定の特徴が挙げられた。拡大生産者責任制度はEUの法令に由来するものの、原則と要件の統一性の欠如が、加盟国で設立される拡大生産者責任制度の多様性を生み、規制の複雑さと企業にとって大きな事務負担を齎している。本規則は、廃棄物分野における拡大生産者責任制度のより抜本的な簡素化に向けた第一歩であり、今後制定される循環経済法は、さらなる簡素化を規定することになること。

(4) 特に、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する分野別法令の現行規定のハーモナイゼーションの欠如により、複数の加盟国に拠点を置いていない生産者にとって、任命に関連する義務の履行が不必要な事務負担となる可能性がある。特に中小企業にとって、生産者が製品を市場に投入する全ての加盟国で個別に公認代理人を任命する義務は、費用面で大きな課題となる。EU域内に拠点を置く生産者に平等な条件を確保する観点から、生産者が拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関し全ての加盟国で同一の規則に従うことが重要である。現在、異なる製品に対する法的枠組みが断片化しており、最大26の加盟国において拡大生産者責任のための公認代理人を任命する要件を満たすことに伴う事務負担は、EU域内に拠点を置く生産者の競争力を阻害している。従って、既存の規則を効果的かつ迅速に調和させ、これらの生産者にかかる関連負担を軽減することが極めて重要である。このため、欧州委員会は現在、生産者による「汚染者負担」原則の遵守を保障する手段として公認代理人を任命する義務について、その有効性、事務的負担、域内市場における意図せぬ障壁について検討を行っている。この検討は、より効果的で負担の少ない代替的な解決策に繋がる可能性が高いこと。

(5) 生産者に対する要件を簡素化し、事務的負担を軽減するため、電池生産者及び包装又は包装製品生産者（「包装材生産者」）は、自らが拠点を置いていない他の加盟国の市場で製品を販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかを選択できるべきであるが、任命は義務付けられるべきではない。これにより、拡大生産者責任に関する公認代理人を既に任命している生産者は既存の取決めを維持することができ、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の費用と事務的負担は直ちに軽減されるこ

と。

(6) 第 3 国に設立された電池生産者及び包装生産者に関するトレーサビリティと執行の確保は、EU 域内で操業する生産者に比べて困難である。なぜなら、これらの生産者は加盟国の執行権限の領域範囲外にあり、域内市場における義務及び判決の執行を可能にする EU の行政・司法協力メカニズムの対象外だからである。従って、第 3 国に設立された生産者に対する拡大生産者責任の公認代理人の任命に関する既存の規定は、現状のまま維持されるべきである。これに抛り、加盟国は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2025/40[6]において、第 3 国に設立された生産者が包装又は包装製品を自国の領域で初めて提供する際、拡大生産者責任の公認代理人を任命するよう決定できるとする規定は、引き続き適用されるべきである。しかしながら、加盟国は、代替手段を通じて、第 3 国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティと執行を確保することが認められるべきである。同様に、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU)2023/1542[7]は、EU 域内又は第 3 国に拠点を置き、加盟国の領域内で遠隔契約を通じて電池を提供している電池生産者は、公認代理人を任命しなければならないと定めており、この規定は、第 3 国に拠点を置く生産者にも適用される範囲において、引き続き適用されるべきである。しかしながら、加盟国は、第 3 国に拠点を置く電池生産者に関し、代替手段を通じてトレーサビリティと執行を確保することを義務付けられねばならないこと。

(7) 欧州連合域内に拠点を置き、遠隔契約により他の加盟国の最終消費者に直接電池を販売する生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付ける規則(EU) 2023/1542 の規定は、2035 年 1 月 1 日まで停止されねばならないこと。

(8) 欧州連合域内に拠点を置き、包装又は包装製品を他の加盟国の領域で初めて最終消費者に直接提供する生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付ける規則(EU) 2025/40 の規定は、2035 年 1 月 1 日まで停止されねばならないこと。

(9) 欧州委員会は、拡大生産者責任制度の包括的な改革のための法案を準備している。この提案は、作業計画に基づき、欧州委員会により 2026 年に提出される予定である。この法案は通常の立法手続きの対象となり、欧州議会及び閣僚理事会で採択された場合、加盟国及び生産者は、拡大生産者責任に関する規制及び組織上の措置、並びにその行動を新たな規則に適合させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(10) 加盟国のいずれかに設立された電池製造業者及び包装製造業者が、電池、包装、又は包装製品を他の加盟国で販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命することを義務付ける規定の適用を一時停止することは、生産者の負担を直ちに軽減するための

予備的措置であり、拡大生産者責任制度の包括的な改革の実施への道を開くものであること。

(11) 本規則の目的、即ち、EU 域内に拠点を置く生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかに関して柔軟性を与えることは、加盟国だけでは十分に達成できず、むしろ、措置の規模と影響を考慮すると、EU レベルでよりよく達成できるため、EU は、欧州連合条約第 5 条に規定されている補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えるものではないこと。

次の規則を採択する：

第 1 条 規則(EU) 2023/1542 第 56 条(3)の適用停止

規則(EU) 2023/1542 第 56 条(3)の適用は、2035 年 1 月 1 日まで停止される。

第 3 国に設立された電池生産者について、加盟国が拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付けていない場合、加盟国は、代替手段を通じて第 3 国に設立された電池生産者に関するトレーサビリティと執行を確保するものとする。

第 2 条 規則(EU)2025/40 第 45 条(3)の適用停止

規則(EU)2025/40 第 45 条(3)の適用は、2035 年 1 月 1 日まで停止される。

加盟国は、第 3 国に設立された生産者が、包装又は包装製品を自国の領域内で初めて提供する際、書面による委任により、拡大生産者責任の公認代理人を任命しなければならないことを規定するか、又は代替手段により、第 3 国に設立された包装生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保することができる。

第 3 条 発効

この規則は、欧州連合官報公示日から 20 日目に発効する。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定された

欧州議会を代表して 議長

閣僚理事会を代表して 議長

④「廃棄物、廃電気電子機器、シングルユースプラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関するルールの適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会指令案」

[https://environment.ec.europa.eu/document/download/b7fc3a60-6895-441c-9a12-d9c37de5f3bb\\_en?filename=COM\\_2025\\_983\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v5\\_0.pdf](https://environment.ec.europa.eu/document/download/b7fc3a60-6895-441c-9a12-d9c37de5f3bb_en?filename=COM_2025_983_1_EN_ACT_part1_v5_0.pdf)

## 説明覚書

### 1. 提案の背景

#### • 提案の理由と目的

EU の立法は、政策目標を効率的、効果的かつ透明性をもって達成すべきである。これらの長年に亘る原則は、2001 年のガバナンス白書(1)に遡ることができる。この白書は、より良い規制とステークホルダーの関与を欧州の政策立案の中心に据えている。競争力コンパス(2)は、責任ある立法の推進を継続している。この白書は、欧州企業の競争力を再燃させるため、立法を簡素化するための前例のない取り組みを発表した。更に、欧州委員会はその後、企業（行政機関と共同で）と中小企業の行政コストをそれぞれ 25%と 35%削減するとして目標を強化した(3)。

現在、EU の環境法は成熟している。欧州委員会は、これらの法律を効果的に管理する義務を真剣に受け止め(4)、法律の適用状況の見直しに多大な投資を行い、法律が意図したとおりに機能し、問題のある課題に早期に対処することを確保している。更に、欧州委員会は、現任期中に全ての EU 法を「ストレステスト」することを約束している。本提案（及び「オムニバス」パッケージに含まれる他の提案）の内容は、市民社会からの広範な対話と意見に基づき、欧州委員会が環境分野(5)において継続的に実施している「ストレステスト」の初期の成果を表している。オムニバスパッケージは、循環型経済、産業施設の運営、地理空間データの管理、環境許可に関する法律を扱っている。

上記の法律は、公正なグリーン・デジタル移行、そして特に循環型経済への移行という EU のコミットメントを実現する上で極めて重要な部分である。この法律が効果的に機能し、単一市場などの EU の資産を活用し、企業、公共機関、そして市民に不必要なコストを課さないことが重要である。

この具体的な指令案は、EU 加盟国に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が、以下の EU 協定に基づき当該他の加盟国において設立された拡大生産者責任制度に参加することに關し、当該生産者の行政上の負担を軽減することを目的としている：

－廃棄物に関する指令 2008/98/EC (6)

－廃電気電子機器に関する指令 2012/19/EU (7)

－特定プラスチック製品の環境影響の削減に関する指令(EU)2019/904 (8)

この提案は、環境及び廃棄物管理の分野における上記指令の一部規定の適用を停止するものである。これらの指令の更なる改正又は規定の更なる適用停止は、本提案の範囲及び目的から完全に外れている。こうした改正の必要性は、[Chapeau Communication] 及び 2026年の欧州委員会作業計画で発表された EU 環境法の更なるストレステストの意味合いで、必要に応じて評価される可能性がある。欧州委員会は、現在の提案に関する立法プロセスがその本質的な目的を完全に維持し、それを歪曲しないようにするために、共同立法者と建設的に協議する。

加盟国に上市される製品の生産者は、製品の寿命終了時に製品の管理費用を負担する責任を負う（いわゆる「拡大生産者責任（EPR）」）。廃棄物枠組み指令は、拡大生産者責任に関する最低限の一般要件を定めているが、包装及び包装廃棄物規則、電池及び廃電池規則、電気電子機器廃棄物指令、シングルユースプラスチック指令、並びに使用済み自動車に関する指令（現在、継続中の通常立法手続きに基づき改正対象となっている）(9)など、他の法令には、製品群ごとの具体的なルールが存在する。加盟国は、廃棄物枠組み指令第 8 条及び第 8a 条に定められた最低限の要件を満たすことを条件として、他の製品についても拡大生産者責任に関する国内のルールを制定することができる。

EPR の公認代理人は、加盟国において製品を販売する事業者（生産者）が、その加盟国に拠点を置いていない場合、又は第 3 国に拠点を置いている場合、その事業者に代わって活動する。その目的は、加盟国の領土内で製品を販売する生産者が EPR 規則を遵守し、廃棄物管理費用を賄うことを確保することである。

2025 年 5 月の単一市場戦略に関するコミュニケーション(10)において、欧州委員会は、域内市場における主要な障壁として EPR 規則の複雑さ、特に生産者が製品を販売する各加盟国において EPR の公認代理人を置く可能性又は義務を強調した。

本提案は、EU 域内に拠点を置き、他の加盟国で製品を販売する生産者が EPR の公認代理人を任命するかどうかを選択できるようにすることで、更なる柔軟性を提供する。第 3 国に拠点を置く生産者のための EPR の公認代理人の任命に関する規定は、現在分野別法令に含まれているとおりに維持されるべきである。

- 政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、循環経済／廃棄物関連法令全体において、拡大生産者責任（EPR）制度の運用に関して同様のアプローチを推進する。これにより、域内市場の機能促進と事業運営の支援が促進される。

- 他の EU 政策との整合性

本提案は、主に経済事業者の官僚主義的な手続きの簡素化を目的とした一連の措置の一部です。これは、欧州委員会のより良い規制に関する政策、及び EU における競争力と経済の回復力の向上を促進するという競争力コンパスの目的と完全に整合している。これらの措置によって導入される合理化は、関係する政策分野における目標の達成や、立法された法の根拠に影響を与えるものではない。

## 2. 法的根拠、補完性、比例性

- 法的根拠

本提案の法的根拠は、TFEU 第 192 条第 1 項である。これは、本提案によって停止される、拡大生産者責任に関する公認代理人に関する規定を含む指令の根底にある法的根拠を反映している。

### 補完性（非排他的管轄権について）

廃棄物指令：廃棄物は国境を越える可能性のある商品であり、循環型経済の構築が進むにつれて、国境を越える可能性は一層高まっていくだろう。廃棄物が均一に管理され、材料が同一の方法で再利用・リサイクルされ、市場が効率的に機能するためには、EU 全体で共通のルールとアプローチが必要である。従って、廃棄物に関するルールの変更も EU レベルで取り組む必要がある。

特定のプラスチック製品（シングルユースプラスチック）による危害を防止する指令：ごみは国境を越えて散乱し、ある加盟国から出たごみが他の加盟国の海や海岸に流れ込む可能性がある。更に、ごみ対策に必要な措置は、特定の製品における市場の分断を防ぐために一貫性が求められる。そのため、シングルユース製品に関する EU 指令は必要不可欠であり、加盟国が単独で達成できる以上の付加価値を齎す。これらのルールの変更には、EU レベルでの対応も必要である。

電気電子機器廃棄物に関する指令：電気電子機器廃棄物は国境を越える可能性のある商品であり、循環型経済の構築が進むにつれて、益々国境を越える可能性が高まる。市場が効率的に機能するためには、電気電子機器廃棄物が均一に管理され、材料が同様の方法で再利用・リサイクルされるように、EU 全体で共通の規則とアプローチが必要である。従って、

電気電子機器廃棄物に関する規則の変更も EU レベルで取り組む必要がある。

- 比例性

循環型経済に関する法律の場合、本提案は、廃棄物が使用済みとなった時点で適切に管理されることを確保するという政策目標を達成するための代替手段を導入するものである。これらは、加盟国全体で事業を展開する生産者の懸念に応えるものである。

- 手段の選択

本提案によって停止される法律は指令であるため、指令の提案は適切な手段の選択である。

### 3. 事後評価、利害関係者協議、および影響評価の結果

- 既存法の事後評価／適合性確認

影響評価によって支持された欧州委員会の提案に基づき、廃棄物に関する指令の的を絞った改正が最近、立法者によって採択された。この的を絞った改正により、欧州委員会は 2029 年末までに指令を評価し、必要に応じて改正するという新たな義務を課せられた。廃電気電子機器指令の評価は最近実施された[11]。特定のプラスチック製品による危害の防止に関する指令の評価は現在進行中であり、2027 年に完了する予定である。

- 利害関係者との協議

本提案に付随する職員作業文書には、本提案の準備を支援するために実施された様々な協議活動に関する詳細情報が記載されている。主要な協議活動の概要は以下のとおり。

この包括提案の準備のために、以下の協議活動が実施された。

－ 2025 年 7 月 22 日から 2025 年 9 月 10 日まで、環境包括提案に関するエビデンス募集 12 を実施し、フィードバックを求めた。

－ 2025 年 10 月 2 日に、環境法の簡素化に関するハイレベル・ラウンドテーブルを開催した。

環境簡素化に関するエビデンス募集は大きな注目を集めた。欧州委員会は、環境簡素化パッケージに関するエビデンス募集を「Have-Your-Say」ウェブサイト「環境法における行政負担の簡素化」に掲載した。フィードバック期間は 2025 年 7 月 22 日から 2025 年 9 月 10 日まででした。全てのフィードバックは「Have-Your-Say」ウェブサイトで公開されている。

エビデンス募集への提出は 190,998 件で、そのうち 189,751 件 (99.3%) は市民からのものであった。1,247 件 (0.7%) は市民以外の組織（企業、業界団体、非政府組織（環境団体な

ど)、公的機関、学者など)からの提出であった。これらの提出物には、主にポジションペーパーなど 622 件の添付資料が添付されており、具体的な提案が含まれていることが多かった。

企業の観点からは、企業が成長と持続可能な生産を両立できるよう、柔軟性を持たせる、負担の少ない規制が支持されている。行政上の義務は規範的過ぎて付加価値を生まないという認識がある。

市民社会からは、例えば重複事項の排除や過度に詳細な規制の回避などにより、環境と社会基準の保護を容易にし、規制緩和を回避する簡素化への支持が表明されている。しかしながら、規制簡素化の取り組みが環境保護を損なう可能性があるという懸念もある。市民は EU に対し、新たな簡素化策を策定するのではなく、既存の法律の執行に重点を置くよう強く求めた。

欧州委員会は現在、2026 年の循環経済法の制定を支援するため、影響評価を準備している。この評価では、進行中の協議活動を活用し、既存の(廃棄物及び循環経済関連の)法律、特に EPR 関連法律の簡素化も対象とする。

- 専門知識の収集と活用

欧州委員会は、本提案に関連する専門知識を提供するために、外部サービスプロバイダーと契約を締結した。特に、契約業者は、報告義務やその他の行政上の義務と、これらの義務を簡素化する可能性を特定するため、既存の環境法体系を精査した。更に、請負業者は、包括パッケージの条項を簡素化するための可能な措置によるコスト削減の定量化に協力した。請負業者から提供された情報は全て公開される。

- 影響評価

影響評価は作成されていない。主な理由は、提案が非常に具体的であり、根本的な問題を改善するための選択肢が殆どないことである。但し、この提案にはスタッフ作業文書が添付されている。この作業文書では、提案内容の正当性を示し、予想される影響に関する定量的な情報を提供している。また、欧州委員会が受け取った利害関係者の意見と意見も示している。

- 規制の適合性と簡素化

欧州委員会は、規制の適合性とパフォーマンスに関するプログラム (REFIT) に基づき、その法令が目的に適合し、利害関係者のニーズに応え、その目的を達成しながら負担を最小限に抑えることを確保している。従って、この提案は、拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関連する行政手続きの簡素化と生産者の不要なコストの削減を目指すという点で、

REFIT プログラムの一部であり、完全に整合している。

- 基本的権利

本提案は、拡大生産者責任に関する権限ある代表者の任命にのみ影響を与えるため、EU 基本権憲章に定められた基本的権利に影響を及ぼすものではない。

#### 4. 予算への影響

該当なし。

#### 5. その他の要素

- 実施計画、監視、評価、報告体制

本提案は非常に特殊な性質を有するため、新规定の国内法への導入及び適用を規定する実施計画は不要である。影響を受ける指令における既存の監視及び報告規定は引き続き適用される。

- 説明文書（指令用）

本提案は非常に特殊な性質を有するため、加盟国に対し、国内法への導入に関する説明文書の提出を求める必要はない。

- 提案の具体的規定の詳細な説明

第 1 条は、指令 2008/98/EC 第 22a 条(3)第 1 項、指令 2012/19/EU 第 17 条(2)、及び指令 2019/904 第 8 条(7)の適用を 2035 年 1 月まで停止する。

廃棄物、廃電気電子機器、及びシングルユースプラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則の適用を停止する欧州議会及び閣僚理事会指令案 (EEA 関連テキスト)

欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 192 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常の立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会の 2024~2029 年の任期に関する政治指針[3]は、高い水準を維持し、欧州グリーンディールに定められた目標に沿って、重複や矛盾を排除するために、立法を簡素化、統合、成文化するという目標を示していること。

(2) 欧州委員会は、2025 年 2 月 11 日付の「よりシンプルで迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」[4]において、現場の人々と企業にとって迅速かつ目に見える改善をもたらす実施と簡素化のアジェンダのビジョンを示した。これは漸進的なアプローチ以上のものであり、EU はこの目標を達成するために大胆な行動をとる必要がある。欧州議会、欧州閣僚理事会、欧州委員会、加盟国のあらゆるレベルの当局、そして利害関係者は、EU、各国、地域の規則を合理化・簡素化し、政策をより効果的に実施するために協力する必要があること。

(3) 欧州委員会は、単一市場戦略に関するコミュニケーション[5]において、域内市場への障壁として、企業が国境を越えた物品やサービスの販売、規模拡大、移動を困難にする、一貫性のない各国の規制に直面していることを挙げた。欧州委員会は、最も有害な 10 の障壁に優先的に取り組むことを約束した。このコミュニケーションでは、EU 域内で国境を越えて事業を展開する企業から最も頻繁に報告される障壁の一つとして、拡大生産者責任制度（EPR）の特定の特徴が挙げられた。拡大生産者責任制度は EU 法に由来するものの、原則と要件の統一性の欠如により、加盟国において設立される拡大生産者責任制度の多様性が著しく、規制の複雑化と企業にとっての事務負担の増大に繋がっている。本指令は、廃棄物分野における拡大生産者責任制度の更なる簡素化に向けた第一歩であり、今後制定される循環経済法は、更なる簡素化を規定するはずであること。

(4) 特に、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命に関する分野別法令の現行規定に関して、ハーモナイゼーションが欠如しているため、複数の加盟国で事業を展開する生産者に対し、公認代理人が設立されていない場合、任命に関連する義務の履行に不必要な事務負担が生じる可能性がある。特に中小企業にとって、生産者が製品を市場に投入する加盟国ごとに公認代理人を個別に任命する義務は、コスト面で大きな課題となる。欧州連合域内に拠点を置く生産者に平等な条件を確保するため、欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC[6]、

2012/19/EU[7]、及び(EU)2019/904[8]における拡大生産者責任のための公認代理人の任命に関する規則が、同一の内容を有することが重要である。現在、様々な製品に対する法的枠組みが断片化しており、また、最大 26 の加盟国において拡大生産者責任のための公認代理人の任命要件を満たすことに伴う膨大な事務負担が、欧州連合域内に拠点を置く生産者の競争力を阻害している。従って、既存の規則を効果的かつ迅速に調和させ、生産者にかかる関連負担を軽減することが極めて重要である。このため、欧州委員会は現在、生産者による「汚染者負担」原則の遵守を保障するものとして公認代理人を任命する義務の有効性、それに伴う事務負担、及び域内市場に対する意図しない障壁について検討を行っている。このレビューにより、より効果的で負担の少ない代替解決策が生まれる可能性が高くなること。

(5) 生産者に対する要件を簡素化し、事務負担を軽減するため、繊維、繊維関連製品又は履物、電気電子機器、シングリユースプラスチック製品の生産者（以下「生産者」という。）は、自らが拠点を置いていない他の加盟国の市場で製品を提供する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するか否かを選択できるべきである。従って、加盟国は、EU 域内に拠点を置く生産者に対し、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を義務付けるべきではないが、生産者が自らの裁量で拡大生産者責任に関する公認代理人を任命する選択肢は維持されるべきである。これにより、既に拡大生産者責任に関する公認代理人を任命している生産者は既存の取決めを維持することができ、同時に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の費用及び事務負担は直ちに軽減されること。

(6) 第 3 国に設立された生産者に関するトレーサビリティと執行の確保は、EU 域内で操業する生産者と比較してより困難である。なぜなら、そうした生産者は加盟国の執行権限の領域的範囲外にあり、域内市場における義務と判決の執行を促進する EU の行政・司法協力メカニズムの対象外だからである。従って、第 3 国に設立された生産者に対して拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を任意とすることは、生産者が登録、報告、保証の提供、集团的制度への参加などの法的義務を履行しないフリーライド（タダ乗り）のリスクを高める可能性があり、第 3 国に設立された非準拠の生産者にとっての抜け穴を生み出す可能性がある。これに抛り、指令 2008/98/EC の規定は、第 3 国に拠点を置き、繊維製品、繊維関連製品又は履物を、遠隔契約を通じて自国の領域内で初めて最終消費者に直接提供する生産者に対し、自国の領域内に設立された法人又は自然人を、拡大生産者責任制度に関連する生産者の義務を自国の領域内で履行する目的で、書面による委任により公認代理人として任命することを加盟国に認めており、この規定は引き続き適用されるべきである。但し、加盟国は、代替手段を通じて第 3 国に拠点を置く生産者に関するトレーサビリティと執行を確保することを認められるべきであること。

(7) 指令 2008/98/EC、指令 2012/19/EU、及び指令 2019/904 の、拡大生産者責任に関する

る公認代理人の任命を義務付ける規定は、2035年1月1日まで停止されるべきであること。

(8) 欧州委員会は、拡大生産者責任制度の包括的な改革のための立法提案を準備している。この提案は、作業計画に基づき、欧州委員会により 2026 年に提出される予定である。この法案は通常の立法手続きの対象となり、欧州議会及び閣僚理事会で採択された場合、加盟国及び生産者は、拡大生産者責任に関する新たなルールに、規制上及び組織上の措置並びに行動を適合させるために必要な措置を講じねばならないこと。

(9) 指令 2008/98/EC、指令 2012/19/EU、及び指令 2019/904 において、加盟国は EU 域内に拠点を置く生産者が拡大生産者責任に関する公認代理人を任命することを認めるべきであると規定されており、加盟国に裁量の余地が残されている。加盟国は、拡大生産者責任に関する公認代理人の任命を国内法で義務付けるべきではないこと。

(10) 加盟国に拠点を置く生産者が他の加盟国で製品を販売する際に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命しなければならないという要件の適用を停止することは、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命したくない生産者の負担と費用を直ちに軽減するための予備的措置となる。このアプローチは、拡大生産者責任制度の包括的な改革の実施への道を開くものであること。

(11) 本指令の目的、即ち、EU 域内に拠点を置く生産者に、拡大生産者責任に関する公認代理人を任命するかどうかについて柔軟性を与えることは、加盟国だけでは十分に達成できず、むしろ措置の規模と影響を考慮すると、EU レベルでより効果的に達成できるため、EU は、欧州連合条約第 5 条に規定されている補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本指令は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えるものではないこと。

次の指令を採択する：

第 1 条 停止

以下の規定の適用は、2035 年 1 月 1 日まで停止する：

(a) 指令 2008/98/EC 第 22a 条(3)。

加盟国は、同指令第 3 条(4b)ポイント(d)に定義される第 3 国に拠点を置く生産者で、同指令附属書 IVc に掲げる繊維製品、繊維関連製品又は履物を自国の領域で初めて提供する者が、自国の領域内に設立された法人又は自然人を、書面による委任により、拡大生産者責任制度に関連する生産者の義務を自国の領域内で履行する目的で、その権限のある代表者として任命すること、又は代替手段を通じて第 3 国に拠点を置く生産者に関するトレーサビリティ及び執行を確保すると規定することができる；

(b) 指令 2012/19/EU 第 17 条(2)；

(c) 指令(EU)2019/904 第 8 条(7)。

## 第 2 条 国内法への転換

1. 加盟国は、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を、遅くとも [OP: 本指令の発効から 12 ヶ月後の日付を記入] までに発効させる。加盟国は、直ちにこれらの規定の文言を欧州委員会に通知する。

加盟国がこれらの規定を採択する場合には、この指令への言及を含めるか、又は公式の公表の際にそのような言及を付記する。加盟国は、そのような言及の記載方法を決定する。

2. 加盟国は、この指令の対象となる分野において採択する国内法の主要な規定の文言を欧州委員会に通知する。

## 第 3 条 発効

この指令は、欧州連合官報掲載日の翌日から 20 日目に発効する。

## 第 4 条 宛名

この指令は、加盟国に宛てて発効する。

ブリュッセルにて採択された、

欧州議会を代表して 議長  
閣僚理事会を代表して 議長

⑤「環境アセスメントの迅速化に関する欧州議会及び閣僚理事会規則案」

[https://environment.ec.europa.eu/document/download/6f650a70-c4f5-4c79-a8dc-6efaff290494\\_en?filename=COM\\_2025\\_984\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v10.pdf](https://environment.ec.europa.eu/document/download/6f650a70-c4f5-4c79-a8dc-6efaff290494_en?filename=COM_2025_984_1_EN_ACT_part1_v10.pdf)

説明覚書

1. 提案の背景

• 提案の理由と目的

差し迫った地政学的及び競争力上の課題に加え、深刻な三重の地球規模の危機という状況において、EU は高い環境基準を確保しつつ、計画及び許可付与手続きを迅速化するための行動を緊急に取る必要がある。2025 年 10 月 23 日、欧州閣僚理事会は欧州委員会に対し、EU アキウス[1]のストレステストへの取り組みを強化するよう要請した。現在実施中のストレステストの一環として、欧州委員会は、計画及び許可付与プロセスの中核を成す環境アセスメントを EU 全体で迅速化するための具体的な措置を含む本提案を示す。

環境アセスメント迅速化に関する規則（以下「本提案」）の提案は、欧州連合の機能に関する条約で認められている目的である環境と人の健康の保護を確保するものである。この提案は、既存の環境を基盤とし、経済のあらゆるセクターにおける環境アセスメントのための共通の手続き的枠組みを提供する。実際、効率的かつ効果的な環境アセスメントを確保するためには、環境認可についても統一的かつ一貫性のある枠組みを整備する必要がある。そうでなければ、不一致は効率性を低下させ、プロジェクト開発者にとっての法的確実性を損なうからである。

この提案は、簡素化、一貫性、そして法的確実性を齎し、より迅速かつ質の高い環境アセスメントを実現し、あらゆるセクターに法的枠組みを提供する。これは、経済事業者、公共機関、そして一般市民の利益となる。この提案は、一部のセクターの優先的なニーズを認識しつつ、EU における環境アセスメントを簡素化し、高い一貫性を確保する。

再生可能エネルギー、電力網、蓄電プロジェクトおよび充電ステーション、データセンター、AI ファクトリー又はギガファクトリー、循環型経済関連プロジェクト、エネルギー集約型産業の脱炭素化、港湾インフラなどは、今日の状況において、EU 及び世界にとって戦略的なセクターの一部である。このリストは網羅的なものではなく、気候変動対策を講じつつ、EU の依存度を低減し、供給の安全性と全体的なレジリエンスを確保する上で、戦略的かつ中核的なセクターとして特定される可能性がある。更に、手頃な価格の住宅へのアクセスは、労働力の流動性を含め、EU の競争力にとって戦略的である。

戦略的セクターについては、本提案は、環境アセスメントのための強化された迅速化・合理

化された制度を規定する。環境アセスメントは、認可及び／又は計画手続きの不可欠な部分であり、重大な環境影響を防止又は最小限に抑えるとともに、計画、プログラム、プロジェクトに関する意思決定プロセスにおける透明性と効果的な公衆参加を確保するための不可欠な保障措置である。欧州連合機能条約に定められた予防原則に従い、環境アセスメントは体系的に高いレベルの環境保護を提供し、計画、プログラム、プロジェクトの策定に環境配慮を組み込むことで、環境影響の低減と持続可能性の向上を図り、ひいては持続可能な開発目標の達成に貢献する。

本提案は、「よりシンプルで迅速な欧州」に関するコミュニケーションの実施に貢献する。報告負担とコンプライアンス費用を軽減するため、欧州委員会は、欧州デジタル ID ウォレット及び欧州ビジネスウォレットとのシステムの利用と相互運用性、そして「ワンスオンリー」原則を本提案に統合する。これらの原則は、国、地域、地方自治体、および関係 EU 機関との連携の下、実施される。

本提案には、許可付与手続きにおける環境アセスメントに関する環境指令の適用に関する具体的な規定が含まれており、これは本提案の目的達成に不可欠である。これらの指令[2]の改正又は適用除外は、本提案の範囲及び目的から完全に逸脱する。欧州委員会は、本提案に関する立法プロセスがその本質的目的を完全に維持し、歪曲しないよう、共同立法者と建設的に協議していく。

- 政策分野における既存の政策規定との整合性

本提案は、戦略環境アセスメント (SEA) [3] 指令及び環境影響評価 (EIA) 指令[4]、生息地指令 (HD) [5] 指令及び指令 (BD) [6]、そして水枠組み指令 (WFD) [7] に基づく環境アセスメントを包含する既存の環境法枠組みと整合する本提案はこれらの指令を補完し、環境アセスメントに関する一貫性のある包括的な法的枠組みを確保するものである

本提案はまた、経済の特定分野における許可付与プロセスの迅速化を目的として近年採択された立法された法である。これらの立法された法は、再生可能エネルギー指令 (RED III) [8]、ネットゼロ産業法 (NZIA) [9]、重要原材料法 (CRMA) [10] など、いくつかの戦略的分野における環境アセスメントを合理化及び迅速化するための規定が含まれている。この分野を対象とする追加的な法律、即ち重要医薬品法[11]と防衛即応プロジェクトの許可付与の迅速化に関する規則[12]が、共同立法者によって交渉中である。更にこの提案は、産業アクセラレーター法[13]、循環型経済法[14]、欧州グリッドパッケージ[15]、EU クラウド・AI 開発法[16]といった、準備中の分野別立法に関する今後の欧州委員会提案とも整合する。

更に、この提案は、2024～2029 年の欧州委員会の政治ガイドラインで発表された、より循

環的でレジリエントな経済という政治的優先事項とも整合する。欧州委員会は、2026年欧州委員会作業計画[17]に基づき、二次原材料の単一市場を確立し、高品質のリサイクル材料の供給を増加させ、EU域内でこれらの材料の需要を刺激する循環型経済法の提案を提示する予定である。この提案は、2030年までにEUを循環型経済における世界のリーダーにするという「競争力コンパス」に示された目標達成に貢献することを目指す。

- 他のEU政策との整合性

この提案は、欧州委員会の「競争力コンパス」[18]と整合する。これは、欧州の活力を回復し、経済成長を促進するための新たなロードマップである。この提案は、特に規制環境の簡素化、負担軽減、迅速性と柔軟性の促進という同委員会の目標達成に貢献するだろう。

ドラギ報告書[19]は、各国の許可手続きとその効率性についても重要な見解を示している。EUは許可手続きの期間短縮に向けた取り組みを進めているが、実施には依然として大きなハードルがあり、特に行政能力の不足とデジタル化が課題となっている。

更に、EUの将来はこのコミットメントにかかっているため、EUの野心的なグリーン目標の達成は極めて重要である[20]。行動を起こさなかった場合の影響は多面的であり、環境、経済、地政学的な側面を網羅している。ネットゼロ産業法、重要原材料法、改正再生可能エネルギー指令の経験を踏まえ、許可付与プロセスの一環として環境アセスメントの実施状況を向上させることは、EUの産業政策プロジェクト、特に経済の脱炭素化に貢献するプロジェクトの発展を一層促進するだろう。この提案は、単一市場における公平な競争条件を確保するために不可欠な、加盟国及び企業間の技術・管理能力の格差に対処するものである。そのためには、研修への投資、そしてEU全体でベストプラクティスを共有し、有望なプロジェクトを特定するためのフォーラムの設立が必要となる。

この提案は、クリーンエネルギー技術の拡大を支援するための包括的なアプローチを提示するグリーンディール産業計画[21]とも整合する。この計画は4つの柱に基づいている。第一の柱は、新たなネットゼロ技術製造拠点への許可付与プロセスを簡素化・合理化する規制環境を整備し、EU域内のネットゼロ産業の拡大を促進することを目指す。

この提案は、2050年までに気候中立を達成するために、再生可能エネルギー源の野心的な導入を含む経済の脱炭素化を目指すEUのコミットメントと整合する。この目標は、欧州グリーンディール[22]と産業戦略[23]の中核を成すものであり、パリ協定[24]に基づく地球規模の気候変動対策へのEUのコミットメントとも整合する。EU域内の気候中立目標を達成するため、欧州気候法[25]は、2030年までに1990年比で温室効果ガスの正味排出量を少なくとも55%削減するという拘束力あるEU域内の気候目標を設定している。

更に、この提案は、人工知能（AI）大陸行動計画[26]の目標とも整合しています。欧州連合（EU）はAI分野における世界的リーダーとなることを決意している。しかしながら、欧州におけるデータセンター建設の許可取得及び関連する環境認可取得にかかる平均時間は依然として長すぎる。こうした観点から、データセンター建設を本提案の戦略セクターに含めることは適切である。

この提案は、欧州委員会が採択を予定している EU 住宅・建設戦略および欧州手頃な価格の住宅計画とも整合する。これらの取り組みは、住宅建設許可を含むプロセスのデジタル化を通じて、冗長性、不確実性、コンプライアンスコストを削減することにより、環境面だけでなく、住宅建設許可の付与及び行政手続きの簡素化とデジタル化を優先事項として掲げている。こうした観点から、住宅ストックの不足という特質を踏まえ、新築住宅及び既存住宅の改修を本提案の戦略セクターに含めることは適切である。

更に、この提案は EU 港湾戦略とも整合する。この戦略は、デジタル化、自動化、研究・イノベーション、環境、技能、安全、投資ニーズ、港湾開発のための財政支援といった課題を網羅している。こうした観点から、本提案において港湾の脱炭素化を戦略セクターとして位置付けることは適切である。港湾の脱炭素化を戦略セクターとして優先することで、本提案は欧州グリーンディールの方向性に沿った環境持続可能性の推進に関する政策ガイドラインと整合する。このアプローチは、港湾セクターにおける技術進歩とイノベーションを活用し、排出量を削減し、クリーンエネルギーの実践を促進するとともに、循環型社会の構築と気候変動への適応に関連する港湾地域のより広範な機能を強化する。

デジタル化は、環境影響評価及び認可プロセスの効率性、透明性、及び有効性を高める大きな可能性を秘めている。データ、環境報告書、環境アセスメント手続きに関する情報へのアクセスを可能にすることが重要である。これにより、経済事業者や行政機関の業務、そしてステークホルダーの関与が促進され、意思決定者に明確かつタイムリーな情報が提供される。

従って、本提案はより広範なデジタル化政策と整合する。この提案は、国境を越えた相互運用性の向上、共通基準とガバナンスの促進、経験とソリューションの共有、そして優良事例の交換と推進を目的として、欧州横断的なデジタル公共サービスを規制する「相互運用可能な欧州法」[27]の目標を統合するものである。この提案により、欧州デジタル ID ウォレットと欧州デジタルビジネスウォレットの利用が可能となり、EU 法の一貫性と水平的な適用が確保され、行政コストが削減され、予算効率が向上する。この提案は、EU 市民と企業による情報、行政手続き、支援サービスへのオンラインアクセスを容易にする「単一デジタル

ゲートウェイ規則」[28]、そして、データ交換のための統一された規則を確立し、データセットが構造化された機械可読形式で、機械可読かつ相互運用性、再利用性、アクセシビリティを確保したオープンな形式で提供されるようにすることで、公共データの再利用を促進することを目的とする「オープンデータ指令」[29]とも整合する。

本提案は、防衛即応オムニバスの一部である防衛即応プロジェクト許可の迅速化に関する規則[30]に関する欧州委員会の提案を支持するものであり、本提案を損なうものではない。防衛即応プロジェクトは、新たな安全保障上の脅威に直面した加盟国の緊急のニーズを支援するために策定されている。防衛即応プロジェクト許可の迅速化に関する規則は、防衛即応プロジェクトに具体的な規則を定める「特別法」と見なされる。しかしながら、本提案によって齎される改善は、防衛即応プロジェクトに最も有利な規則が適用されるという点で、防衛即応プロジェクトにも利益を齎すはずである。

最後に、そして重要な点として、本提案は EU 及び加盟国の国際的義務と整合している。環境情報へのアクセス、効果的な公衆参加、そして環境問題における司法へのアクセスを確保することにより、オース条約[31]の遵守が確保される。効果的な国民参加と行政又は司法審査へのアクセスは、基本権憲章、特に第 41 条の適切な行政を受ける権利と、第 47 条の効果的な救済と公正な裁判にも沿っている。

## 2. 法的根拠、補完性及び比例性

### • 法的根拠

本提案の法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約第 192 条第 1 項であり、同条は同条約第 191 条の実施方法を規定している。同条約第 191 条は、EU 環境政策の目的を以下のように定めている：

- 環境の質の保全、保護及び向上；
- 人の健康の保護；
- 天然資源の慎重かつ合理的な利用；
- 特に気候変動対策をはじめとする地域的又は世界的な環境問題に対処するための国際的な措置の推進。

• 補完性（非排他的権限の場合）補完性原則は、本提案が欧州連合の排他的権限に該当しない限りにおいて適用される。

本提案の目的は、加盟国によって十分に達成できない。現行法は、EU 全域における計画及びプロジェクトの環境アセスメントに関する最低要件を定めており、国際条約（例：エスポー[32]、オーフス[33]、生物多様性条約）の遵守を目指している。この原則は、環境アセスメントの原則を更にハーモナイズさせ、手続きの合理化を更に目指す本提案においても維持されている。全ての加盟国は、最低要件を遵守するための措置を講じなければならない。各国の行動に一貫性がなければ、域内市場の機能を損なう可能性がある。なぜなら、各国の規制の差異は国境を越えた経済活動を阻害する可能性があるからである。

EU の行動は、EU 全体にとって重要であり、国境を越えた性質を持つ本提案の目的をより良く達成するであろう。エネルギー危機と気候変動危機に加え、ウクライナとの戦争に起因する緊迫した地政学的状況、そして競争力、自立性、安全保障上の要請に対処するための行動が求められていることから、実効性と効率性の観点から、環境アセスメント手続きに関する EU レベルでの行動が求められている。取り組むべき気候・環境問題の範囲と深刻度、そして EU 規模の大規模インフラプロジェクトの数は、ともに増加している（例：エネルギー分野や交通分野における国境を越えたプロジェクト）。環境問題（例：気候変動、災害リスク）及び関連プロジェクトは国境を越える性質を持つため、EU レベルでの行動は不可欠であり、各国が個別に行う行動に比べて付加価値を齎す。

これに抛り、本提案は補完性原則を尊重している。

#### • 比例性

提案された措置は、許可付与プロセスの一環として環境アセスメント手続きの合理化と迅速化を確保するために必要な範囲を超えていない。必要な取り組みの規模、緊急性、及び範囲を考慮すると、EU レベルでの行動には明らかな付加価値がある。様々な利害関係者による会議や協議[34]を通じて最近収集された証拠に基づき、EU レベルでの的を絞った介入が環境影響評価手続きの合理化という全体目標の達成を促進する重要なトピックが特定された。対象を絞った措置は、影響評価手続きの期間を短縮し、より高度な合理化を基盤として、より良い調整を確保し、作業の重複リスクを軽減し、官僚主義の削減によって手続きを簡素化する。

殆どの戦略的セクターにおける環境アセスメントは国境を越えた性質を持つため、提案された措置は達成目標に見合ったものである。開発業者は、複数の加盟国、或いは EU 全体を対象とする計画、プログラム、プロジェクトの影響評価に直面する場合でも、予測可能で法的に確実な、ハーモナイズした規制環境を享受できる。

#### • 手段の選択

本提案は、欧州議会及び閣僚理事会規則の形式をとる。

これは、新規則の統一的な適用の必要性を考慮すると、最も適切な法的手段である。27 の加盟国全てにおいて、統一された調整済み手続き及び／又は共同手続きが確立されることを確保する必要がある。これは、これらの手続きが国境を越えた性質を持つこと、そして評価手続きの各段階における最低限の期間が EU 全体で適用されることを前提としている。実施を確実にするためには、スキル、研修、デジタル化に関する規定といった、実施を可能にする枠組みを構築することが不可欠である。本規則で規定される手続きに関する規定は、国内措置による移行を必要とせず、直接適用可能である。

規制は最も適切な手段であると考えられている。規制により、各国当局及び関係する利害関係者に直接適用される要件を設定することが可能になる。これにより、要件が適時かつ調和のとれた方法で実施されることが確保され、法的確実性が向上する。

### 3. 事後評価、利害関係者協議、及び影響評価の結果

- 既存法の事後評価／適合性確認 EIA[35]および SEA 指令[36]に基づく環境アセスメントは、2025 年の実施報告書の対象となった。

生息地指令及び鳥類指令[37]については適合性確認が実施され、アセスメント手続きを合理化する統合アプローチの必要性が強調された。更に、水枠組み指令の適合性確認[38]では、効率性の向上、一貫性の確保、及びコスト削減のため、環境アセスメント手続きを合理化することが推奨された。

#### • ステークホルダー協議

2025 年には、環境アセスメント[39]と許認可、そして再生可能エネルギープロジェクト及び関連インフラの許認可[40]に関する実施対話が開催された。この対話には、企業・産業、市民社会、公的機関、裁判官など、様々なステークホルダーが参加した。これらの対話の主な成果として、脱炭素化目標の推進、エネルギー安全保障の確保、そして環境と人の健康の高度な保護といった、様々な利害関係のバランスを取る必要性が認識された。特に、参加者は、環境アセスメントと許認可手続きのデジタル化の必要性を強調した。これは、規制上の負担軽減、環境アセスメントに関するデータ品質の向上、そしてデータ共有による許認可手続きの更なる簡素化によって、手続きの迅速化とコスト削減を図るためである。環境アセスメント手続き、認可、許可に関する特定の側面をガイダンス文書によって明確化し、可能な限り資金提供を含め、加盟国の能力構築を一層支援し、加盟国の当局とステークホルダー全体に亘ってベストプラクティスの普及を促進することが広く求められている。

欧州委員会は最近、「Have Your Say」ウェブサイトにおいて、環境法規制における行政負担の簡素化[41]という環境簡素化パッケージに関するエビデンス募集（CfE）を発表した。これは、2025年9月10日までのフィードバック期間を設けている。CfEへの56件の寄稿は、SEA指令及びEIA指令、生息地指令（HD）[42]及び鳥類指令（BD）[43]、そして水枠組み指令（WFD）[44]に基づく環境アセスメントに焦点を当て、認可プロセスに関する実質的なインプットを提供している。寄稿のうち6件は環境団体又は非政府組織[45]、30件は経済団体[46]、13件は企業[47]、3件は公共機関[48]、2件はその他の団体[49]からのものである。

これらの利害関係者の大多数は、環境アセスメントの効率性、期間、デジタル化に関する課題を提起している。彼らは、単一の許可申請を含む、全ての許可交付手続きをワンストップで行えるようにすること、そして電子許可システムによる許可交付とデジタル化の共同処理の必要性に言及している。多くの利害関係者は、許可交付プロセスとその後の法的措置に最長2〜3年という期間を設けること、公的機関による対応（例えば審査）のタイムラインをより明確に設定すること、そして初期段階の計画策定と環境アセスメントに十分な時間と質を確保することの必要性を表明している。

これらの利害関係者の多くは、住民参加、訴訟、法的確実性、当局間の連携不足、そして当局の知識と資源の不足に関する懸念を表明している。彼らは、煩わしい訴訟や不当な遅延を回避することが重要であると強調している。いくつかの意見では、環境法に関する複雑な評価に関する資源不足と管轄当局の知識不足、そして当局間の連携不足と財源不足に対処するよう求めている。司法へのアクセスが懸念事項として提起されており、異議申し立てを意思決定の最初の段階（出来ればゾーニング手続き中）に限定し、レビューの第一段階は管轄の行政当局への理由を付した要請（控訴ではない）とする提案がある。

生物多様性影響評価に必要な範囲と詳細度、そして戦略的環境アセスメント、環境影響評価、その他のアセスメント間の重複を避けるための、より明確なガイダンスが必要である。

- 専門知識の収集と活用  
該当なし。

- 影響評価

本提案は、本説明覚書に規定されているように、緊急性が高いため、正式な影響評価を伴っていない。しかしながら、分析と裏付けとなる証拠は、「気候整合性チェック」を構成する欧州委員会スタッフ作業文書[参照保留]に記載されている。

本提案は、欧州委員会が指示し、2025年2月に公表された戦略的環境アセスメント指令の実施に関する調査[50]に基づいている。前述のように、環境アセスメントに関する実施対話は、ジェシカ・ロスウォール委員とダン・ヨルゲンセン委員がそれぞれ開催した2025年および2026年環境アセスメント計画と、再生可能エネルギープロジェクト及び関連インフラの許可、環境法整備簡素化パッケージに関する証拠提出要請「環境法整備における行政負担の簡素化」[51]に関する対話に基づいている。

- 規制の適合性と簡素化

該当なし

- 基本的権利

本提案は、EU基本権憲章に定められた基本的権利及び原則を尊重するものである。本提案は、環境アセスメントの簡素化を実現するための措置を規定する。これにより、より高いレベルの環境保護が実現する。本提案は、EU基本権憲章第37条に定められた持続可能な開発の原則に基づき、EU政策に高いレベルの環境保護と環境の質の向上を統合することを目指す。また、憲章第2条に定められた生存権保護義務を具体化するものである。

本提案は、司法へのアクセスに関する詳細な規定を伴い、憲章第47条に定められた裁判所における効果的な救済を受ける権利の実現に貢献するものである。

#### 4. 予算への影響

本提案に添付されている立法財務諸表は、予算、人的資源、及び行政資源への影響を示している。初期評価に基づく、EU予算への影響は、委員会提案案の現行第7条(1)に基づく。同条に基づき、関係加盟国からの要請に基づき、委員会は、関係する各国の所管の官庁間の協力を支援し、国境を越えた影響を伴う環境アセスメントの場合には共同手続きに関する合意を促進するファシリテーターの役割を果たす。

大規模な「国境を越える」プロジェクトへの環境影響評価手続きの適用に関する実務経験は、特にエネルギー・運輸分野における多数のプロジェクト（例えば、「ナブッコ」ガスパイプライン、「フェーマルンベルト固定リンク」、鉄道「ブレンナーベーストンネル」の「サウスストリーム」ガスパイプラインなど）を通じて得られている。SEAの観点からは、控えめな推計でも、国境を越えた影響を伴う計画またはプログラムは年間約54件とされている[52]。

EUでは、欧州委員会は環境影響評価（EIA）及び認可手続きには関与しておらず、これらの責任はEU加盟国の当局のみに課せられている。欧州委員会草案第7条第1項の文言は、高度に複雑で資源集約的なプロジェクトにおいて、加盟国間の行政手続きの調整役として

欧州委員会が介入する余地を与えている。

第7条第1項の発動は、加盟国によるこの促進メカニズムの発動に全面的に依存しているため、具体的な予算、人的資源、および行政資源を見積もることは困難である。例えばこのプロセスが同時に1つのプロジェクトのみについて発動されたとしても、欧州委員会の役割は、深い技術的、経済的、及び／又は法的ノウハウ、並びに各国の行政手続き及び許可付与手続き並びに関連する部門規制分野における活動を伴うことを考慮すると、第一段階における保守的な想定は2名の常勤職員に相当する。この新たな欧州委員会の役割には、欧州委員会が主催する可能性のある会議の開催も含まれる。

加盟国に対する行政上の影響及び費用は、中程度かつ一時的なものと推定される。短期的には、加盟国は、単一の連絡窓口の導入、およびプロジェクトの手続き段階を含む環境アセスメント及び関連情報へのアクセスを容易にするための環境単一ポータルを設置要件に一定の費用を負担することになるが、一部の加盟国では既にそのようなポータルが設置されている。いずれにせよ、これらの投資は、時間の経過とともに、行政経費と作業負荷を削減することになるだろう。更に、手続きの全体的な合理化は、加盟国にとって大幅なコスト削減をもたらすことが期待される。初期費用および一時費用は、プロジェクト開発者および経済全体のコスト削減、その他の経済的、環境的、社会的便益、そして外部要因に対するレジリエンスの向上によって相殺される。

## 5. その他の要素

### • 実施計画、監視、評価及び報告体制

委員会は、提案された規則の実施状況を積極的に監視し、提案された規則がその目的を達成することを確保する。監視は、特に、本規則に基づいて提案された措置がその目的を達成すること、特にデジタル化を活用し、期限を遵守し、権限のある当局間の協力をより効果的にすることで、国家影響評価手続きを加速することを確保することに重点を置く。また、国家の研修及び資源ニーズを監視する。また、企業、特に中小企業への影響も考慮する。

### • 説明文書（指令用）

該当なし。

### • 提案の具体的規定の詳細な説明

#### 第1条：適用範囲

本規定は、提案の適用範囲に含まれる計画、プログラム、及びプロジェクトの環境影響評価及びスクリーニングについて規定する。

## 第2条：定義

本規定は、環境影響評価指令及び戦略的環境評価指令において定義されていない、本提案で使用されている用語（スコーピングやスクリーニングなど）の定義を規定し、法的確実性とプロセスの予測可能性を確保する。

## 第1節：環境評価の合理化に関する共通規定

### 第3条：環境に関する単一窓口

本規定は、環境に関する単一窓口の設置について規定する。

これまで及び現在進行中の取組において、加盟国に対し「単一窓口」（SPOC）の設置を義務付けることを目指してきた。また、一部の加盟国は、プロジェクト開発者が許可付与プロセス全体を円滑にし、調整するために、既に独自の判断で SPOC を設置している可能性がある。これらの取り組みにおいて、許可付与プロセス全体に対してこのような SPOC がまだ規定されていない場合、提案では、プロジェクトに関連する全ての環境評価に対して環境 SPOC を確立する。

### 第4条：環境アセスメント手続きの合理化

この規定は、EU 法令により同一の計画、プログラム、又はプロジェクトに対して要求される可能性のある様々な環境アセスメント手続きの合理化を目的としている。

この規定は、指令 2001/42/EC、指令 2011/92/EU、理事会指令 92/43/EEC、指令 2009/147/EC、および指令 2000/60/EC に基づき、環境への影響評価又はスクリーニングの実施義務が同時に課される計画、プログラム、又はプロジェクトの場合、加盟国がこれらの EU 法令の全ての要件を満たす調整された手続き又は共同手続きを適用することを確保するものである。

これは、加盟国によっては環境アセスメント手続きを可能な限り統合している一方で、他の加盟国では 1 つのアセスメント手続きを完了してから次のアセスメント手続きを実施することを義務付けているため、加盟国間で認可手続きの長さが大きく異なるという利害関係者の懸念に応えるものである。

### 第5条：プロジェクトの変更

この規定は、プロジェクトの変更環境影響評価が必要となる場合を明確にする。

### 第6条：実質的排除

この規定は、加盟国が司法手続において実質的排除の選択肢を導入する可能性を規定する。行政段階で提起されなかった主張は、司法へのアクセスの権利を害することなく、裁判所での提起を禁じられる場合がある。

#### 第7条：スクリーニング及び環境アセスメントの期間

この規定は、環境アセスメントの迅速化を求める一般的な要請に応えるため、EIA 指令及び SEA 指令に基づく影響評価の最長期間を定めることを目的としている。

#### 第8条：保護種

本規定は、プロジェクト活動中に保護鳥類その他の種に偶発的に生じる危害は、適切かつ適切な緩和措置が講じられ、最善の技術が考慮されている場合、指令 2009/147/EC 及び指令 92/43/EEC の意義において意図的とはみなされないことを規定し、加盟国に対し、その効果を監視し、種の個体群への重大な影響を防止するための措置を講じることを義務付けている。

#### 第9条：国境を越える影響の環境アセスメント

本規定は、複数国による決定を必要とする計画について、国境を越える環境影響を評価するに当たり、各国当局間の効果的な協力を義務付けており、欧州委員会は共同手続きのファシリテーターとして機能している。

#### 第10条：情報のオンラインアクセスと環境アセスメントのデジタル化

本規定は、影響評価手続き及び関連データ管理の完全なデジタル化を目的としている。当面の間、プロジェクト開発者は申請書をデジタルで提出できるものとする。

#### 第11条：環境アセスメントの行政費用

この規定は、対象となる優先プロジェクト全体に亘ってプロジェクト開発者の費用を削減するため、加盟国が特定のプロジェクトに関する環境アセスメントに関連する行政費用（賦課金）を負担することを奨励するものである。

#### 第12条：資源と研修

本規定は、加盟国に対し、スクリーニング及び環境アセスメントに関与する環境に関する単一連絡窓口及び関係当局が、本規則及び関連指令に基づく職務を効果的に遂行できるよう、十分な人員と資源（スキルアップ及びスキルリトレーニングの機会を含む）を確保することを義務付ける。本規定は、加盟国の行政能力及び技術能力を強化し、迅速かつ質の高い環境アセスメントを可能とするものである。

第 13 条：国連欧州経済委員会条約の適用範囲

本規定は、オーフス条約[53]及びエスポー条約[54]に基づき、環境情報へのアクセス、意思決定への参加、司法へのアクセスを公衆に保障する権利を想起することを目的としている。

第 14 条：戦略的セクター又はカテゴリのためのツールボックス

本規定は、附属書に定める戦略的セクター又はカテゴリに適用可能なツールボックスを指す。

第 15 条：国内実施規則及び措置の通報

第 16 条：発効及び適用

環境アセスメントの迅速化に関する欧州議会及び閣僚理事会規則案

欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第 192 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

立法法案を各国議会に送付した後、

欧州経済社会委員会[1]の意見を考慮し、

地域委員会[2]の意見を考慮し、

通常立法手続きに従い、

一方：

(1) 欧州委員会の 2024~2029 年の任期に関する政治指針[3]は、欧州連合の持続可能な繁栄と競争力のための計画を示している。ビジネスを円滑化し、単一市場の深化を図ることが主要な優先事項の一つであること。

(2) 欧州連合 (EU) は、2050 年までに気候中立、即ちネットゼロ排出量（又は吸収量控除排出量）を達成するため、経済の脱炭素化を加速させることにコミットしている。この目標

は欧州グリーンディールの中核を成すものであり、パリ協定に基づく EU の地球規模の気候変動対策へのコミットメントとも整合していること。

(3) 同時に、2024 年ドラギ報告書[4]の調査結果は、長期に亘る不確実な許可手続きが、新規電力供給や送電網といった重要なプロジェクトの展開を阻害していることを示唆している。クリーン・インダストリアル・ディール・コミュニケーション[5]は、特に送電網の整備、エネルギー貯蔵・再生可能エネルギープロジェクト、産業のエネルギーアクセス、産業の脱炭素化プロジェクト、そしてクリーンテクノロジーの製造において、許可手続きの迅速化を図ることを目指している。データセンター・プロジェクト、EuroHPC スーパーコンピューター施設、AI 工場、AI ギガファクトリー、半導体プロジェクトなどにおいて、許可手続きの迅速化が求められている。また、デジタル移行を支援するプロジェクト、欧州横断輸送ネットワークの海上・内陸港湾、空港、鉄道の脱炭素化に関連するプロジェクトにも、この措置は必要である。また、EU における食料安全保障の確保に不可欠なプロジェクトについても、許可取得の迅速化が必要であること。

(4) 市場環境、特に市場の失敗により、手頃な価格で住宅に入居できない世帯に対して、手頃な価格の住宅を提供すべきである。この目的のため、住宅の手頃な価格は、住宅費の超過負担率、家賃収入比率、住宅ローン返済額収入比率、価格収入比率、住宅購入に必要な収入年数といった信頼できる指標に基づいて測定されるべきである。少なくともエネルギー性能の低い建物については、エネルギーコストを住宅費の一部として考慮する必要があること。

(5) EU における主要技術の導入を促進し、依存度を低減し、競争力を強化するため、環境アセスメントに関する共通の加速枠組みを確立することにより、経済のあらゆる分野にわたる計画、プログラム、プロジェクトにおいて、環境アセスメントに関連する手続きを迅速化・合理化すべきである。本規則は、人の健康と環境の保護水準を同等に維持しつつ、このような枠組みを規定すること。

(6) しかしながら、一部の分野では、より迅速な環境アセスメントが必要となる可能性がある。従って、環境アセスメントに関する法的枠組みの一貫性を確保しつつ、特定の戦略的分野における加速化の追加的なニーズに対応するため、脱炭素化、資源効率、レジリエンスに特に焦点を当て、必要に応じて適用される専用のツールボックスを提供すべきである。これは、重要な原材料[6]、ネットゼロ産業[7]、半導体[8]、さらには欧州横断輸送ネットワーク 9 の一部である海上港湾、内陸港湾、空港、鉄道などに関する既存の分野別 EU 法や、許可取得を迅速化するための戦略的セクターやプロジェクトカテゴリを定義する将来の分野別 EU 法に適用されるべきであること。

(7) EU 法に基づき義務付けられる環境アセスメントは、プロジェクトの認可及び計画手続きの不可欠な部分であり、重大な環境影響の防止又は最小化を確保するとともに、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある計画、プログラム及びプロジェクトに関する意思決定プロセスにおける透明性と効果的な公衆参加を確保するための不可欠な保障措置であること。

(8) 条約に定められた予防原則に従い、環境アセスメントは、高い水準の環境保護を体系的に提供し、環境影響の低減と持続可能性の向上を目的として、計画、プログラム及びプロジェクトの策定に環境配慮を組み込むことに貢献し、ひいては持続可能な開発に貢献すること。

(9) 許可付与プロセスは、プロジェクトの建設、拡張、転換又は運営に関するすべての関連する同意及び許可を対象とし、個々のプロジェクトに適用される関連する環境アセスメントを含み、特に水、土壌、大気、生態系、生息地及び生物多様性に関する環境アセスメントを含む。環境アセスメントは、EU 環境法で求められる全ての関連するアセスメント手続を包含し、所管の官庁が発行した、又は承認する予定の計画、プログラム、又はプロジェクトの環境影響に関する必要な情報を意思決定者および国民に提供すること。

(10) 環境アセスメントが、許可付与手続全体の一部として、より迅速、効果的かつ費用対効果の高いものとなるよう、条約第 192 条第 1 項に定める高い水準の環境保護を維持しつつ、環境アセスメントを迅速化し、合理化できる可能性のある措置を講じるべきであること。

(11) 環境アセスメントの実施義務が、本規則並びに欧州議会及び理事会の指令 2000/60/EC[10]、指令 2001/42/EC[11]、指令 2009/147/EC[12]及び指令 2011/92/EU[13]、並びに理事会指令 92/43/EEC[14]から同時に生じる場合において、アセスメントの実効性を高め、行政上の複雑さを軽減し、経済効率を高めるため、加盟国は、これらの指令の要件を満たす調整された手続及び／又は共同の手続が提供されることを確保すべきである。調整された手続又は共同の手続が設けられる場合、加盟国は、対応する義務を遂行する責任を負う機関を指定すべきである。加盟国は、制度的構造及びその固有の組織的特徴を考慮し、必要と認める場合には、複数の機関を指定できる可能性を有すべきであること。

(12) 欧州議会及び閣僚理事会指令 2010/75/EU[15]に基づき、指令 2011/92/EU 第 4 条が適用される新規設備又は実質的な変更の場合、指令 2011/92/EC に基づいて取得された関連情報又はなされた結論は、指令 2010/75/EU に基づく許可の付与のために審査され、利用されるべきであること。

(13)本規則は、指令2000/60/EC、指令2001/42/EC、指令2009/147/EC、指令2011/92/EU、指令92/43/EEC等の他のEU環境法令に基づくスクリーニング又は環境アセスメントの基準又は条件を変更するものではない。むしろ、本規則は、これらの指令に定められた手続きを統合し、迅速化するために必要な法的枠組みを提供すべきであること。

(14) データセンタープロジェクト、EuroHPC スーパーコンピュータ施設の建設、AI ファクトリー、規則(EU) 2024/173216 及び EuroHPC 設立に関する規則(EU) 2021/1173 を改正する規則(EU) 2025/xxxx に基づくギガファクトリー、半導体プロジェクト、手頃な価格の住宅開発プロジェクト、電気自動車用充電ポイントに関するプロジェクトは、指令2011/92/EU の付属書 II に該当する。この付属書に該当するプロジェクトは、強制的な環境影響評価の対象ではない。その代わりに、加盟国は、これらのプロジェクトが環境に重大な影響を及ぼす可能性を理由として、環境影響評価の対象となる必要があるかどうかを、ケースバイケースで、或いは閾値その他の基準の設定を通じて決定すること。

(15) 加盟国は、環境評価のための環境に関する単一窓口を設置するべきである。加盟国は、自国の組織体制に鑑み、地方、地域、国、又はその他の関連する行政レベルで窓口を設置するか指定するかを選択できるべきである。更に、関係する所管の官庁は、開発事業者に要求される情報の要件と範囲を環境単一窓口に明示し、提供すべきである。環境単一窓口は、調整役としての役割において、所管の官庁への情報提供を促進するべきであること。

(16) 企業や開発業者（国境を越えたプロジェクトを含む）が、不必要な追加的な行政負担を負うことなく域内市場の利益を直接享受できるよう、単一デジタルゲートウェイを設立した欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）2018/1724[17]は、域内市場の機能に関連する情報、手続及び支援サービスのオンライン提供に関する一般規則を定めている。同規則に基づいて設置又は指定された単一窓口は、同規則付属書 III の支援及び問題解決サービスのリストに含まれている。本規則の適用上、加盟国は、規則（EU）2018/1724 に基づいて指定された単一窓口と一致する単一窓口を指定できるものとする。

(17) EU 法に基づき求められる環境アセスメント手続の迅速性、有効性及び費用効率性を高め、行政負担を軽減するため、加盟国の組織上の特性を考慮しつつ、環境アセスメントは可能な限り統合されるべきである。アセスメントの統合は、その内容又は質に影響を与えるべきではない。統合されたアセスメントは、本規則に定める期限の延長を招かない方法で実施されるべきであること。

(18) 計画、プログラム又はプロジェクトに適用される環境アセスメント手続を調整又は統合することは、重複及び冗長性を回避するとともに、相乗効果を最大限に活用し、認可に必

要な時間を最小限に抑えることを目的とする。このような調整された手続又は共同手続が、特に指令 2001/42/EC 及び 2011/92/EU に基づき実施される場合、加盟国は、環境アセスメントの手続（スコーピング、環境アセスメント報告書の作成、協議の実施、環境影響に関する根拠のある結論の提示を含む）が統合されることを確保すべきであること。

(19) 所管の官庁及び環境に関する単一連絡窓口は、必要に応じて、国レベル及び EU レベルにおけるスクリーニング及び環境アセスメント手続に関して協力し、調整すべきである。このような協力及び調整は、計画、プログラム及びプロジェクトとそれらの環境影響との関係について共通の優先事項及び理解を確保すること、適用される EU 及び国内法に定められた範囲内で、戦略上及び運用上の目的のために情報交換を行うこと、関係当局間の協議を改善すること、ベストプラクティスを交換すること、並びに国境を越えた状況を含む環境アセスメントのより効率的な実施を支援するためのデジタルツールの更なる開発を目的とするべきである。協力及び調整のメカニズムは、専門調整機関、所管の官庁間の覚書、共同研修活動、又は加盟国が特定するその他の適切な協力及び調整の形をとることができること。

(20) 意思決定プロセスを合理化するとともに、関係する公衆と、特定の環境責任又は地方・地域における権限に基づき計画、プログラム及びプロジェクトに関係する可能性のある当局との効果的かつ適時の協議を確保するため、これらの協議は並行して実施されるべきである。加盟国は、これらの協議が最も効果的な方法で実施されることを確保すべきである。加盟国は、関係する公衆よりも先に、特定の環境責任又は地方・地域における権限に基づきプロジェクトに関係する可能性のある当局に協議を行うことを明示的かつ一般的に要求すべきではない。同時に、加盟国は、環境又は人の健康に重大な影響を与える計画、プログラム又はプロジェクトの全ての重要な要素について、関係する公衆への協議を確保するものとする。

(21) 重複や冗長性を避け、相乗効果を最大限に活用し、認可に必要な時間を最小限に抑え、データ収集の効率を最大化するために、加盟国の各管轄当局は、開発者に対し、特定のプロジェクトの環境報告書の作成に関する EU 又は国内法に基づくその他の関連する環境アセスメントの利用可能な結果、特に利用可能な場合は合理的な代替案の評価に関する結果を、合理的な時間枠内でプロセスの十分早い段階で提供することが適切であること。

(22) 欧州司法裁判所は、指令 2011/92/EU の文言は、その適用範囲と目的が広範であることを示していると一貫して判断している[18]が、同時に、同指令は、環境に重大な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるプロジェクトを同指令に規定する環境影響評価の対象とすることを義務付けるものではなく、同指令の附属書 I 及び II に規定されているプロジェクトのみを対象としていると解釈すべきであると考えている[19]。特に、欧州司法裁判所は、同指

令の附属書 I 及び II に該当するプロジェクトへの特定の拡張は、それ自体ではこれらの規定の対象となるプロジェクトカテゴリに該当しないと判断していること[20]。

(23) 環境問題における司法へのアクセスを維持しつつ、法的紛争が不当に遅延することなく解決されることが重要である。長期に亘る手続きは訴訟費用を増大させ、法的紛争当事者の経済的負担を増大させる。また、最終的に合法と確認されたプロジェクトやその他の経済活動の遅延を引き起こす可能性もある。従って、適時の手続きは、経済事業者と、行政手続および司法手続において環境の利益を代表する申請者の両方を含む、社会のあらゆる主体の利益となること。

(24) 高い水準の環境保護、法的安定性、及び行政効率を確保するため、加盟国は、それぞれの国内制度において、プロジェクトの認可に至る手続きの行政段階において、司法審査の可能性に先立ち、関連する全ての論点を提起することを求める選択肢を持つべきである。これにより、所管の官庁は、司法へのアクセスの権利を害することなく、意思決定においてこれらの論点に対処し、許可付与プロセスの過度の遅延を回避することができること。

(25) 2017 年の電子政府に関する閣僚宣言（タリン宣言）及び 2023 年のデジタル権利及びデジタル 10 年のための原則に関する宣言、並びに 2025 年の実施及び簡素化に関する委員会報告書「よりシンプルで迅速なヨーロッパ」[21]に基づき、欧州委員会は、報告負担及びコンプライアンス費用の軽減を図るため、国、地域及び地方当局及び関係する欧州連合機関と連携し、欧州デジタルアイデンティティウォレット及び欧州ビジネスウォレットの活用並びに「ワンスオンリー」原則を通じて「デジタル・バイ・デフォルト」の更なる定着を図る。国境を越えたデータ交換を伴うデジタル公共サービスは、欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）2024/903[22]によって規制されており、欧州相互運用性枠組み（EIF）は国境を越えたデータ交換を促進する。同規則の対象となる当局は、申請書の提出及び情報のオンラインアクセスを含む、環境アセスメントのための完全にデジタル化された手続きを段階的に整備することが求められていること。

(26) プロジェクト開発者が環境義務を遵守する上でのコストを削減するため、加盟国は、特に小規模な開発者の場合、特定のプロジェクトに関する環境アセスメントに関連する行政費用（賦課金）を負担するよう奨励されるべきである。環境アセスメント報告書の作成費用は、依然としてプロジェクト開発者が負担すべきである。加盟国に提供されるこの可能性は、小規模な開発者による EU 法の実際の適用を促進し、EU 経済の競争力と持続可能性を強化することを目的としていること。

(27) こうした小規模な開発者は、欧州委員会勧告（EU）2025/1099[23]で定義される中堅

中小企業、又は欧州委員会勧告 361/2003/EC[24]で定義される中小企業など、様々なカテゴリに該当する可能性があること。

(28) 本規則に基づき当局に割り当てられた任務が十分に高い質で遂行されることを確保するため、加盟国は、環境に関する単一連絡窓口及びスクリーニング及び環境アセスメント過程のあらゆる段階（あらゆる手続き段階を含む）を担当する全ての権限ある当局が、十分な数の有資格職員と、十分な財政的、技術的、及び科学技術上の資源を有することを確保すべきであること。

(29) 手続きの合理化及び簡素化は極めて重要であるが、1998年6月25日にオースで署名された国連欧州経済委員会（UNECE）の「環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加及び司法へのアクセスに関する条約」、1991年2月25日にエスポーで署名された「国境を越える環境影響評価に関する UNECE 条約」、及び2003年5月21日にキエフで署名された「戦略的環境アセスメントに関する議定書」に基づく義務を含む、国際法に基づくものを含む環境基準が尊重されることも同様に重要であること。

(30) 開発業者及び投資家に対し、プロジェクト開発の促進に必要な安全性と透明性を確保するため、加盟国は、当該プロジェクトに関連する環境アセスメント手続きが予め定められた期限を超えないよう確保すべきである。プロジェクト開発を加速するため、環境アセスメント手続き全体を通じて、完全な申請に基づき権限ある当局が行う決定について明確な期限を設けるべきである。実際のプロジェクトの建設に要する時間は、環境アセスメント手続きにおける他の行政手続きと重なる場合を除き、これらの期限に算入すべきではない。提案されたプロジェクトの性質、複雑さ、立地又は規模に関連する例外的な場合には、加盟国は期限を延長することができるべきである。このような例外的な場合には、プロジェクトに関連する環境アセスメントの追加又は完了が必要となる予期せぬ事態が含まれ得ること。

(31) 指令 2011/92/EU に基づく環境影響評価の第一段階は、環境影響評価報告書の作成から成り、多くの場合、主にプロジェクト開発業者によって実施される。従って、この段階は、本規則に規定される期限に組み入れるべきではないこと。

(32) 関係する一般市民、地方自治体、地域自治体、及びそれぞれの環境責任を理由に懸念を抱く可能性のあるその他の自治体、並びに必要に応じて他の加盟国との協議が完了した後、プロジェクトの開発者が提供する情報の完全性について、所管の官庁が承認するべきである。当該承認が発行される前に、所管の官庁は、プロジェクトの環境影響について十分な情報に基づいた決定を下すために、追加情報を要求することができるべきである。承認後は、特別な事情が生じない限り、開発者は新たな情報の提出を求められないものとする。

(33)所管の官庁と開発者間の情報交換を簡素化し、調和させるため、欧州ビジネスウォレット（[OP 追記：欧州ビジネスウォレット設立に関する規則案]）の活用を通じて、情報交換を可能にするべきである。欧州ビジネスウォレットは、開発者が権限のある当局とやり取りするための安全で標準化された相互運用可能なプラットフォームを提供し、必要な情報をより効率的かつ効果的に提出することを可能にするとともに、高いレベルのデータ保護、サイバーセキュリティ、及び情報の完全性を確保すること。

(34) プロジェクトの建設、操業、及び廃止は、指令 2009/147/EC の下で保護されている鳥類種及び指令 92/43/EEC の下で保護されているその他の種の偶発的な死亡又は攪乱につながる可能性がある。死亡又は攪乱の程度は、プロジェクトの種類及び設計、当該種にとっての当該地域の生態学的重要性、並びに当該地域における当該種の生息状況によって異なる。しかしながら、これらの影響を防止し、又は軽微なレベルにまで軽減するために、適切な緩和措置及び利用可能な最善の技術の活用が、当該プロジェクトに含まれるべきであること。

(35) 緩和措置は、適切かつ均衡の取れたものでなければならず、入手可能な最良の科学的データに基づき、残留影響が当該種の個体群に影響を及ぼさないことを確保すべきである。従って、緩和努力の水準は、当該種の危険度及び脆弱性に応じて、当該目的を達成するために必要な水準を超えない範囲で決定されなければならない。緩和コストも比例性評価の一環として考慮すべきであるが、経済的要因のみが必要な措置の省略を正当化するものでもなく、また効果的な緩和を拒絶する根拠となるべきでないこと。

(36) 本規則に基づく優先的な公共の利益の評価に関する規定の対象となるプロジェクトを決定するには、その戦略的性質、脱炭素化目標、資源効率性、レジリエンスへの貢献の有無、そして環境に重大な影響を及ぼす可能性（或いはその可能性）の程度に特に留意すべきである。今後施行される循環経済法においては、廃棄物の防止、分別収集、再利用、再利用準備、リサイクルに関するプロジェクトも、循環経済への重要な貢献を踏まえ、戦略的プロジェクトとして定義されるべきである。また、今後施行される産業促進法においては、エネルギー集約型産業の脱炭素化に関連するプロジェクトや、産業促進地域に所在するプロジェクトも、レジリエンスと脱炭素化にとっての重要性を踏まえ、戦略的プロジェクトとして定義されるべきであること。

(37) プロジェクトの効果的な開発に必要な投資の安全性を確保するためには、全体的な国内認可プロセスの一環として、環境アセスメントのための予測可能で、より簡素かつ迅速なプロセスが不可欠であり、これは現時点で経済の特定のセクターにおいて特に重要となる可能性がある。従って、ツールボックスの一部として、EU の分野別法令は、本規則に従い、

特定のセクターまたはカテゴリにおける計画、プログラム及びプロジェクトが国家レベルで緊急とみなされ、それらに関連する全ての司法手続き及び紛争解決手続きにおいて国内法がそのような迅速な手続きを規定する限りにおいて優先的な地位を与えられるべきであると規定することもできる。但し、国内法がそうした迅速な手続きを規定する場合、かつその範囲において、司法及び弁護へのアクセスの権利の尊重を確保するものとする。

(38) 本規則の実施のための均一な条件を確保するため、手頃な価格の住宅または社会住宅の建設および改修、ならびにこれらの建物に直接役立つ必要なインフラに関する戦略的プロジェクトを特定するための実施権限が欧州委員会に付与されるべきである。

(39) 本規則の一部規定は、発効後直ちに適用することが適切ではない。これは、加盟国に対し、環境に関する単一連絡窓口の指定や、環境アセスメント及びスクリーニング手続から得られる環境報告書及びデータのための中央ポータルを設置といった新たな手続の設置を求める規定に該当する。従って、これらの規定の適用は、本規則の発効後まで延期する必要があること。

(40) 本規則の目的は、加盟国のみでは十分に達成できないものの、その措置の規模又は効果を理由として、EU レベルでより効果的に達成され得るため、EU は、欧州連合条約第 5 条に定める補完性の原則に従って措置を講じることができる。同条に定める比例性の原則に従い、本規則は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えないものとする。

以下の規則を採択する：

## 第 1 章 一般規定

### 第 1 条 適用範囲

本規則は、指令 2000/60/EC、指令 2001/42/EC、指令 2009/147/EC、指令 2011/92/EU 及び指令 92/43/EEC の適用範囲に含まれる計画、プログラム及びプロジェクトの環境アセスメント及びスクリーニングに適用される。

### 第 2 条 定義

1. 本規則の適用上、指令 2001/42/EC 及び指令 2011/92/EU における定義が適用される。但し、これらの指令において定義されている用語が本規則において別途定義されている場合は除く。

2. 以下の定義も適用される：

(a) 「根拠を付した結論」とは、所管の官庁がプロジェクトの環境影響に関する調査を最終決定する意見又は決定をいう；

(b) 「スコープ化」とは、所管の官庁が、計画、プログラム又はプロジェクトについて環境アセスメント報告書の形で提供される環境情報の範囲及び詳細度を決定するために実施する手続きをいう；

(c) 「スクリーニング」とは、所管の官庁が、計画、プログラム又はプロジェクトが環境に重大な影響を及ぼす可能性を理由として、環境アセスメントの対象となるか否かを決定するために実施する手続きをいう；

## 第 2 章 環境アセスメントの合理化に関する共通規定

### 第 3 条 環境に関する単一連絡窓口

1. [OP に本規則の発効後 6 か月を挿入]までに、加盟国は、環境アセスメントに関する関係行政レベルにおいて、環境に関する単一連絡窓口を設置又は指定する。各単一連絡窓口は、本規則に基づく環境アセスメントのあらゆる側面を円滑に進め、調整する責任を負うものとし、これには、本規則第 7 条に従って申請が完了したと見なされる時期に関する情報の提供を含む。

2. 他の EU 法又は国内法に基づき、許可付与手続き全体について単一連絡窓口が必要な場合、第 1 項に規定する環境単一連絡窓口は、当該許可付与手続き全体について設置された連絡窓口と同一のものとする。

3. 加盟国は、開発者が第 10 条に従って設置されるオンラインポータル上で、適切な設置又は指定された連絡窓口を特定するのに役立つツールを提供するものとする。

4. 第 1 項に従って設置又は指定された環境単一連絡窓口は、本規則に基づく環境アセスメントに関して、開発者の唯一の連絡窓口となるものとする。当該連絡窓口は、全ての関連文書及び情報の提出を調整し、促進し、包括的な決定の結果をプロジェクト推進者に通知するものとする。

### 第 4 条 環境アセスメント手続きの合理化

1. 第 1 条(1)に規定する 2 つ以上の指令から同時に環境影響評価又はスクリーニングを実施する義務が生じる計画、プログラム又はプロジェクトの場合、加盟国は、これらの指令の全ての要件を満たす調整された又は共同の手続きを確立するものとする。

第 1 項に規定する調整された手続きにおいて、所管の官庁は、関連する指令によって要求される特定の計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響に関する様々な個別のアセス

メントを調整するものとする。

第 1 項に規定する共同手続において、所管の官庁は、関係指令により要求される特定の計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響について、単一の評価を行うものとする。

2. 加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトの環境アセスメント又は審査に関与する全ての所管の官庁間で、戦略レベル及びプロジェクトレベルにおける調整及び協力のための適切なメカニズムを確立するものとする。計画、プログラム又はプロジェクトが指令 2001/42/EC と指令 2011/92/EU の両方に基づく調整された評価手続きの対象となる場合、これらの指令に基づく手続きは統合されるものとする。

3. 第 1 条(1)に規定する 2 以上の指令から同時に環境影響評価を実施する義務が生じる計画、プログラム又はプロジェクトの場合、加盟国は、環境アセスメント報告書に含まれる情報の範囲及び詳細度について、単一の意見を表明するものとする。

4. 所管の官庁は、第 1 項に基づく評価の対象となる計画、プログラム又はプロジェクトに関する環境意思決定手続に関係する公衆と協議するとともに、指令 2001/42/EC 第 6 条(2)及び指令 2011/92/EU 第 6 条(1)に規定する特定の環境責任又は地方若しくは地域における権限に基づき当該計画、プログラム又はプロジェクトに関係する可能性のある当局とも協議しなければならない。

5. 加盟国は、EU 法又は国内法に基づくその他の関連する環境評価の結果が、知的財産、データ保護及び公共の利益の保護を含む商業上及び産業上の機密に関する制限を尊重しつつ、合理的な期限内に、開発者に対し、指令 2011/92/EU 第 5 条に規定する環境報告書を作成するために利用可能となることを確保する。環境アセスメント報告書を作成するにあたり、プロジェクトの開発者は、報告書に用いるデータが、関連するナチュラ 2000 サイトのサイト固有の保全目標を考慮し、より最近のデータが入手できず、かつ、データ収集時の環境条件が環境影響評価に影響を与えるような形で大幅に変化していないことを条件として、最長 5 年前のデータ又は情報を使用することが認められる。

#### 第 5 条 プロジェクトの変更

1. パイプライン又は工業用地の転用、操業期間の延長、脱炭素化を確保するための変更など、プロジェクトの変更又は拡張は、環境に重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかを判断するために、所管の官庁による審査の対象となる。これらの変更又は拡張は、環境影響という点で当初のプロジェクトが齎すリスクと同等かそれ以上のリスクを伴う大規模工事を伴う場合にのみ、環境アセスメントの対象となる。

2.他の加盟国の環境に重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトの変更又は延長、又は重大な影響を受ける可能性のある加盟国が要請するプロジェクトの変更又は延長については、当該プロジェクトの実施が予定されている地域の加盟国は、指令 2011/92/EU 第 7 条が適用されることを確保するものとする。

#### 第 6 条 実質的排除

本規則の意味における環境アセスメントに関する司法手続において、加盟国は、行政段階で提起されなかった主張について、司法手続きへの参加を禁じることができる。但し、所管の官庁が、当該主張がプロジェクトの認可に至る行政段階において周知されていたか、又は周知され、検討できたであろうことを条件とする。但し、司法へのアクセスの権利は、この限りではない。

#### 第 7 条 スクリーニング及び環境アセスメントの期間

1. プロジェクトが指令 2011/92/EU の適用範囲に含まれる場合、加盟国は、以下を確保するものとする：

(a) スクリーニングの対象となるプロジェクトについて、所管の官庁は、開発者が必要な全ての情報を提出した日から最長 60 日以内にスクリーニングを実施する。本規則第 5 条に規定するプロジェクトの変更又は延長については、当該期間は最長 45 日とする；

(b) 環境アセスメントの対象となるプロジェクトについて、所管の官庁が、開発事業者が意見を求める申立てを行った日から最長 30 日以内に、環境アセスメント報告書に記載すべき情報の範囲及び詳細度に関する意見を表明する；

(c) (b)に規定する環境報告書について関係公衆と協議するための期間は、30 日から 90 日の間であること。また、第 6 条及び第 7 条に基づくそれぞれの協議の完了後 30 日以内である；

(d) 指令 2011/92/EU のいずれの条項に基づき、所管の官庁が、開発事業者が提供する情報の完全性が、プロジェクトの環境影響について十分な情報に基づいた決定を行うために必要であると認めているか。この情報には、指令 2011/92/EU の第 5 条、第 6 条及び第 7 条に基づいて収集された必要な情報（関連する場合には、他の EU 法令に基づき要求される特定の評価を含む）が含まれるものとする。

30 日の期間満了前に、所管の官庁が十分な情報に基づく決定を行うために必要な全ての情報を有していないと判断した場合、開発者は合理的な期間内に当該情報を提出しなけ

ればならない。本項に規定する完全性の確認後、正当な理由がない限り、開発者は新たな情報の提供を求められない。

(e)所管の官庁は、(d)に規定する完全性の確認後、最長 90 日以内に、プロジェクトの環境アセスメントに関する理由を付した結論を発表する。

本項に定める期限は、指令 2011/92/EU に基づくプロジェクトの環境影響評価が指令 92/43/EEC、2000/60/EC、又は指令 2009/147/EC に基づく評価と組み合わされる共同又は協調的な手続きの場合にも適用される。

例外的な場合において、提案されたプロジェクトの性質、複雑さ、所在地又は規模により必要とされる場合、所管の官庁は、この項に定める期限を最長 30 日間延長することができる。その場合、所管の官庁は、開発者に対し、延長を正当化する理由及びそれぞれの行政措置の実施が予定されている日を遅滞なく書面で通知しなければならない。

2. 計画又はプログラムが指令 2001/42/EC の適用範囲に含まれる場合、加盟国は、次の事項を確保するものとする：

(a) 所管の官庁は、同指令第 3 条(5)に基づきスクリーニングを実施し、その結果を 90 日以内に公表する；

(b) 所管の官庁は、同指令第 5 条(3)に基づきスコープの設定を実施し、その結果を 40 日以内に公表する；

(c) 同指令第 5 条に規定する環境報告書について関係公衆と協議するための期間は、30 日から 60 日の間である；

(d) 所管の官庁は、同指令に基づき要求される必要な情報が提供され、かつ、同指令に基づく関連する協議が完了した日から 7 か月以内に、同指令第 5 条第 1 項に基づき要求される環境報告書を作成し、公表する。

この項に定める期限は、指令 2001/42/EC に基づき定義される計画又はプログラムの環境影響の評価が、指令 92/43/EEC、2000/60/EC 又は 2009/147/EC に基づく評価と組み合わされる共同又は協調的な手続きの場合にも適用される。

例外的な場合において、提案された計画又はプログラムの性質、複雑さ、所在地又は規模により必要とされる場合、所管の官庁は、第 1 サブパラグラフに定める期限を更に最長

30 日間延長することができる。この場合、所管の官庁は、計画又はプログラムを策定する当局に対し、延長を正当化する理由及びそれぞれの行政措置の実施が予定されている期日を遅滞なく書面で通知するものとする。

3. 計画、プログラム又はプロジェクトが指令 2001/42/EC と指令 2011/92/EU の両方に基づく共同又は協調的な評価手続の対象となる場合には、第 1 項に定める期限が適用される。

4. 他の EU 法令において、本条第 1 項及び第 2 項に定める期限よりも短い期限が定められている場合には、当該短い期限が適用される。

他の EU 法令において、本条第 1 項又は第 2 項に基づく環境アセスメント手続の個々の段階の期限を合わせたよりも短い期間で許可付与手続全体について定められている場合、当該短縮された期間が適用される。

5. 本条に定める期限は、第 1 項(c)号及び第 2 項(c)号に定める期限を除き、加盟国が定めるより短い期限、EU 法及び国際法から生じる義務、並びに所管の官庁の決定、行為又は不作為の合法性を審査するための行政手続又は司法手続を利用する自然人及び法人の権利を害するものではない。

## 第 8 条 保護種

1. 計画の実施又はプロジェクトの建設、運営若しくは廃止により、指令 2009/147/EC に基づき保護される鳥類又は指令 92/43/EEC に基づき保護されるその他の種の偶発的な殺害又は妨害が生じる場合、当該計画又はプロジェクトにおいて、適切かつ適切な緩和措置が講じられ、かつ、当該殺害を回避し、妨害を防止するための最良の利用可能な技術が考慮されていることを条件として、指令 2009/147/EC 第 5 条及び指令 92/43/EEC 第 12 条第 1 項の意味において、保護種の当該殺害又は妨害は意図的なものとは見なされない。

2. 所管の官庁は、これらの緩和措置が鳥類指令第 5 条及び生息地指令第 12 条(1)の遵守に適切かつ相応であるか否かを評価するに当たり、当該種の個体群への悪影響が存在する可能性はあるものの、当該種の個体群への重大な影響が回避されることを確保するものであるか否かを考慮するものとする。加盟国は、これらの措置が実施され、その有効性が監視され、収集された情報に照らして、当該種の個体群への重大な悪影響がないことを確保するために必要な追加措置が講じられることを確保するものとする。

## 第 9 条 国境を越える影響の環境アセスメント

1. この規則の適用範囲に含まれる計画、プログラム又はプロジェクトについて、2 以上の

加盟国で決定を行うことが必要な場合には、関係する各国の所管の官庁は、相互間の効率的かつ効果的な協力及び意思疎通のために必要な全ての措置を講じるものとする。加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトの環境影響の評価に関して、共同手続き及び専用の連絡窓口を設けるよう努めるものとする。計画、プログラム又はプロジェクトに関係する加盟国からの要請に基づき、欧州委員会は、関係する国内権限当局間の協力を支援し、共同手続きに関する合意を促進するためのファシリテーターとして行動する。

2. 第1項は、越境影響の環境アセスメントに関する当局間の協力について、他のEU法令に規定されている、国境を越えた共同手続きを含む、より詳細な手続きに影響を与えるものではない。

#### 第10条 情報のオンラインアクセス及び環境アセスメントのデジタル化

1. [OP: この規則の発効日から6ヶ月後の日付を記入]以降、開発者は、環境アセスメント及びスクリーニング手続きに関連するあらゆる情報を電子形式で提出することができる。

2. [OP: この規則の発効日から6ヶ月後の日付を記入]以降、加盟国は、計画、プログラム又はプロジェクトに関する以下の情報を、オンラインで、かつ一元的かつ容易にアクセスできる方法で、開発者及び一般公衆に提供する：

(a) 第3条に規定する環境単一連絡窓口；

(b) 環境アセスメント及びスクリーニング手続の進捗状況(手続の今後の段階及びそのタイムラインを含む。)並びに紛争解決に関する情報。

3. [OP: 本規則の発効日から12ヶ月後の日付を記入]以降、加盟国は、環境アセスメント及びスクリーニング手続、関連する決定、並びに環境影響及び手続のモニタリングから得られる報告書及びデータが、企業秘密の保護及びEU又は各国のデータ保護要件に適合する方法で、中央オンラインポータルを通じてデジタル形式で作成され、公開されることを確保するものとする。当該ポータルは、デジタル地理情報システムに基づき、生物種の観察に関する利用可能な全てのデータ並びにその他の環境及び地質データを含むものとする。

4. [OP: 本規則の発効日から24か月後の日付を記入]以降、加盟国は、環境アセスメントおよびスクリーニング手続きが完全にデジタル化され、国家レベルの公的機関が保有するデータおよび文書の再利用並びに加盟国、開発者及び一般市民の間でのシームレスなデータ共有を可能にすることを確保するものとする。適切な場合には、当該手続きは欧州デジタルIDウォレット及び欧州ビジネスウォレットと相互運用可能とするものとする。加盟国は、当該日から、自動化システムの活用を含め、環境アセスメント及びスクリーニング手続きの

効率性と有効性を高めるために必要な措置を講じるものとする。これらの自動化システムは、関連する EU 政策に準拠し、データ保護及びプライバシーに関する法律を尊重し、人による意思決定管理を含む透明性と説明責任の原則を遵守するものとする。

#### 第 11 条 環境アセスメントの行政費用

加盟国は、勧告(EU)2025/1099 に基づく中小規模企業の定義に該当する開発業者、又は勧告 361/2003/EC に基づく中小企業の定義に該当する開発業者に対し、環境アセスメントに関連する行政費用及び手数料を免除するよう努めるものとする。

#### 第 12 条 資源と研修

加盟国は、スクリーニング及び環境アセスメント手続きのあらゆる段階（全ての手続き段階を含む）に責任を負う環境単一連絡窓口及び全ての所管の官庁が、本規則及び第 1 条に規定する指令に基づく任務を効果的に遂行するために必要な、十分な数の資格を有する職員並びに十分な財政的、技術的及び科学的な資源（適切な場合には、職員のスキルアップ及びスキルリトレーニングを含む）を有することを確保するものとする。

#### 第 13 条 国連欧州経済委員会条約の適用範囲

公衆は、1998 年 6 月 25 日にオースで署名された国連欧州経済委員会（UNECE）の「環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加及び司法へのアクセスに関する条約」及び「国境を越えた環境影響評価に関する UNECE 条約」に基づき、第 1 条(1)に規定する計画、プログラム又はプロジェクトに関する環境情報へのアクセス、意思決定への参加及び司法へのアクセスの権利を与えられるものとする。1991 年 2 月 25 日にエスポーで署名された戦略的環境評価に関する条約及びその議定書（2003 年 5 月 21 日にキエフで署名）である。

#### 第 14 条 戦略的セクター又はカテゴリのためのツールボックス

1. 附属書に定める規定は、既存の分野別 EU 法令において戦略的セクター又は戦略的プロジェクトのカテゴリが定義され、許可の迅速化が図られている場合に適用される。但し、当該プロジェクトがレジリエンス、脱炭素化、又は資源効率に寄与することを条件とする。

欧州委員会は、住宅用低価格建築物又は社会福祉建築物の建設及び改修、並びこれらの建築物に直接役立つ必要なインフラに関する戦略的プロジェクトを特定する施行法を採択する権限を有する。附属書に定める規定は、これらのプロジェクトに適用される。

2. 附属書に定める規定は、本規則を参照する将来の EU 法において定義される戦略的セクター又はプロジェクトのカテゴリにも適用される。但し、当該プロジェクトがレジリエンス、

脱炭素化、又は資源効率に寄与することを条件とする。

#### 第 15 条 国内実施規則及び措置の通知

加盟国は、本規則の実際の実施に関する規則及び措置を定める場合、当該規則及び措置、及びそれらに影響を与えるその後の改正を遅滞なく欧州委員会に通知する。

#### 第 16 条 発効及び適用

本規則は、欧州連合官報掲載日の翌日から 20 日目に発効する。

第 3 条第 1 項及び第 10 条は、当該規定に定める日から適用される。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定した

欧州議会を代表して 議長

閣僚理事会を代表して 議長

⑥欧州委員会「環境法の簡素化パッケージに関する Q&A」2025 年 12 月 10 日

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_25\\_2998](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_2998)

一般質問

なぜ環境法に関するこの包括提案パッケージを提案するのか？

欧州委員会は、産業排出、循環型経済、環境アセスメント、地理空間データの分野における不要な行政義務を撤廃し、複雑さを軽減するための簡素化パッケージを提示した。

これは、不要な負担を生み出す複雑な要件を対象とした、より広範な簡素化の取り組みの一環である。このパッケージの一環として、欧州委員会は、環境アセスメントの迅速化のための規則を提案する。この規則は、開発プロジェクトによる生息地、鳥類、水、そして人の健康への影響を含む環境影響を評価する、より迅速かつ効率的な手続きのための、共通で一貫性のある簡素化された包括的な枠組みを確保する。

この包括提案は、マリオ・ドラギ欧州委員会委員長による欧州競争力の将来に関する報告書に対する欧州委員会の回答の一部である。ドラギ報告書は、EU の長期的な繁栄と競争力を確保するために、低炭素で資源効率の高い循環型経済への移行の重要性を強調した。これらの環境目標を達成し、競争力を強化するためには、規制の簡素化と行政負担の軽減が不可欠である。欧州委員会は、競争力コンパスにおける政策目標を維持しつつ、全ての企業について行政負担を少なくとも 25%、中小企業について 35%削減するという目標を設定した。

企業と中小企業はこの提案からどのような利益を得るのか？

本日の提案は EU の環境目標を変更するものではないが、企業がよりシンプルな方法で目標達成できるようにする。重複や複雑な要件を排除することで、企業と中小企業が関連する環境法の要件を満たす際の行政負担を軽減する。

本日発表されたスタッフワーキングドキュメントでは、提案された措置による企業の利益の推定値が示されている：

- ・製品中の懸念物質 (SCIP) データベース (懸念有害物質に関する情報) の廃止：年間少なくとも 2 億 2,500 万ユーロ。このデータベースには、製造業者及び輸入業者が EU に上市する製品又は製品に含有する高懸念物質 (SVHC) が全て掲載されている。
- ・拡大生産者責任 (EPR) における公認代理人の任命における柔軟性：年間 3 億ユーロ。

- ・産業排出指令の対象となる産業事業者及びその他の行政機関向けの環境管理システムの簡素化：年間 1 億ユーロ。

- ・畜産・養殖事業者向けの産業排出ポータルへの報告要件の緩和：年間 7,000 万ユーロ。

- ・中規模燃焼施設指令に基づく予備発電機の監視要件の緩和：年間 300 万ユーロ。

- ・INSPIRE 指令に基づくデータ要件の簡素化：年間 1,200 万ユーロ（企業と行政機関の両方にメリット）。

- ・環境アセスメントの合理化と迅速化：年間 1 億 8,000 万ユーロ。

直接的なコスト削減に加え、毎年発生する継続的なコスト削減とは比較しにくいその他の技術的変更による 3,500 万ユーロの一時的なコスト削減も見込まれる。

加えて、合計で数千万ユーロの削減に繋がる小規模な対策もあり、包括パッケージ全体では年間約 10 億ユーロの行政負担軽減に繋がると推定されている。これには、例えば、大規模データセンターを支えるバックアップ発電機の要件を緩和するための中規模燃焼プラント指令の改正が含まれる。

本日提案された多くの改正案は、中小企業（SME）にとって直接間接恩恵となるだろう。例えば、EU 域内に設立された企業は、製品を市場に投入する他の加盟国において、設立国ではない国に「拡大生産者責任に関する公認代理人」を指名する義務がなくなる。この措置は、特に中小企業にとって、現在の要件が大きなコストとなっているため、恩恵をもたらすだろう。

この提案は、EU 環境法の目的達成にどのように貢献するのか？ 環境要件を緩和することになるのか？

本日提案された改正案は、既存の環境目標と基準を維持しつつ、行政上の負担を軽減することを目指す。

官僚主義を撤廃し、手続きを簡素化することで、企業の実施コストが削減される。例えば、産業排出指令に基づく環境マネジメントシステムは維持されるが、実施の負担は軽減される。

提案された措置は、環境基準を引き下げることなく行政上の義務を対象とするため、環境に重大なリスクを齎すものではない。環境目標に変更がない限り、この改正案の全体的な環境影響は中立である。

委員会はステークホルダーとどのように協議し、その意見はどのように取り入れられたか？

2025年7月、欧州委員会はオムニバス提案に関するエビデンス募集を公表し、7週間（9月10日まで）に亘りフィードバックを受け付けた。欧州委員会は19万件以上の意見を受け取った。その殆どは市民からのものだったが、企業、NGO、公共機関、学者からも1,200件以上の意見が寄せられた。

10月2日には、環境・水レジリエンス・競争力のある循環型経済担当委員ジェシカ・ロスウォールも、円卓会議で主要なステークホルダーグループ全員と面会した。

環境アセスメントと許可については、2025年4月にロスウォール委員が実施した実施対話において関係者と議論された。また、2025年6月13日に開催された環境影響評価及び戦略的環境アセスメント専門家グループにおいても、加盟国の専門家と議論された。

欧州共同体における空間情報基盤（INSPIRE）指令について、欧州委員会はエビデンス募集を公表し、12週間にわたるパブリックコメントを実施した。この指令は、全ての加盟国における地理（空間）データの共有、アクセス、相互運用のための統一的な枠組みを構築する。更に、臨時の関係者会合も開催された。

これらの意見公募の詳細は、添付のスタッフ作業文書及びその付属文書に記載されている。

欧州委員会は、提出された全ての意見を慎重かつ体系的に検討した。この分析は、本日のパッケージの内容を確定させる上で役立った。

一部の提案は、準備中の、または定期的な法律評価で検討されている新たな取り組みの一環として採用された。その他の提案は複雑であるため、より綿密な検討が必要だが、法改正に頼ることなく解決できるものもある。

本日提示された法改正案以外に、欧州委員会はどのような取り組みを行っているか？

欧州委員会は、簡素化の可能性を最大限に活用し、EU法のストレステストを実施し、効果

的な実施に向けて引き続き取り組むことを約束する。簡素化プロセスは今後数年間継続され、ストレステスト、ガイダンス、既存法の改善に重点が置かれる。

例えば、欧州委員会は、PPWR をはじめとする主要な立法要素の適用に関するガイダンスを来年初めに提示し、水と自然に関する法律も策定する予定である。簡素化は、循環型経済法および REACH 規則の見直しにおいて重要な要素となる。また、欧州委員会は環境規則のストレステストを実施し、加盟国の利害関係者の意見や経験に基づき、水枠組み指令の見直し・改正を行う。その際、簡素化と潜在的なボトルネックへの対処の必要性に特に留意し、環境と人の健康を守りつつ、EU における循環性と重要原材料へのアクセスを促進する。

#### 産業施設と循環型経済

産業施設に関する行政上の義務を軽減するために、どのような変更が提案されたか？

産業及び畜産排出指令（IED）は企業にとって簡素化され、環境管理システム（EMS）を施設ごとではなく企業レベルで策定できるようになる。EMS の内容も簡素化され、特に化学物質インベントリと転換計画の指標に関する要件が削除される。

IED（Industrial Emissions Portal Regulation：産業排出ポータル規則）と中規模燃焼プラント指令は、酸素燃焼又は水素燃焼を用いた脱炭素化プロジェクトの許可を可能にするために調整される。一部の新規又は改正された規定の遵守期限は延長される。

畜産・養殖事業者は、産業排出ポータル規則に基づく水、エネルギー、原材料の使用に関する報告が免除される。加盟国は、廃棄物や廃水中の汚染物質の敷地外への移動、生産量、稼働時間など、農家に代わってより多くの情報を報告できるようになる。

更にオムニバス規則では、養豚場の閾値の算出を重点的に簡素化し、重複要件を回避するため、有機養鶏場を対象から除外する。

循環型経済に関する行政上の義務を軽減するため、どのような変更が提案されているか？

製品中の有害物質に関する SCIP 関連データの報告義務は廃止される。EU 化学物質法、特に「一物質一評価パッケージ」とデジタル製品パスポートは、データベースの想定された役割を段階的に果たしつつ、重複を避けていく。

生産者は、拠点国以外の加盟国で製品を販売する場合、廃棄物管理に関する拡大生産者責任（EPC）の要件に関して、当該加盟国に公認代理人を任命する必要がなくなる。既に公認代

理人を任命している企業は、引き続き任命することができる。

#### 環境アセスメントと許可

このパッケージは、環境基準を維持しつつ、欧州産業の競争力向上を支援するために、許可取得のボトルネックにどのように対処しているか？

このパッケージの一環として提案されている環境アセスメント迅速化規則は、予測可能性と法的確実性を確保するため、明確かつ迅速なタイムラインに基づく統合アセスメントと迅速な手続きを規定する。これにより、強固な環境保護措置が維持される。

本規則は、既存の環境枠組み（環境影響評価指令（EIA）、戦略環境評価指令（SEA）、生息地・鳥類指令、水枠組み指令）を基盤とすることで、環境基準を維持する。欧州委員会は、簡素化と迅速化が環境保護と両立することを目指している。

環境アセスメントを許認可プロセス全体の一部としてデジタル化することで、手続きの更なる迅速化が可能になる。これにより、環境アセスメントとその処理、そして質の高い再利用可能なデータへのアクセスが確保される。

欧州委員会はまた、本規則案の付属書において、戦略的プロジェクトのための追加ツールボックスを提案する。このツールボックスは、既存又は将来の EU 法において戦略的セクター又はプロジェクトカテゴリーが定義され、許認可の迅速化を目指す場合に適用される。但し、これらのプロジェクトが EU のレジリエンス（回復力）だけでなく、脱炭素化又は資源効率にも貢献することが条件となる。

このツールボックスの要素には、意思決定における中間段階の黙示的承認に関する規定および条件が含まれる。また、公共の利益を最優先し、プロジェクトを支援しつつも環境セーフガードを無視しないというバランスをとるための規定も含まれている。更に、加盟国においてこれらの戦略的プロジェクトに関するより迅速な司法手続きに関する規定も含まれている。

INSPIRE 指令にはどのような変更が提案されているか？

欧州共同体における空間情報基盤の構築に関する指令（INSPIRE）は、加盟国間で調和のとれた相互運用可能な空間データ基盤の構築を目指している。しかしながら、地理空間データセットの調和化に関する技術要件が複雑で導入コストが高いことが判明したため、現状のシステムは当初の想定よりも効果が低く、コストも高くなっている。

本日の提案は、EU の環境データ共有枠組みを、オープンデータ指令、データガバナンス法、相互運用可能な欧州法といった、より最近の EU 横断的なデータ関連法規と整合させることを目指している。この提案は、オープンデータ指令の内容を変更することなくデータ経済に関するルールを統合するデジタルオムニバス提案とは別物である。

主な変更点としては、複雑な調和化要件をより柔軟で標準に基づくアプローチに置き換えること、時代遅れの技術要件を廃止すること、そして単一の EU オープンデータポータルを通じてデータアクセスを統合することなどが挙げられる。

欧州委員会は、ネットワークサービスに関する規則を廃止し、相互運用性及び報告要件に関する複雑な規則を簡素化することを提案している。重要なステークホルダー調整システム、指令の対象となるデータ、及びメタデータに関するルールは維持されるべきである。既存のオープンデータシステムを利用することで、管理が容易になり、複数の個別のシステムではなく、シンプルで使いやすい単一のポータルで環境データを利用できるようになる。

#### 都市下水処理

UWWTD に関する最新の調査結果と、なぜオムニバス報告書に含まれていないのか？

本日、欧州委員会はオムニバス報告書と並行して、改正都市下水処理指令に基づく拡大生産者責任制度のコストと、それが関係セクターに及ぼす潜在的な影響に関する最新の調査も公表した。この最新の調査では、インフレ、コストに関する新たなデータ、そして最終指令と当初の欧州委員会提案との差異を考慮すると、コストは 2022 年の影響評価における推定値と同程度になると予想されている。

共同研究センターが実施したこの調査は、水レジリエンス戦略に基づくコミットメントでした。この結果は、拡大生産者責任の適用により EU 市場に製品を投入する産業の製品コストの潜在的な増加、又は利益率の潜在的な減少が、立法手続きにおける評価と一致すると予想されることを意味する。

指令（前文 21）に示されているように、また特定の加盟国における特定の医薬品について必要な場合には、欧州委員会は加盟国に対し、拡大生産者責任の要件の適用が EU 市場に投入される製品（特に医薬品）の国内レベルでのアクセス、入手可能性、および価格への負担能力に及ぼす可能性のある影響、並びこれらの要件の適用が公平な競争条件に及ぼす可能性のある影響を考慮することを期待する。

欧州委員会は、引き続き加盟国と協力して指令の実施に取り組んでいく。

欧州委員会「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」2025年12月23日

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_25\\_3151](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3151)

[https://europa.eu/newsroom/ecpc-failover/pdf/ip-25-3151\\_en.pdf](https://europa.eu/newsroom/ecpc-failover/pdf/ip-25-3151_en.pdf)

欧州委員会は、特にプラスチック部門に焦点を当て、欧州の循環型経済への移行を加速するための最初のパイロット・アクションを発表した。これらの措置は、プラスチックのリサイクルを最適化することで、単一市場の潜在能力を更に引き出し、EUの経済安全保障、戦略的自立性、競争力、そして環境の持続可能性を高めるものである。これは、循環性と資源効率性を欧州の産業競争力強化の重要な手段として強調したドラギ総裁報告書の分析とも一致している。

循環型経済への移行を加速するため、欧州委員会は2段階のアプローチを採用している。第1段階では、特定の部門への圧力が深刻であることから、このパイロット・アクション・パッケージには、特にプラスチック部門における循環性を支援するための一連の具体的な短期的措置が含まれており、同時に投資とイノベーションをより広範に促進する。第2段階として、欧州委員会は2026年に、二次原材料の単一市場の機能向上を図るための更なる横断的措置を含む循環型経済法案を提案する予定である。

循環型経済は、プラスチック部門にとって大きな機会となる。欧州委員会共同研究センターの調査によると、循環型ソリューションは、2050年までにプラスチックリサイクル業界の気候関連排出量を45%削減し、エネルギー消費を脱炭素化し、貿易収支を年間180億ユーロ改善できることを示している。

プラスチックリサイクル業界は、リサイクル材料市場の分断、エネルギーコストの高騰、バージンプラスチック価格の変動、第3国からの不公平な競争など、増大する圧力に直面している。これらの課題は既に大きな打撃を与えており、EUのリサイクル業者は稼働率の低下や経済的損失に見舞われており、EUの循環性目標と産業競争力を脅かしている。

#### 市場の分断の克服

リサイクルプラスチックの自由な移動に関するEU全体で統一され、予測可能な規則が存在しないことが、市場の分断につながっている。本日提示された措置は、プラスチック市場のより統合された市場の構築に貢献するものである。

本日の対策パッケージの一環として、欧州委員会は、廃棄物枠組み指令に基づき、EU全体

でプラスチックの廃棄物処理基準を策定するための施行法案を提示する。リサイクル材が再利用対象材料と見なされる基準を EU 全体で設定することは、リサイクルプラスチックの単一市場を確立し、リサイクル業者、特に中小企業の行政手続きを簡素化し、欧州全域で高品質なリサイクル材の安定供給を確保するための重要なステップである。最終採択に先立ち、法案草案は本日公表され、2026年1月26日までパブリックコメントを募集する。

欧州委員会はまた、シングルユースプラスチック指令に基づく PET 製使い捨て飲料ボトルのリサイクル材含有量に関する施行法案を加盟国に提出し、投票にかける。これらの規則は、プラスチックケミカルリサイクル業者に新たな機会を創出し、一定の条件の下で、ケミカルリサイクルされたプラスチックがメカニカルリサイクルされたプラスチックを補完し、EU のリサイクル目標の達成に貢献することを保証する可能性がある。より明確な規制枠組みは、法的確実性を高め、欧州全域におけるケミカルリサイクルへの投資を促進することも期待される。

欧州委員会はまた、循環型プラスチック同盟を再始動し、強化することを計画しており、プラスチックバリューチェーン全体に亘る協力のための構造化された包括的なプラットフォームとして強化し、業界の利害関係者、加盟国、欧州委員会が共同で共通の優先事項を特定し、欧州のプラスチック部門の競争力と循環性に影響を与える主要な課題に取り組むことができるようにする。

### 公正な競争の確保

EU 産プラスチックと輸入プラスチック間の公正な競争を確保するため、欧州委員会はバージンプラスチックとリサイクルプラスチックにそれぞれ別々の通関コードを作成する。これは、税関及び各国の市場監視当局による輸入プラスチックに関する EU 規則の執行を支援するものである。

欧州委員会はまた、EU 及び世界市場におけるバージンプラスチック及びリサイクルプラスチックの監視活動を発表し、EU 産プラスチックと輸入プラスチック間の公正な競争を確保するための貿易措置の策定に役立てる。欧州委員会は、2026年にこれらの措置の状況を評価する。

### 投資とイノベーションの促進

欧州委員会は、各国の銀行及び欧州投資銀行との連携を活用し、循環型プロジェクトへの支援を強化する。競争力調整ツール (CCT) のパイロットプログラムを立ち上げることで、地

域横断循環型ハブを支援する。これらのハブは、リサイクルと循環型の取り組みを拡大するためのスマートな専門化と国境を越えた協力を促進する。

#### シングルユースプラスチック指令の影響評価

欧州委員会は本日、使い捨てプラスチック指令（SUPD）を評価するためのパブリックコメント募集とエビデンスの募集を開始した。これは、指令が特定のプラスチック製品の海洋環境及び人間の健康への影響をどの程度削減し、循環型で革新的かつ持続可能な経済を促進しているかを検証するための第一歩である。この協議とエビデンスの募集は、2026年3月17日まで、全ての関係者に公開される。

#### 背景

欧州は循環型経済への移行を加速させる必要がある。限られた天然資源を賢明に利用することは、経済の安全保障、競争力の向上、そして炭素排出量の削減に不可欠である。

EUは循環型政策において主導的な役割を果たしているが、その進展は緩やかである。2024年には、EUで使用される材料の12.2%が再生材で、2015年の11.2%から僅かに増加した。EU法、競争力コンパス、クリーン・インダストリアル・ディール、そしてREsourceEU行動計画で設定された目標を達成するためには、欧州は循環型経済の実践に対する障害を取り除く必要がある。

EUは、競争力コンパスに示された通り、2030年までに循環型経済における世界のリーダーとなることを目指している。この方向への重要な一歩となるのが、2026年末までに採択が予定されている循環経済法です。この法律は、リサイクル材の単一市場の確立と、EU域内におけるリサイクル材の需給改善に貢献するだろう。

本日の措置は、フォンデアライエン委員長が2025年9月の一般教書演説で表明した、欧州の循環経済への移行を加速するという公約を実現するものである。このパッケージは、主要セクターに焦点を当て、的を絞った実践的な措置を導入することで、2026年に成立する強力な循環型経済法の基盤を築く。

詳細はこちら

Q&A

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA\\_25\\_3152](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_25_3152)

欧州の循環型経済への移行加速に関するコミュニケーション：プラスチックの循環性向上  
[https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics\\_en](https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics_en)

循環型経済に関するウェブサイト  
[https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy\\_en](https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy_en)

プラスチック戦略に関するウェブサイト  
[https://environment.ec.europa.eu/strategy/plastics-strategy\\_en](https://environment.ec.europa.eu/strategy/plastics-strategy_en)

循環型プラスチック同盟に関するウェブサイト  
[https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/industrial-alliances/circular-plastics-alliance\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/industrial-alliances/circular-plastics-alliance_en)

シングルユースプラスチックに関するウェブサイト  
[https://environment.ec.europa.eu/topics/plastics/single-use-plastics\\_en](https://environment.ec.europa.eu/topics/plastics/single-use-plastics_en)

廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関するパブリックコメント  
[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria_en)

シングルユースプラスチック指令に関するエビデンスとパブリックフィードバックの募集  
[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14422-Rules-on-single-use-plastics-and-fishing-gear-evaluation-\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14422-Rules-on-single-use-plastics-and-fishing-gear-evaluation-_en)

ビデオ – 我々はプラスチックの蛇口を止められるか？  
[https://environment.ec.europa.eu/news/video-can-we-turn-plastic-tap-2025-07-30\\_en](https://environment.ec.europa.eu/news/video-can-we-turn-plastic-tap-2025-07-30_en)

循環型経済に関する JRC 報告書  
[https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news-and-updates/circular-economy-could-slash-231-million-tonnes-co2-heavy-industry-year-2025-10-03\\_en](https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news-and-updates/circular-economy-could-slash-231-million-tonnes-co2-heavy-industry-year-2025-10-03_en)

## 引用

ヨーロッパの競争力とレジリエンス（回復力）は、資源の効率的な活用にかかっています。本日の措置により、私たちは苦境に立たされているヨーロッパのプラスチックリサイクル部門を支援し、循環型素材の真の単一市場の構築に向けて具体的な措置を講じます。これは、

ヨーロッパの産業に新たな機会を創出し、循環型への移行を加速させ、依存度を低減し、未来を見据えた経済の確立を目指すものです。

ジェシカ・ロスウォール 環境・水レジリエンス・競争力のある循環型経済担当委員

このイニシアティブは、私たちの新たな産業戦略の真髄、即ち産業の脱炭素化を経済競争力の源泉とすることを、正に体現しています。本日、私たちはヨーロッパのプラスチック産業を支援するための重要な措置を提案します。このイニシアティブは、良い行いをすることで、成功を収めるもの。循環型経済を促進することで、ヨーロッパ全体に新たなビジネスチャンスを創出するだけでなく、特にプラスチックに焦点を当てた循環型材料の単一市場を強化し、EU 初の真の二次市場のための適切な条件を整えます。これらの提案は、RESourceEU による重要原材料のリサイクル促進イニシアティブと相まって、欧州の経済安全保障の強化に役立ち、ひいては経済の競争力向上に大きく貢献するでしょう。

ステファン・セジュールネ 繁栄・産業戦略担当執行副議長

「循環型プラスチックパッケージに関する Q&A」 2025 年 12 月 23 日

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_25\\_3152](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_3152)

欧州委員会はなぜ今、これらの措置を提案しているのか？ また、この措置パッケージの全体的な目的は何なのか？

欧州委員会は、EU のプラスチックリサイクル産業が直面している喫緊の課題に対応するため、この措置パッケージを提案した。特に、リサイクル能力の低下と国際競争における不公平な競争条件が懸念される。この短期的な取組みは、欧州委員会が 2026 年に提案する予定の循環経済法（CEA）に向けた重要な第一歩となる。

原油安と EU 域外諸国の過剰生産能力を背景に、欧州のプラスチックリサイクル能力の伸びは鈍化し、2021 年の 17%から 2022 年には 10%、2023 年には 6%に落ち込んでいる。その結果、相当な生産能力が遊休状態となり、リサイクル企業は倒産の危機に直面している。今年末までに、生産能力はフランスのリサイクル能力に相当する 100 万トン減少する見込みである。

これら全てが、今後数年間でプラスチック製品に再生材を配合する割合の増加を義務付ける包装廃棄物と廃車に関する既存の EU 規則によって促進される、リサイクルと循環型プラスチックへの需要増加を、このセクターが活用する能力を損なっている。

このパッケージの全体的な目的は、このセクターを支援するとともに、循環型プラスチック

経済の実現に向け、より包括的かつ体系的なアプローチの基盤を築くことである。これは、より循環的で競争力があり、低炭素な経済への移行を支援するための欧州委員会の幅広い取り組みの一環である。

EU 全体の廃棄物処理基準は、企業と消費者にどのような利益を齎すか？

EU 全体のプラスチック廃棄物処理基準は、プラスチック廃棄物が廃棄物ではなくなり、再び原材料と見なされる時期について、企業にとって明確で統一されたルールを提供する。

この新たな統一ルールは、行政上の負担を軽減し、単一市場全体で公平な競争条件を実現する。これにより、国境を越えた再生プラスチックの取引と利用が容易になる。共通の品質基準を確立することで、再生プラスチックへの信頼が高まり、生産者はより多くの製品にこれらの基準を適用できるようになり、リサイクル分野への新たな投資が促進される。

消費者にとって、これらの措置は、再生プラスチックが高品質かつ安全基準を満たすことを保証し、品質を損なうことなく、より持続可能な製品への二次原料の利用を促進するのに役立つ。

同時に、本日提案された措置は、プラスチック廃棄物の収集とリサイクルを奨励し、エネルギーの節約、温室効果ガスの排出量の削減、環境と健康への影響の軽減に貢献する。

全体として、廃棄物最終基準は、再生プラスチックを廃棄物ではなく貴重な二次原料として扱うことで循環型経済を強化し、経済と地球の双方に利益を齎す。

パブリックコメントは 2026 年 1 月 26 日まで受け付けている。

欧州委員会はケミカルリサイクルをどのように支援しているか？

EU はプラスチック廃棄物の増加に直面しており、収集、選別、リサイクルへの取り組みを強化することが不可欠である。

EU は、リサイクル目標を達成するために、焼却や埋め立てよりも環境への影響が少ない全てのリサイクル技術を支援している。メカニカルリサイクルは、排出量の削減とエネルギー効率の向上という利点がある。同時に、ケミカルリサイクルは、機械的方法が実現不可能な場合、特に食品包装など、高品質の再生材が必要な場合に重要な役割を果たす。

欧州委員会は本日、ポリエチレンテレフタレート（PET）製のシングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生材含有量の計算、検証、報告に関する新たなルールを加盟国に提出する。この規則は、初めてケミカルリサイクルされた成分も対象とする。このルールが採択されれば、EU はシングルユースプラスチック指令で設定された意欲的な再生材含有量目標を達成し、技術中立的な方法で革新的なリサイクル技術への投資を促進することに貢献するだろう。このイニシアティブは、投資家に対し、ケミカルリサイクルの長期的な可能性に対する法的確実性と信頼を与えることを目的としている。

このパッケージは、REsourceEU イニシアティブとどのように関連しているか？

どちらのイニシアティブも、原材料の確保と、再生材のための活気ある国内市場の創出に貢献し、EU の戦略的自立性を高め、経済的レジリエンスを強化することを目的としている。

REsourceEU は重要な原材料に焦点を当てているが、このパッケージは主にプラスチックに焦点を当てている。これにより、サプライチェーンのレジリエンスが強化され、輸入バージン原材料への依存度が低減されるだけでなく、EU 域内における二次原材料の価値と利用度も向上する。

欧州委員会は、輸入原材料による不公平な競争の可能性を考慮し、欧州のリサイクル業者にとって公平な競争条件をどのように確保するのか？

欧州委員会は、欧州のリサイクル業者にとって公平な競争条件を確保するための包括的な解決策の開発へのコミットメントを改めて表明している。

欧州委員会は、新設された輸入監視タスクフォースと、2025年3月に導入された特定の工業用化学物質を対象とした監視システムの両方を通じて、プラスチックの輸入を引き続き綿密に監視する。欧州委員会は、ダンピング輸入や補助金輸入による損害の証拠をEUの影響を受ける企業から入手した場合、貿易防衛調査を実施する。この意味合いにおいて、欧州委員会は既にプラスチック産業関連製品に対し6つの貿易防衛措置を発動している。特にPETについては、中国に対して反ダンピング措置、インドに対しては反補助金関税が課されており、これらは再生PETとバージンPETの両方を対象としている。現在、より広範なプラスチック関連製品を対象とした更なる調査が進行中である。欧州委員会は、2026年中にEUのプラスチックバリューチェーンにおける公平な競争条件を確保するための追加措置の必要性を判断する予定である。

欧州委員会はまた、プラスチック輸入のコンプライアンス監視を強化するための措置も講

じる。食品接触材料を含むバージンプラスチックと再生製品を区別するために、税関コードを改訂する。更に、食品接触包装材料に使用される再生プラスチックに関する規則の執行を強化し、特に EU 域内外のリサイクル施設の監査を実施する。これにより、EU 基準と持続可能な慣行への遵守が確保される。

これらの輸入措置は、廃棄物輸送規則に基づき 2026 年 11 月から適用される、OECD 非加盟国への EU プラスチック廃棄物輸出禁止措置を補完するものである。

循環型プラスチック同盟（CEA）の再開は、プラスチック業界が直面する課題に、産業界及び加盟国と共同で取り組む上で極めて重要である。

このパッケージは、今後制定される循環型経済法とどのような関係があるのか？

この短期的な取り組みパッケージは、欧州委員会が 2026 年に提案を予定している循環型経済法に向けた第一歩となる。本日発表された措置は、単一市場におけるプラスチックのリサイクルを支援し、投資とイノベーションを促進するための短期的な効果のある行動に重点を置いている。

循環型経済法は、二次原材料の単一市場における障壁を取り除き、その機能を改善し、循環型材料への需要を促進するための、より包括的な措置を導入する。

本日発表されたパッケージには、CEA の長期ビジョン、即ちリサイクル材の利用拡大、循環型ビジネスモデルへの投資促進、そして欧州の競争力と資源安全保障の確保に向けた行動が含まれている。

「欧州の循環型経済への移行：プラスチックの循環性の向上」2025 年 12 月 23 日

[https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics\\_en](https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics_en)

欧州委員会から欧州議会、欧州閣僚理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会へのコミュニケーション

欧州の循環型経済への移行を加速：プラスチックの循環性向上のためのパイロットプロジェクト

## 1. はじめに

循環型経済は、欧州の環境・気候変動対策の重要な推進力であり、経済の安全保障、レジリ

エンス（回復力）、そして競争力にとって不可欠である。ドラギ報告書で強調されているように、主要セクターにおける循環性の向上は、資源効率の向上、原材料輸入への依存度の低減、そしてEUの産業基盤の強化といった計り知れない価値を生み出す可能性がある。原材料の節約1トン、製品や材料の再利用・リサイクル1つ1つが、欧州の経済レジリエンス（回復力）の強化、産業競争力の強化、そして排出量と環境への影響の削減に繋がる。この戦略的可能性の証拠は明白である。欧州のエネルギー集約型セクター全体に循環型ソリューションを導入することで、2050年までにEUの貿易黒字が4%増加し、エネルギー集約型セクターの生産に伴うライフサイクル全体の温室効果ガス排出量が2050年までに2億トンCO<sub>2</sub>相当削減される可能性がある。更に、焼却セクターの排出量も大幅に削減され、金属鉱石、電力、化石燃料の需要も大幅に減少する(1)。循環型経済はEUにとって大きなビジネスチャンスでもある(2)。循環型経済セクターは既に年間約3,160億ユーロの粗付加価値を生み出し、約1,310億ユーロを投資し(3)、430万人を雇用し、2030年に向けて大きな成長の可能性を秘めている。

(1) JRC (2025). エネルギー集約型産業における循環型経済移行の可能性の把握。本報告書で調査対象とした4つのエネルギー集約型産業は、鉄鋼、アルミニウム、セメント、プラスチックである。本評価は、これらのセクターで生産される製品のライフサイクル排出量に基づいており、エネルギー集約型セクター自体の上流および下流における排出量、更には製品寿命終了時の焼却に伴う排出量の回避も含まれる。

(2) 例えば、欧州の再製造市場は、現在の310億ユーロから2030年までに1,000億ユーロに成長し、50万人の新規雇用を生み出すと予測されている。

(3) Source: Eurostat (online data codes: cei\_cie012, cei\_cie011).

しかし、こうした機会があるにも係らず、真の循環型経済に向けた進展は依然として遅々として進んでいない。EUは、2030年までに欧州の循環型経済率を24%に倍増させるという目標の達成には依然として程遠い状況にある。2010年から2024年にかけて、経済におけるリサイクル材の割合は10.7%から12.2%へと僅かに増加したに過ぎない(4)。より強力かつ協調的な行動がなければ、競争力コンパス、クリーン産業協定、そしてRESouceEUの目標を完全に達成することはできない。

(4) Source: Eurostat (online data code cei\_srm030).

進展を加速させるため、欧州委員会は2026年に循環経済法を提案し、構造的な障壁に対処し、廃棄物と二次原材料の単一市場を創設し、循環型製品、サービス、ソリューションへの需要を促進する予定である。それぞれの原料の流れは、それぞれに固有の障壁に直面しており、それぞれに適切な対策を講じる必要がある。これらの障壁を取り除き、循環経済の潜在能力を最大限に引き出すためには、地方、国、EUレベルで協調的な行動をとる必要がある。

しかしながら、特定のセクターへの圧力は既に深刻化している。従って、本報告書は、循環型経済法に向けた最初のパイロット事業として、プラスチック分野における循環性を支援するための短期的な対策に焦点を当てる。これらの対策は、より統合されたプラスチック市場に向けた具体的な一歩であり、規制の確実性と公平な競争条件の下で、欧州のリサイクル業者がリサイクルの拡大において役割を果たせるようにし、イノベーションと投資を促進することを目指している。

私たちの活動は、欧州委員会の最近のバイオエコノミー戦略及び REsourceEU と補完的なものであり、これらは主要なバリューチェーン全体における循環性、レジリエンス、競争力の強化に貢献している。

#### EU における競争力のある循環型プラスチック分野の確保

プラスチックは、包装、建設、自動車、電子機器、ヘルスケアなど、多くの分野にとって不可欠である。幅広い製品におけるプラスチックの使用は経済的利益を齎したが、同時に多大な廃棄物の発生にも繋がっている。EU で生産される約 5,800 万トンのうち、回収・選別されるのは僅か半分であり、新しいプラスチックにリサイクルされるのは約 13%に過ぎない(5)。プラスチックのバリューチェーン全体で発生する損失やポイ捨ては、廃棄物管理の欠陥と相まって、本来であれば効果的に収集、管理、リサイクル出来るはずの物質の流れをそらすことで、プラスチックの潜在能力を制限し続けている。(4)

(5) JRC Publications Repository - Plastics materials flows in the EU-27 and their environmental impacts

循環型経済はプラスチック業界にとって大きなチャンスである。循環型ソリューションは、プラスチックバリューチェーン全体で、二酸化炭素換算で約 8,000 万トンの排出量を削減し、EU の環境目標達成に大きく貢献する可能性がある。また、循環型ソリューションは、2050 年までにプラスチック業界の貿易収支を年間 180 億ユーロ改善させる可能性も秘めている(6)。包装・包装廃棄物規制やシングルユースプラスチック指令といった最近の立法措置は、プラスチック業界における循環型経済の需要を大幅に高め、ビジネスケースの強化に貢献するだろう。更に、暫定合意を受けて、欧州委員会は共同立法者に対し、車両設計における循環性要件と使用済み車両の管理に関する規制案の採択に向けた立法プロセスを可能な限り早期に完了するよう求めている。この規制案は、特に新車への再生プラスチックの搭載に関する新たな目標設定を通じて、欧州産再生プラスチックの需要を更に加速させるだろう。

(6) JRC (2025). Capturing the Potential of the Circular Economy Transition in Energy-Intensive Industries.

しかし、正に今、プラスチックリサイクル業界は、リサイクル及び循環型プラスチックに対する需要増加の期待に応える能力を損なうリスクのある重大な課題に直面している。リサイクル部門は、高エネルギーコスト、バージンプラスチックの低価格かつ予測不可能な価格（原油価格に連動）、そして他地域の過剰生産能力とリサイクルプラスチックの需要不足に起因する安価なプラスチック（多くの場合、リサイクル済みと偽ってクレームされているバージンプラスチック）の輸入との競争に直面している。これらの圧力により、EUのプラスチックリサイクル業者は稼働率の低下、多大な経済的損失、そして場合によっては倒産に至っている。EUのプラスチックリサイクル能力は、2021年に17%、2022年に10%の成長率を記録し、2023年には1,320万トンに達したが、2023年には成長率が6%に鈍化し、2025年末までに約100万トンの純減に転じると予想される。これはフランスのリサイクル能力に匹敵する量である。この生産能力の縮小は、環境コンプライアンスの観点だけでなく、産業競争力、経済成長、雇用維持にも課題を齎す。特に、EUの廃棄物輸送規則に基づき、EU域内のプラスチック廃棄物の非OECD諸国への輸出が禁止されたことに伴い、EUが急増するプラスチック廃棄物を処理する必要に迫られている時期には、これは大きな懸念事項である。

この傾向を逆転させるには、EU及び加盟国レベルで、リサイクルと再生材の普及を促進し、再生可能なバイオベースプラスチック(7)を含むイノベーションを促進するための緊急の行動が必要である。こうした背景から、EUは、主要な障壁、特に市場の分断、不公正な競争、そして単一市場におけるセクター全体に亘る公平な競争条件の確保という広範な必要性に対処するための、一連の具体的な短期的措置を推進している。

(7) In line with the 2025 EU Bioeconomy Strategy.

#### 市場の分断の克服

再生プラスチックの自由な移動に関するEU全体で調和のとれた予測可能な規則が存在しないことが、市場の分断化に繋がっている。この分断は、品質と安全性への懸念（旧物質の優先化を含む）に起因するリサイクル材の需要低迷、そして真に統合されたリサイクルプラスチック単一市場の欠如によって一層悪化している。

本日提示された措置は、プラスチック市場の統合強化に貢献するもの

まず、欧州委員会は、廃棄物枠組み指令に基づく施行法を示し、メカニカルリサイクルプラスチックのEU域内における廃棄物でなくなる基準を定め、リサイクルプラスチックの単一市場を創設する。これにより、プラスチック廃棄物単一市場の条件が整う。新たなルールが採択されれば、リサイクルプラスチックはもはや廃棄物として分類されなくなり、EU域内全体に適用される統一基準に従い、27加盟国全てにおいてより容易に流通できるように

なる。これらの措置は、製造業におけるリサイクルプラスチックの利用を促進し、リサイクル業者、特に中小企業の行政負担を軽減し、EU 域内における高品質なリサイクル材のより安定した供給を支援することを目的としている。業界の推計によると、EU 全体でプラスチックの廃棄物最終基準がないため、EU のプラスチックリサイクル部門では年間約1億2,000万ユーロ、リサイクル業者1社当たり平均約26万ユーロの追加コストが発生している。

第二に、欧州連合（EU）におけるケミカルリサイクル投資の法的確実性を高めるため、史上初の「マスバランス配分ルール」を提案する。このルールは、リサイクル含有率目標に算入できるケミカルリサイクルの払出しの割合を決定する。この最初の一連のルールは、シングルユースプラスチック指令に基づくリサイクル含有率目標の実施に関するもので、具体的には2025年までにPETボトルのリサイクル含有率を25%、2030年までに全ての飲料ボトルのリサイクル含有率を30%にするという目標である。シングルユースプラスチック指令（PETボトル）に基づくケミカルリサイクルプラスチック含有率の計算、検証、報告に関する統一ルールは、ケミカルリサイクル材を目標達成に算入することを可能にし、循環型プラスチックバリューチェーンにおいて、メカニカルリサイクルを補完するケミカルリサイクルの役割を認識している。これらのルールは投資を促進するのに役立つ。欧州のプラスチック業界は、今後数年間でケミカルリサイクルに最大80億ドルの投資を計画しているが、その成功を確実にするための適切な規制の枠組みを求めている。

対策	タイムライン
シングルユースプラスチック指令（PETボトル）に基づくケミカルリサイクルされたプラスチック含有量に関する規則の設定 - 加盟国への投票のために送付	本通知で提示
EU 全体のプラスチック廃棄物最終処理基準を定める施行法に関するパブリックフィードバックプロセスを開始し、EU 全体のプラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関する作業を完了	本通知で開始

共通の優先行動を特定するために循環型プラスチック同盟を再始動

循環型プラスチック同盟（CPA）は、欧州プラスチック戦略に基づき2018年12月に発足し、廃棄物収集業者からリサイクル業者、一次生産者、加工業者、ブランドオーナー、小売業者に至るまで、プラスチックバリューチェーン全体に亘る主要な業界関係者を結集している。2025年までに新製品に使用される再生プラスチックを1,000万トンにするという公約に基づき、CPAはプラスチックバリューチェーンを活性化し、リサイクル設計の標準化要請への貢献や再生プラスチックフローのモニタリング改善など、いくつかの重要な分野で進展を遂げてきた。

これらの成果を基に、新たな課題に直面しつつも EU プラスチックの競争力ある循環性を更に加速させるためには、循環型プラスチック同盟、加盟国、そして欧州委員会間の緊密な協力が不可欠である。

従って欧州委員会は、循環型プラスチック同盟（CPA）を再編・強化し、業界関係者及び加盟国と共同で、欧州プラスチックセクターが直面する主要な課題を特定、議論し、対処していく。刷新された同盟は、このセクターにおける前例のない危機に対処するための強固なプラットフォームとなるだろう。

この目的のため、欧州委員会は、一連の緊急の成果に焦点を当てた、2026 年に向けた同盟の共同作業計画を提案する。特に、CPA の活動は、本報告書の以下のセクションで提示する作業の流れの構築と優先順位付けを支援するものとなる。これには、EU におけるプラスチック産業の現状に関する業界主導の分析が含まれ、欧州委員会の支援を受け、競争ルール(8)を遵守しつつ、対処すべき主要課題を特定する。この分析は、必要な条件が満たされた場合、将来の貿易調査の対象となる優先分野を特定するための基盤となるだろう。アライアンスに提案されるその他の成果物は、市場監視活動の優先順位付け、市場需要の刺激、及びリサイクルポリマーの通関コードの開発のための基盤を提供する。

(8) <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/44544>

まず、欧州委員会は、循環型プラスチック同盟の将来の活動の基盤を整備するため、プラスチックの競争力のある循環性に関するハイレベル対話を開催する。

対策	タイムライン
循環型プラスチックアライアンスを再始動し、2026 年までの作業計画に合意し、加盟国が参加するプラスチックの循環性に関するハイレベル対話を開催する。	2026 年第 1 四半期

#### より公正な市場

EU では、シングルユースペットボトルから包装に至るまで、製品における再生プラスチック含有量に関する既存の法的拘束力ある目標が、循環性の向上を確実なものにし、プラスチックバリューチェーンへの投資を強く促し、環境保護の向上に貢献している。これらの目標は、EU で生産される再生プラスチックのビジネスケースを創出する。しかしながら、これまでの経験から、EU における再生プラスチック市場創出に向けた取り組みは、原料や完成品の輸入をも促進してきたことが明らかになっている。EU に拠点を置くプラスチックリサイクル業者は、EU の目標によるプル効果を利用するため、バージンプラスチックであるにも係らず「再生品」として販売されており、多くの場合、EU 産の同等品よりも低価格で販

売されていると報告している。従って、公平な競争環境を確保し、EUのリサイクル業者や生産者が不公正な貿易競争によって不当な価格に晒されることを回避することが急務である。欧州委員会は、プラスチック産業を不公正かつ有害な輸入競争から保護することに全力で取り組んでいく。

欧州委員会は、ダンピング輸入や補助金交付による輸入品によって損害を受けた EU 産業界からの証拠を受け取った場合、貿易防衛調査を実施する。欧州委員会は、これまでにプラスチック産業関連製品に対し、6 件の貿易防衛措置を発動している。特に PET については、中国に対して反ダンピング措置、インドに対してはリサイクル PET とバージン PET の両方を対象とした反補助金関税を発動している。現在、幅広いプラスチック関連製品を対象とした追加調査が進行中である。

更に、欧州委員会は、新設の輸入監視タスクフォースと、2025 年 3 月に導入された特定の工業用化学物質向けの専用監視システムの両方を通じて、プラスチックの輸入を監視する。欧州委員会は、EU の生産者及び団体に対し、結果の検証と、循環型プラスチック同盟の支援を受けつつ、適切な場合に保護措置を導入するための市場情報と業界が直面する経済状況に関する更なるデータ提供を求めていく。欧州委員会は、有害な輸入急増が確認された場合、十分に裏付けられた要請に基づき、貿易防衛調査を開始する用意がある。

欧州委員会はまた、EU 産プラスチックと輸入プラスチックの公平な競争条件を確保するため、税関及び各国の市場監視当局による統一的な適用と執行を支援する措置を講じる。現行の税関コードは、バージンプラスチックとリサイクル製品を区別しておらず、プラスチック材料、製品、廃棄物の輸入を適切に監視するのに十分な詳細さが無い。このため、当局や市場運営者がリサイクル材とバージンプラスチックの輸入を区別することが著しく阻害されている。

PET ボトルなどのリサイクルプラスチックの主要市場セグメントを含む食品接触材料については、食品接触用リサイクルプラスチック材料及び成形品に関する欧州委員会規則(EU) 2022/1616 に間もなく行われる改正により、EU に輸入されるリサイクルプラスチックに対し、より厳格なコンプライアンス文書要件が導入される予定である。この改正が採択されれば、リサイクル材専用の税関コードの作成の根拠となり、輸入管理が円滑化される。この改正は、リサイクル業者と食品接触材料の製造業者に法的確実性を提供し、国内生産品と輸入品の公平な競争条件を整備する。

欧州委員会は、他のセクターに関連するリサイクルポリマーについても、個別の税関コードの作成に向けて取り組む。これにより、EU 域内に輸入されるリサイクルポリマーの監視が

改善され、税関当局が EU 規則の遵守状況を確認し、自由流通への放出を検証する上での支援が強化される。追加措置は、今後の輸入管理メカニズムの一環として、プラスチック輸入に関する EU 規則の実際的な施行を支援する。食品接触用の再生プラスチック材料及び成形品に関する欧州委員会規則(EU) 2022/1616 に厳格なコンプライアンス文書要件を導入することで、EU に輸入される、又は EU で生産される食品接触用の再生プラスチックのコンプライアンスレベルが一層保証され、輸入材料に関する公平な競争条件が整う。欧州委員会は、EU 域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について監査を実施し、再生 PET として申告された貨物が実際にプラスチック廃棄物からリサイクルされたものかどうかを検証するための新しい分析方法の導入において管理ラボを支援する(9)。権限のある税関の管理ラボを訓練するために、TAIEX-EIR PEER 2 PEER ツールが導入される。

(9) 例えば、フランス経済省の委託を受け資金提供を受けている国立プラスチック・複合材料産業技術センターは、バージン PET とリサイクル PET を区別するプロトコル (DISTINGO) を開発した。関係者や研究所のコンソーシアムは、LIFE 助成金を申請して、こうしたプロトコルを EU 税関ラボに展開し、他のポリマーについても同様の分析法を開発できる。

これらの輸入措置は、2026 年にプラスチック廃棄物の輸出に適用開始される新制度を補完するものである。2026 年 11 月以降、OECD 非加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出は禁止される。これは、廃棄物管理に関連する環境及び人の健康リスクに直面する可能性が高い国へのプラスチック汚染の輸出を防止するためである。同時に、欧州委員会は OECD 加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出を監視し、廃棄物輸送規則に基づき、2026 年第 2 四半期までに、これらの廃棄物が持続可能な方法で管理されているかどうかを評価する。特に、EU から大量のプラスチック廃棄物を輸入している OECD 加盟国に注目する。

対策	タイムライン
食品接触用再生プラスチックに関する規則 (EU) 2022/1616 を改正する。	2026 年第 2 四半期
規則 2022/1616 の改正に基づき、個別の通関コードの作成要請を開始するとともに、他の再生ポリマーについても個別の通関コードの追加作成に向けた作業を進める。	2026 年第 2 四半期
PET を含む食品接触材料の専用監査を実施する。	2026 年
各国の市場監視当局が管理機能を果たせるよう、管理ラボを支援し、TAIEX セミナーを開催する。	2026 年第 1 四半期
EU プラスチックバリューチェーンにおける公平な競争条件を確保するための追加措置の必要性を判断するための評価	2026 年を通して

## 2. 投資とイノベーションの促進

循環型経済の加速には投資が鍵となる。欧州委員会は欧州投資銀行と共同で、EUにおける循環型経済への年間投資ギャップを 820 億ユーロと推定している。現在、循環型経済への資金の約 7%は公共部門からの資金である。提案されている複数年度財政枠組みは、国家・地域パートナーシップ計画を含む投資促進のための重要なツールを提供する一方で、資金の大部分は民間資金から調達する必要がある。この目的のためには、必要に応じて公的資金へのインセンティブや補完を含め、民間投資を活用するためのあらゆるツールを活用する必要がある。現在の水準と比較して大幅な追加投資を必要とする主要なバリューチェーンは、建設（年間 180 億ユーロ）、自動車・電池（年間 100 億ユーロ）、電子機器・ICT（年間 50 億ユーロ）、繊維（年間 50 億ユーロ）である。

投資、イノベーション、循環性を促進するため、欧州委員会は、競争力調整ツールに基づき、域内循環型ハブに焦点を当てたパイロット事業を開発する。クリーン産業協定（CDI）に基づき、このパイロット事業は、EUの競争力とレジリエンス（回復力）を強化しつつ、環境目標の達成を支援することを目指す。リサイクルなどの循環型技術・慣行における相乗効果と規模の経済性を活用し、戦略的バリューチェーン全体に亘って製造業者、リサイクル業者、廃棄物処理業者を結集することで、循環性に関するビジネスケースを強化する。EU域内での二次原材料の供給を確保することで、このパイロット事業は戦略的な下流産業を支援し、第3国への依存を軽減し、EUの戦略的自立性に貢献する。実施に当たっては、個々の加盟国だけでは困難な可能性のある産業能力への投資と規制措置を組み合わせる。投資家の信頼を獲得し、循環型経済の推進におけるEUの競争力を高めるためには、協調的な行動が不可欠であり、これには大規模インフラと安定した長期的市場シグナルに依存するセクターも含まれる。このパイロット事業は、既存の産業界および地域間（10）パートナーシップを活用し、官民の資金を動員し、既存のEU及び各国の法律を基盤とする。また、採択される循環型経済法を補完するものとして設計されている。

（10）例えば、化学薬品や効率的で持続可能な製造業における産業近代化のためのテーマ別スマート特化プラットフォームをご覧ください。

欧州投資銀行（EIB）と複数の国立振興銀行（11）が2019年に立ち上げた循環経済に関する共同イニシアティブ（JICE）は、2019年から2024年の間に160億ユーロ以上を投資することで、循環経済プロジェクトへの資金調達を加速させてきた。この成功を基に、またEUの循環型経済への移行を推進するため必要な今後の取り組みを踏まえ、欧州委員会は、欧州投資銀行（EIB）及びその他のJICEメンバーと協力し、循環経済への移行を更に加速するためのチーム・ヨーロッパ・アプローチを推進していく。更に、EIBグループの気候銀行ロードマップ・フェーズ2（2026～2030年）に表明されているように、EIBは2026年に循環経済へのコミットメントを強化し、専用の循環経済オリエンテーションを導入する。より広

くは、EIB グループは、効率性、安全性、成長の主要な原動力であり、欧州の産業・農業政策の中核要素である循環経済への支援を強化していく。

(11) Currently including: Bank Gospodarstwa Krajowego (BGK — Poland), Caisse des Dépôts Group (CDC — France), including Bpifrance, the French national investment bank, Cassa Depositi e Prestiti (CDP — Italy), Instituto de Crédito Oficial (ICO — Spain), KfW (Germany) and InvestNL (Netherlands).

投資ギャップを埋めるためには、国レベル及び地域レベルでの投資の増加も不可欠である。欧州委員会は、加盟国に対し、クリーン・インダストリアル・ディール（CID）国家補助金枠組み、気候・環境保護・エネルギーに関する国家補助金に関するガイドライン、EU 一般一括適用免除規則など、既存の可能性を最大限に活用するよう求める。クリーン・インダストリアル・ディールを支援するための新たな国家補助措置枠組みは、循環型経済プロジェクトを含むクリーン・インダストリアル・ディールの目標に関連するプロジェクト・ポートフォリオのリスク軽減を通じて、加盟国が民間投資を一層促進する可能性を提供する。

投資ギャップと投資機会をより適切に特定するため、欧州委員会は、循環型経済への移行が EU の成長と競争力にどのように貢献するかを示す、的を絞ったマクロ経済指標及びマクロ金融指標の開発を目的とした調査を開始する。

この作業は、環境経済会計の進行中の進展、特に環境経済会計システム（SEEA）への循環型経済指標の統合と整合するものである。この作業の結果は、欧州委員会のモニタリング活動に役立てられ、欧州環境機関（EEA）、欧州投資銀行（EIA）、OECD を含む全ての関連する EU 及び国際的なデータ提供者及びパートナー、そして産業界、学界、市民社会の協力を得ることになる。

欧州委員会は、ホライズン・ヨーロッパを通じて、プラスチックの循環性向上に向けた研究とイノベーションを支援している。2021 年から 2024 年の間に、1 億 1,500 万ユーロがプラスチックの循環性向上に充てられ、革新的な循環型食品プラスチック包装、使用済みプラスチック廃棄物からの有害物質の除去、様々な用途向けの新しいバイオベースプラスチックといった革新的なソリューションの提供が行われた。プラスチック分野の主要なバリューチェーン、即ち、包装、建設製品、輸送において、イノベーションが促進されています。最も有望なソリューションは、EU の循環型経済への移行を加速させ、その規模拡大を支援する官民双方の資金との相乗効果を高めることに繋がる。これらの研究開発イニシアティブに加え、イノベーション基金は、高度に革新的なソリューションの市場展開を継続的に支援していく。これまでに、関連する公募を通じて約 3 億ユーロの資金がプラスチック関連プロジェクトに交付され、プラスチック製品の循環性が大幅に向上する。

最後に、今月採択された環境アセスメントの迅速化と合理化に関する規則案 (12) は、廃棄物の抑制、分別収集、再利用、再利用準備、リサイクルに関連するプロジェクトを含む、幅広い戦略的セクターにおける許可手続きの調和、簡素化、迅速化を図るものである。この改革により、規制の予測可能性が向上し、質の高いリサイクル及び循環型インフラへの投資が促進される。

(12) See 6f650a70-c4f5-4c79-a8dc-6efaff290494\_en

これらの措置は、循環型経済を含む将来の欧州競争力基金によるクリーンな移行と脱炭素化の期間から生じる追加的な投資とイノベーション支援、そして新たな欧州研究領域プラットフォーム (13) といった追加的な投資イニシアティブを補完するものである。

(13) <https://european-research-area.ec.europa.eu/era-actions-2025-2027>

対策	タイムライン
競争力調整ツールに基づき、地域横断循環型ハブに焦点を当てたパイロット事業を開発する。	2026 年第 1 四半期
循環型経済が EU の成長と競争力にどのように貢献しているかを示すため、対象となるマクロ経済指標とマクロ金融指標をより適切に評価するための調査を開始する。	2026 年第 1 四半期

3. 欧州の循環型時代 本日のパッケージは、プラスチックの循環性を支援する既存の EU の重要な取り組みの成果を基盤として、この方向に向けた重要な一歩となる。これは、2025 年と 2026 年に展開される、相互に補完し合う循環型経済イニシアティブの第一弾である。

循環型経済法は、廃棄物及び二次原材料の単一市場を創設し、既存の障壁に対処し、高品質な欧州産リサイクル材の供給を増加させ、二次原材料及び循環型製品への需要を刺激する。重要なのは、これらの取り組みが、EU エコラベル規則、持続可能な製品のためのエコデザイン規則、及びその最初の作業計画の実施を含む既存の政策によって強化されることである。デジタル製品パスポートの支援を受け、これらの措置は透明性を高め、輸入原材料への依存を低減し、欧州企業が調和のとれた単一市場において循環型ビジネスモデルを拡大するのを支援する。

循環型経済への移行は、EU の経済安全保障、競争力、レジリエンス、そして脱炭素化にとって不可欠である。ヨーロッパは今、世界の循環型経済への移行を主導するまたとない機会を得ている。

Have your say 「プラスチック廃棄物 – EU 全体の廃棄物でなくなる基準」 2025 年 12 月 23 日

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria_en)

プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関する欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC の適用に関するルールを定める欧州委員会施行規則 (EU) …/…XXX

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

廃棄物に係る、及び特定の指令を廃止する 2008 年 11 月 19 日欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC [1]、特にその第 6 条(2)に鑑み、

一方：

(1) EU 全体におけるプラスチックの廃棄物処理基準は、再生プラスチック及び新製品の製造に使用可能な二次原材料の単一市場の創出を強化し、リサイクル業者、特に中小企業の行政負担を軽減し、プラスチックの輸送に関連するコストを削減する上で重要である。廃棄物の最終処分基準を策定し、EU 全域で高品質なリサイクル材の安定供給を確保するとともに、循環型経済を推進する。今後制定される循環型経済法は、高品質なリサイクル材の供給を促進し、二次原料や循環型製品への需要を刺激するとともに、原料コストを削減するための手段として、廃棄物最終処分基準を規定すること。

(2) 欧州委員会共同研究センター (「JRC」) は、EU 全域で更なる廃棄物最終処分基準を策定するための優先廃棄物ストリームのリストを特定するための調査を実施した[2]。この調査では、最も可能性の高い 5 つの廃棄物カテゴリが強調され、プラスチック廃棄物が最優先ストリームに位置付けられた。この調査に続き、JRC は EU 全域におけるプラスチック廃棄物の最終処分基準に関する技術提案に関する報告書 (「報告書」) [3]を公表し、繊維及び建設廃棄物・解体廃棄物の鉱物成分に関する EU 全域における廃棄物最終処分基準に関する技術提案の策定に着手したこと。

(3) 上記の報告書によると、EU 全体の廃棄物最終処理基準に適合する可能性が高いプラスチックは、ポリマーの種類や供給源に関わらず、熱可塑性ポリマー及び熱可塑性ポリマーの

混合物である。熱可塑性ポリマーとは、加熱により軟化し、冷却により再び固化し、再成形が可能なポリマーである。熱可塑性ポリマーの例としては、ポリエチレン (PE)、ポリエチレンテレフタレート (PET)、ポリプロピレン (PP)、ポリスチレン (PS) などが挙げられる。これらは最も一般的なプラスチックであり、汎用プラスチックとも呼ばれていること。

(4) 本規則に規定される、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準は、リサイクルによって得られる払出物が、i) 新しいプラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造に使用できる状態であること、ii) 製品に適用される既存の法律及び基準に準拠していること、iii) 環境又は人の健康に全体的に影響を与えないことを保証するものでなければならない。払出しプラスチックが、エネルギー回収、化学品・燃料製造のための原料、埋め戻し作業など、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造以外の目的で使用される場合、当該材料が本規則に定める基準に従って既に廃棄物でなくなるステータスを取得している場合を含め、廃棄物でなくなるステータスを付与されるべきではない。二次原料市場の円滑化を図るため、本規則に定める廃棄物でなくなる基準は、再生プラスチックに適用され、最終的なプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品には適用されないこと。

(5) 本規則に従って廃棄物でなくなるステータスに達した材料を用いて特定の製品を製造することは可能であるが、当該材料をより高価値用途にも使用できるようにするために、他の回収作業を実施する必要がある場合がある。これは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1935/2004[4]及び欧州委員会規則(EU) No 2022/1616[5]に従って再生プラスチックの食品接触材料を製造する場合に当てはまる。これらの規則によれば、プラスチック投入物は、その材料が食品接触に適していることを保証するため、汚染除去されなければならないこと。

(6) 本規則の目的におけるリサイクル作業には、メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル（これらはフィジカルリサイクルとも呼ばれる）が含まれる。これらのリサイクル作業は、プラスチックを構成するポリマー鎖を意図的に変化させるものではないが、分子量が僅かに増加する可能性がある。従って、投入プラスチックの予備的な選別作業又は目視検査を実施するだけでは、廃棄物でなくなる基準を満たすのに十分とは見なされないこと。

(7) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2024/1157[6]は、EUからのプラスチック廃棄物の輸出に関する規則を定めている。同規則は、処分作業のためのプラスチック廃棄物の輸出、並びに同規則の A3210 及び Y48 に分類されるプラスチック廃棄物の、回収作業のための廃棄物の国境を越える移動の規制に関する OECD 理事会決定[7]の適用範囲外の国（「非 OECD 諸国」）への輸出を禁止していること。

(8) 規則(EU) 2024/1157 は、同規則の B3011 に分類される清浄で無害なプラスチック廃棄物の EU 域外への輸送は、(i) 同規則第 II 編第 1 章に規定される事前の書面による通知及び同意の手続きに従うこと、及び(ii) 汚染物質の含有量に関する拘束力ある規則を遵守することを義務付けている[8]。更に、同規則は 2026 年 11 月 21 日から、B3011 に分類されるプラスチック廃棄物の「非 OECD 諸国」への輸出も禁止していること。

(9) EU 域外からのプラスチック廃棄物の輸出に関する上記の規則に鑑み、本規則は、これらの輸出制限を損なわない範囲で、プラスチック廃棄物の最終処分基準を定めるべきである。従って、本規則は、投入材として使用されるプラスチック廃棄物及びリサイクルプロセス自体に関する要件の設定に加え、払出しプラスチック中に含まれる異物（即ち、本規則の適用範囲外のプラスチックポリマー及び非プラスチック材料）の閾値に関する具体的な基準も導入する必要があること。

(10) 規則(EU) 2024/1157 に規定されている規則と本規則で確立された規則との区別を容易にし、それらの施行を容易にするために、廃棄物を B3011 に分類するための汚染レベルの閾値と、プラスチック廃棄物が最終処分基準を満たしていると判断するための異物レベルの閾値が同じにならないようにすることが重要である。従って、プラスチックリサイクル材中の異物含有量が 1.9%未満という閾値は、プラスチック廃棄物の最終処分基準の一つとして設定されている。更に、この規則には、EU 域外へのプラスチックリサイクル材の輸出について、ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP)、及び/又はポリエチレンテレフタレート (PET) の混合物を除き、プラスチック製品には 1 種類の熱可塑性ポリマーのみを含めることができるという追加基準が含まれている。これは、OECD 加盟国及び非加盟国に同様に適用される規則 (EU) 2024/1157 の B3011 項に定められた要件と一致している。この基準値と追加基準により、次のことが保証される：i) プラスチック廃棄物の輸送に関する規則を回避するリスクが低減される；ii) 異物基準値が技術的及び経済的に実現可能であり、加盟国における現在のプラスチックリサイクル慣行と整合している；iii) リサイクル業者に対する要件が明確に定義されている；iv) EU 域内でリサイクルプラスチックを使用できないリスクが低減される。

(11) 廃棄物最終処理基準への適合を証明するため、プラスチック再生材の生産者は品質管理システムを導入し、生産者又は輸入者は、廃棄物ではなくなったプラスチック廃棄物について適合宣言を発行すること。

(12) 欧州委員会は、本規則の実施状況の監視に基づき、また、廃棄物最終処理基準が適用可能な回収作業の一つとしてケミカルリサイクルを含む、プラスチック廃棄物の処理に関

する技術開発を考慮するため、本規則を評価し、必要に応じて見直すものとする。

(13) 本規則に規定される措置は、指令 2008/98/EC 第 39 条に基づいて設置された委員会の意見と整合していること。

(14) 事業者が、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に適応するための十分な時間を確保するため、本規則の適用を延期する必要があること。

次の規則を採択する：

#### 第 1 条 適用範囲

本規則は、第 2 条に定義されるプラスチック廃棄物であって、プラスチックを構成するポリマー鎖を意図的に変化させることを意図しないリサイクル作業を受けるものに適用する。

#### 第 2 条 定義

本規則の適用上、以下の定義を適用する：

(1) 「プラスチック」とは、欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2019/904[9]第 3 条第 1 項に定義されるプラスチックをいう；

(2) 「プラスチック廃棄物」とは、廃棄された熱可塑性ポリマー及び熱可塑性ポリマーの混合物（ポリマーの種類及び供給源を問わない。）をいう；

(3) 「メカニカルリサイクル」とは、予備選別、選別、粉碎、洗浄、乾燥、再造粒、配合等の機械的処理によるプラスチック廃棄物のリサイクルをいう。但し、プラスチックを構成するポリマー鎖は保持される；

(4) 「溶剤ベースのリサイクル」とは、熱及び溶剤を用いてプラスチック廃棄物をポリマー及び添加剤の溶剤に溶解し、その後、化学分解反応又はポリマー鎖の変化を起こさずに、添加剤及びポリマーを溶液から分離する処理をいう；

(5) 「投入プラスチック」とは、リサイクル事業の投入物として使用されるプラスチック廃棄物をいう；

(6) 「払出しプラスチック」とは、メカニカルリサイクル作業又は溶剤ベースのリサイクル作業からポリマーの形で得られるプラスチックをいう；

- (7) 「プラスチック再生物」とは、廃棄物でなくなり、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造のための二次原料として使用できる払出しプラスチックをいう；
- (8) 「事業者」とは、プラスチック廃棄物又はプラスチック再生物を保有する自然人又は法人をいう；
- (9) 「生産者」とは、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなった後に初めてプラスチック再生物を他の事業者に移譲する事業者をいう；
- (10) 「輸入者」とは、EU 域内に所在する自然人又は法人で、EU 域内の関税領域にプラスチック再生物を搬入する者をいう；
- (11) 「資格を有する職員」とは、第 5 条に規定される品質マネジメントシステムの一環として自己監視要件に定められた管理措置を実施するための資格を有する経験及び／又は訓練を受けた職員をいう；
- (12) 「委託品」とは、ある事業者から他の事業者に移譲されることが意図され、1 つ又は複数の輸送ユニットに収納されている可能性のある、払出しプラスチックのバッチをいう；
- (13) 「目視検査」とは、委託品の代表的な全ての部分を対象に、1 つ又は複数の人間の感覚及び非専門的な機器を用いて、手作業による操作その他の感覚検査、又は適切な携帯型センサーの使用を伴う、払出しプラスチックの検査をいう；
- (14) 「有害物質」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1272/2008[10]附属書 I 第 2 部から第 5 部に規定される物理的危険、健康危険又は環境危険に関する基準を満たす物質をいう；
- (15) 「ポリマー」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1907/2006[11]第 3 条(5)に定義される意味を有する；
- (16) 「適合性評価機関」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 765/2008[12],[13]第 2 条(13)に定義される意味を有し、同規則(EC) No 10 条に従ってピア評価を受けた国の認定機関によって認定されたものをいう；

(17) 「環境検証機関」とは、適合性評価機関、自然人、法人、又はこれらの者の団体若しくはグループであって、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1221/2009[14]第2条ポイント(30)又は(31)に定義される国の認定機関又はライセンス機関によって認定又はライセンスを受け、同規則第31条に従ってピア評価の対象となるものを意味する；

(18) 「異物」とは、熱可塑性プラスチック以外のポリマー、リサイクル作業の対象とならない熱可塑性ポリマー、及び非プラスチック材料をいう；

(19) 「非プラスチック材料」には、金属、紙、ガラス、土、砂、灰、塵埃、ワックス、ビチューメン、セラミックス、木材を含むが、これらに限定されない。ポリマーの特性を向上させるために意図的に添加された結果、ポリマーマトリックスに結合した材料は除く。

### 第3条 廃棄物でなくなるステータス

1. プラスチック廃棄物は、次に掲げる全ての条件が満たされる場合、廃棄物として扱われなくなる：

(a) リサイクル作業の投入プラスチックとして使用されるプラスチック廃棄物が、附属書Iセクション1に定める要件に適合していること；

(b) プラスチック廃棄物が受けるメカニカルリサイクル作業及び溶剤ベースのリサイクル作業が、附属書Iセクション2に定める処理工程及び技術に適合していること；

(c) メカニカルリサイクル作業又は溶剤ベースのリサイクル作業から生じる払出しプラスチックが、更なる処理作業を行うことなく、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造に直接使用することができ、かつ、附属書Iセクション3に定める製品品質に関する要件に適合していること；

(d) 生産者又は輸入者が第4条に定める要件を遵守していること；

(e) 生産者が第5条に定める要件を遵守すること。

2. 第1項(c)の規定に係らず、廃棄物でなくなったプラスチック製品は、より価値の高い製品又は成形品の製造に使用できるように品質を向上させるため、更なる加工を行うことができる。

### 第4条 適合宣言

1. 生産者又は輸入者は、第 3 条に定める廃棄物でなくなる基準を満たすプラスチック再生材料の各委託について、附属書 II に定める様式を用いて適合宣言を発行しなければならない。
2. 生産者又は輸入者は、当該委託の次の事業者当該適合宣言を送付しなければならない。
3. 生産者又は輸入者は、適合宣言の写しを発行日から少なくとも 3 年間保管し、国の所管の官庁の要請に応じて、当該適合宣言を提供するものとする。
4. 適合宣言は、電子形式によるものとする。

#### 第 5 条 品質管理システム

1. 生産者は、第 3 条に定める廃棄物最終処理基準への適合を実証できる品質管理システムを実施しなければならない。
2. 品質管理システムには、次に掲げる各事項に関する一連の文書化された手順を含めなければならない：
  - (a) リサイクル事業の投入プラスチックとして使用されるプラスチック廃棄物のモニタリング（品質管理措置及びリスク管理措置を含む。）；
  - (b) 処理工程及び処理技術のモニタリング；
  - (c) リサイクル事業から得られる払出しプラスチックの品質のモニタリング（サンプリング及び分析の指示並びにその頻度を含む。）；
  - (d) (a)、(b)及び(c)に従って実施されたモニタリング結果の記録の保管；
  - (e) 払出しプラスチックの品質に関する顧客からのフィードバックの記録の保管；
  - (f) 第 3 条に定める廃棄物最終処理基準への不適合があった場合に、リサイクル事業の実施状況を改善するために講じられた措置の記録の保管；
  - (g) 品質管理システムの見直し及び改善；

(h) 職員の研修。

3. 品質マネジメントシステムは、附属書 I に規定する廃棄物最終処理基準ごとに定められた全ての具体的な自己監視要件を網羅しなければならない。

4. 品質マネジメントシステムは、次のいずれかの機関によって認証されなければならない：

(a) 適合性評価機関；又は、

(b) 環境検証機関。

5. 第 4 項に規定する機関は、品質マネジメントシステムが第 2 項に定める品質保証手順に関する要求事項を満たしていることを検証しなければならない。検証は 3 年ごとに実施しなければならない。

6. 第 4 項に規定する機関は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1893/2006[15]に規定される以下の NACE コードのうち少なくとも 1 つを対象範囲とする認定又は免許を取得している場合にのみ、第 5 項に規定する検証を実施することができる：

- NACE コード 20 (化学薬品及び化学製品の製造)

- NACE コード 22 (ゴム及びプラスチック製品の製造)

- NACE コード 38 (廃棄物の収集、処理及び処分活動；材料回収)

7. 第 3 国に所在するリサイクル施設からプラスチックを輸入する者が、EU 市場にプラスチック再生材の投入を認められるためには、第 3 国の供給者に対し、本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める要件に適合し、かつ、第 4 項に規定する機関のいずれかによって検証された品質管理システムを実施することを要求するものとし、当該機関は、規則(EC)No 第 765/2008 又は欧州委員会決定 2011/832/EU[16]と併せて規則(EC)No 1221/2009 に定める仕様に従い、第 3 国で事業を行うための特定の認定又はライセンスを取得するものとする。

8. 第 3 国に所在するリサイクル施設からプラスチックを輸入する者が第 7 項に定める要件を満たさない場合、輸入されるプラスチックは廃棄物と見なされ、これに抛り、規則(EU)No 2024/1157 を遵守するものとする。

9. 生産者は、規則(EC) No 1221/2009 第 2 条(26)に定義される執行当局に対し、要請に応じて品質管理システムへのアクセスを提供しなければならない。

## 第6条 見直し

欧州委員会は、本規則の実施状況の監視に基づき、また、プラスチック廃棄物の処理に関する技術開発を考慮するため、遅くとも2029年1月1日までに本規則を評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第7条 発効及び適用

本規則は、欧州連合官報における公示の日から20日目に発効する。

本規則は、2026年7月1日から適用される。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定

[署名者に応じて、2つの選択肢から選択されたい。]

欧州委員会を代表して 委員長 [...]

委員長を代表して [...] [ポジション]

## 附属書I プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準

### セクション1 投入材として使用されるプラスチック廃棄物に関する要件

	基準	自己監視要件
1.1	<p>投入プラスチックは、指令2008/98/EC第3条ポイント2に定義される有害廃棄物に分類されないか、リサイクル作業前に有害廃棄物に分類されないように処理することが可能でなければならない。</p> <p>投入プラスチックは、リサイクル作業から生じる払出しプラスチック(表注(1))が同規則第3条に基づき有害物質に分類されない場合に限り、規則(EC) No 1272/2008第3条及び同規則附属書Iに基づき有害物質に分類される物質を含むことができる。</p>	<p>受入管理は、受け入れた全てのプラスチック廃棄物の目視検査及び付帯文書の分析という形で、資格を有する職員によって実施されなければならない。特に、事業者は廃棄物の起源に関する文書の提出を求めなければならない。</p> <p>リサイクル施設の事業者は、有害廃棄物、有害物質、又は規則(EC) No 1907/2006又は規則(EU) 2019/1021で制限されているその他の物質を含む廃棄物を検出するために、適切な管理措置を講じなければならない。管理措置は、品質管理シス</p>

	<p>投入プラスチックには、リサイクル作業から生じた払出しプラスチック（表注（1））に、附属書 XIV に記載されている物質の使用に関する認可規定を定めた第 56 条を含む、同規則に準拠した物質が単独又は混合物として含まれている場合にのみ、規則（EC）No 1907/2006 で制限されている物質を含めることができる。</p> <p>投入プラスチックには、欧州議会及び関係理事会規則(EU) 2019/1021(1)附属書 IV に定められた限度値を超える濃度の残留性有機汚染物質 (POPs) が含むことができるが、これは以下の条件のうち少なくとも 1 つが満たされている場合に限る：</p> <p>(a) 投入プラスチックの POPs 濃度が、規則(EU) 2019/1021 附属書 IV に定められた限度値を下回る可能性のある（前）処理工程が実施されていること；</p> <p>(b) 適用される処理プロセス及び技術により、リサイクル作業から生じる物質単体又は混合物が、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たす程度まで、当該投入部分を処理できること。</p>	<p>テムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>プラスチック廃棄物中の POPs については、POPs 含有量を分離するための（前）処理手順は、品質管理システムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>廃電気電子機器、廃車、建設廃棄物及び解体廃棄物、並びに廃電池に由来する投入材料には、特に注意を払わなければならない。廃電気電子機器、廃車、建設廃棄物及び解体廃棄物、並びに廃電池に由来する材料は、有害物質に適用される全ての必須処理要件を満たしているものとする。廃電気電子機器及び廃車に由来する投入材料を受け入れる場合、処理施設の運営者は、前所有者に対し、廃電気電子機器及び廃車に関する関連処理要件への適合を証明する文書の提出を求めなければならない。この文書は、品質管理システムに記録されなければならない。</p>
1.2	<p>投入プラスチックは、プラスチックを含む廃棄物のあらゆる発生源に由来できる。</p> <p>以下の材料は、投入プラスチックとして使用してはならない：</p> <p>(a) 医療廃棄物（発生源で分別された非有害性プラスチック医療廃棄物を除く）；</p> <p>(b) 使用済み吸収性衛生用品。</p>	<p>リサイクル施設の運営者は、本基準 1.2 で制限される材料を含む投入プラスチックのバッチを識別し、除去するための適切なリスク管理措置を確立しなければならない。</p> <p>受け入れた全ての投入プラスチックの目視検査及び付随文書の分析という形態の品質管理措置は、本基準 1.2 で制限され</p>

		<p>る材料を含む投入プラスチックを識別する方法について訓練を受けた資格のある職員によって実施されなければならない。</p> <p>リサイクル施設の運営者は、プラスチックに含まれる医療廃棄物が有害性を有しないことを保証するため、適切な品質管理措置を講じなければならない。具体的には、運営者は医療廃棄物の起源、分別、保管及び輸送に関する文書の提出を求めなければならない。品質管理措置は、品質管理システムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>リサイクル施設の運営者は、使用した投入プラスチック（受領日、供給業者、原産地、受領した投入プラスチックの種類及び数量）及び不合格とした投入プラスチック（不合格日、供給業者、原産地、種類、投入プラスチックの数量及び不合格理由）の記録を保持しなければならない。これらのデータは、品質管理システムに基づいて記録されなければならない。</p>
--	--	--

セクション2 処理プロセス及び処理技術に関する要件

	基準	自己監視要件
2.1	<p>リサイクル施設の運営者は、適格な投入プラスチックを受領した後、汚染を避けるため、不適格な投入プラスチックとは別に保管しなければならない。</p> <p>この規則の第3条に定められた廃棄物最終基準に適合する払出しプラスチック（表注(1)）、即ちプラスチックリサイクル材は、これらの基準に適合しない払出しプラス</p>	<p>本基準に定める投入材料及び払出し材料の分別保管要件を満たすために実施される手順は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>

	チックとは別に保管されなければならない。	
2.2	<p>メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル作業は、プラスチック廃棄物のポリマーの分子鎖を意図的に変化させてはならない。但し、ポリマー鎖の分子量を僅かに増加させることは除く。</p> <p>メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル作業には、払出しプラスチック（表注記(1)）をプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造に使用するために必要な全ての処理工程が含まれていなければならない。</p>	処理工程の順序は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。
2.3	<p>適格な投入プラスチックは、以下の条件を満たす範囲で処理されなければならない。</p> <p>(a) リサイクル作業から生じる払出しプラスチック（表注記(1)）は、規則(EC) No 1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質として分類されない；</p> <p>(b) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EC) No 1907/2006（附属書 XIV に掲げる物質の使用及び市場への上市に関する認可規定を定める第 56 条、並びに附属書 XVII に掲げる物質の製造、上市及び使用の条件を定める第 67 条を含む）に準拠する；</p> <p>(c) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づく POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たす。</p> <p>指令 2008/98/EC 第 18 条(1)に従い、投入</p>	<p>本基準に示されているように、規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 で制限されている有害物質又はその他の物質を含む可能性のある有害廃棄物及びプラスチック廃棄物の処理には、特に注意を払わなければならない。</p> <p>規則(EC) No 1272/2008、規則(EC) No 1907/2006、又は規則(EU) 2019/1021 の物質濃度要件を遵守するために用いられる手順及び方法は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>

<p>材料は、他の種類の有害廃棄物又は他の廃棄物、物質若しくは材料と混合又は希釈してはならない。同指令第 18 条(2)に定める特例が適用される。規則(EU) 2019/1021 第 7 条(2)によれば、同規則の附属書に掲げる物質から構成され、含有し、又は汚染された廃棄物は、POPs 含有量が確実に破壊されるか、又は不可逆的に変化するように処分又は回収されねばならない。</p>	
---	--

セクション 3 – 製品品質に関する要件

	基準	自己監視要件
3.1	<p>以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>(a) リサイクル作業から生じる払出しプラスチック（表注(1)）は、規則(EC) No1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質として分類されないこと；</p> <p>(b) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EC) No1907/2006（附属書 XVII で制限される物質の製造、上市及び使用に関する条件を定める第 67 条を含む）に適合すること；</p> <p>(c) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき、POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たすこと。</p>	<p>規則(EC) No 1272/2008、規則(EC) No 1907/2006、又は規則(EU) 2019/1021 への適合性の評価は、貨物に含まれる払出しプラスチックの定性的及び定量的特性評価に基づいて行われるものとする。これらの規則に規定されている免除（規則(EC) No 1272/2008 第 29 条、規則 1907/2006 第 2 条第 7 項、及び規則(EU) 2019/1021 第 4 条を含む）が適用される。</p> <p>払出しプラスチックの代表サンプルは、本基準に示されているように、有害物質及び規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 に基づき制限されている物質の濃度と性質を測定するために分析されなければならない。これらの代表サンプルは、以下の要因を考慮したリスクに基づくアプローチに基づいて決定された適切な間隔で採取される：</p> <p>(a) 払出しプラスチックの組成の予想される変動パターン（例えば、過去の結果から分かるもの）；</p> <p>(b) リサイクル作業及びその後の加工</p>

		<p>における投入プラスチックの品質の変動に関する固有のリスク（例えば、有害物質及び規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 に基づき制限されている物質を含むプラスチックの平均含有量が高いこと）；</p> <p>(c) モニタリング方法の固有の精度：</p> <p>(d) 結果が、物質を有害とする、又は商業化を制限する濃度閾値に近いこと。</p> <p>モニタリング頻度を決定するプロセスは、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>
3.2	<p>払出しプラスチック（表注記(1)）は、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造におけるプラスチックリサイクル材の使用に関する EU 製品法規制の要件及び業界規格に適合している。</p>	<p>資格を有する職員は、払出しプラスチックの各バッチが法的要件及び適切な規格（顧客規格を含む）に適合していることを確認するものとする。</p>
3.3	<p>払出しプラスチック（表注記(1)）に含まれる異物の総量は、ドライベース重量の 1.9% 未満とする。</p> <p>更に、払出しプラスチック（表注記(1)）が EU 域外の国に輸出される場合、払出しプラスチックは、ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）及び／又はポリエチレンテレフタレート（PET）の混合物を除き、単一の熱可塑性ポリマーで構成されるものとする。</p>	<p>資格を有する職員は、払出しプラスチックの各バッチについて目視検査を実施し、製品品質の異常を検出するものとする。</p> <p>水分を含まない払出しプラスチックの代表サンプルは、重量法によって分析し、異物含有量及び性質を測定するものとする。異物含有量は、ドライベースで秤量することにより分析するものとする。</p> <p>特に検査の目的で、クロマトグラフィーや赤外分光法などの補完的な分析技術を異物含有量の測定に用いることができる。</p>

	<p>材料を凝集又はペレット化するために熱処理を施す場合、異物含有量は、熱処理を施す前の再処理の最終段階で測定するものとする。</p> <p>これらの代表サンプルは、以下の要因を考慮したリスクに基づくアプローチに基づき、適切な間隔で採取されるものとする：</p> <p>(a) 払出しプラスチック組成の予想される変動パターン（例えば、過去の実績に基づくもの）；</p> <p>(b) リサイクル作業及びその後の処理における納入プラスチックの品質の変動に関する固有のリスク；</p> <p>(c) モニタリング方法固有の精度；</p> <p>(d) 結果が異物の閾値に近いかどうか。</p> <p>サンプリングによるモニタリングの頻度は、少なくとも6ヶ月に1回実施し、投入プラスチックの傾向やその他の変化を確実に検出できるように調整される。</p> <p>モニタリングの頻度を決定するプロセスは、品質マネジメントシステムに基づいて文書化されるものとする。</p>
--	--

表注(1)：

回収作業の結果として、i) 物質単独、ii) 混合物（例：プラスチック、ゴム）、又は iii) 廃棄物から直接回収された成形品が生成される場合がある。規則(EC) No 1272/2008 は、物品（爆発物及び花火用物品を除く）の危険有害性分類については規定していない。但し、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品が生成される時点は、廃棄物処理基準の対象外とする。有害性に関する言及は、物質を混合物として分類するか、物質（組成が未

知又は変動する物質、複雑な反応生成物、又は生物学的物質（UVCB 物質）を含む）として分類するかについて適用される。関係事業者は、2つの選択肢のうち、物質の特性に最も適したものを決定するものとする。

附属書 II [本規則（参照）追加予定] 第 5 条に定める廃棄物処理基準への適合に関する声明。

1. 委託品の固有識別コード：

プラスチック再生材の製造者／輸入者：

氏名：

住所：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：

2. 委託品の数量（トン）：

3. a) 顧客仕様、業界仕様、又は規格に基づくプラスチック再生材のカテゴリの名称又はコード：

b) 顧客仕様、業界仕様、又は規格の主要な技術規定（異物に関する廃棄物最終製品の品質要件への適合を含む）：

4. プラスチック再生材委託品は、顧客仕様、業界仕様、又はポイント 3 に規定する規格に準拠している。

5. プラスチック再生材委託品は、[本規則(参照を追加)]附属書 I の投入材料(1.1 及び 1.2)、処理プロセス及び処理技術（2.1、2.2 及び 2.3）、並びに製品品質（3.1、3.2 及び 3.3）に関する基準を満たしている。

6. 本貨物のプラスチック再生材は、規則(EC) No 1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質に分類されていない。

本貨物のプラスチック再生材に含まれる物質は、規則(EC) No 1907/2006（附属書 XIV に掲げる物質の使用及び市場への供給に関する認可規定を定める第 56 条、並びに附属書 XVII で制限されている物質の製造、市場への供給及び使用に関する条件を定める第 67 条を含む）

に準拠している。

本貨物のプラスチック再生材に含まれる物質は、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき、残留性有機汚染物質の製造、市場への供給及び使用を制限する規定を満たしている。

7. プラスチックリサイクル材の生産者は、国家認定機関によって認定された認定適合性評価機関、または規則(EC) No 1221/2009 第 2 条ポイント (20)(b) に定義される環境検証機関によって認証された品質管理システムを適用する。プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなると EU の関税領域に輸入される場合、品質管理システムは、規則(EC) No 765/2008 又は欧州委員会決定 2011/832/EU と併せて規則(EC) No 1221/2009 に定められた仕様に従い、国家認定機関によって認定された認定適合性評価機関、又は第 3 国で事業を行うための特定の認定又はライセンスを取得する環境検証機関によって認証されるものとする。

8. 本貨物に含まれる材料は、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造にのみ使用されることを意図している。直接間接、エネルギー又は非プラスチック材料に変換したり、その他の目的に使用したりしてはならない。これらの条件が満たされない場合、プラスチック再生材の使用人は、廃棄物として処理し、廃棄物発生量に関する情報を正確に記録及び報告するため生産者に通知するものとする。

9. プラスチック再生材の生産者／輸入者の宣言：

上記の情報は、私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。

氏名：

日付：

署名：

JRC「包装及び包装廃棄物規制に基づく EU のハーモナイズした廃棄物分別ラベルに関する JRC 技術提案」2026 年 1 月 13 日

<https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC141706>

## アブストラクト

本報告書は、行動研究及び参加型デザイン研究から得られた知見に基づき、EU 域内でハーモナイズした廃棄物分別ラベルに関する技術提案を概説する。具体的には、包装廃棄物に適用可能な消費者向けラベルについて、包装及び廃棄物容器に貼付する、ハーモナイズした視覚的・体系的なデザインを提案する。本提案は、広範な机上調査、市民ワークショップ、調査、実験から体系的に収集された実証的エビデンス、そして専門家によるステークホルダーワークショップや協議から得られた知見に基づいている。本報告書は、包装及び包装廃棄物規則（特に域内市場の障壁の低減という目標）及び加盟国における様々な廃棄物分別制度と整合した、包括的な概念的・視覚的な提案を概説する。本報告書は、消費者に包装の材料構成に関する情報を提供し、包装及び廃棄物容器のラベルを一致させることで正しい分別指示を伝えることを基盤とした、柔軟でハーモナイズした概念的アプローチ、そして加盟国全体で消費者の理解と認識を確保しつつ、包装及び容器廃棄物への使用に十分な柔軟性を提供することを目指した、柔軟でハーモナイズした視覚的アプローチについて、エビデンスに基づき勧告を行っている。本報告書は、理論的及び実践的な考慮に基づき、必要な個別のラベルを規定するための細分化のレベルを提案している。重要な点として、本報告書は、規制要件、市民及び専門家の利害関係者の意向、実務上の制約、行動研究及び設計研究による適正規範の複雑な相互作用を考慮し、特定された課題、妥協点、そして今後の作業の必要性についても強調している。本報告書全体は、包装及び包装廃棄物規則第 12 条(6)及び第 13 条(2)に概説される施行法の策定に当たり、環境総局に情報を提供することを目的としている。

「包装及び包装廃棄物規則に基づく EU のハーモナイズした廃棄物分別ラベルに関する JRC 技術提案」2026 年

[https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/bitstream/JRC141706/JRC141706\\_01.pdf](https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/bitstream/JRC141706/JRC141706_01.pdf)

## エグゼクティブサマリー

### 政策的背景

本報告書は、欧州グリーンディール及び循環型経済行動計画 2.0 の枠組みにおける包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) の施行を支援するものである。環境総局の共同研究センター (JRC) が作成した本報告書は、外部委託業者、25,000 人を超える EU 市民、そして 250 人以上の

専門家関係者からの貢献に基づいている。本調査は、効率的なリサイクルと域内市場の機能にとって大きな障壁となっている、加盟国間における廃棄物分別ラベルの断片化を取り上げている。EU 域内におけるハーモナイズした包装廃棄物ラベルについて、エビデンスに基づき、行動及びデザインを考慮した提案を提示することにより、本報告書は PPWR 第 12 条及び第 13 条に基づく今後の施行法に情報を提供し、より広範な消費者情報、製品ラベル、及び環境コミュニケーション政策に貢献する。

## 主な結論

本技術提案は、EU 全域における包装及び容器廃棄物の分別ラベルのハーモナイズしたシステムを提示し、市場障壁の排除と、消費者が明確で一貫性があり、実用的な分別指示を確実に受けられるようにすることを目的としている。現在の分別方法は、包装の複雑さとハーモナイズしたラベル表示方法の欠如により、依然として最適とは言えず、生産者にとって市場の断片化を招き、市民にとって一貫性のない情報となっている。

提案されたシステムは、PPWR の要件に準拠し、収集先ではなく包装材料の識別に重点を置いた材料ベースのアプローチを採用している。視覚的なデザインは、ピクトグラム、色分け、最小限のテキスト、アクセシビリティ機能、そしてオプションのデジタルツールを組み合わせている。システムレベルの設計側面は、細分化（どの材料に個別のラベルが必要か）、複数部品包装のラベル表示、容器のメタラベル、デジタル情報提供に関するガイダンス、そして意識向上、教育、情報キャンペーンに関する推奨事項を網羅している。全ての構成要素は、行動及び参加型デザイン研究と広範な利害関係者との協議に基づいている。

この提案は、統合的かつ目的に適したソリューションを提供する一方で、導入上の課題も認識している。これには、多様な規制環境において色調、テキスト、デジタルキャリアを統一すること、そして消費者の混乱を防ぐため、既存のラベル表示フレームワークとの重複を管理することが含まれる。提案されているラベルの細分化レベルは、材料ごとの分別ニーズと、汚染、残留廃棄物、堆肥化可能な包装といった実務上の制約とのバランスをとっている。これにより、消費者の利便性と、廃棄物収集インフラが異なる加盟国全体への適用性が確保される。

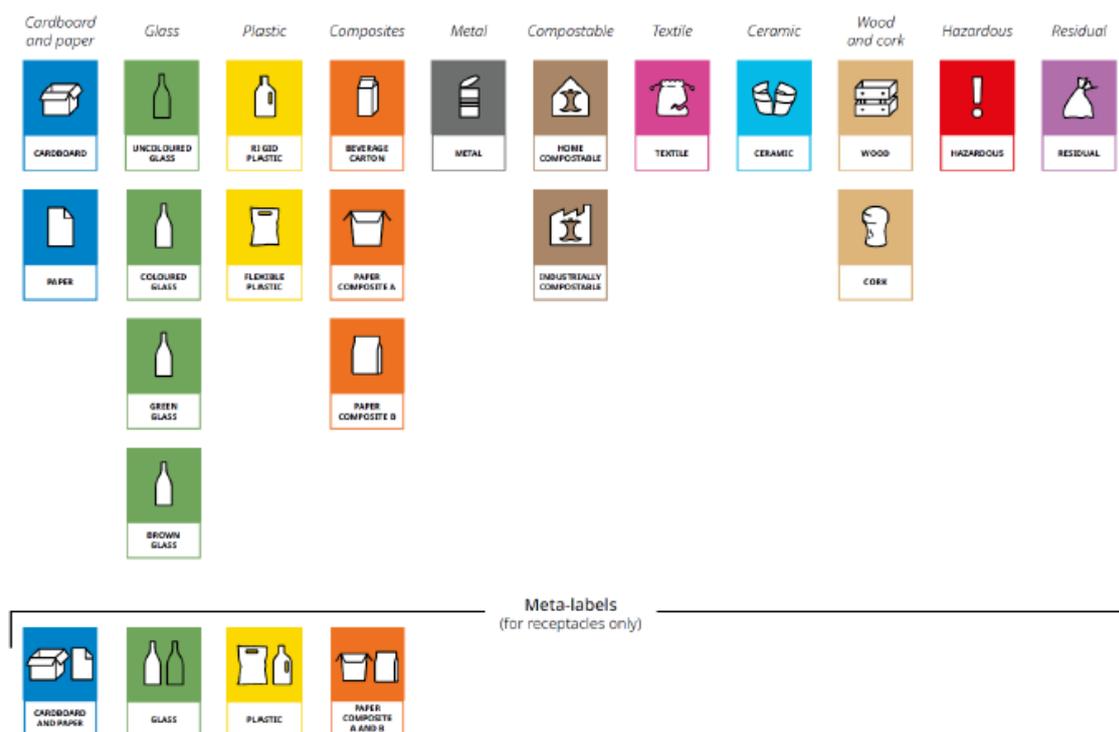
導入には、包装デザインの適応、ラベル表示システムの更新、廃棄物容器のラベル貼替え、そして既存の国内システムの段階的廃止に関連するコストがかかる。これらのコストは、分別精度の向上、リサイクル性能の向上、生産者と廃棄物管理者の運用上の複雑さの軽減といった期待されるメリットと比較検討する必要があるが、これら全てを事前に定量化することは困難である。

最後に、EU 施行法によるトップダウン型のハーモナイズしたアプローチが提案されるものの、報告書は、システムの長期的な有効性と受容性を確保するため、継続的な利害関係者の関与、将来の更新への柔軟性、そして的を絞ったコミュニケーションと教育キャンペーンの必要性を強調している。

### 主な調査結果

報告書は、EU でハーモナイズした廃棄物分別ラベルの視覚的及び概念的なデザインに関する原則を定義し、提案された色調と用語を含むラベルデザインの完全なセットを提供している（図 ES 1 参照）。また、関連する利害関係者グループ、特に包装生産者、廃棄物管理者、そして市民のため、概念的な考慮事項と実践的ガイダンスも示している。

図 ES 1. ラベル最終案（色彩とテキスト）



Source: Author's elaboration.

### 共同研究センターの関連研究及び今後の研究

本報告書は、PPWR 第 12 条及び第 13 条に基づき 2026 年 8 月 12 日までに採択される施行法の起草に資するものである。これらの法令は、ハーモナイズしたラベルとその仕様（包装及び容器ラベルの視覚デザイン、技術フォーマット、デジタル規定を含む）を規定する。

本研究は、廃棄物管理、行動・デザイン研究の分野における EU 政策支援のための JRC の

これまでの取組み、そして都市ごみの分別収集と廃棄物分別指示の調和化に関する取組みに基づいている。これらの取組みは、本提案の基礎となる一連の研究成果を生み出した。

本研究は、リサイクル設計基準及び包装材料のリサイクル性評価方法に関する分析及びモデリング研究にも関連している。これらの活動はいずれも、PPWR の施行と循環経済行動計画 2.0 のより広範な目標を支える一貫したエビデンス基盤の構築に貢献する。

更に、本研究は PPWR で制定された他のラベル規定とも連携している。これらには、再利用可能な包装のデジタルラベルと物理ラベル、デポジット返還制度における包装への任意の統一カラーラベル、リサイクル成分に関する情報を記載したラベル、そして拡大生産者責任（EPR）のためのデジタル識別子が含まれる。

欧州委員会の数多くのラベル作成イニシアティブ間の連携と一貫性を支援するため、JRC.S.1 はラベル作成に関する実践コミュニティも構築する。その目標は、ラベル作成に関わるプロジェクト間での知識交換、方法論の整合、そして相乗効果を促進し、EU のラベル作成政策支援における一貫性と効率性を高めることである。

#### クイックガイド

包装廃棄物は、EU における大きな環境課題である。各国のラベル作成システムが断片化されると、消費者の混乱、リサイクルの非効率性、域内市場への障壁が生じる。統一された廃棄物分別ラベルは、消費者に包装廃棄物の適切な廃棄方法に関する明確で直感的なガイドンスを提供し、リサイクルの成果を向上させ、市場統合を促進することを目的とする。

この提案は、デスクリサーチ、市民及びステークホルダーによるワークショップ、大規模オンライン調査、行動実験を組合せた多様な手法による研究アプローチに基づいている。これらの活動には 2 万 5000 人以上の市民と 250 人のステークホルダーが参加し、提案されたシステムが行動証拠、ユーザーの嗜好、そして実用的な実現可能性を反映していることが保証された。

本報告書では、実証的知見が調和型ラベリングシステムの視覚的・概念的デザインをどのように支えているかを概説し、様々なステークホルダーグループへの影響について考察する。その最終的な目的は、環境総局が主導する政策プロセスに役立て、施行法の策定と指針となる、科学的に健全で運用可能な提案を提供することにある。

(中略)

## 5. 結論

本報告書の目的は、包装廃棄物及び廃棄物分野の市民及び関係者を巻き込んだ行動・デザイン調査を通じて開発された、EU 統一包装廃棄物分別ラベルに関する技術提案を提示することであった。この提案は、概念的側面と視覚的デザインの両方の側面を取り上げ、PPWR への準拠と加盟国全体における実用性を確保することを目指している。

提案されたシステムは、机上調査、専門家関係者との協議、市民調査、行動実験、参加型デザインワークショップから得られた広範なエビデンスに基づいている。このシステムは、各国の多様な収集システムにおいて、消費者の理解と分別精度を向上させる、ハーモナイズした材料ベースのラベルのための一貫した枠組みを提供する。

提案されたラベルシステムは、直感的なピクトグラム、一貫した色調、モジュール式デザイン、そして限られたテキストによって、材料固有の情報伝達を重視している。北欧のピクトグラムシステムに着想を得て、包装と容器の対応付けの原則を適用することで、ユーザーが正しい廃棄方法を直感的に識別できるようにする。このエビデンスに基づくアプローチは、加盟国全体における統一と、地域の廃棄物管理慣行への適応に必要な柔軟性のバランスをとっている。

このシステムの細分化は、硬質プラスチックと軟質プラスチック、着色ガラスと無着色ガラス、繊維系複合材、堆肥化可能な包装材といった主要な材料サブカテゴリを区別し、現行及び進化するインフラにおける使いやすさと互換性を確保するために調整される。オプションのメタラベルとデジタルデータキャリア（QR コードなど）は、物理的なラベルを補完し、必要に応じて追加の分別ガイダンスを提供できる。

このシステムは優れた点を備えている一方で、今後の規制段階では、導入に当たりいくつかの課題を慎重に検討する必要がある。具体的には、以下の点が挙げられる：

1. 複数部品包装：視覚的な明瞭性とスペース効率を維持しつつ、異なる部品間でラベルを一貫して明確に貼付すること。
2. デポジット返還制度 (DRS)：混乱や分別指示の矛盾を生じさせることなく、各国の DRS 指標を統合すること。
3. 複合包装：使いやすさを維持しつつ、複雑な材料に対応するシンプルかつ包括的なソリューションを実現すること。
4. 色調と文字の調和：EU 域内における一貫性の必要性和、各国の多様な慣行及び利害関係

者の意向とのバランスをとること。

5. エビデンスの限界：特定の側面については、勧告は決定的な経験的証拠ではなく、入手可能な最良のエビデンスと専門家の判断に基づいていることを認識すること。

利害関係者は、特に中小企業にとって、包装の再設計、印刷、既存のラベル及び容器システムの適応に関連するコストなど、実施に伴う潜在的な負担を指摘した。これらの懸念は、移行期間、明確なユーザーガイドライン、そして遵守を促進するための的を絞った支援策の重要性を強調する。

消費者の観点から見ると、統一ラベルの効果を最大化するには、継続的なコミュニケーションと教育活動が不可欠である。広報キャンペーンでは、ラベルの意味、目的、利点を説明し、各国の分別システムの違いに対処する必要がある。透明性が高くアクセスしやすいコミュニケーションは、消費者の信頼と関与を構築し、ひいてはリサイクル実績の向上というPPWRの包括的目標を支援することに繋がる。

最後に、本提案では、廃棄物管理技術の進化、包装の革新、新しいラベルに対する行動反応など、継続的な研究とモニタリングが必要な分野をいくつか特定している。システムの有効性を維持し、技術・政策の進展との整合性を確保するためには、定期的な評価と反復的な更新が必要となる。

結論として、本提案は、EU全体で調和のとれた廃棄物分別ラベルのための、エビデンスに基づいた実用的なベースを提供する。科学的厳密さと参加型の洞察を組み合わせることで、分別精度の向上、市場の細分化の緩和、そしてEUの循環型経済目標の推進を可能にする、ユーザー中心のシステムを実現する。政策立案者は、これらの知見を施行法の指針として活用し、EU全体で調和のとれた廃棄物分別ラベルの枠組みに向け、協調的、包括的、かつ効果的な移行を確実に行うことが推奨される。

コミットロジー・レジスタ「2026年1月14日貿易防衛措置委員会会議」2026年1月2日公表

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%2940>

施行法案 D112173/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112163/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112137/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112124/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112099/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112086/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1036に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からのダンピング輸入に対する保護に関する施行法案

施行法案 D112085/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1037に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からの補助金付輸入に対する保護に関する施行法案

コミットロジー・レジスタ「2026年2月4日貿易防衛措置委員会会議」2026年1月23日掲載

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%29183>

施行法案 D112979/01

2016年6月8日欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2016/1037に基づく、欧州連合(EU)非加盟国からの補助金付輸入に対する保護に関する施行法案

コミトロジー・レジスタ「2026年1月16日廃棄物委員会の包装に関する会議」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%2957>

「2026年1月16日 廃棄物技術適用委員会会議 - 包装及び包装廃棄物、及びシングルユースプラスチック指令について」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%29104>

「2026年1月16日廃棄物 WFD（注：廃棄物枠組み指令）及び TAC（注：技術適用委員会）アジェンダ最新版」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112303/1>

## 議題案

1.開会あいさつ及び議題の採択

2. 前回会議（2025年2月21日 SUPD（注：シングルユースプラスチック指令）、2025年10月13日 PPWR）の議事録承認

3. SUP 飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関する施行決定案（追加的リサイクル技術を考慮した改正）改訂版のプレゼン - 目標値の算出及び検証に関する規則（SUPD 第6条(5)）、並びにデータ及び情報の報告様式（SUPD 第13条(1, e)及び(4)） - 採択はまだ行なわない

4. SUPD の評価に関する最新情報

5. （注：PPWR、以下同様）第44条(14)に基づく EPR 制度への生産者の登録及び報告に関する施行法（資料は会議前に配布予定）  
欧州委員会による法案のプレゼンと意見交換

6. 食品包装における PFAS 規制に関する第5条の施行  
欧州委員会によるプレゼンと今後の対応に関する議論

7. 第7条(10)に規定される同等性評価の方法論を確立する施行法案策定を支援するための作業部会の設置

欧州委員会によるプレゼン

8. 生産者定義を考慮した EPR 制度への参加義務の適用日

欧州委員会によるプレゼンと意見交換

9. その他の事項

10. 次回会議

「IA（注：施行法）のリサイクル含有量」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112305/1>

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112309/1>

「包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40 に基づく拡大生産者責任のための統一された登録及び報告フォーマットの確立に関する、XXX 付欧州委員会施行規則（EU）…/…」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112869/1>

コミトロジー・レジスタ「2026 年 2 月 6 日ハイブリッド TAC（注：技術適応委員会）会議案内」 2026 年 1 月 19 日

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%29166>

「2026 年 2 月 6 日廃棄物技術適応委員会(シングルユースプラスチック指令)会議議題案」  
2026 年 1 月 16 日

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/core/api/integration/ers/514160/112868/1/attachment>

1. 議題の採択

2. 2026 年 1 月 16 日 TAC 会議議事録

3. SUP 飲料ボトルにおける再生プラスチック含有量に関する施行決定案（新たなリサイクル技術を考慮した改訂） - 目標値の算定及び検証に関するルール（SUPD 第 6 条(5)）、並びにデータ及び情報の報告様式（SUPD 第 13 条(1, e)及び第 13 条(4)）の採決

#### 4. その他

CEN 「CEN/TC 261/SC 4 – 包装及び環境」

[https://standards.cencenelec.eu/dyn/www/f?p=205:7:0::::FSP\\_ORG\\_ID:6473&cs=15F41C9B62F6E42ED3749377F32EBB14](https://standards.cencenelec.eu/dyn/www/f?p=205:7:0::::FSP_ORG_ID:6473&cs=15F41C9B62F6E42ED3749377F32EBB14)

「CEN 技術組織リスト」

<https://standards.cencenelec.eu/dyn/www/f?p=CEN:6>

「CEN/TC 261 作業プログラム」

[https://standards.cencenelec.eu/dyn/www/f?p=205:22:0::::FSP\\_ORG\\_ID:6242&cs=11E50AC7FE0FBAFAC4C329BC19A340E65](https://standards.cencenelec.eu/dyn/www/f?p=205:22:0::::FSP_ORG_ID:6242&cs=11E50AC7FE0FBAFAC4C329BC19A340E65)

プロジェクト参照	▲▼ 状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
<b>FprCEN/TS XXXX-1</b> (WI=00261546) 包装 - リサイクルのための設計 - パート 1: 木製包装のリサイクル性を評価するための プロセスと設計基準	起草中	2025-08- 29	2025-08- 29	2025-09- 30	
<b>FprCEN/TS XXXX-2</b> (WI=00261547) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート 2: 木製包装の試験プロトコル	起草中	2025-08- 29	2025-08- 29	2025-09- 30	
<b>FprEN 18120-1</b> (WI=00261514) 包装 - プラスチック包装のリサイクルを考 慮した設計 - パート 1: プラスチック包装の リサイクルを考慮した設計の定義と原則	承認	2023-05- 15	2025-07- 18	2025-11- 13	2025-07- 18
<b>FprEN 18120-10</b> (WI=00261517) 包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 10: プラスチック包装のリサイクル 性評価プロセス - PET ボトルのプロトコル	承認	2023-05- 15	2025-07- 18	2025-11- 13	2025-07- 18
<b>FprEN 18120-11</b> (WI=00261515) 包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 11: プラスチック包装のリサイクル	承認	2023-05- 15	2025-07- 18	2025-11- 13	2025-07- 18

プロジェクト参照	▲▼ 状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
<p>性評価プロセス - PET 硬質包装(ボトルを除く)のprotocols</p> <p><b>FprEN 18120-12</b> (WI=00261516)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 12:プラスチック包装のリサイクル 性評価プロセス - PE 及び PP 硬質包装の protocols</p>	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<p><b>FprEN 18120-13</b> (WI=00261520)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 13:プラスチック包装のリサイクル 性評価プロセス - PE 及び PP 軟包装の protocols</p>	承認	2023-05-15	2025-07-22	2025-11-13	2025-07-22
<p><b>FprEN 18120-14</b> (WI=00261518)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 14:プラスチック包装のリサイクル 性評価プロセス - PS 及び XPS 硬質包装の protocols</p>	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<p><b>FprEN 18120-15</b> (WI=00261519)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 15:プラスチック包装のリサイクル 性評価プロセス - EPS 包装のprotocols</p>	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<p><b>FprEN 18120-3</b> (WI=00261510)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 3:プラスチック包装の選別性の評価プロセス</p>	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<p><b>FprEN 18120-4</b> (WI=00261513)</p> <p>包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 4:PET ボトルのガイドライン</p>	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18

プロジェクト参照	▲▼ 状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
<b>FprEN 18120-5</b> (WI=00261511) 包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 5:PET 硬質包装(ボトルを除く)のガイドライン	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<b>FprEN 18120-6</b> (WI=00261512) 包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 6:PE 及び PP 硬質包装のガイドライン	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<b>FprEN 18120-7</b> (WI=00261507) 包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 7:PE 及び PP 軟包装のガイドライン	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<b>FprEN 18120-8</b> (WI=00261508) 包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 8:PS 及び XPS 硬質包装のガイドライン	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<b>FprEN 18120-9</b> (WI=00261509) 包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 9:EPS 包装のガイドライン	承認	2023-05-15	2025-07-18	2025-11-13	2025-07-18
<b>prCEN/TR 13504 rev</b> (WI=00261463) 包装 - 材料回収 - リサイクル材の最小含有量の基準	準備中		2020-03-25		
<b>prCEN/TR 13686 rev</b> (WI=00261462) 包装 - 包装廃棄物からのエネルギー回収の最適化	準備中		2020-03-25		
<b>prCEN/TR 1460 rev</b> (WI=00261464) 包装 - 使用済み包装からのエネルギー回収	準備中		2020-03-25		

プロジェクト参照	状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
<b>prCEN/TS 13688 rev</b> (WI=00261470) 包装 - 材料リサイクル - リサイクルの持続的阻害を防ぐための物質及び材料の要件に関する報告書	起草中	2025-03-26	2025-03-26	2025-09-24	
<b>prCEN/TS XXX</b> (WI=00261549) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート 2: 繊維包装の試験プロトコル	起草中	2025-09-18	2025-09-18	2025-11-09	
<b>prEN</b> (WI=00261469) 包装 - リサイクル及びリサイクル測定のためのプラスチック包装の品質等級	準備中		2020-04-25		
<b>prEN 12726</b> (WI=00261526) ガラス包装 - 内部シールと不正開封防止カプセル用に口径 18.5 mm のネック仕上げ	照会中	2024-05-13	2025-08-21	2025-11-13	2026-02-23
<b>prEN 13429 rev</b> (WI=00261529) 包装 - 再利用	起草中	2024-10-11	2024-10-11	2025-02-07	2026-07-24
<b>prEN 13432 rev</b> (WI=00261479) 包装 - 堆肥化及び生分解により回収可能な包装の要件 - 包装の最終受入れに関する試験計画及び評価基準	準備中		2021-02-15		2025-11-14
<b>prEN 13590</b> (WI=00261525) 包装 - 各種小売商品の輸送用フレキシブルキャリアバッグ - 容積及び収容能力の測定に関する一般的な特性及び試験方法	承認	2024-05-13	2025-09-05	2025-11-06	2026-02-23
<b>prEN 13698-2 rev</b> (WI=00261482) パレット製造仕様 - パート 2: 1000 mm x 1200 mm の平らな木製パレットの構造仕様	準備中		2021-03-29		2026-01-09

プロジェクト参照	状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
<b>prEN 13698-2 rev</b> (WI=00261486) パレット製造仕様 - パート 2:1000 mm x 1200 mm の平らな木製パレットの構造仕様	準備中		2022-01- 24		2023-11- 02
<b>prEN 15384-1 rev</b> (WI=00261541) 包装 - フレキシブルアルミニウムチューブ の内部コーティングの多孔度を測定するた めの試験方法 - パート 1:塩化ナトリウム 試験	起草中	2025-04- 16	2025-04- 16	2025-08- 13	2027-01- 27
<b>prEN 15385 rev</b> (WI=00261542) 包装 - フレキシブルラミネート及び押出成 形プラスチックチューブ - ヘッド溶接の強 度を決定するための試験方法	起草中	2025-04- 16	2025-04- 16	2025-08- 13	2027-01- 27
<b>prEN 15543</b> (WI=00261490) ガラス包装 - ボトルの仕上げ - 非炭酸飲 料ボトルのねじ山仕上げ	承認	2022-12- 13	2024-04- 04	2024-09- 24	2024-09- 24
<b>prEN 16292 rev</b> (WI=00261530) ガラス包装 - ネジ仕上げ - 凹型ネジ	起草中	2025-01- 01	2025-01- 01	2025-04- 30	2026-10- 14
<b>prEN ISO 16103</b> (WI=00261524) 包装 - 危険物輸送用包装 - リサイクルプ ラスチック材料の使用条件(ISO/DIS 16103:2025)	照会中	2024-03- 26	2025-10- 16	2026-01- 06	2026-09- 07
<b>prEN ISO 445 rev</b> (WI=00261527) 資材搬送用パレット - 語彙	起草中	2024-07- 19	2024-07- 19	2025-01- 20	2026-09- 02
<b>prEN ISO 6591-1</b> (WI=00261528) 包装 - 寸法及び測定方法 - パート 1:空 の紙袋(ISO/DIS 6591-1:2025)	承認	2024-09- 25	2025-06- 02	2026-02- 02	2026-02- 02

プロジェクト参照	状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
prEN ISO 6599-1 (WI=00261544) 包装 - 試験のための準備 - パート 1: 紙袋 (ISO/DIS 6599-1:2025)	照会中	2025-06-20	2025-08-28	2025-11-21	2026-07-22
prEN ISO 8351-1 rev (WI=00261554) 包装 - 袋の規格方法 - 第 1 部: 紙袋	起草中	2025-10-08	2025-10-08	2026-04-08	2027-11-18
prEN ISO 8367-1 (WI=00261545) 包装 - 一般用袋の寸法公差 - パート 1: 紙袋 (ISO/DIS 8367-1:2025)	照会中	2025-06-20	2025-09-04	2025-11-25	2026-07-27
(WI=00261467) 包装 - 包装に含まれる 4 種の重金属及びその他の危険物質の測定及び検証、並びに環境への放出に関する要件 - パート 1: 包装に含まれる 4 種の重金属の測定及び検証に関する要件	準備中		2020-03-25		
(WI=00261552) 包装 - プラスチック包装製品のリサイクル設計 - 生分解性プラスチック製の硬質包装のリサイクル設計ガイドライン	起草中	2025-09-29	2025-09-29	2026-03-29	
(WI=00261533) 包装 - リサイクルのための設計 - パート 1: ガラス包装のリサイクル性を評価するためのプロセスと設計基準	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-08	
(WI=00261540) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート 2: アルミニウム包装の試験プロトコル	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261548) CEN/TS XXXX, 包装 - リサイクルのための設計 - パート 1: 繊維包装のリサイクル性を評価するためのプロセスと設計基準	起草中	2025-09-19	2025-09-19	2025-10-30	

プロジェクト参照	▲▼ 状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
(WI=00261538) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート2: ガラス包装の試験プロトコル	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261537) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート2: スチール包装の試験プロトコル	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261543) 包装 - リサイクルのための設計 - パート1: 包装のリサイクル性を評価するためのプロセスと設計基準の定義と一般原則	起草中	2025-05-16	2025-05-16	2025-08-05	
(WI=00261539) 包装 - リサイクルのための設計 - パート1: アルミニウム包装のリサイクル性を評価するためのプロセスと設計基準	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261535) 包装 - リサイクルのための設計 - パート1: 紙及び板紙包装のリサイクル性を評価するためのプロセスと設計基準	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261551) 包装 - プラスチック包装製品のリサイクル設計 - 生分解性プラスチック製の軟包装のリサイクル性評価プロセス	起草中	2025-09-29	2025-09-29	2026-03-29	
(WI=00261531) 包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート2: 紙及び板紙包装の試験プロトコル	起草中	2025-04-23	2025-04-23	2025-08-05	
(WI=00261553) 包装 - 生分解性プラスチック製の軟包装のリサイクル設計ガイドライン	起草中	2025-09-29	2025-09-29	2026-03-29	

プロジェクト参照	状況	開始日	現状	次の段階	採択予想日
(WI=00261532) 包装 - リサイクルのための設計 - パート 2: 包装の分別可能性の評価プロセス	起草中	2025-04- 23	2025-04- 23	2025-08- 05	
(WI=00261536) 包装 - リサイクルのための設計 - パート 1: スチール包装のリサイクル性を評価する ためのプロセスと設計基準	起草中	2025-04- 23	2025-04- 23	2025-08- 05	
(WI=00261534) 包装 - プラスチック包装のリサイクルを考 慮した設計 - 硬質 PET、PE、PP、PS、XPS、 EPS 以外の包装に関する推奨事項	起草中	2025-04- 23	2025-04- 23	2025-09- 15	
(WI=00261550) 包装 - プラスチック包装製品のリサイクル 設計 - 生分解性プラスチック製の硬質包 装のリサイクル性評価プロセス	起草中	2025-09- 29	2025-09- 29	2026-03- 29	

プロジェクト紹介

<b>資料</b>	FprCEN/TS XXXX-2
<b>タイトル</b>	包装 - リサイクルを考慮した設計 - パート 2: 木製包装の試験プロ トコル
<b>作業アイテム No</b>	00261547
<b>要約/範囲</b>	この文書は、包装ユニットのうち、本体と一体化された部品から構成さ れ、主に木材で作られた部分、及び主に木材で作られた個別の部品 について、その設計と最先端のリサイクルプロセスとの適合性に関す る評価プロセスの要件を規定する。包装のリサイクル性を評価するた めのプロセスの定義と一般原則、及び設計基準は、CEN/TS YYYY-1

に記載されている。関連する具体的なプロセスと設計基準は、GEN/TS XXXX-1に記載されている。

**状況** 起草中

**資料 文献**

**発効日 (DAV)**

**ICS**

**偏差**

**特有の国の状況**

**資料** FprEN 18120-1

**タイトル** 包装 - プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計 - パート 1: プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計の定義と原則

**作業アイテム No** 00261514

**要約/範囲** この文書は、リサイクルを考慮した設計のための枠組みと原則を提供するものであり、プラスチック包装の特性と、適用される収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性レベルを特定し、その適合性レベルを記述することで評価するための文献を提供する。この文献は、主にプラスチック製の包装及び主にプラスチック製の個別部品を対象とする。各ポリマー及びフォーマットに対するガイドラインとプロトコルについて、一貫したアプローチを提供することを目的としている。

**状況** 承認

**資料 文献**

発効日 (DAV)

13.030.50 - Recycling

ICS

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-10

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 10: プラスチック  
包装のリサイクル性評価プロセス - PET ボトルのプロトコル

作業アイテム No

00261517

要約/範囲

この文書は、主に PET で作られたボトルの設計とリサイクルプロセスの適合性に関する評価プロセスの要件を規定する。PET 以外の材料で作られた包装部品及び補助部品も、リサイクルプロセスとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

13.030.50 - Recycling

ICS

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-11

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 11: プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス - PET 硬質包装(ボトルを除く)のプロトコル

作業アイテム No

00261515

要約/範囲

この文書は、この文書のパート 4 に概説される PET ボトルの定義に該当しない硬質 PET 包装の評価プロセスに関する要件を規定する。具体的には、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの設計の適合性、及び材料と比較した払出物の特性評価について規定する。PET 以外の材料で作られた包装構成成分及び包装部品も、PET ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象範囲に含まれる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

資料

FprEN 18120-12

**タイトル**

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 12: プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス - PE 及び PP 硬質包装のプロトコル

**作業アイテム No**

00261516

**要約/範囲**

この文書は、包装本体が主に PE 又は PP で構成されているあらゆる硬質包装の設計、及び硬質 PE 又は硬質 PP で構成されている個々の部品の設計について、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及びリサイクル材の用途における利用可能性の観点から考察する。PE 及び PP 以外の材料で構成されている包装構成材及び包装部品も、PE 又は PP ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

**状況**

承認

**資料 文献**

**発効日 (DAV)**

13.030.50 - Recycling

**ICS**

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

**偏差**

**特有の国の状況**

**資料**

FprEN 18120-13

**タイトル**

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 13: プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス - PE 及び PP フレキシブル包装のプロトコル

**作業アイテム No**

00261520

**要約/範囲**

この文書は、包装本体が主に PE 又は PP で作られた軟包装、及び主に軟質 PE 又は軟質 PP で作られた個々の部品の評価プロセスに関する要件を規定している。これらの要件は、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの設計の適合性、及び材料と比較した払出物の特性評価に関するものである。PE 及び PP 以外の材料で作られた包装構成成分及び包装部品も、PE 又は PP ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

**状況**

承認

**資料 文献**

**発効日 (DAV)**

**ICS**

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

83.080.20 - Thermoplastic materials

**偏差**

**特有の国の状況**

**資料**

FprEN 18120-14

**タイトル**

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 14: プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス - PS 及び XPS 硬質包装のプロトコル

**作業アイテム No**

00261518

**要約/範囲**

この文書は、包装本体が主に PS 又は XPS で作られ、かつ個々の部品が主に硬質 PS 又は XPS で作られた硬質包装の評価プロセスに関する要件を規定する。この文書は、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及び材料と比較した払出物の特性評価に関するも

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

のである。PS 及び XPS 以外の材料で作られた包装構成材料及び包装部品も、PS 又は XPS ポリマーのリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象範囲に含まれる。

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

資料

FprEN 18120-15

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 15: プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス - EPS 包装のプロトコル

作業アイテム No

00261519

要約/範囲

この文書は、重量の面で主要構成部品が主に EPS で構成されているあらゆる硬質包装について、設計とリサイクルプロセスの適合性に関する評価プロセスの要件を規定する。EPS 以外の材料で作られた包装構成部品及び包装部材も、ポリマーのリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象範囲に含まれる。特に明記されていない限り、読みやすさを考慮し、「EPS 包装」には常に「EPS 製白物家電包装及び魚箱」が含まれる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

13.030.50 - Recycling

ICS

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-3

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 3: プラスチック包装の選別性の評価プロセス

作業アイテム No

00261510

要約/範囲

この文書は、プラスチック包装の選別性を評価するための試験手順と要件を規定するものであり、その設計と、使用されるプラスチックの最新の収集・選別プロセスとの適合性に関するものである。この文書は、選別プロセスを受ける場合の、主にプラスチック材料で作られた包装及び主にプラスチック材料で作られた個別の包装部品を対象とする。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

13.030.50 - Recycling

ICS

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-4

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 4: PET  
ボトルのガイドライン

作業アイテム No

00261513

要約/範囲

この文書は、包装ユニット本体が主に PET で作られたボトルの設計、及び PET で作られた個々の部品の設計を対象とし、その設計と最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及び用途におけるリサイクル材の利用可能性について評価する。PET 以外の材料で作られた包装構成材料及び包装部品も、PET ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-5

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 5: PET 硬質包装(ボトルを除く)のガイドライン

作業アイテム No

00261511

要約/範囲

この文書は、この文書のパート 4 で概説されている PET ボトルの定義に該当しない硬質 PET 包装の設計について、その設計と最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及びリサイクル材の用途における利用可能性について規定する。PET 以外の材料で作られた包装構成材料及び包装部品についても、PET ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-6

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 6: PE 及び PP 硬質包装のガイドライン

作業アイテム No

00261512

**要約/範囲**

この文書は、包装ユニット本体が主に PE 又は PP で作られた硬質包装の設計、及び硬質 PE 又は硬質 PP で作られた個々の部品の設計を対象とし、その設計と最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及び用途におけるリサイクル材の利用可能性について評価する。PE 及び PP 以外の材料で作られた包装構成材及び包装部品も、PE 又は PP ポリマーのリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

**状況**

承認

**資料 文献**

**発効日 (DAV)**

**ICS**

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

**偏差**

**特有の国の状況**

**資料**

FprEN 18120-7

**タイトル**

包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 7: PE 及び PP 軟包装のガイドライン

**作業アイテム No**

00261507

**要約/範囲**

この文書は、包装本体が主に PE 又は PP で構成されているあらゆる軟包装の設計、及び主に軟質 PE 又は軟質 PP で構成されている個々の部品の設計を対象とし、その設計と最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及びリサイクル材の用途における利用可能性について検討する。PE 及び PP 以外の材料で作られた包装構成材料

状況

及び包装部品も、PE 又は PP ポリマーのリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-8

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクル設計 - パート 8:PS 及び XPS  
硬質包装のガイドライン

作業アイテム No

00261508

要約/範囲

この文書は、包装ユニット本体が主に PS 又は XPS で構成されているあらゆる硬質包装の設計、及び硬質 PS 又は XPS で構成されている個々のコンポーネントの設計を対象とし、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及び用途におけるリサイクル材の有用性について評価する。PS 及び XPS 以外の材料で作られた包装構成材料及び包装部品も、PS 又は XPS ポリマーのリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

13.030.50 - Recycling

ICS

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

FprEN 18120-9

タイトル

包装 - プラスチック包装のリサイクルのための設計 - パート 9: EPS  
包装のガイドライン

作業アイテム No

00261509

要約/範囲

この文書は、主要構成部品(重量ベース)が主に EPS で構成されているあらゆる硬質包装の設計について、最先端の収集、選別、リサイクルプロセスとの適合性、及び用途におけるリサイクル材の有用性の観点から考察する。EPS 以外の材料で作られた包装構成材及び包装部品も、ポリマーリサイクルとの適合性を評価する必要があるため、この文書の対象となる。特に明記されていない限り、読みやすさを考慮し、「EPS 包装」には常に「EPS 製白物家電包装及び魚箱」が含まれる。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

13.030.50 - Recycling

55.020 - Packaging and distribution of goods in general

偏差

特有の国の状況

資料

prCEN/TR 13504 rev

タイトル

包装 - 材料回収 - リサイクル材の最低含有量の基準

作業アイテム No

00261463

要約/範囲

このレポートでは、適切な種類の包装におけるリサイクル材の最小含有量の基準を取り上げ、リサイクル材料の許容レベルに影響を与える基準と、そうした含有量を監視する方法論を取り上げる。

状況

準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prCEN/TR 13686 rev

タイトル 包装 - 包装廃棄物からのエネルギー回収の最適化

作業アイテム No 00261462

要約/範囲 このレポートの目的は、エネルギー回収の最適化を可能にするために、包装及び包装廃棄物の特性を特定して定義することである。

状況 準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料 prCEN/TR 1460 rev

タイトル 包装 - 使用済み包装からのエネルギー回収

作業アイテム No 00261464

要約/範囲 範囲はない

状況 準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prCEN/TS 13688 rev

タイトル

包装 - マテリアルリサイクル - リサイクルの持続的阻害を防ぐための物質及び材料の要件に関するレポート

作業アイテム No

00261470

要約/範囲

このレポートは、リサイクル活動に持続的な支障をきたす可能性のある物質及び材料の例をいくつか示し、EN 13430 規格に定められた評価要件の理解を支援することを目的としている。このレポートでは、リサイクルプロセスに問題を引き起こしたり阻害したりする物質又は材料、或いはリサイクル材の品質に影響を与える物質又は材料について説明している。これらの物質又は材料に対する技術的解決策は、近い将来に開発されないと考えられている。但し、これらの例は、リサイクル活動が地域や州によって異なる可能性があること、技術が絶えず変化していること、そしてリサイクル材料の用途によっても、これらの物質又は材料が問題となるかどうかが決まるという事実によって限定されている。

状況

起草中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prCEN/TS XXX

タイトル

包装 – リサイクルを考慮した設計 – パート 2: 繊維包装の試験プロ  
トコル

作業アイテム No

00261549

要約/範囲

この文書は、包装ユニットのうち、本体と一体化された部品から構成され、主に繊維で作られた部分、及び主に繊維で作られた個別の部品について、その設計と最先端のリサイクルプロセスとの適合性に関する評価プロセスの要件を規定する。包装のリサイクル性を評価するためのプロセスの定義と一般原則、及び設計基準は、CEN/TS YYYY-1に記載される。関連する具体的なプロセスと設計基準は、CEN/TS XXXX-1に記載される。

状況

起草中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN

タイトル

包装 - リサイクル及びリサイクル測定のためのプラスチック包装の品質等級

作業アイテム No

00261469

要約/範囲

この規格は、主にリサイクル用プラスチック包装(分別済み包装又は十分に高い品質の未分別包装)の品質基準の策定に焦点を当てている。重要な要素は、構成、対象材料と非対象材料(製品関連と非製品関連の両方)、純度、不純物、リサイクルの障害の定義である。関連パラメータは、EPR スキームとリサイクル業者の間で定義する必要がある。この規格は、既存の 2 つの規格を参考にしている - EN 643: リサイクル用紙及び板紙の欧州標準グレード一覧: リサイクル工場に入る収集/分別済み材料に対する EU 規格の受け入れ概念 - EN 15347: プラスチック廃棄物の特性評価: 市場の仕様の一部もこの規格に基づいている: プラスチックに特別な規定特性を使用するため。この規格は更に、リサイクル業者が材料をどのように処理するかを説明するフレームワークも提供する。

状況

準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 12726

タイトル

ガラス包装 - 内部シールと不正開封防止カプセル用に口径 18.5 mm のネック仕上げ

作業アイテム No

00261526

要約/範囲

この文書は、炭酸ガス含有量が 1.2g CO<sub>2</sub>/l 以下のワインを収容し、内部シールを備えたガラス瓶のストッパー及びカプセルの口部フィニッシュの寸法を規定する。フィニッシュの高さは 14mm と 16mm の 2 種類が提案されており、最も一般的なものは 16mm である。注: 炭酸ガス含有量が 1.2g CO<sub>2</sub>/l を超える場合は、ガラスメーカー、ストッパーメーカー、及び包装・充填業者の間で合意された適切な容器とストッパーが必要となる。

状況

照会中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

55.100 - Bottles, Pots, Jars

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 13429 rev

タイトル

包装 - 再利用

作業アイテム No

00261529

要約/範囲

この欧州規格は、包装を再利用可能と分類するための要件を規定し、関連システムを含むこれらの要件への適合性を評価する手順を定め

状況

ている。この規格単独では適合性の推定はできない。この規格の適用手順は、EN 13427 に記載される。

起草中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 13432 rev

タイトル

包装 - 堆肥化及び生分解により回収可能な包装の要件 - 包装の最終受入れに関する試験計画及び評価基準

作業アイテム No

00261479

要約/範囲

この欧州規格は、包装材及び包装材料の堆肥化可能性及び嫌気性処理可能性を判断するための要件及び手順を規定しており、以下の4つの特性に焦点を当てている。1) 生分解性、2) 生物学的処理中の分解性、3) 生物学的処理プロセスへの影響、4) 得られる堆肥の品質への影響。異なる成分から構成される包装材において、一部は堆肥化可能で一部は不可能な場合、包装材自体は全体として堆肥化可能ではないとされる。

状況

準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 13590

タイトル

包装 - 各種小売商品の輸送用フレキシブルキャリーバッグ - 容積及び収容能力の測定に関する一般的な特性及び試験方法

作業アイテム No

00261525

要約/範囲

この文書は、様々な小売品の輸送に使用される、持ち手付きフレキシブルレジ袋の容積及び収容能力を測定するための一般的な特性及び試験方法を規定する。この文書は、以下のものに適用可能である。 - 紙、熱可塑性材料、及び／又はその他の軟質材料で作られたレジ袋。 - あらゆる形状及び寸法のレジ袋。 - 持ち手付き又は持ち手なしのレジ袋。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

55.080 - Sacks. Bags

偏差

特有の国の状況

資料	prEN 13698-2 rev
タイトル	パレット製造仕様 - パート 2:1000 mm x 1200 mm の平らな木製パレットの構造仕様
作業アイテム No	00261482
要約/範囲	この欧州規格は、輸送、保管、取り扱い、又は交換用途に適した、1000mm×1200mmの平板型再利用可能な木製パレット(二層式、非反転式、4方向出し入れ、9ブロックスキッド、外周ベース)の製造特性を規定する。また、製造及び表示に関するいくつかの要件を規定し、安全性の問題にも対処している。
状況	準備中
資料 文献	
発効日 (DAV)	
ICS	
偏差	
特有の国の状況	

資料	prEN 13698-2 rev
タイトル	パレット製造仕様 - パート 2:1000 mm x 1200 mm の平らな木製パレットの構造仕様
作業アイテム No	00261486

要約/範囲

この欧州規格は、輸送、保管、取り扱い、又は交換用途に適した、1000mm×1200mmの平板型再利用可能な木製パレット(二層式、非反転式、4方向出し入れ、9ブロックスキッド、外周ベース)の製造特性を規定している。また、製造及び表示に関するいくつかの要件を規定し、安全性の問題にも対処する。

状況

準備中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 15384-1 rev

タイトル

包装 - フレキシブルアルミニウムチューブの内部コーティングの多孔度を測定するための試験方法 - パート 1: 塩化ナトリウム試験

作業アイテム No

00261541

要約/範囲

この欧州規格は、主に医薬品、化粧品、衛生用品、食品、その他の家庭用品の包装に使用される、内部コーティングされた円筒形及び円錐形のアルミニウムチューブに適用される。内部コーティングはバリアとして使用され、アルミニウムと製品との接触を避ける必要がある。この規格では、内部コーティングの品質の基準の 1 つとして、電解質の導電率を検出する塩化ナトリウム法を規定する。注:内部コーティングの電解質の導電率は、内部コーティングの品質を評価するための 1 つの基準に過ぎない。孔やコーティングされていない領域の数やサイズ

に関する情報は提供されず、アルミニウムチューブと製品の間で発生する可能性のある反応のヒントも提供されない。電解質の導電率は、内部コーティングの品質評価の唯一の基準として使用してはならず、常に、フィルムの厚さ、アセトン及び/又はアンモニア耐性、そして言うまでもなく拡張安定性研究の結果などの他のパラメータと併用する必要がある。

状況

起草中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 15385 rev

タイトル

包装 - フレキシブルラミネート及び押出成形プラスチックチューブ -  
ヘッド溶接の強度を決定するための試験方法

作業アイテム No

00261542

要約/範囲

この欧州規格は、フレキシブルラミネートチューブ及び押出成形プラスチックチューブの頭部溶接部の強度を測定する方法を規定する。包装用途のフレキシブルラミネートチューブ及び押出成形プラスチックチューブに適用される。

状況

起草中

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

55.120 - Cans. Tins. Tubes

偏差

特有の国の状況

資料

prEN 15543

タイトル

ガラス包装 - ボトルの仕上げ - 非炭酸飲料ボトルのねじ山仕上げ

作業アイテム No

00261490

要約/範囲

この文書は、飲料やその他の非炭酸飲料製品のボトルのキャップに使用される「BVP」と呼ばれる一連のねじ山仕上げの寸法を規定する。これには、標準及びロングスカート盗難防止仕上げに使用される主なサイズが含まれる。注:この仕上げは、水平に保管される液体には適していない。

状況

承認

資料 文献

発効日 (DAV)

ICS

55.100 - Bottles. Pots. Jars

偏差

特有の国の状況

資料	prEN 16292 rev
タイトル	ガラス包装 - ネジ仕上げ - 凹型ネジ
作業アイテム No	00261530
要約/範囲	この欧州規格は、金属、プラスチック、及び金属プラスチック製のクロージャーにおける全てのスクリューデッキ仕上げのねじ山形状を規定している。凹型ねじは、金型パーティングライン及びその近傍のねじ山深さを低減するために、連続ねじ仕上げに使用できる。凹型ねじは、クロージャーがネック仕上げ上に形成される、28mm を超えるロールオンピルファープルーフ(ROPP)タイプの仕上げにのみ使用される。
状況	起草中
資料 文献	
発効日 (DAV)	
ICS	
偏差	
特有の国の状況	

資料	prEN ISO 16103
タイトル	包装 - 危険物輸送用包装 - 再生プラスチック材料の使用条件 (ISO/DIS 16103:2025)
作業アイテム No	00261524

**要約/範囲**

ISO 16103:2005 は、危険物輸送用包装材に使用される再生プラスチック材料の製造に関する要件と試験方法を規定する。これには、品質保証プログラムに関するガイダンスも含まれる。

**状況**

照会中

**資料 文献**

ISO 16103 (EQV)

**発効日 (DAV)**

**ICS**

13.300 - Protection against dangerous goods  
55.020 - Packaging and distribution of goods in general

**偏差**

**特有の国の状況**

**資料**

prEN ISO 445 rev

**タイトル**

資材搬送用パレット - 語彙

**作業アイテム No**

00261527

**要約/範囲**

ISO 445:2013 は、ユニットロード方式のマテリアルハンドリングにおけるパレットに関する用語を定義する。また、ユニットロードハンドリングとスリップシートに関する用語を列挙した参考となる附属書も含まれる。

**状況**

起草中

**資料 文献**

ISO 445 (EQV)

**発効日 (DAV)**

ICS

偏差

特有の国の状況

資料

prEN ISO 6591-1

タイトル

包装 — 寸法及び測定方法 — パート 1: 空紙袋 (ISO/DIS 6591-1:2025)

作業アイテム No

00261528

要約/範囲

紙袋の説明と寸法指定は 10 桁の数字で示される。測定方法に必要な機器、サンプリング、手順、試験報告書も規定される。

状況

承認

資料 文献

ISO 6591-1 (EQV)

発効日 (DAV)

ICS

55.080 - Sacks. Bags

偏差

特有の国の状況

資料

prEN ISO 6599-1

タイトル	包装 - 試験のための準備 - パート 1: 紙袋 (ISO/DIS 6599-1:2025)
作業アイテム No	00261544
要約/範囲	原理は、空の袋を調湿雰囲気日晒すことで、袋と調湿雰囲気の間で温度と水分含有量の平衡状態を達成することである。調湿雰囲気は表に記載される。機器、手順、試験報告書も規定されている。
状況	照会中
資料 文献	ISO 6599-1 (EQV)
発効日 (DAV)	
ICS	55.080 - Sacks. Bags
偏差	
特有の国の状況	

資料	prEN ISO 8351-1 rev
タイトル	包装 - 袋の規格方法 - 第 1 部: 紙袋
作業アイテム No	00261554
要約/範囲	紙袋の発注時に指定すべき特性のチェックリストを提供する。この発注仕様は袋の説明のみを対象としており、定量的な性能要件については規定していない。主に ISO 6590-2 に規定されている種類の紙袋に適用することを目的としている。
状況	起草中

資料 文献 ISO 8351-1 (EQV)

発効日 (DAV)

ICS

偏差

特有の国の状況

資料 prEN ISO 8367-1

タイトル 包装 - 一般用袋の寸法公差 - パート 1: 紙袋 (ISO/DIS 8367-1:2025)

作業アイテム No 00261545

要約/範囲 ISO 6590-1 で定義されている紙袋の以下の寸法の許容差が指定されている: 層の坪量、袋の長さ、袋の幅、持ち手の幅、持ち手付き袋の円周、底の幅、バルブの幅、バルブスリーブの先端の位置、袋の印刷位置。

状況 照会中

資料 文献 ISO 8367-1 (EQV)

発効日 (DAV)

ICS 55.080 - Sacks. Bags

偏差

特有の国の状況

「CEN 標準化プロセスの理解」 2024 年 2 月

[https://experts.cen.eu/media/Experts/Trainings/2024/2\\_cen\\_understanding-the-standardization-process.pdf](https://experts.cen.eu/media/Experts/Trainings/2024/2_cen_understanding-the-standardization-process.pdf)